

令和2年11月定例会

# 長 崎 県 議 会 会 議 録

長 崎 県 議 会



令和2年11月定例会

令和2年11月定例会日程表（結果）

月 日	曜	内 容 等	備 考
11.25	水	<p>議会運営委員会  <b>本会議</b>（議案上程）            （開会、会期決定、会議録署名議員指名、議長報告〔立皇嗣の礼に係る賀詞奉呈の件〕、予算決算委員長報告、質疑・討論、採決、発議第197号上程、質疑・討論、採決、議案一括上程（第122号議案乃至第159号議案）、知事議案説明、第155号議案、質疑・討論、採決、第159号議案委員会付託、休憩）</p> <p>常任委員会（総務、文教厚生）            議会運営委員会  <b>本会議</b>（再開、委員長審査結果報告、質疑・討論、採決、散会）            常任委員会（総務、文教厚生、環境生活建設、農水経済）</p>	質問通告締切
26	木	（議案調査）	
27	金	（議案調査）	質問通告内容事前調整期限
28	土		
29	日		
30	月	（議案調査）	請願受付締切
12.1	火	<b>本会議</b> （開議、一般質問、散会）	予算総括質疑通告締切
2	水	<b>本会議</b> （開議、一般質問、散会）	陳情受付締切
3	木	<b>本会議</b> （開議、一般質問、議案・請願委員会付託、散会）	会派・議員提出決議案等締切
4	金	（議案調査）	
5	土		
6	日		
7	月	（議案調査）	
8	火	常任委員会・予算決算委員会（分科会） （総務、文教厚生、環境生活建設、農水経済）	
9	水	常任委員会・予算決算委員会（分科会） （総務、文教厚生、環境生活建設、農水経済）	
10	木	常任委員会・予算決算委員会（分科会） （総務、環境生活建設、農水経済） 常任委員会（文教厚生）	
11	金	常任委員会・予算決算委員会（分科会） （総務）	
12	土		

月 日	曜	内 容 等	備 考
1 3	日		
1 4	月		
1 5	火	観光振興・交通対策特別委員会	
1 6	水	予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会 人口減少・雇用対策特別委員会	
1 7	木	観光振興・交通対策特別委員会 離島・半島地域振興特別委員会	
1 8	金	議会運営委員会 <b>本会議</b> （議案採決） （開議、追加議案上程（第160号議案）、知事追加議案 説明、第121号議案、質疑・討論、採決、委員長審査 結果報告、質疑・討論、採決、意見書上程、質疑・ 討論、採決、議員派遣第82号上程、採決、議会閉会 中委員会付託事件の採決、閉会）	

（会期 24日間）

# 目 次

## 第1日目（11月25日）本会議（議案上程）

一、議事日程	1
一、出席議員	2
一、説明のため出席した者	2
一、開 議	3
一、会期の決定	3
一、会議録署名議員指名	3
一、議長報告（全国都道府県議会議長会より、永年勤続功労者表彰、並びに 知事専決事項報告）	3
一、立皇嗣の礼に係る賀詞奉呈の件・決定	3
一、上記・議長・賀詞朗読（天皇陛下へ奉呈する賀詞、皇嗣殿下へ奉呈する賀詞）	3
一、予算決算委員長・審査結果報告（認定第1号「令和元年度長崎県一般会計決算及び 各特別会計決算の認定について」、認定第2号「令和元年度長崎県港湾整備事業会計 決算の認定について」及び認定第3号「令和元年度長崎県交通事業会計決算の認定に ついて」）	4
一、上記・認定第1号について、質疑・討論	6
一、堀江ひとみ議員、上記・認定第1号について、反対討論	6
一、中島浩介議員、上記・認定第1号について、賛成討論	6
一、上記・認定第1号・認定	8
一、上記・認定第2号・認定	8
一、上記・認定第3号・認定	8
一、議会運営委員会より、発議第197号「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例の一部を改正する条例案」・提出	8
一、上記・発議第197号・原案可決	8
一、議案一括上程（第122号議案乃至第159号議案）	8
一、上記・知事議案説明	8
一、上記・第155号議案「長崎県教育委員会の委員の任命について議会の同意を 求めることについて」・原案同意	15
一、上記・第159号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」・ 総務委員会及び文教厚生委員会に付託	15
一、休 憩	15
一、再 開	15

## △委員長報告

一、総務委員長報告	15
一、文教厚生委員長報告	16

一、第159号議案・原案可決	17
一、散 会	17
<b>常任委員会〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕</b>	
第2日目（11月26日）（議案調査）	
第3日目（11月27日）（議案調査）	
第4日目（11月28日）	
第5日目（11月29日）	
第6日目（11月30日）（議案調査）	
第7日目（12月 1日）本会議	
一、議事日程	19
一、出席議員	20
一、説明のため出席した者	20
一、開 議	21
<b>△県政一般に対する質問</b>	
一、八江利春議員質問	21
・中村知事就任10年を経ての令和3年度予算編成について（令和3年度予算の重点施策について）	21
（来年度の予算において、どのようなところに重点を置いて施策を展開しようとしているのか）	21
・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた予算編成について	21
（令和3年度予算編成において、税収等の減収が想定される中、新型コロナ対策にどのように対処するのか）	22
・新型コロナウイルス感染拡大防止と医療関係団体との連携強化と長崎県の新たな取組について	22
（医療関係団体との連携について、県としてどのように連携強化を考えているのか）	22
・観光分野における新型コロナ感染拡大の影響と今後の対策について（観光産業における感染症の影響と今後の対策について）	22
（観光産業におけるこれまでの新型コロナウイルスの影響と今後の対策について）	22
・今後のクルーズ船の受入れについて	22
（今後のクルーズ船の受入れについて、県の考え方を）	23
・九州新幹線西九州ルート フル規格化への大詰めの推進活動について	23
（これまでどのような方針で政府・与党への要望に取り組んできて、今後、どのような戦略で取り組むのか）	23
（佐賀県に対して、これまでの対応状況を踏まえ、今後、どのように働きかけていくのか）	23
・飛躍せよ、長崎県農林業の振興について	23
（新たな「ながさき農林業・農山村活性化計画」の策定に当たり、今後農林業をどのように振興していく考えか）	24

(県はスマート農業をどのように推進していくのか) ……………	24
・移住、リモートワーク、並びにワーケーションの推進と取組について ……………	24
(今後の移住者増を見据え、県及び市町において、リモートワーク等の受入れに ついて、どのように取り組んでいくのか) ……………	24
・飛躍するドローンの普及と本県の取組、産業の活性化について(ドローン 普及による産業の活性化について) ……………	24
(ドローンの普及について、県の取組の状況やドローン産業の活性化をどのように 行っていくのか) ……………	24
・ドローンの登録制度と免許制度について ……………	24
(ドローンの登録制度と免許制度について、今後の県の対応はどのようなものか) ……	25
・長崎県住宅供給公社が施行管理する諫早西部台団地等の計画見直しについて (県営西諫早団地〔ニュータウン〕の現状と今後の計画について) ……………	25
(県営西諫早団地の再整備をどのような方針で検討していくのか。また、再整備に 際し、ニュータウン全体のニーズへの対応をどのように考えているのか) ……………	25
・諫早西部台団地(グリーンヒルズ)の現状と今後の計画について ……………	25
(諫早西部台団地の住宅以外への活用の考え、今後の整備スケジュールはどうなって いるか) ……………	25
・諫早駅前まちづくりの支援対策について(諫早駅前ターミナル跡地活用について) …	26
(諫早バスターミナルの跡地利用に対する考え方と検討状況について) ……………	26
・県央振興局見直しの進捗状況について ……………	26
(今年度中に実施案を策定する旨を公表していたが、現在の進捗状況はどうか) ……	26
知事答弁 ……………	26
総務部長答弁 ……………	29
文化観光国際部長答弁 ……………	29
農林部長答弁 ……………	30
地域振興部長答弁 ……………	30
企画部長答弁 ……………	31
土木部長答弁 ……………	31
交通局長答弁 ……………	32
八江利春議員質問 ……………	32
・長崎県のコロナ対策について ……………	32
・クルーズ船の入港について ……………	32
・諫早駅前のバスターミナルの件について ……………	32
・県央振興局の建て替えの問題について ……………	32
・売却も含めて検討するようだが、跡地の方針をいつ決定するのかについて聞きたい…	32
交通局長答弁 ……………	32
八江利春議員質問 ……………	32
・諫早西部台団地(グリーンヒルズ)について ……………	33
土木部長答弁 ……………	33
八江利春議員質問 ……………	33

土木部長答弁	33
八江利春議員質問	34
・ 県は、政府・与党に佐賀県が考える課題の解決に向けた方策を示すよう求めており、先日開かれた与党P T西九州ルート検討委員会では、負担を軽減するための方法を今後議論することとなったが、このような動きについて、どう考えるか	34
知事答弁	34
一、休 憩	35
一、再 開	35
一、山本啓介議員質問	35
・ 総合計画及び重点戦略の推進について（次期総合計画の策定について）	36
（様々な変化の中で市町や関係団体の意見反映や策定後の意識共有をどう図るか）	36
・ 重点戦略の推進について	36
（県は観光事業者の経営の実態について把握しているのか）	36
（県は全ての観光事業者を個別に評価し、市町と連携して支援する仕組みを構築することも一つの方策になりえないか）	36
（コロナ禍を踏まえた来年度の観光の重点戦略について）	37
・ 九州新幹線西九州ルートの整備について	37
（佐賀県が考える、財政負担や在来線などの課題について、どのように取り組んでいくのか）	37
（全線フル規格の整備によって得られる可能性について、どのように考えるか）	37
・ 統合型リゾート施設（I R）の整備について	37
（九州というスクラムがしっかりと組めているのか）	37
（I R事業者が決定されるまでの間に、I R事業者等との接触ルールを含め、公平性・公正性をどのように確保されようとしているのか）	38
・ 県庁舎跡地の活用について	38
（県庁舎跡地の歴史について）	38
・ コロナウイルス感染症対策について	38
（本県における、感染の主な原因はG o T oトラベルなのか、また、そのことが何か影響を及ぼしているのか）	38
（年末年始にかけて帰省する方とその家族等に対して、的確・具体的なお願いを発信する必要があるのではないか）	39
・ 石木ダムの整備について	39
（防災・減災の面からの石木ダムの役割と、現在の工事の進捗状況について）	39
（治水・利水両面から必要性をアピールすることが必要ではないか、さらに、河床掘削等の代替案と比べても石木ダムが有効であることについて、改めて説明が必要では）	39
・ 行財政改革について	39
（効率的な運営を行う観点から、民間人を活用して、業務の棚卸し等を行う必要があると考えるが、県の見解は）	39
・ 犯罪被害者等支援対策について	39

(長崎県犯罪被害者等支援計画の改訂に向け、どのように進めていくのか) ……………	39
(市町における犯罪被害者等支援の環境整備のため、県には、広域的な調整が 求められると思うが、県の見解は) ……………	40
・国境離島地域の振興について ……………	40
(国境離島地域で雇用増につながる事業拡大等を支援する雇用機会拡充事業に関して、 これまでの成果や課題を踏まえた本県独自の取組の次年度に向けた検討状況に ついて) ……………	40
知事答弁 ……………	40
文化観光国際部長答弁 ……………	42
企画部長答弁 ……………	43
地域振興部長答弁 ……………	43
福祉保健部長答弁 ……………	44
土木部長答弁 ……………	44
総務部長答弁 ……………	45
県民生活環境部長答弁 ……………	45
地域振興部政策監答弁 ……………	46
山本啓介議員質問 ……………	46
・司法の場においては、一定の結論が出ておりますが、ふるさとにおける、 これからの地域づくりを進めていく対話も検討する必要があるのではないか ………	46
知事答弁 ……………	47
山本啓介議員質問 ……………	47
・国境離島地域においては、現状維持で精いっぱい事業者の経営環境に目を向け、 県が市町や民間団体と一緒に知恵を絞り、雇用増にチャレンジする人だけで なく、自ら現状をチェンジしたいと考えている人への目配りも重要であるとする が、このことについて知事の見解を尋ねる ……………	47
知事答弁 ……………	47
山本啓介議員質問 ……………	48
・重点戦略の観光について ……………	48
文化観光国際部長答弁 ……………	48
山本啓介議員質問 ……………	49
・県庁舎跡地について(森崎神社について) ……………	49
教育委員会教育長答弁 ……………	49
山本啓介議員発言 ……………	50
一、休    憩 ……………	50
一、再    開 ……………	50
一、浅田ますみ議員質問 ……………	50
・長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について(策定方法について) ………	50
(未来の長崎を形づくるために、若者や女性の活用はどのようになっているか) ……	50
企画部長答弁 ……………	51
浅田ますみ議員質問 ……………	51

企画部長答弁	52
浅田ますみ議員質問	52
• SDGsの反映のあり方について	52
(過去にカードゲームや認証制度導入を提案したが、今後はどうなのか)	52
企画部長答弁	52
浅田ますみ議員質問	53
• 長崎のデジタル変革(DX)促進のあり方について	53
(DXを推進するため、前回答弁の課題解決の現状は)	53
企画部長答弁	53
浅田ますみ議員質問	53
• どのようにデジタル変革(DX)を推進していくのか	53
企画部長答弁	54
浅田ますみ議員質問	54
平田副知事答弁	55
浅田ますみ議員質問	55
企画部長答弁	55
浅田ますみ議員質問	56
知事答弁	56
浅田ますみ議員質問	57
• リモートワークとワーケーション	57
(庁内での導入のあり方)	57
総務部長答弁	57
浅田ますみ議員質問	58
総務部長答弁	58
浅田ますみ議員質問	58
• リモートワークにおける障害者雇用	59
福祉保健部長答弁	59
浅田ますみ議員質問	59
• 未来の長崎のまちづくりについて(県庁跡地について)	59
(長年検討してきた3つの方針が変更を余儀なくされた今、どのように知事は 考えているのか)	59
知事答弁	59
浅田ますみ議員質問	60
• 県民や有識者の意見聴取のあり方について	60
地域振興部長答弁	60
浅田ますみ議員質問	61
地域振興部長答弁	62
浅田ますみ議員質問	62
地域振興部長答弁	62
浅田ますみ議員質問	62

知事答弁	63
浅田ますみ議員質問	63
・第3別館等について	63
(今後のあり方をどのように考えているのか)	63
地域振興部長答弁	63
浅田ますみ議員質問	64
・旧県営・魚の町団地について	64
(歴史ある旧県営・魚の町団地の今後をどのように考えているのか)	64
土木部長答弁	65
浅田ますみ議員質問	65
・長崎港周辺の活用について	65
(長崎港周辺のブランディングはどうなっているのか)	65
土木部長答弁	65
浅田ますみ議員質問	66
知事答弁	66
浅田ますみ議員発言	66
一、休憩	67
一、再開	67
一、深堀ひろし議員質問	67
・核兵器禁止条約に対する知事の所感について	67
(被爆地の知事としての所管、今後の取組について)	68
知事答弁	68
深堀ひろし議員質問	68
知事答弁	68
深堀ひろし議員質問	69
・次期長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について	69
(知事の決意)	69
知事答弁	69
深堀ひろし議員質問	70
・政策横断プロジェクトの新設・廃止の考え方について	70
(一般的な考え方について)	70
企画部長答弁	70
深堀ひろし議員質問	70
企画部長答弁	70
深堀ひろし議員質問	71
・各基本戦略・施策について	71
(戦略1-1「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」)	71
産業労働部政策監答弁	71
深堀ひろし議員質問	71
産業労働部政策監答弁	71

深堀ひろし議員質問	72
産業労働部政策監答弁	72
深堀ひろし議員質問	72
産業労働部政策監答弁	73
深堀ひろし議員質問	73
・戦略1-3「長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる」	74
こども政策局長答弁	74
深堀ひろし議員質問	74
こども政策局長答弁	75
深堀ひろし議員質問	75
・戦略1-4「みんなで支えあう地域を創る」	75
福祉保健部長答弁	75
深堀ひろし議員質問	75
・いじめや不登校など、児童が抱える問題等について	76
教育委員会教育長答弁	76
深堀ひろし議員質問	76
教育委員会教育長答弁	76
深堀ひろし議員質問	77
・戦略2-1「新しい時代に対応した力強い産業を育てる」	77
産業労働部長答弁	78
深堀ひろし議員質問	78
産業労働部長答弁	78
深堀ひろし議員質問	78
・戦略3-1「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」	79
地域振興部長答弁	79
深堀ひろし議員質問	79
・地域を支える情報通信基盤の整備促進について	79
企画部長答弁	80
深堀ひろし議員質問	80
・戦略3-2「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」	80
地域振興部長答弁	80
深堀ひろし議員質問	81
・戦略3-3「安全安心で快適な地域を創る」	81
危機管理監答弁	81
深堀ひろし議員質問	82
・コロナウイルス感染症について（検査体制の充実強化）	82
（季節性インフルエンザ流行期を見据えた検査体制の状況）	82
福祉保健部長答弁	82
深堀ひろし議員質問	82
福祉保健部長答弁	83

深堀ひろし議員質問	83
福祉保健部長答弁	83
深堀ひろし議員発言	83
一、散    会	83
<b>第8日目（12月2日）</b>	
一、議事日程	85
一、出席議員	86
一、説明のため出席した者	86
一、開    議	87

### △県政一般に対する質問

<b>一、久保田将誠議員質問</b>	87
・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度当初予算について	87
（令和3年度当初予算の編成について、どのような視点で取り組むのか）	87
・コロナ禍における中小企業等への支援について（中小企業の資金繰り支援について）	87
（これまでの中小企業に対する資金繰り支援の実績と、年末年始で資金が必要となる中小企業者にどのように対応するのか）	88
・福祉保健行政について（季節性インフルエンザ流行期を見据えた受診方法の周知について）	88
（11月からの新たな診察方法の周知について、現在、どのように取り組んでいるのか）	88
・企業における健康づくりについて	88
（健康経営宣言事業の取組状況について）	88
・若年性認知症施策について	88
（県内に若年性認知症の方がどれくらいおられるのか。また、県における取組の現状は）	89
・水産業の振興について（今後の水産資源の管理について）	89
（国が推進する水産資源の保存及び管理を適切に行うための施策の具体的な内容と県の取組について）	89
・漁業者の所得向上対策について	89
（漁業者の所得向上対策について、県のこれまでの取組状況と次期基本計画における展開について）	89
・養殖業の振興対策について	89
（県として、これからの養殖業の成長産業化について、どのように取り組んでいくのか）	90
・農山村の振興について（中山間地域等直接支払制度の取組状況について）	90
（中山間地域等直接支払制度を活用した共同活動の継続に向けた県の取組）	90
・農山村集落の維持・活性化対策について	90

(農山村集落に人を呼び込むための現在の取組と今後の考え方)	90
(集落で稼ぐ仕組みづくりをどのように進めていくのか)	91
・行政の見直しについて(押印の見直しについて)	91
(押印の見直しに関する県の取組状況と今後の方針は)	91
・振興局見直しについて	91
(県南地域事務所の庁舎を諫早市に置くこととした理由は)	91
・土木行政について	91
(西彼杵道路の整備について)	91
・都市再生緊急整備地域について	92
(都市再生緊急整備地域に指定されると、どのようなメリットがあるのか、また、 県として、この制度を活用することにより、長崎のまちづくりを今後どのように 進めるつもりか)	92
知事答弁	92
産業労働部長答弁	93
福祉保健部長答弁	93
水産部長答弁	94
農林部長答弁	95
総務部長答弁	96
土木部長答弁	96
久保田将誠議員質問	97
・新型コロナ感染症により社会の行動様式が大きく変化しており、各種施策の検討に あたっては、こうした変化を踏まえた取組強化を図る必要があると思うが、県の考 えは	97
総務部長答弁	97
久保田将誠議員質問	98
・県内において、新型コロナウイルスの影響で解雇者がどの程度出ているのか、 また、県は雇用対策として、どのような取組を進めているのか	98
産業労働部長答弁	98
久保田将誠議員質問	98
・先日、ながさきヘルシーアワードで表彰された企業の受賞理由と、その優良事例を どのように横展開する予定か	98
福祉保健部長答弁	99
久保田将誠議員質問	99
・県内の若年性認知症の取組の現状について伺ったが、今後の取組の方向性を お尋ねしたい	99
福祉保健部長答弁	99
久保田将誠議員質問	99
・新たな資源管理の推進にあたり、国に対して漁業者の意見を十分に聞き、説明を 行うよう要望すべきと考えるが、県の考えは	99
水産部長答弁	99

久保田将誠議員質問	99
・ 個別の漁業者の所得向上対策は、引き続き経営指導に取り組むとのことだが、 個人を支える地域の力を高めることも重要と考える	99
水産部長答弁	100
久保田将誠議員質問	100
・ 養殖業の成長産業化の取組を着実に進めていくためには、収益性の高い養殖技術の 開発等も併せて行っていく必要があるが、県としてどのように取り組んでいくのか	100
水産部長答弁	100
久保田将誠議員質問	100
・ 企業と集落とのマッチングの具体的な取組の成果は出ているのか	100
農林部長答弁	100
久保田将誠議員質問	100
・ 都市再生緊急整備地域の支援措置を具体的にどういった事業に適用する考えなのか	100
土木部長答弁	100
久保田将誠議員発言	101
一、休    憩	101
一、再    開	101
<b>一、小林克敏議員質問</b>	101
・ 妊婦応援新生児特別定額給付金事業について (知事の受け止め方について)	102
知事答弁	102
小林克敏議員質問	103
・ 妊婦やおなかの赤ちゃんに対する応援の機運醸成について	103
こども政策局長答弁	103
小林克敏議員質問	104
・ I R誘致と空港の拡張整備について (I Rのスケジュール感について)	104
知事答弁	104
小林克敏議員質問	105
・ 今後の長崎空港の施設拡充について	105
知事答弁	105
小林克敏議員質問	106
・ 水陸機動団誘致について (水陸機動団を誘致する理由)	106
知事答弁	106
小林克敏議員質問	107
危機管理監答弁	107
小林克敏議員質問	107
・ 既存施設を活用した誘致について	107
危機管理監答弁	108

小林克敏議員質問	108
・新防衛大臣への要望活動について	108
知事答弁	109
小林克敏議員質問	109
・(旧)五島産業汽船の航路問題の検証について	109
(経営破綻における県の認識について)	109
地域振興部長答弁	110
小林克敏議員質問	110
地域振興部長答弁	110
小林克敏議員質問	110
地域振興部長答弁	110
小林克敏議員質問	111
地域振興部長答弁	111
小林克敏議員質問	111
地域振興部長答弁	111
小林克敏議員質問	111
地域振興部長答弁	111
小林克敏議員質問	112
・(旧)五島産業汽船の経営破綻の原因について	112
地域振興部長答弁	112
小林克敏議員質問	112
・補助金交付における県のチェック機能の問題点について	113
地域振興部長答弁	113
小林克敏議員質問	113
地域振興部長答弁	113
小林克敏議員質問	113
地域振興部長答弁	114
小林克敏議員質問	114
地域振興部長答弁	114
小林克敏議員質問	114
地域振興部長答弁	114
小林克敏議員質問	114
地域振興部長答弁	114
・経営破綻の検証(第三者委員会の設置)について	115
地域振興部長答弁	115
小林克敏議員発言	115
一、休憩	115
一、再開	115
一、ごうまなみ議員質問	116
・子宮頸がんワクチンについて	116
(県として、HPVワクチンの予防接種について、どのように考えているのか)	116

・ 不育症治療とがん患者の妊孕性について（不育症治療について）	116
（県として、不育症の方へ経済的支援を行う考えはないか）	117
・ がん患者の妊孕性について	117
（本県においてもがん患者の妊孕性温存の支援を行う考えがないのか）	117
・ ケアラー支援について（支援者支援の必要性への認識と実態把握について）	117
（支援者支援の必要性への県の認識と、県において支援者の実態を把握している のか）	118
・ 聴覚障がい児の支援について	118
（聴覚障害児への支援について、県はどのように考えているのか）	118
・ 防災対策について（野母崎など半島地域での高齢者の避難への支援について）	118
（自力での避難に苦慮する高齢者の避難所までの移動手手段の確保対策と 地区防災計画に対する県の考えについて）	118
・ ペットとの同行が可能な避難所について	119
（ペットとの同行が可能な避難所の設置について、市町へ働きかけを行っていくとの 答弁がなされたが、その後の進展はどうか）	119
・ 犬猫の殺処分減少に向けた取り組みについて	119
（殺処分数を減らすため、県で行っている野良猫の不妊化の取り組み状況は どうなっているか）	119
・ ユニバーサルツーリズムと障がい者スポーツの振興について（ユニバーサル ツーリズムについて）	119
（長崎空港内に開設するユニバーサルツーリズムセンターの概要について）	120
・ 障がい者スポーツの振興について	120
（健常者だけでなく、障害者スポーツの合宿についても積極的に誘致に取り組む 姿勢が必要ではないか）	120
・ ワークেশョン・移住について	120
（移住実績における家族構成等の内訳はどうなっているか。また、子育て世代の 移住を促進するため、これまでどのような取組を行ってきたか。さらに、子育 て世代の移住者が安心して生活でき、定住につながるようフォローしていく取 組が必要と考えるが、県の考えは）	121
（ワークেশョンにおいても、子育て世代が気軽に参加できるような環境づくりが 将来的な移住にも結びついていくものと考えているが、現在どのような取組が行われ ているのか）	121
・ ひとり親家庭の支援制度について	121
（コロナ禍の中、ひとり親家庭からの相談状況はどうなっているのか）	121
（ひとり親世帯に支給されている臨時特別給付金について、支給状況はどうなっ ているのか、また、できるだけ漏れなく申請していただくため、どのような対応を 行っているのか）	121
（YELLながさきの認知度を高めるためにどのように周知を行うのか）	121
知事答弁	122
福祉保健部長答弁	122

こども政策局長答弁	123
危機管理監答弁	124
県民生活環境部長答弁	125
文化観光国際部長答弁	126
地域振興部長答弁	126
ごうまなみ議員質問	126
・ケアラー支援について（本県独自でやっていく考えはないか）	127
福祉保健部長答弁	127
ごうまなみ議員質問	127
・県庁における家族の介護を行う職員のための休暇制度の利用状況や、その他の支援策について、お尋ねしたい	127
総務部長答弁	127
ごうまなみ議員質問	128
・短期の介護休暇の取得状況について	128
総務部長答弁	128
ごうまなみ議員質問	128
・殺処分を減らすためにもボランティアによる地域猫活動が円滑に進むよう、地域猫活動について、県民に周知していく必要があるのではないか	129
県民生活環境部長答弁	129
ごうまなみ議員質問	129
県民生活環境部長答弁	129
ごうまなみ議員質問	129
・子宮頸がんワクチンについて（国から個別の通知が13市町で実施、または実施予定、残りの8市町が未定、その原因は何か）	130
福祉保健部長答弁	130
ごうまなみ議員質問	130
・半島地域での高齢者の避難所までの移動手段について（県タクシー協会との連携協定について）	130
危機管理監答弁	130
ごうまなみ議員質問	130
・障害者スポーツの件について（パラローイングについて）	130
文化観光国際部長答弁	131
ごうまなみ議員発言	131
一、休憩	131
一、再開	131
一、山本由夫議員質問	131
・島原半島に関する重要なインフラ整備の状況について（道路整備について）	132
（島原道路の進捗状況と今後の見通しについて）	132
・農地の基盤整備事業について	132
（島原半島における農地の基盤整備事業の実施状況、島原市で実施中の地区の	

進捗状況及び今後の新規地区の予定について) ……………	132
(令和3年度の国の農業農村整備事業の概算要求の状況と県の予算確保に向けた 取組について) ……………	132
・長崎県地方機関再編における島原振興局の見直しについて(島原振興局の見直しに 対する知事の所見) ……………	132
(島原振興局の見直しに対する所見を) ……………	133
・職員の規模について ……………	133
(再編前と再編後の、長崎・県央・島原の人員体制はどうなっているのか) ……………	133
・行財政効果について ……………	133
(再編の行財政効果をどう試算し、メリット、デメリットをどのように考えて いるのか) ……………	133
・住民や市・職員の意見について ……………	133
(市などの意見をどの程度聴取したのか、また、どのような意見だったのか) ……………	133
・今後のスケジュール、進め方について ……………	133
(今後、どういうスケジュールで、どういう手続きを踏むのか) ……………	133
・観光・物産分野におけるコロナ対策の事業効果について(事業予算の執行状況と 事業効果について) ……………	133
(コロナ対策事業の執行状況と事業効果について) ……………	133
・物産の事業効果を持続させるための取り組みについて ……………	134
(キャンペーン終了後の販売促進対策について) ……………	134
・ウィズコロナ・アフターコロナにおける観光振興策について ……………	134
(熊本県等からの航路を活用した観光客誘致の取組状況と今後、有明海を活用した コースができないか) ……………	134
・地域包括ケアシステムについて(各圏域の構築状況と課題について) ……………	134
(令和元年度の各圏域の構築状況はどうだったのか。また、今回の評価における 県全体の、また各圏域の課題をどのように分析しているか) ……………	134
・介護人材の確保対策について ……………	134
(介護人材の確保に関して、現在どのように取り組んでいるのか。また、今後 どのように取り組んでいくのか) ……………	135
・生活支援コーディネーターについて ……………	135
(本県の各圏域の生活支援コーディネーターの配置状況と活動状況は) ……………	135
・施策の立案における統計データの利活用について(現状と今後の取り組みに ついて) ……………	135
(本県の各種施策の立案における統計データの利活用の現状と今後の取り組みに ついて) ……………	135
知事答弁 ……………	135
土木部長答弁 ……………	136
農林部長答弁 ……………	136
総務部長答弁 ……………	137
文化観光国際部長答弁 ……………	138

福祉保健部長答弁	139
県民生活環境部長答弁	140
山本由夫議員質問	141
・島原振興局の見直しについて	141
(県の現在の考え方は、振興局の現場や地元市町、関係団体の意見を反映して いないと感じる。また今年度末には決められてしまうという危機感が非常に 強いため、弾力的な対応ができないか、問いたい)	141
総務部長答弁	141
山本由夫議員質問	142
・職員数は全体で790名のうち30名の削減に過ぎない。また庁舎についても借上げる など様々な選択肢がある。諫早から遠いため移動する職員の時間ロスと移動コスト がかさむなど、かえって非効率になるのではないかという疑問がある	142
総務部長答弁	143
山本由夫議員質問	144
・本庁から遠く、過疎地で地域振興が遅れている離島・半島にこそ振興局が必要で あり、管理部門の集約は理解するが、農林業や土木部門の人員や機能をできる限 り現地に残すとともに、振興局の名称についても残してほしい	144
総務部長答弁	144
山本由夫議員質問	144
知事答弁	144
山本由夫議員質問	145
・観光振興について(県内の観光の強化について)	145
文化観光国際部長答弁	145
山本由夫議員質問	146
・安全・安心のPRについて	146
文化観光国際部長答弁	146
山本由夫議員質問	146
・プラチナ世代に焦点をあてて、地域包括ケアシステムへの住民参加の促進を図る 取組が必要であると考えるが、県の見解と今後の取組をお尋ねする	146
福祉保健部長答弁	147
山本由夫議員質問	147
・中学校段階における福祉教育の現状はどうなっているのか	147
教育委員会教育長答弁	147
山本由夫議員発言	147
一、散 会	148
<b>第9日目(12月3日)本会議</b>	
一、議事日程	149
一、出席議員	150
一、説明のため出席した者	150
一、開 議	151

## △県政一般に対する質問

一、饗庭敦子議員質問	151
・社会的孤立について（ひきこもり支援について）	151
（ひきこもり支援の現状と課題 アウトリーチ型の支援について）	151
（ひきこもり地域支援センターへの相談について 県民への相談窓口の周知に ついて）	152
（長崎県子ども・若者総合相談センター「ゆめおす」について）	152
・児童虐待・親の孤立支援について	152
（11月の児童虐待防止推進月間における本県の取り組みについて）	152
（新型コロナウイルス感染拡大の影響について）	152
（児童相談所の体制について）	152
・自殺対策について	152
（コロナ禍における自殺対策の本県の取り組みについて）	152
（私立高の自殺について）	153
（自殺予防相談窓口について）	153
知事答弁	153
福祉保健部長答弁	154
こども政策局長答弁	154
福祉保健部長答弁	155
総務部長答弁	155
福祉保健部長答弁	156
饗庭敦子議員質問	156
・アウトリーチ型支援の県の取組状況について	156
福祉保健部長答弁	156
饗庭敦子議員質問	157
・中高年のひきこもりについて	157
福祉保健部長答弁	157
饗庭敦子議員質問	157
・「ゆめおす」について	157
福祉保健部長答弁	157
饗庭敦子議員質問	158
・相談窓口を一本化して、それぞれその後につなげていくという考え方が、 よりひきこもりの方が相談しやすいのではないか	158
福祉保健部長答弁	158
饗庭敦子議員質問	158
福祉保健部長答弁	158
饗庭敦子議員質問	158
・児童虐待・親の孤立支援について	158
・児童相談所の体制について	158

福祉保健部長答弁	159
饗庭敦子議員質問	159
・負担軽減を図るために、児童相談所のA I 技術を活用した児童虐待対応は 考えられないか	159
こども政策局長答弁	159
饗庭敦子議員質問	159
・自殺対策について (児童生徒への自殺防止について、どうしているのか)	159
教育委員会教育長答弁	159
饗庭敦子議員質問	160
・警察行政について(パワハラ問題について) (佐世保署の男性警官自殺)	160
・ストーカーやD V対策について (北松浦郡佐々町の事件について)	160
警察本部長答弁	160
饗庭敦子議員質問	160
・具体的な対策について	161
警察本部長答弁	161
饗庭敦子議員質問	161
・ハラスメントに関するアンケートについて	161
警察本部長答弁	161
饗庭敦子議員質問	162
・働き方改革について(時間外労働の実態と対策) (各部局の時間外労働について) (過重労働について) (県教職員の働き方改革について)	162
・人口減少対策について (県内就職について)	162
・非正規労働者の正社員化について (県の考えを伺う)	162
総務部長答弁	162
教育委員会教育長答弁	163
産業労働部政策監答弁	163
饗庭敦子議員質問	164
・過重労働防止には、どのように取組んでいるのか	164
総務部長答弁	164
饗庭敦子議員質問	164
・目標達成というのが目前にあり、それが選考し、持ち帰り残業などの課題があり、 実態が反映されていないんじゃないかという現場の声も聞くが、実質的な働き方 改革につながっているのか	164

教育委員会教育長答弁	164
饗庭敦子議員質問	164
・ 新型コロナウイルス「第3波」に備えた県の取り組み	165
(感染拡大を想定し、しっかりと備えておく必要があると思うが、知事の見解を)	165
知事答弁	165
饗庭敦子議員質問	165
・ 経済対策をどのように考えているのか	165
総務部長答弁	165
饗庭敦子議員質問	166
・ 西彼杵道路、長崎南北幹線道路、国道207号について	166
(今後の見通しについて)	166
土木部長答弁	166
饗庭敦子議員発言	166
一、休    憩	166
一、再    開	166
一、大場博文議員質問	166
・ 長崎県の今後の新型コロナウイルスの対応方針と取り組みについて (本県の 今後の方針について)	167
(社会経済活動に制限をかけないために、今後どのように対応していくのか)	167
・ 県内の病院等の体制について	167
(本県の「第3波」に備えた検査体制や医療提供体制の現在の状況や取り組みに ついて)	167
・ 県内中小企業への対応について	167
(新型コロナウイルス感染症の影響を乗りきるための、県内中小企業、特に 飲食業などサービス産業の事業者の取組に対する県の対応について)	168
・ 観光振興について (今後の観光客受け入れに向けた取り組みについて)	168
(今後の観光客受け入れに対する取り組みについて)	168
・ 2022年佐賀・長崎デスティネーションキャンペーンについて	168
(デスティネーションキャンペーン開催に向けての取組について)	168
(県内各地域も恩恵を受けるようにすることも必要ではないか)	168
・ ワークーションに対する県の考えについて	168
(ワークーションは企業にも雇用者にもメリットがあるが、受け入れることにより、 本県が得られるメリットについて、どう考えているか)	169
・ TeamNagasakiSafetyとの連携について	169
(TeamNagasakiSafetyの取り組みに対する県の考えは)	169
・ 島原半島の振興について (島原振興局の統合について)	169
(振興局見直しにより、島原道路等の整備、農業生産基盤の整備等について、 どのようにするのか)	169
・ 島原道路の取り組みと半島内の道路網の整備について	170
(半島の脆弱な道路状況の解決のため、半島全体の道路網の整備への取組は必要と	

考えるが、県の考えを)	170
・過疎法の延長について	170
(新たな過疎法制定に係るこれまでの要望活動の取組状況と国等の検討状況について)	170
・漁業の振興について	170
(ウィズコロナの中において、県として水産物の販売拡大対策について、どのように取り組んでいくのか)	170
(陸上養殖施設の取水環境の改善や栽培漁業施設の整備も、今後、必要であるが、県としてどのように考えるか)	171
・本県の特定技能等外国人材のコロナ禍での状況について	171
(農業の生産現場における技能実習生と特定技能外国人材の現状はどうか)	171
・災害対策について(宿泊施設との災害協定の活用について)	171
(宿泊施設との災害協定に関する今後の運用方法と活用促進に対する県の見解について)	171
・県立の教育施設について(県立世知原少年自然の家の検討状況について)	171
(世知原少年自然の家の廃止表明後の検討状況はどのようになっているか)	171
知事答弁	172
福祉保健部長答弁	172
産業労働部長答弁	172
文化観光国際部長答弁	173
地域振興部長答弁	174
総務部長答弁	174
土木部長答弁	175
地域振興部政策監答弁	175
水産部長答弁	176
農林部長答弁	176
危機管理監答弁	177
教育委員会教育長答弁	177
大場博文議員質問	177
・コロナウイルス感染拡大防止について、再度、知事の決意を	177
知事答弁	178
大場博文議員質問	178
・コロナ収束後を見据え、今後、インバウンドの受入れに向けて、どのように取り組んでいくのか	178
文化観光国際部長答弁	178
大場博文議員質問	179
・島原振興局の統合について	179
総務部長答弁	179
大場博文議員質問	179
・過疎法の延長について	180

（島原市の旧有明町に係る状況について）	180
地域振興部政策監答弁	180
大場博文議員質問	180
・世知原少年自然の家について	181
（今後、教育委員会として、地元との話をどのように進めていくつもりか）	181
教育委員会教育長答弁	181
大場博文議員発言	181
一、休憩	181
一、再開	181
一、議長報告（知事より、発言訂正の申し出〔大場議員の一般質問における答弁に おいて、一部、訂正したい旨の申し出〕）	181
一、知事発言	181
<b>一、堀江ひとみ議員質問</b>	182
・知事の政治姿勢について（核兵器禁止条約の発効確定に対する見解）	182
（核兵器禁止条約を批准する国が50か国に達し条約の発効が確定した。知事の 見解は）	182
知事答弁	182
堀江ひとみ議員質問	183
・被爆県ナガサキの知事として、国に対し、核兵器禁止条約の批准を求める考えは ないか	183
知事答弁	183
堀江ひとみ議員質問	183
知事答弁	184
堀江ひとみ議員質問	184
・陸上自衛隊・水陸機動団の誘致について	184
（水陸機動団は「日本版海兵隊」であり、アメリカ軍と一緒に殴りこむ恐ろしい 部隊ではないか。被爆県ナガサキの知事が誘致を求めることではないと思うが、 どうか）	184
知事答弁	184
堀江ひとみ議員質問	185
・石木ダム事業について	185
（「こうばるで生きていく」と住民は決意している。工事を中断し、反対住民と 話し合いをする考えはないか）	185
知事答弁	186
堀江ひとみ議員質問	186
知事答弁	186
堀江ひとみ議員質問	186
・行政代執行が可能になっている現在、行政代執行に対する知事の見解	187
知事答弁	187
堀江ひとみ議員質問	187

・ 県民の暮らしを下支えする土木事業について（長崎市・急傾斜地崩壊対策工事） ……	187
（「こんなに変わるなら同意書に署名はしなかった」との県民の思いに対する見解は）	187
土木部長答弁 ……	188
堀江ひとみ議員質問 ……	188
・ 境界線を明らかにする対応は取られているか ……	188
土木部長答弁 ……	188
堀江ひとみ議員質問 ……	188
土木部長答弁 ……	188
堀江ひとみ議員質問 ……	188
・ 諫早市・西部台（第一工区）における一宅地の擁壁工事 ……	188
（県民が擁壁の損傷に気づき、改修工事实施と原因究明を求めた時、長崎県は どのような対応をとったか） ……	188
土木部長答弁 ……	189
堀江ひとみ議員質問 ……	189
・ 県住宅供給公社に賠償命令が出たことは、違法な工事であったということであり、 改修工事命令を長崎県は出すべきに対する見解 ……	189
土木部長答弁 ……	189
堀江ひとみ議員質問 ……	189
土木部長答弁 ……	189
堀江ひとみ議員質問 ……	190
土木部長答弁 ……	190
堀江ひとみ議員質問 ……	190
土木部長答弁 ……	190
堀江ひとみ議員質問 ……	190
・ サンゴ漁業の許可について ……	190
（漁業許可が死亡した父親から息子へ相続された事例で、サンゴ漁をやったことが ない息子が船舶も乗組員も入れ替えて漁をすることを、長崎県が許可したのは問 題がないのかとの意見に対する見解） ……	190
水産部長答弁 ……	191
堀江ひとみ議員質問 ……	191
・ 障がい者にやさしい公共交通機関について（ＪＲ九州のダイヤ改正により、車椅子 利用者が「予約なしでは列車を利用できない時間帯が発生すること」への見解） ……	191
（障がい者にやさしい公共交通機関の観点から、事前の予約がなければ乗車できない ことをどう考えるか） ……	192
福祉保健部長答弁 ……	192
堀江ひとみ議員質問 ……	192
福祉保健部長答弁 ……	192
堀江ひとみ議員質問 ……	192
・ 現状の制度の中で、急な乗車の場合は乗客が乗車する便を遅らせることになる 場合もあるが、対応は可能である。現行制度を徹底してほしいとの声を、ＪＲ	

九州へ届ける考えはあるか。J R各駅の営業時間（窓口）を、ダイヤ改正以前 に戻してほしいとの声を、J R九州へ届ける考えはあるか	192
地域振興部長答弁	193
堀江ひとみ議員質問	193
地域振興部長答弁	193
堀江ひとみ議員質問	193
地域振興部長答弁	193
堀江ひとみ議員質問	194
・ J R各駅の開業時間（窓口）を、ダイヤ改正前に戻してほしいとの声を、 J R九州へ届ける考えはあるか	194
地域振興部長答弁	194
堀江ひとみ議員質問	194
地域振興部長答弁	194
堀江ひとみ議員質問	194
地域振興部長答弁	195
堀江ひとみ議員発言	195
一、休    憩	195
一、再    開	195
一、宮島大典議員質問	195
・ 新型コロナウイルス感染症対策関連（“第3波”到来に対する認識と臨む姿勢に ついて）	195
（現下の状況を本県として、どう認識し、どのように対処をしていくのか）	196
・ 医療・検査体制について	196
（県内では、感染拡大に応じて、どのような入院医療体制を確保していくのか、また、 医療提供体制への影響が大きい重症患者用の病床数の確保状況はどのようになって いるのか）	196
（県内におけるPCR等検査の体制をどのように構築しようとしているのか）	196
（県として、高齢者施設の感染予防対策について、どのように考えているのか）	197
（新型コロナウイルス感染を想定した救急医療体制はどのようになっているのか、 また、年末年始の地域の医療体制について、どのように対応しようとしている のか）	197
・ 経済・雇用・生活対策について	197
（これまで様々な支援を実施しているが、観光業の回復状況をどのように捉えて いるのか）	197
（GoToトラベル終了後の切れ目ない対策の実施など、県の今後の方針は）	197
（コロナ禍における今年度の就職内定状況を踏まえ、どのような就職支援を行って いくのか）	197
（慰労金の支給状況について）	198
（医療・介護従事者等の方々のため、さらに支援が必要ではないか）	198
・ 教育行政について	198

(これから冬を迎えるにあたり、生徒の感染防止対策について、どのように 実行しようとしているのか、県教育委員会の指導強化に向けた方針は)	198
(今後の学校行事の取組について、どのように考えているのか)	198
(教育研修や保護者を含めたICTリテラシーの構築など課題の解決に向け、事業の 進捗状況と今後目指す方針について、教育委員会の見解を)	198
・観光振興について（IRの推進について）	198
(アフターコロナを見据えたIR誘致について、どのように考えているのか)	198
(安全安心ネットワーク協議会の設置目的と今後の取組について、どのように 考えているのか)	199
・西海国立公園の利活用について	199
(西海国立公園は、海を利用した受入環境の整備や利用の促進が重要と考えるが、 県としてどのように考えているのか)	199
・観光振興インフラ整備について	199
(観光振興を図る道路整備について)	199
・県北地域の文化芸術、スポーツの振興について（芸術文化の振興について）	200
(県北地域における芸術文化の振興について)	200
・スポーツの振興について	200
(県北地域におけるスポーツの振興について)	200
・安全安心の地域づくりについて（消防団の充実強化について）	200
(県における地域防災力の向上のための消防団に対する、これまでの取組と今後の 方針について)	201
知事答弁	201
福祉保健部長答弁	202
文化観光国際部長答弁	203
総務部長答弁	204
教育委員会教育長答弁	205
企画部長答弁	206
県民生活環境部長答弁	206
土木部長答弁	206
危機管理監答弁	206
宮島大典議員質問	207
・GoToキャンペーンが実施されていても、自粛生活のもと頑張っておられる 医療・介護等従事者の方々に対し、知事からおねぎらいの言葉をいただければ 励みになると考える	207
知事答弁	207
宮島大典議員質問	208
・IR事業について	208
(来年度の予算に向けて、交通体系、インフラ整備をパッケージとして内外に しっかりと打ち出していく必要があるのではないかと)	208
企画部長答弁	208

宮島大典議員質問	209
・ 県北地域における文化芸術、スポーツの振興について	209
( 県北の様々な施設整備を含めた振興策に積極的に取り組んでいただきたいが、知事の 見解を)	209
知事答弁	209
宮島大典議員発言	210
一、議案(第122号議案乃至第154号議案及び第156号議案乃至第158号議案)・ 委員会付託	210
一、第5号請願(介護・障害福祉サービス報酬単価の引上げと、人材確保に資する 処遇改善施策の拡充と弾力化に関する請願書)ほか2件・文教厚生委員会及び 農水経済委員会に付託	210
一、散 会	210
第10日目(12月 4日)	
第11日目(12月 5日)	
第12日目(12月 6日)	
第13日目(12月 7日)	
第14日目(12月 8日) 常任委員会・予算決算委員会(分科会) (総務、文教厚生、環境生活建設、農水経済)	
第15日目(12月 9日) 常任委員会・予算決算委員会(分科会) (総務、文教厚生、環境生活建設、農水経済)	
第16日目(12月10日) 常任委員会・予算決算委員会(分科会) (総務、環境生活建設、農水経済) 常任委員会(文教厚生)	
第17日目(12月11日) 常任委員会・予算決算委員会(分科会)(総務)	
第18日目(12月12日)	
第19日目(12月13日)	
第20日目(12月14日)	
第21日目(12月15日) 観光振興・交通対策特別委員会	
第22日目(12月16日) 予算決算委員会(分科会長報告、採決) 議会運営委員会 人口減少・雇用対策特別委員会	
第23日目(12月17日) 離島・半島地域振興特別委員会	
第24日目(12月18日) 議会運営委員会 本会議(議案採決)	
一、議事日程	211
一、出席議員	212
一、欠席議員	212
一、説明のため出席した者	212
一、開 議	213
一、追加議案上程(第160号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第11号)」・	

議会運営委員会において了承のうえ、委員会付託、並びに質疑・討論省略	213
一、上記・第160号議案・原案可決	213

## △委員長報告

一、総務委員会の付託議案について審議（総務委員会委員長報告については、後ほど書面にて配付）	213
一、各議案・原案可決	214
一、文教厚生委員会の付託案件について審議（文教厚生委員会委員長報告については、後ほど書面にて配付）	214
一、各議案・原案可決、各請願・採択	214
一、環境生活建設委員会の付託議案について審議（環境生活建設委員会委員長報告については、後ほど書面にて配付）	214
一、各議案・原案可決	214
一、農水経済委員会の付託案件について審議（農水経済委員会委員長報告については、後ほど書面にて配付）	214
一、第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」に対する討論については、後ほど書面にて配付（堀江ひとみ議員・反対討論、ごうまなみ議員・賛成討論）	214
一、上記・第153号議案・原案可決	214
一、各議案・原案可決、請願・採択	214
一、予算決算委員会の付託議案について審議（予算決算委員会委員長報告については、後ほど書面にて配付）	214
一、第156号議案・原案可決	215
一、第157号議案・原案可決	215
一、第158号議案・原案可決	215
一、その他の議案・原案可決	215
一、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議・提出	215
一、上記・各動議・可決	215
一、山田朋子議員ほか7名より、「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書案」・動議提出	215
一、上記・動議・提案理由説明及び討論については、後ほど書面にて配付（堤典子議員・提案理由説明、山本啓介議員・反対討論、堀江ひとみ議員・賛成討論、宮本法広議員・反対討論）	215
一、上記・動議・否決	215
一、八江利春議員ほか42名より、「特定複合観光施設（IR）区域整備にかかる意見書案」・動議提出	215
一、上記・動議・提案理由説明及び討論については、後ほど書面にて配付（中島浩介議員・提案理由説明、堀江ひとみ議員・反対討論、大場博文議員・賛成討論）	215
一、上記・動議・可決	216

一、議員派遣第82号・決定	216
一、各委員会から議会閉会中の付託事件の申し出・決定	216
一、閉 会	216



# 第 1 目 目



# 議 事 日 程

第 1 日 目

- 
- ◇ ◇
- 1 開 会
  - 2 開 議
  - 3 会 期 決 定
  - 4 会議録署名議員指名
  - 5 議 長 報 告
  - 6 立皇嗣の礼に係る賀詞奉呈の件
  - 7 予算決算委員長報告、質疑・討論、採決
  - 8 発議第197号上程、質疑・討論、採決
  - 9 第122号議案乃至第159号議案一括上程
  - 10 知事議案説明
  - 11 第155号議案 質疑・討論、採決
  - 12 第159号議案委員会付託
  - 13 委員長審査結果報告
  - 14 第159号議案 質疑・討論、採決
  - 15 散 会

令和2年11月25日（水曜日）

出席議員（45名）

- 1番 宮島大典君
- 2番 宮本法広君
- 3番 赤木幸仁君
- 4番 中村泰輔君
- 5番 饗庭敦子君
- 6番 堤典子君
- 7番 下条博文君
- 8番 山下博史君
- 9番 北村貴寿君
- 10番 浦川基継君
- 11番 久保田将誠君
- 12番 石本政弘君
- 13番 中村一三君
- 14番 大場博文君
- 15番 山口経正君
- 16番 麻生隆君
- 17番 川崎祥司君
- 18番 坂本浩君
- 19番 深堀ひろし君
- 20番 山口初實君
- 21番 近藤智昭君
- 22番 宅島寿一君
- 23番 松本洋介君
- 24番 ごうまなみ君
- 25番 山本啓介君
- 26番 前田哲也君
- 27番 山本由夫君
- 28番 吉村洋君
- 29番 大久保潔重君
- 30番 中島浩介君
- 欠番
- 32番 山田博司君
- 33番 堀江ひとみ君

- 34番 山田朋子君
- 35番 西川克己君
- 36番 外間雅広君
- 37番 瀬川光之君
- 38番 坂本智徳君
- 39番 浅田ますみ君
- 40番 徳永達也君
- 41番 中島廣義君
- 42番 溝口芙美雄君
- 43番 中山功君
- 44番 小林克敏君
- 45番 田中愛国君
- 46番 八江利春君

-----  
説明のため出席した者

- 知事 中村法道君
- 副知事 上田裕司君
- 副知事 平田研君
- 統轄監 平田修三君
- 危機管理監 荒木秀君
- 総務部長 大田圭君
- 企画部長 柿本敏晶君
- 地域振興部長 浦真樹君
- 文化観光国際部長 中崎謙司君
- 県民生活環境部長 宮崎浩善君
- 福祉保健部長 中田勝己君
- こども政策局長 園田俊輔君
- 産業労働部長 廣田義美君
- 水産部長 斎藤晃君
- 農林部長 綾香直芳君
- 土木部長 奥田秀樹君
- 会計管理者 吉野ゆき子君
- 交通局長 太田彰幸君
- 地域振興部政策監 村山弘司君
- 文化観光国際部政策監 前川謙介君

産業労働部政策監	貞方学君
教育委員会教育長	池松誠二君
選挙管理委員会委員長	葺本昭晴君
代表監査委員	濱本磨毅穂君
人事委員会委員長	水上正博君
公安委員会委員長	川口博樹君
警察本部長	早川智之君
監査事務局長	下田芳之君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大崎義郎君
教育次長	林田和喜君
財政課長	早稲田智仁君
秘書課長	石田智久君
選挙管理委員会書記長	大塚英樹君
警察本部総務課長	川本浩二君

-----  
議会事務局職員出席者

局長	松尾誠司君
次長兼総務課長	柴田昌造君
議事課長	川原孝行君
政務調査課長	太田勝也君
議事課長補佐	永田貴紀君
議事課係長	梶谷利君
議事課主任主事	天雨千代子君

-----  
— 午前10時 0分 開会 —

○議長(瀬川光之君) ただいまから、令和2年11月定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

まず、会期の決定をいたします。

本定例会の会期は、本日より12月18日までの24日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は、24日間と決定されました。

次に、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員につきましては、浅田ますみ議員及び中村泰輔議員を指名いたします。

この際、ご報告いたします。

先般、全国都道府県議会議長会より、田中愛国議員が、議員在職25年以上の永年勤続功労者として表彰されましたので、ご報告申し上げます。

心からお祝い申し上げます。

誠に、おめでとうございます。

次に、知事より、知事専決事項報告書が、先に配付いたしましたとおりに提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、立皇嗣の礼に係る賀詞奉呈の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

立皇嗣の礼をお祝いして、お手元に配付いたしておりますとおりに、賀詞を奉呈することにしたいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決定されました。

賀詞を朗読いたします。

〔朗 読〕

-----  
○議長(瀬川光之君) 天皇陛下へ奉呈する賀詞

天皇陛下におかせられましたは 菊花香る佳き日に 皇嗣文仁親王殿下の立皇嗣の礼をあげさせられ 皇位継承者としての地位を内外に宣明されましたことは 誠に慶賀にたえないところであります

ここに長崎県議会は 県民を代表して謹んでお祝いを表します

令和2年11月25日

長崎県議会

-----  
○議長(瀬川光之君) 皇嗣殿下へ奉呈する賀詞  
皇嗣殿下におかれましては 菊花香る佳き日に  
立皇嗣の礼をあげさせられましたことは  
誠に慶賀にたえないところであります

ここに長崎県議会は 県民を代表して謹んで  
お祝いを表します

令和2年11月25日

長崎県議会

-----  
○議長(瀬川光之君) 次に、予算決算委員会に  
付託いたしておりました認定第1号「令和元年度  
長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定  
について」、認定第2号「令和元年度長崎県港  
湾整備事業会計決算の認定について」、並びに  
認定第3号「令和元年度長崎県交通事業会計決  
算の認定について」は、既に審査を終了されて  
おりますので、この際、委員長の報告を求める  
ことにいたします。

大久保委員長一29番。

○予算決算委員長(大久保潔重君)(拍手)〔登壇〕  
予算決算委員会の審査結果について、ご  
報告いたします。

令和2年9月定例会において、本委員会に付託  
されました、認定第1号「令和元年度長崎県一  
般会計決算及び各特別会計決算の認定について」  
ほか2件の議案について、去る10月16日から10  
月27日までの期間中、6日間にわたり審査を行  
いました。

審査の結果、議案につきましては、いずれも、  
起立採決により、認定すべきものと決定されま  
した。

決算審査に当たっては、予算が議決の趣旨及  
び目的に沿って適正かつ効率的に執行されたか、

また、事業の実施効果が十分であったかを検証  
するとともに、今後の財政運営及び事業の実施  
に当たって改善すべき事項に着目し、監査委員  
の監査結果及び決算関係資料を基に、理事者か  
らの説明を受け、慎重に審査を実施いたしました。

まず、決算の状況であります。令和元年度  
の一般会計決算額は、歳入が約7,114億6,000万  
円、歳出が約6,959億2,000万円となっており、  
差引収支では約155億4,000万円の剰余金が生じ  
ております。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源、約146億  
1,000万円を控除した実質収支は、約9億4,000  
万円の黒字となっております。

また、一般会計における歳入決算額及び歳出  
決算額は、前年度に比べ、それぞれ1.5%、  
1.7%の増となっておりますが、その主な要因  
として、歳入については、国の経済対策等に伴  
う公共事業の拡大による国庫支出金や県債の増  
などによるものであり、歳出については、公共  
事業費の増や、長崎警察署の整備等による警察  
施設費の増などによるものであります。

次に、本県の財政状況であります。本県は、  
県税などの自主財源に乏しく、歳入の多くを地  
方交付税や国庫支出金に依存せざるを得ない財  
政構造となっております。

このため、持続可能かつ安定的な財政運営を  
目指して、平成28年度から長崎県行財政改革推  
進プランに基づいて、徹底した経費の節減と効  
率的な事業執行に努めるなど、財政健全化に向  
けて取組を進めているところであります。

そのような中、令和元年度の決算では、財源  
不足を補うため、財源調整のための基金を約11  
億円取り崩しておりますが、行財政改革推進プ  
ラン初年度の平成28年度と比較して、基金の取

り崩し額を4分の1以下に圧縮するなど、収支の改善は一定進んでおります。

しかしながら、社会保障関係経費の増加に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、今年度の県税収入等は、大幅な減少が見込まれ、厳しい財政状況が続くことから、より一層、効率的な事業の執行、事業の重点化及び徹底した経費の節減に取り組んでいく必要があります。

このような情勢を踏まえ、本委員会における主な論議のうち、特に重要な指摘事項について、ご報告いたします。

まず、収入未済の縮減についてであります。

一般会計及び特別会計を合わせた収入未済の総額は約30億3,000万円と、前年度と比較して約1億400万円減少しておりますが、いまだ多額の債権が回収されていない状況にあります。

この債権のうち県税につきましては、個人県民税、軽油引取税、不動産取得税で収入未済額が減少し、調定額に占める割合がやや改善するなど、徴収対策による一定の効果は見られますが、なお収入未済の残高は約13億3,000万円に上っており、収入未済額全体の約44%を占めております。

このため、引き続き、長崎県地方税回収機構の活用による市町と連携した取組や、ファイナンシャルプランナーの活用などにより、収入未済の縮減に努めるようにとの指摘がありました。

次に、税外の未収金につきましては、債務者の実態把握など適正な債権管理を行うとともに、貸付時に厳正な審査を行うなど、新規未収金を発生させないよう努めるようにとの指摘がありました。

また、関係部局で構成する「未収金対策検討会議」において、現状分析や課題整理、情報共有等を行っているところでありますが、今年度

新設された債権管理室において、債券管理を集約化して行うことにより、一層の縮減に努めるようにとの指摘がありました。

次に、予算繰越の縮減についてであります。

令和元年度の繰越額は、約634億3,000万円と、前年度と比較して約93億4,000万円増加しています。

繰越発生の主な理由は、国の計画決定が遅れたもの、地元との調整等に不測の日時を要したものであり、県では、本庁及び地方機関に繰越縮減のための推進員を配置するとともに、ゼロ県債などの活用により早期の事業執行に取り組んでいるところでありますが、繰り越しが常態化することがないように、より一層、計画的・効率的な事業執行を行い、繰り越しの縮減に努めるようにとの指摘がありました。

次に、未利用地の有効活用についてであります。

未利用地につきましては、令和元年度末現在で、約46万5,000平方メートルあり、部局横断的組織である県有財産管理運用本部会議において、有効活用策や処分方針等を決定しているところでありますが、引き続き、市町とも連携のうえ、有効活用の促進を図るようとの指摘がありました。

また、売却可能な未利用地については、県ホームページにおける情報発信等により、売却を進めているところでありますが、さらなる収支改善のため、積極的な売却に努めるようにとの指摘がありました。

以上、今回指摘を行いましたそれぞれの事項については、知事をはじめ、理事者において、格段の努力と改善を図るよう強く求めるものであります。

以上をもちまして、令和元年度決算審査にお

ける予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（瀬川光之君） これより、認定第1号について、質疑・討論に入ります。

堀江議員—33番。

○33番（堀江ひとみ君）〔登壇〕 日本共産党の堀江ひとみです。

新型コロナウイルス感染症対策のために、日夜奮闘されておられる医療従事者をはじめ、関係の皆様には敬意を表します。

ただいま議題となりました認定第1号「令和元年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」は、以下の理由で認定できません。来年度の事業見直しを求めます。

1、長崎新幹線事業関連決算額154億5,671万円。

長崎県が求めているフル規格、私は、当初予算で実現の見通しがないと指摘しました。現在も同じで、実現の見通がありません。実現の見通がない事業に、県民の税金をつぎ込むのはやめてください。

長崎新幹線計画の凍結を求めます。

2、石木ダム事業決算額19億6,830万円。

県民の合意がない事業を、これ以上進めてはなりません。

半世紀にわたって石木ダム事業反対を貫いている県民の一人は、「ダム予定地の川原で生き続ける」と決意しています。

「先祖が育て、守り抜いてきた川原の暮らしに満足しています。何一つ不自由はありません。むしろ、自分も年を重ね、新しい楽しみや川原の良さを発見しています。私たちの仲間も同じです。

私たちは、今の暮らしに満足し、この場所に

仲間と共に暮らし続けたい。ここで人生を全うし、次の世代に引き継いでいく人生を選んでいると言い切ります。」

「ふるさとに住み続けたいだけ」という県民を追い出して、ダムをつくることは絶対にあってはなりません。石木ダム建設中止を求めます。

3、特定複合観光施設（IR）導入推進事業決算額1億1,723万円。

「刑法が禁じた賭博を、特別に認める地域として長崎県を認めてください」とする区域認定申請は、9カ月の延期となりました。

コロナ禍の中で、さらにカジノを推進するほど無責任な態度はありません。きっぱり断念すべきです。

そのほか諫早湾干拓事業推進費決算額31億3,566万円など、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、来年度収入は大幅な減収見込みとなり、長崎県の財政状況は、さらに厳しくなります。不要不急の大型事業は見直しを求めます。

また、2019年は、消費税増税が実施された年でした。

私は、増税を前提とした予算編成に反対をしました。消費税の増税を許さず、せめて5%にと減税を求める立場から、増税を認めた決算を認定することはできません。

新幹線や石木ダムより、暮らしや福祉の充実を、来年度の予算編成に強く求め、決算認定反対討論といたします。

○議長（瀬川光之君） 中島浩介議員—30番。

○30番（中島浩介君）（拍手）〔登壇〕 自由民主党・県民会議の中島浩介でございます。

会派を代表いたしまして、認定第1号「令和元年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」、賛成の立場で意見を述べ、

議員皆様のご賛同を得たいと存じます。

令和元年度決算については、各分科会で慎重に審査された結果、いずれも、原案のとおり認定すべきものと決定し、10月27日に分科会長報告がなされ、本日、委員長報告が行われたところであります。

まず、前回審査である平成30年度予算決算委員会決算審査報告書における3つの指摘事項に対する県の対応であります。1点目の収入未済の縮減については、前年度と比較して約1億400万円縮減しております。

そのうち、収入未済額の中で多くを占める県税については、長崎県地方税回収機構の活用等により約7,900万円縮減しており、ファイナンシャルプランナーの活用についても、導入拡大を図られています。

また、県税以外についても、未収金対策検討会議において、貸付時の審査の徹底や法令等に基づく時効の中断など、適切な債権管理の徹底を図られ、収入未済額は約2,500万円縮減しているところでもあります。

さらに、本年4月には、債権管理室を設置され、体制整備も図られております。

2点目の予算繰越の縮減について、令和元年度の一般会計における繰越額は、国の経済対策や災害復旧事業における工期の確保等により、前年度と比べ約99億円増加しておりますが、県としては、今後も、計画的、効率的な事業執行を行い、予算繰越の一層の縮減に努めていくこととされております。

3点目の未利用地の有効活用については、県有財産管理運用本部会議において、有効活用策や処分方針等の決定を行うとともに、売却可能な未利用地に係る情報をホームページ等で広く提供するなど、積極的な対策も進められている

ところであります。

以上のように、いずれの指摘に対しても是正及び改善に取り組まれておりますが、この3つの項目は、例年の指摘でもあることから、今後も継続的な対応が求められるものであります。

次に、令和元年度の実施事業については、地方創生推進交付金等をしっかりと活用しながら、「長崎県総合計画チャレンジ2020」に基づく各種施策が推進されており、本県への移住者数や企業誘致等による雇用計画数の増加など、一定の成果があらわれております。

今後とも、本県の最重要課題である人口減少対策をはじめ、県勢の発展を目指し、施策の一層の強化に取り組むことが重要であると考えます。

また、本県財政は、今後も社会保障関係費の増加が見込まれるなど非常に厳しい状況が続く中、新型コロナウイルス感染症による影響等を十分注視しながら、収支改善対策に取り組むとともに、事業の重点化・集中化を図るなど、効率的な事業の執行と経費の節減に努めることとされています。

県におかれましては、市町や民間団体等とも一層の連携を図りながら、国の施策や有利な財源措置も積極的に活用しつつ、「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」の実現に向けて、総力を挙げて取り組まれることを強く望むものであります。

以上、賛成意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（瀬川光之君） 質疑・討論をとどめて、採決いたします。

認定第1号は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君） 起立多数。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

お諮りいたします。

認定第2号及び認定第3号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君） 起立多数。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君） 起立多数。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議会運営委員会より、発議第197号「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」が、お手元に配付いたしておりますとおりに提出されておりますので、これを議題といたします。

お諮りいたします。

発議第197号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

発議第197号は、原案のとおり可決すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第197号は、原案のとおり可決されました。

次に、知事より、第122号議案乃至第159号議案の送付がありましたので、これを一括上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます—知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 本日、ここに、令和2年11月定例県議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

説明に入ります前に、去る11月8日、天皇陛下におかれては、「立皇嗣宣明の儀」を挙行され、秋篠宮文仁親王殿下が皇嗣となられたことを内外に宣明されました。

県民の皆様とともに、謹んでお祝い申し上げますとともに、秋篠宮皇嗣同妃両殿下のご健勝とご多幸、皇室のますますの弥栄を衷心よりお祈り申し上げます。

それでは、開会に当たり、当面する諸課題について所信を申し述べますとともに、前定例会以降、今日までの県政の重要事項について、ご報告を申し上げたいと存じます。

（新たな総合計画の策定）

新たな総合計画については、県議会でのご議論や県民の皆様、有識者による懇話会、市町、関係団体等からのご意見を踏まえながら検討を重ね、このたび、「長崎県総合計画 チェンジ&チャレンジ2025」として取りまとめ、本議会に議案として提出しております。

これまで、県では、最終年度を迎える現総合計画に基づき、県民の皆様と意思を一つにして、

若者の県内定着や移住促進等の人口減少対策のほか、力強い産業を育成する県民所得向上対策など、たくましい長崎県づくりに向けた様々な施策を推進してまいりました。

その結果、高校生の県内就職率の向上や移住者の増加、企業誘致等による雇用創出など、一定の成果があらわれてきておりますが、人口減少に歯止めをかけるまでには至っていないことから、新型コロナウイルス感染症の拡大等の新たな課題にも対処しながら、少子高齢化の進展を見据えて、切れ目のない対策を講じる必要があります。

また、本県においては、各種プロジェクトやまちづくりの進展に加え、産業構造についても変革の時期を迎えており、こうした変化を大きなチャンスとして活かしてまいりたいと考えております。

そのため、本計画においては、「人が活躍し支えあう」、「産業が育ち活力を生む」、「地域がつながり安心が広がる」の3つの柱のもと、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として掲げ、県民や、企業、大学、市町等の皆様と相互に連携・協働しながら、諸課題を乗り越えるために積極的にチャレンジし、一つひとつのチャンスを確実に地域や経済の活性化に結びつけてまいりたいと考えております。

具体的には、10の基本戦略に沿って、2040年問題や新型コロナウイルス感染症の影響、デジタルトランスフォーメーション（DX）促進の流れ等を踏まえ、AI・IoT・ロボット関連など新たな基幹産業の創出や、情報系人材の育成の強化、Society5.0の推進、地方回帰の動きを捉えた移住対策の拡充、ワーケーションの誘致等の各施策を積極的に推進してまいります。

併せて、新幹線の開業効果の拡大や災害から命を守る施策等の政策横断プロジェクトについても、戦略的に取り組むこととしております。

また、計画の実現に向けては、限られた人材や予算を有効に活用するため、行財政改革をさらに進めるほか、PDCAサイクルにより施策効果を検証しながら、進化・重点化を図ってまいりたいと考えております。

今後、県議会でのご議論も十分に踏まえながら、力強い長崎県を目指して、様々な施策の展開に力を注いでまいります。

#### （令和3年度の重点戦略）

令和3年度については、新たな総合計画の初年度に当たることから、その基本理念の実現に向けて、本県の最重要課題である人口減少対策をはじめ、計画に掲げる施策を着実に推進するとともに、新型コロナウイルス感染症や頻発する自然災害等の課題の解決に努めてまいります。

また、こうした施策の推進に当たっては、事業の選択・集中や部局間の連携を一層進め、組織の総力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、令和3年度の重点戦略の素案に掲載した主な施策について、「長崎県総合計画チャレンジ&チャレンジ2025」の基本理念を実現するための3つの柱に沿って、ご説明いたします。

#### 1 地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く

人口減少・少子高齢化が進行する中、若者の県内定着や移住、関係人口の増加に力を注ぎ、地域で活躍する人材を育て、地域の活力を創出するとともに、ふるさとを愛し、次代を担う若者を育成するなど、本県の未来を多様な人材により切り拓いていく必要があると考えておりま

す。

そのため、県内企業や本県の魅力の発信、大学の特性と企業の人材ニーズを踏まえたきめ細かなマッチング等を通して、若者・女性の様々な分野での活躍機会の創出や県内定着を促進するとともに、農林水産業や医療、介護をはじめ各分野の新規就業者対策を推進するほか、外国人材の受入・定着に対する支援や健康長寿日本一の長崎県づくりの展開により、地域で活躍する人材の育成・確保を進めてまいります。

また、本県へのさらなる移住者数の増加を目指し、AI技術等を導入しながら、移住サポートセンターの機能強化や幅広いターゲット層への効果的な情報発信、地域おこし協力隊の受入・サポート体制の構築とともに、本県でのリモートワーク・ワーケーションを推進するため、都市部企業の様々なニーズに対応した受入態勢の整備など、「関係人口」の創出・拡大に力を注いでまいります。

結婚や子育て環境の整備については、これまで構築してきた結婚支援、子育て支援、地域づくり等の各種ネットワークの融合を図ることで、企業や地域コミュニティなどによる主体的な結婚・子育て応援を促進するほか、ライフデザインセミナー開催による県民の意識向上や、情報発信による機運の醸成等に取り組んでまいります。

さらに、市町と学校との連携・協力による「ふるさと教育」の実践や、SDGsの視点を取り入れた高校生向けのゼミナール・アイデアコンテストの開催等を通して、郷土を愛する人材を育成してまいりたいと考えております。

このほか、誰もが地域社会で役割を持ち、活躍できるような共生社会を目指して、NPOと若者との交流の場の創出や、地域の人権教育・

啓発活動のさらなる推進、障害者の自立と社会参加のための環境整備を進めてまいります。

2 力強い産業を育て、魅力ある仕事を生み出す

近年、本県においては、情報関連企業の研究開発拠点の立地が進むとともに、航空機産業分野における新工場建設など、新たな動きも見られることから、こうした流れをさらに発展させ、新しい時代に対応した産業構造の転換につなげていくほか、交流人口の拡大や、アジアをはじめとした海外活力の取り込み、農林水産業のさらなる活性化を推進してまいりたいと考えております。

そのため、新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえ、地場中小企業の規模拡大や企業間連携、DX促進に対する支援を図るとともに、情報関連産業分野における人材育成や誘致企業との連携強化、スタートアップ企業及び新規ビジネス創出への支援のほか、航空機関連産業、海洋エネルギー関連産業等の新たな産業の育成・発展にも力を注いでまいります。

また、観光客の誘客促進を図り、交流人口を拡大するとともに、海外の活力を取り込むため、ウィズコロナ・アフターコロナを見据え、インバウンドも含めた効果的な観光情報の発信・受入環境の構築や、修学旅行の誘致によるリピーター確保、アンテナショップを拠点とした首都圏向けの魅力発信に取り組んでまいります。

さらに、コロナ禍においても、海外でのオンライン商談会や営業代行の活用により輸出を促進するとともに、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」にかかるイベントの開催等に向けて、準備を進めてまいりたいと考えております。

このほか、農林水産業の振興については、環

境変化に対応するためのスマート農林業・スマート水産業の推進や、新幹線開業を見据えた商品開発への支援のほか、産地計画及び地域別施策展開計画を基軸とした農林水産物の生産・流通・販売対策の強化、藻場回復・水産資源管理のための活動を推進してまいります。

### 3 夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る

2022年秋の新幹線開業やI Rの誘致など、本県の未来を大きく変えるプロジェクトを地域の活性化に確実に結びつけるとともに、地域の様々な特徴・資源を活かして、県民の皆様が将来への夢や希望を持てるまちづくりに取り組むほか、快適で安全・安心な暮らしの実現に向けた社会基盤の整備を促進してまいりたいと考えております。

そのため、国のDXの動き等も踏まえ、県内のICTにかかる推進体制の構築や人材育成への支援、各種データの連携・可視化等によりSociety5.0を推進するとともに、地域を支える地域公共交通の維持・確保や、新たな産品づくりのための地域資源の発掘・地域ビジネスの創出支援など、人口減少社会においても住民が主体となり、持続可能な地域づくりに力を注いでまいります。

また、交流人口の拡大や地域の活性化に向けて、交通ネットワークの整備促進を図るほか、九州新幹線西九州ルートの開業効果を波及・拡大させるため、機運の醸成や誘客促進対策を推進するとともに、JRデスティネーションキャンペーンの実施体制や受入環境を整備してまいりたいと考えております。

さらに、本県の特徴や地域資源を活用して「国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭」の開催準備やオリンピック・パラリンピックを踏ま

えた合宿誘致など、文化芸術・スポーツによるまちづくりの推進等にも積極的に取り組んでまいります。

このほか、安全・安心で快適な県民の暮らしの実現のため、市町と連携した消防団員の確保及び消防団活動の環境整備や、道路・河川・港湾・急傾斜地等の社会資本の防災・減災対策、新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止対策、温室効果ガス排出量の削減に向けた対策の充実・強化を図ることとしております。

（新たな行財政改革に関する計画の策定）

本県においては、人口減少・少子高齢化や2040年問題、Society5.0時代の到来を見据えたデジタル社会への対応等に向けて、行政システムの構築が必要であります。

そのため、施策の質や行政サービスの向上を図り、新たな時代に果敢に挑戦する行政運営を目指して、県議会や県行財政改革懇話会のご意見等も踏まえ、このたび、新たな行財政改革に関する計画素案を取りまとめたところであります。

その内容は、新たな総合計画を下支えするための行財政運営の指針として位置づけ、「挑戦と持続を両立する行財政運営」、「行政のデジタル化と働き方改革」、「多様な主体との連携と人材育成」の3つの柱に沿って、県民と職員との意識共有を図りながら、働き方やその仕組みを変えるとともに、行政のデジタル化を加速度的に推進するほか、施策の重点化・業務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

今後、県議会でのご議論やパブリックコメントによる県民の皆様のご意見をお伺いしながら、さらに検討を重ね、今年度中の計画策定を目指してまいります。

（新型コロナウイルス感染症にかかる本県の

対策)

本県における新型コロナウイルス感染症の発生状況については、10月以降の新規感染者が少数にとどまっており、クラスター等の発生もないことから、一定、落ち着きを保っているものと考えております。

県では、これまで、新型コロナウイルス感染症にかかる対策として、検査体制・医療提供体制の充実・強化を図るとともに、県民の皆様や事業者の方々に対しては、「新しい生活様式」の実践や業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに沿った対策の徹底をお願いしてきたところであります。

これからの季節は、例年、多数の発熱患者が発生する時期となりますが、発熱等の症状がある患者について、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症との臨床的な識別は困難であることから、発熱患者に対する適切な相談・診療・検査の提供体制を各地域で改めて整備し、本県の限られた医療資源を重症患者等へ重点的に提供することが重要であると考えております。

そのため、かかりつけ医など身近な医療機関で発熱等の診療を受けられるよう体制整備を進めるとともに、去る11月2日、「受診・相談センター」を開設し、土日祝日を含む24時間、受診先に迷われる県内全域からの相談を受け付けのうえ、適切な医療機関を案内することとしております。

一方、本県の景気については、「新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状況にあるが、緩やかに持ち直している」とされるなど、引き続き、厳しい状況にあるものと認識しており、必要な対策を切れ目なく実施することが重要であります。

こうしたことから、本議会に提案しております補正予算においては、中小企業緊急資金繰り支援資金の融資枠の拡大や、農林水産業者の販路開拓・業務効率化等にかかる支援、航路・航空路事業者の事業継続に対する支援など、社会経済活動の回復・拡大に向けた施策に取り組んでまいります。

さらに、感染症の予防・拡大防止と県民生活の安全・安心確保対策として、PCR検査の強化・効率化のための機器の導入や、生活福祉資金の貸付原資のさらなる増額、重点医療機関等における病床確保のための支援措置を講ずることとしております。

今後とも、県医師会や長崎大学等の関係機関と連携のうえ、検査・医療提供体制の確保に努めるとともに、コロナ社会としっかりと向き合いながら、地域経済の活性化や雇用の確保など、新型コロナウイルス感染症対策を積極的に推進してまいります。

（特定複合観光施設（IR）区域整備の推進）

IR区域の整備については、去る10月9日から11月7日まで、国の基本方針案等に関するパブリックコメントが再度行われ、これまで令和3年1月4日から7月30日までとされていた区域整備計画の認定申請期間を9カ月延期し、令和3年10月1日から令和4年4月28日までに変更するとともに、IR区域及びIR施設における感染症対策をはじめとした安全・健康・衛生の確保、国や都道府県等職員とIR事業者との接触ルールなどを追加する案が公表されました。

本県においても、こうした国の動き等を踏まえ、IR事業者の公募・選定にかかる実施方針案の修正を行ったうえで、本日から12月20日までの間、パブリックコメントを実施することとし、IR事業者の公募に向け、準備を進めてい

るところであります。

また、11月11日には、ギャンブル依存症対策や治安対策、青少年の健全育成等にかかる幅広い主体の参画のもと、I R周辺地域における安全・安心の確保並びに快適な生活環境の整備に向けた検討等を行う「九州・長崎I R安全安心ネットワーク協議会準備会」を設置しております

今後とも、県議会や県民の皆様のご意見を伺いながら、本県のみならず、九州の観光及び地域経済の活性化に寄与し、我が国の発展にも貢献する九州・長崎I Rの実現に向けて力を注いでまいります。

（九州新幹線西九州ルート of 整備促進）

九州新幹線西九州ルート of 整備のあり方については、去る10月23日、国土交通省と佐賀県との第3回目の協議が実施され、その中で、国土交通省から、フル規格で整備する場合の様々な課題を整理するため、今後、J R九州や本県と協議を行いたいとの考えが示されました。

本県としては、国土交通省の提案は、佐賀県との議論を前に進めるためのものと受け止めており、積極的にこの協議に参加し、本県の考えをしっかりと示すなど、議論が前進するよう対応してまいりたいと考えております。

一方、令和4年秋に開業する武雄温泉～長崎間については、去る10月28日、J R九州から、新型車両のN700Sを導入し、名称を「かもめ」とすることが発表されました。

また、10月31日には、大村市において、多くの方のご参加のもと、「九州新幹線西九州ルート開業フォーラム」を開催し、指宿市観光協会から、鹿児島ルート開業時に、民間の立場で来訪者の満足度を高めるために取り組んだ事例等について、ご講演をいただきました。

県においては、開業までの残された期間、こうしたイベント等を通して県民の機運を醸成するとともに、県内全体に開業効果が波及するよう、アクションプランを着実に推進し、関係団体や市町との連携を図りながら、官民一体となって準備を進めてまいります。

（県庁舎の跡地活用）

県庁舎の跡地活用については、引き続き、埋蔵文化財調査を実施するとともに、文化芸術ホールの整備が見直しとなったことから、基本構想策定作業の中で、活用策のさらなる検討を進めております。

こうした中、検討の参考とするために昨年度から実施してまいりました整備機能等にかかる検討業務委託について、先般、事業者から報告書が提出されたところであります。

報告内容については、基本理念を「この地の歴史を活かし、多様な交流により新たな価値を創造・発信する、賑わいの場の創出」とし、その実現のため、憩いや集いの空間としての「広場機能」や、本県の歴史や観光等の魅力を伝える「情報発信機能」のほか、多様な交流を促し、産業創出や人材の育成など、新たな価値を創造するための「交流支援機能」の整備が盛り込まれております。

こうした考え方については、事業者の専門的知見に加え、施設運営に精通する企業への意見聴取等を行い整理されており、県としては、今後、当該報告書をもとに、県議会をはじめ関係者の皆様のご意見を伺いながら、具体的な機能等について検討を重ね、埋蔵文化財調査の結果等も踏まえつつ、最終的な基本構想を取りまとめてまいります。

（石木ダムの推進）

石木ダム建設に反対される方々が、国を被告

として提訴されていた事業認定処分取消請求事件については、去る10月8日、最高裁判所において、上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定がなされ、福岡高裁による請求棄却の判決が確定したところであります。

県としては、反対住民の方々に対し、石木ダムの公益上の必要性をご理解のうえ、早期に事業へご協力いただけるよう、引き続き、努力を重ねてまいりたいと考えております。

今後とも、川棚川の抜本的な治水対策と佐世保市の慢性的な水源不足の解消のため、石木ダムの令和7年度末の完成を目指し、佐世保市及び川棚町と一体となって事業の推進に努めてまいります。

#### （幹線道路の整備）

産業の振興や地域の活性化を支える高規格幹線道路等の整備については、去る11月20日、西九州自動車道の一層の整備促進を図るため、東京都において、本県、福岡県、佐賀県及び3県の沿線市町合同による建設促進大会を開催いたしました。

当日は、各県の国会議員の方々や関係皆様のご出席のもと、松浦佐々道路をはじめとした事業中区間の早期完成や、佐世保大塔インターチェンジから武雄インターチェンジ間等の暫定2車線区間の4車線化への早期着手など、4項目を決議のうえ、国土交通省並びに財務省へ要望を行ったところであります。

今後とも、地域の振興や安全・安心の確保を図るため、効率的で効果的な道路ネットワークの整備に力を注いでまいります。

#### （企業誘致の推進）

去る11月24日、東京都に本社を置くデリカフーズホールディングス株式会社が、諫早市への立地を決定されました。業務用カット野菜等

の製造・販売を主要業務とする同社は、5年間で約110人を雇用して、新たに食材とレシピをセットにしたミールキットの製造に取り組むこととされております。

本計画においては、少子・高齢化や女性の社会進出に加え、コロナ禍における巣ごもり需要の拡大による今後の成長を見込み、西日本地域をカバーする拠点とすることが予定されております。

また、長崎市への立地が決定しておりましたChubb損害保険株式会社と10月22日に立地協定を締結したところであります。

今後とも、雇用の拡大と地域経済の活性化につながるよう地元自治体等と連携しながら、企業誘致の推進に努めてまいります。

次に、議案関係について、ご説明いたします。

まず、補正予算であります。今回は、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費、災害復旧・関連等に要する経費、職員給与費の既定予算の過不足の調整及び給与の改定等に要する経費、その他緊急を要する経費について編成いたしました。

一般会計216億8,956万円の増額、企業会計545万円の増額補正をしております。

この結果、現計予算と合算した本年度の一般会計の歳入歳出予算額は、8,622億2,610万6,000円となり、前年同期の予算に比べ、1,461億3,114万1,000円の増となっております。

次に、予算以外の議案のうち主なものについて、ご説明いたします。

第127号議案「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例」は、社会情勢の変化に応じ、高齢者の心身の機能の低下に合わせたオーラルフレイル対策等を盛り込むため、所要の改正をしようとするものであります。

第129号議案「長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」は、新型コロナウイルス感染症を含む新たな感染症の発生等に適切に対応するため、所要の改正をしようとするものであります。

第145号議案「契約の締結の一部変更について」は、高田南宅地整備事業について、工事内容の一部変更に伴い、契約金額を変更しようとするものであります。

第152号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、長崎県勤労福祉会館の管理を行う指定管理者を指定しようとするものであります。

第155号議案は、長崎県教育委員会の委員の任命について議会の同意を得ようとするものであります。

委員といたしまして、廣田 勲君、伊東昌子君を任命しようとするものであります。

いずれも適任と存じますので、ご決定を賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、教育委員会委員を退任されます浦川末子君には、在任中、多大のご尽力をいただきました。

この機会に厚くお礼申し上げます。

その他の案件については、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重にご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(瀬川光之君) お諮りいたします。

ただいま上程いたしました議案のうち、第155号議案「長崎県教育委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」は、

委員会付託及び質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

第155号議案は、原案のとおり、委員として、廣田 勲君、伊東昌子君にそれぞれ同意を与えることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、第155号議案は、原案のとおり、それぞれ同意を与えることに決定されました。

次に、第159号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、総務委員会及び文教厚生委員会に付託いたします。

各委員会での審査が終了するまでの間、しばらく休憩することにいたします。

— 午前10時56分 休憩 —

-----  
— 午後 4時 0分 再開 —

○議長(瀬川光之君) 会議を再開いたします。

これより、午前中に、総務委員会及び文教厚生委員会に付託して審査をお願いいたしました案件について、審議することにいたします。

まず、総務委員長長の報告を求めます。

山口経正委員長—15番。

○総務委員長(山口経正君) (拍手)〔登壇〕 総務委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第159号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきま

しては、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、「職員の給与等に関する報告及び勧告」に関し、職員の給与等を決定するための人事委員会勧告制度において、民間企業との比較に関し、企業・事業所規模50人以上の民間事業所382事業所から146事業所を無作為に抽出して調査しているが、抽出した根拠と、最終的に回答がない事業所分の調査はどうするのかとの質問に対し、今回の調査で対象とした382事業所を、さらに「産業」、「企業規模」、「本店・支店の別」などの組織を要素とする13の層に分けて人事院が無作為に抽出したものである。

また、調査の完了率については、企業等が調査に応じることができないなどの理由により調査が困難になったもので、現時点での完了率で調査は終了となるとの答弁がありました。

次に、特殊勤務手当の改善として、児童相談関係業務に従事する職員の社会福祉業務手当の額が引き上げとなっているが、どのような根拠で財政措置されたのか。また、県としてどのように検討したのかとの質問に対し、平成31年の3月に、国が児童虐待防止対策を策定する中で、児童虐待防止の抜本的対策の一つとして、相談業務の体制強化のため、職員の処遇改善に対する手当に、国の財政措置が講じられたものである。

財政措置は、令和2年度から措置されたものであるため、他県の動きも見ながら検討を行い、手当額の改定は、本年の4月に遡及して実施することとしているとの答弁がありました。

以上のほか、当該議案に関し、活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この

際、省略させていただきます。

以上で、総務委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

**○議長(瀬川光之君)** この際、念のため申し上げます。

本委員会と文教厚生委員会に分割して付託いたしました第159号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、文教厚生委員長の報告終了後に、一括して審議することにいたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

深堀委員長—19番。

**○文教厚生委員長(深堀ひろし君)** (拍手)〔登壇〕 文教厚生委員会の審査の結果及び経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第159号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分であります。

慎重に審査いたしました結果、第159号議案のうち関係部分は、起立採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、人事委員会勧告及び国家公務員の取り扱いの状況を踏まえて改正することのだが、本県の状況をしっかりと検討したのかとの質問に対し、人事委員会において県内の民間企業の状況も検討したうえで勧告が行われたものと受け止めているとの答弁がありました。

さらに、教職員の給与の減額が地域経済に与える影響をどのように考えているのかとの質問に対し、全部局で約4億6,000万円、そのうち教育委員会関係で約3億円の減額となっており、地域経済に与える影響は一定あるものと考えて

いる。しかし、これまでも人事委員会勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、給与制度の改正を行ってきたところであり、今回も人事委員会勧告を尊重して、減額の提案をさせていただいたところであるとの答弁がありました。

以上のほか、当該議案に関し熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、文教厚生委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長(瀬川光之君) お諮りいたします。

本委員会と総務委員会に分割して付託いたしました第159号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」については、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(瀬川光之君) 起立多数。

よって、第159号議案は、原案のとおり可決されました。

本日の会議は、これにて終了いたします。

明日から11月30日までは、議案調査等のため本会議は休会、12月1日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 4時 8分 散会 —



# 第 7 目 目



# 議 事 日 程

第 7 日 目

---

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

令和2年12月1日（火曜日）

出席議員（45名）

- 1番 宮島大典君
- 2番 宮本法広君
- 3番 赤木幸仁君
- 4番 中村泰輔君
- 5番 饗庭敦子君
- 6番 堤典子君
- 7番 下条博文君
- 8番 山下博史君
- 9番 北村貴寿君
- 10番 浦川基継君
- 11番 久保田将誠君
- 12番 石本政弘君
- 13番 中村一三君
- 14番 大場博文君
- 15番 山口経正君
- 16番 麻生隆君
- 17番 川崎祥司君
- 18番 坂本浩君
- 19番 深堀ひろし君
- 20番 山口初實君
- 21番 近藤智昭君
- 22番 宅島寿一君
- 23番 松本洋介君
- 24番 ごうまなみ君
- 25番 山本啓介君
- 26番 前田哲也君
- 27番 山本由夫君
- 28番 吉村洋君
- 29番 大久保潔重君
- 30番 中島浩介君
- 欠番
- 32番 山田博司君
- 33番 堀江ひとみ君

- 34番 山田朋子君
- 35番 西川克己君
- 36番 外間雅広君
- 37番 瀬川光之君
- 38番 坂本智徳君
- 39番 浅田ますみ君
- 40番 徳永達也君
- 41番 中島廣義君
- 42番 溝口芙美雄君
- 43番 中山功君
- 44番 小林克敏君
- 45番 田中愛国君
- 46番 八江利春君

-----  
説明のため出席した者

- 知事 中村法道君
- 副知事 上田裕司君
- 副知事 平田研君
- 統轄監 平田修三君
- 危機管理監 荒木秀君
- 総務部長 大田圭君
- 企画部長 柿本敏晶君
- 地域振興部長 浦真樹君
- 文化観光国際部長 中崎謙司君
- 県民生活環境部長 宮崎浩善君
- 福祉保健部長 中田勝己君
- こども政策局長 園田俊輔君
- 産業労働部長 廣田義美君
- 水産部長 斎藤晃君
- 農林部長 綾香直芳君
- 土木部長 奥田秀樹君
- 会計管理者 吉野ゆき子君
- 交通局長 太田彰幸君
- 地域振興部政策監 村山弘司君
- 文化観光国際部政策監 前川謙介君

産業労働部政策監	貞方学君
教育委員会教育長	池松誠二君
選挙管理委員会委員	高比良末男君
代表監査委員	濱本磨毅穂君
人事委員会委員	本田哲士君
公安委員会委員長	川口博樹君
警察本部長	早川智之君
監査事務局長	下田芳之君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大崎義郎君
教育次長	林田和喜君
財政課長	早稲田智仁君
秘書課長	石田智久君
選挙管理委員会書記長	大塚英樹君
警察本部総務課長	川本浩二君

-----  
議会事務局職員出席者

局長	松尾誠司君
次長兼総務課長	柴田昌造君
議事課長	川原孝行君
政務調査課長	太田勝也君
議事課長補佐	永田貴紀君
議事課係長	梶谷利君
議事課主任主事	天雨千代子君

-----  
— 午前10時 0分 開議 —

○議長(瀬川光之君) ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、一般質問を行います。

八江議員—46番。

○46番(八江利春君) (拍手)【登壇】 皆さん、おはようございます。

諫早市選出、自由民主党・県民会議の八江利春でございます。

それでは、通告に従って質問させていただきます

ますが、中村知事はじめ、関係部長のご答弁をよろしくお願い申し上げます。

1、中村知事就任10年を経ての令和3年度予算編成について。

(1) 令和3年度予算の重点施策について。

中村知事は、平成22年に知事に就任され、「こぎ出せ！長崎」を旗印に掲げてスタートして中村県政がここにあります。これまで丸10年、県民の皆様と力を合わせて県勢の発展にご尽力してこられたことに敬意を表したいと思います。

中でも、2つの世界文化遺産の登録や新たな県立図書館の建設などを行い、また、諫早湾干拓事業の開門問題にも地道に取り組んでこられました。

このたび、10年目の節目を迎えられ、また、新しい総合計画を策定されたところであります。これからもさらに力を入れて、残された課題解決にしっかり取り組んでいただくものと思っております。

そこで、質問であります。現在進めている来年度の予算編成において、どのようなところに重点を置き、施策を展開しようとしているのか、お尋ねをいたします。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた予算編成について。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、本県の地域経済にも大きな影響を及ぼしておりますが、それに伴い、本県財政も税収減などが予想されます。

9月定例会では、本年度、約70億円の収入減が見込まれるとの質疑がなされたところであります。令和3年度も同様の傾向が続くのではないかと思います。

その一方で、県では、検査体制の充実をはじ

め、様々な新型コロナウイルス感染症対策を実施されており、他の都道府県に比べ、少ない感染者数になっていることについては、大変評価をしているところであります。

しかしながら、この感染対策は、本年度で終了するのではなく、長崎大学などとも連携して、さらに医療提供体制の整備や、厳しい状況にある地域経済の回復の支援などに、次年度以降も継続した取組が必要であると思えます。

令和3年度においては、これまでより少ない歳入で、これまで必要がなかった新たな事業の対応が求められると思えますが、予算編成にはどのようなことで対応するのか、お尋ねをいたします。

2、新型コロナウイルス感染拡大防止と医療関係団体との連携強化と長崎県の新たな取組について。

新型コロナウイルス感染者数は、11月に入り全国的に急増し、1日の感染者が2,000名を超えるなど、第3波の感染拡大期と言われる状況であり、本県においても、今後の感染拡大に備え、万全の対策を備えておく必要があると思えます。

本県における新型コロナウイルス感染症への対応は、これまでも国内有数の感染症対策の拠点である長崎大学及び長崎大学病院をはじめ、県医師会、県看護協会、県看護連盟、県薬剤師協会などの関係団体と連携して取り組まれているとのことであります。

これから季節性インフルエンザの流行期に入り、県内においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が心配されるところであり、今後、ますます医療関係団体と連携した対応が必要であると思えますが、県としてどのように連携を強化していくのか、お尋ねをいたします。

3、観光分野における新型コロナ感染拡大の

影響と今後の対策について。

観光立県である本県は、新型コロナの影響により、大変厳しい状況にあります。

(1) 観光産業における感染症の影響と今後の対策について。

県においては、いち早く観光事業に対する支援策を講じ、6月1日から全国に先駆けて実施された県民向けの宿泊キャンペーンでは、多くの県民が県内の宿泊施設を利用して、県内の魅力を再発見し、県内の宿泊施設を応援することで宿泊需要を喚起できました。

また、4月からは、国のGo Toトラベルキャンペーンについても、県内外でのプロモーションの実施により、県内はもとより、九州や全国からの誘客につながっていることと思えます。

さらに、観光関連事業者の今後につながる取組への支援や、宿泊施設の安全・安心のための施設改修などへの支援も一定進んでいるかと思われま

す。このような状況の中、東京や大阪などの都市圏では、コロナの第3波がきているために、回復してきた観光需要が後退する可能性もあり、本県も心配をしているところであります。

そこで、観光産業におけるこれまでの新型コロナの影響と今後の対応について、お尋ねをいたします。

(2) 今後のクルーズ船の受入れについて。

長崎港においては、停泊中のクルーズ船でクラスターが発生し、以降、クルーズ船は寄港しておりません。

一方、横浜港や神戸港では、日本のクルーズ船が10月下旬からトライアルクルーズを開始し、国内の短距離クルーズが再開されております。長崎港においても、クルーズ船の受入れは、地

域経済の活性化のためには必要不可欠だと考えます。

県民の皆様の中には、クルーズ船の受入れについては、不安を抱いている方々もおられると思います。県民の安全・安心を確保するなど、安全対策を徹底し、受入れを再開されることが必要であると考えますが、今後のクルーズ船の受入れについて、県の考え方をお尋ねいたします。

4、九州新幹線西九州ルート フル規格化への大詰めの推進活動について。

九州新幹線西九州ルートについては、いよいよ令和4年秋の武雄温泉―長崎間の開業が近づいてまいりましたが、西九州地域の将来の発展のためには、全線フル規格で整備し、全国の高速鉄道ネットワークにつながる必要があります。そのため、国策としての新幹線施設であるものと思っております。

私は、これまで長年にわたり、全線フル規格による整備の促進に力を注いでまいりましたが、昨年8月、与党PT検討委員会から、「フル規格による整備が適当」との基本方針が示されて以降、国土交通省と佐賀県との間で調整が行われたため、佐賀県に対する配慮から、フル規格へ向けた活動を控えておりました。

しかしながら、国土交通省と佐賀県との幅広い協議が進展せず、フル規格整備に向けた動きもなく、停滞している状況であります。

そのため、与党の自民党、公明党本部をはじめ、与党PTなどの対応により、動きが始まったところであります。

中村知事におかれましては、フル規格の実現に向けて、先に述べました政府・与党等に対して、精力的な活動で働きかけを行ってまいりました。

そこで、これまで要望してこられたと思いますが、これからの戦略について、どのような形で進めていくのか、お尋ねをいたします。

また、佐賀県においては、財政負担や並行在来線などを課題としており、県としては、その解決に向け、佐賀県と一緒に国に働きかけることが必要だと思います。

一方、佐賀県議会では、佐賀県民に対する十分な説明など、情報提供を行うための努力がされると聞いており、期待をいたしているところであります。

また、今村代議士を中心とした「佐賀県フル規格促進議員の会」や、「新幹線西九州ルートで肥前の殖産を実現する会」などが活動を活発化させ、フル規格整備に向けて機運を高められております。

現状を打開するためには、佐賀県の理解を得るための最善の努力が必要不可欠であります。

そこで、佐賀県に対して、これまでの対応状況を踏まえ、今後、どのように働きかけていくのか、知事のご所見を伺いたいと思います。

5、飛躍せよ、長崎県農林業の振興について。

本県は、離島や半島、そして、中山間地が多く、また、大消費地から遠隔地であるため、農林業を営むうえで、地形的、地理的な条件には恵まれておりません。

そのような中、本県では、昭和40年代以降、施設園芸の導入により、出荷時期の拡大や品質向上を図るとともに、近年では、基盤整備による露地野菜の生産性を高めることができております。特に、飯盛町のばれいしょ、雲仙市のブロッコリーなどの優良産地が育ち、その結果、農業産出額は、この10年間で全国を上回るペースで増加し、1,400億円から1,500億円と約100億円、増加いたしております。

しかしながら、令和の時代に入り、2040年問題に代表される人口の減少と高齢化が深刻化し、新型コロナウイルス感染症の拡大にも直面する一方で、AI、IoT、ロボットなどを活用するスマート農業技術が進展するなど、本県の農林業は大きな転換期を迎えておると思います。

私は、そのような時代の潮流を好機と捉え、本県の農林業をさらに飛躍させる時と考えていますが、県として、新たな「ながさき農林業・農山村活性化計画」の策定に当たり、今後、農林業をどのように振興していくのか、お尋ねをいたします。

また、令和の新時代にふさわしい本県の農林業を確立するためには、特に、スマート農業技術を導入し、生産性を飛躍的に高め、日本の産地づくりを目指すべきと考えていますが、県としてスマート農業を具体的にどのように推進していくのか、お尋ねをいたします。

6、移住、リモートワーク並びにワーケーションの推進と取組について。

本県は、人口流出が激しく、県外から呼び込む施策が必要であります。

例えば、農村地区では、後継者不足の農家をやめ、他の職を求めて地域を離れることで耕作放棄地と空き家が増える。そうなるとう農業生産に影響を与えるだけでなく、人々の生活や郷土芸能の伝承など、その地域古来の文化もなくなり、地域全体が荒廃していく危険性があります。

このようなことから、地域産業の担い手確保の観点から、県外から人を呼び込む施策の重要性が増してきていると思います。

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、都市圏の企業を中心に、リモートワーク、ワーケーションが注目されており、この取組は、将来的な移住につながるものであり、地方と都

市部、住民との連携が重要であると考えます。

本県でも、リモートワークなどの受入れに取り組まれている市町もあり、他県にも増して本県の魅力を最大限に活用し、地域活動につなげることが重要であると思います。そのため、県と市町が一体となって役割を分担しながら、効果的に取り組んでいく必要があります。

今後の移住者増を見据え、県及び市町において、リモートワークなどの受入れについて、どのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

7、飛躍するドローンの普及と本県の取組、産業の活性化について。

(1) ドローン普及による産業の活性化について。

新型コロナウイルス感染症の影響から、社会全体がデジタル化が求められており、本県においても、AI、IoTといった革新的な技術を活用した新たな取組が必要であると感じています。

特に、ドローンについては、農林、土木や観光分野などでは飛躍的に活用されており、今後、さらに物流、災害や教育分野など、様々な場面で活躍が期待されます。

本年10月28日には、県内の関連企業や団体でドローンを活用した産業振興を図るために、「長崎県ドローン連絡協議会」が発足したところであり、民間事業者において、県内のドローン産業を活性化させようとしているところであり、県との連携も重要であると思います。

そこで、飛躍するドローンの普及について、県の取組の状況や産業の活性化をどのように行っていくのか、お尋ねいたします。

(2) ドローンの登録制度と免許制度について。

現在、ドローン購入や規制がない区域での利用は、自由に行うことができますが、国において、2022年にはドローンの登録制度を開始するとともに、免許制度についても、今後、検討が進められると聞いております。

そこで、今後、ドローンの活用を推進するに当たり、ドローンに関する制度改正等の動きや内容について、まず、県においては、しっかりと把握をし、対応していく必要があると考えておりますが、県としてどのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

8、長崎県住宅供給公社が施行管理する諫早西部台団地等の計画見直しについて。

(1) 県営西諫早団地（ニュータウン）の現状と今後の計画について。

諫早市の西諫早ニュータウンは、昭和40年代から長崎市のベッドタウンとして、長崎県住宅供給公社が宅地分譲を始めた県内最大級の大型団地であります。現在も4,000世帯、約9,000の方が生活されていますが、地域の人口は減りつつあり、住民の高齢化も進んでいるところであります。

このニュータウンのほぼ中央に位置する県営西諫早団地は、900戸を超える県内でも有数の大規模団地で、築40年以上が経過し、老朽化も進み、また、バリアフリー等に対応しておらず、また、空き家も増えております。

このような中で、県営西諫早団地の改修や建替え等の再整備を検討する必要もあり、現在の戸数を維持し続けることは、県の財政事情からも厳しいと考えられます。

また、改修や建替えの機会に地元で必要とされるサービス業の対応や民間の資金やノウハウを活用するなど、様々な検討も必要だと思います。

そこで、県は、西諫早団地の再整備をどのような方針で検討していくのか。また、再整備に際し、県営団地だけじゃなく、戸建て住宅エリアなど、ニュータウン全体のニーズに対応する必要があると思いますが、県の考え方をお尋ねいたします。

(2) 諫早西部台団地（グリーンヒルズ）の現状と今後の計画について。

諫早西部台団地は、良好な住宅地の大量供給を目的に、平成10年度より、長崎県住宅供給公社が造成、販売しており、これまで3つの工区のうち、1工区と2工区の戸建て分譲地や商業用地が全て完売しております。

その一方で、2工区の集合住宅計画地は、まだ販売されておらず、その北側にある第3工区は未着手のままとなっております。

計画から20年の間に、当初予定していた住宅へのニーズが変化し、また、施行者である長崎県住宅公社は、平成27年に特定調停を受け、自らリスクをとる宅地開発には取り組めないなど、事業を取り巻く社会経済状況も大きく変わっております。

人口減少により住宅地供給のニーズが少ないのであれば、住宅以外も建設できるよう、土地利用計画を変える必要があり、その対応も遅れているのではないかと。また、第2工区と第3工区の残地は、約30ヘクタールありますが、住宅供給公社が自ら開発することはできません。

そこで、諫早西部台団地に残る未処分地及び未着手地について、県としてどのように取り組んでいくのか。具体的に住宅以外の用途へ土地利用計画を変更し、活用することが考えられないか。

また、今後、どのようなスケジュールで進めていくのか、お尋ねをいたします。

9、諫早駅前まちづくりの支援対策について。

(1) 諫早駅前ターミナル跡地活用について。

現在、諫早市において、令和4年秋の新幹線開業を見据えた諫早駅周辺事業が進められており、県営バス諫早ターミナルについては、令和4年春には新たな駅ビルの中に移転する予定であります。

移転後のターミナル跡地について、駅前の一等地であり、その用途がどうなるのか、適切な開発動向にも影響を与えることから地元の関心も高く、また、跡地活用の期待も大きいものがあります。

新幹線開業が決まっている中、今後の諫早市のまちづくりや周辺地域の活性化の観点からも、県交通局ターミナル跡地を今後どうしていくのか、その方向性を早く示すべきだと考えます。

また、現在、交通局では、新型コロナの影響で大幅な減収となっていると聞いており、今後、経営再建を考えると、こうした資産の売却も有効な手段となり得ると考えますが、跡地利用に対する考え方と検討状況について、お尋ねをいたします。

(2) 県央振興局見直しの進捗状況について。

県は、昨年12月、地方機関再編の基本構想に基づく振興局見直しの方向性を示し、県南地区に集約する新たな庁舎を、かねてから諫早市が要望していた諫早市先行取得用地に建設する旨を公表しました。

建設予定地は、諫早市が進めている駅周辺事業にも関連しており、県南地域事務所の新庁舎をできるだけ早く建設することが、駅前のにぎわい創出のため必要であると思います。

また、県財政が依然として厳しい状況の中、県組織も効率的に見直していくべきであり、振興局の見直しも早急に進めるべき課題だと考え

ております。

県は、振興局の見直しに向けて、今年度中に実施案を策定する旨を公表しておりましたが、その進捗状況について、お尋ねいたします。

ちょっと早口でわかりにくい点があったかと思いますが、以上で、壇上からの質問を終了し、必要であれば対面演壇席から再質問させていただきますので、よろしくお祈りいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 八江議員のご質問にお答えいたします。

まず、令和3年度予算の重点施策についてのお尋ねでございます。

次期総合計画のスタートとなる来年度においては、引き続き人口減少に加え、2040年問題やSociety5.0社会の進展といった新たな課題に迅速に対応してまいりますとともに、新型コロナウイルス感染症による県民生活や地域経済への影響に対しても、継続的に必要な対策を講じていくことが重要であると考えております。

さらに、これまでの取組により、まちや産業が大きく変化する時期を迎えており、そうした変化をチャンスと捉え、さらなる活性化につなげてまいりたいと考えております。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止、医療提供体制の充実を図ってまいりますとともに、感染症の収束も見据え、インバウンドを含めた効果的な観光情報の発信や、受入れ環境の構築による観光誘客の促進、デジタル化による生産性向上など、県内企業の経営基盤の強化に取組み、地域経済の早急な回復・活性化に力を注いでまいりたいと存じます。

また、働き方の変化や地方回帰の新しい人の流れを捉え、若者、女性の県内定着や、移住の

一層の促進を図るため、AI技術の導入やオンライン活用による移住相談、就職支援、県内企業の情報発信の強化、地域ごとの特色を活かしたりリモートワーク、ワーケーションの受入体制の構築に力を注いでまいります。

併せて、2040年問題やSociety5.0社会の進展といった新たな課題への対応や、産業構造の変化の動きを踏まえたAI、IoT、ロボット関連産業などの基幹産業化の促進、令和4年秋に迎える新幹線開業やIR誘致の実現に向けた横断的な取組などに重点を置いて積極的に施策を推進してまいりたいと考えております。

今後とも、本議会におけるご議論を十分に踏まえながら、来年度予算の編成に向けて具体的な施策の構築に力を注いでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に関して、医療関係団体との連携について、どのように強化を図っていくのかのお尋ねであります。

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の確保については、県が長崎大学の感染症の専門家や、県医師会、県看護協会、県薬剤師会などの医療関係団体等からなる「新型インフルエンザ等対策会議」を設置し、協議、調整を行いながら体制を整備しているところであります。

特に、長崎大学には、感染症の専門機関としてLAMP法検査装置や健康管理アプリの開発、専門医による感染症対策の指導など、医療、検査体制の充実に多大なるご協力をいただいております。

また、県医師会には、発熱患者等の診療に対応できる「診療・検査医療機関」として、11月末現在、283施設にご協力いただいております。

さらに、県看護協会には、宿泊療養施設や保健所業務に携わる看護職員13名を派遣いただい

ており、県薬剤師会には、宿泊療養施設入所者に必要な薬剤を提供いただくなど、医療関係団体の皆様には、様々なご支援、ご協力をいただいているところであります。

現在、首都圏や関西圏をはじめとして感染拡大が続いており、今後のインフルエンザの同時流行を見据えて、医療関係団体との緊密な連携が重要であると考えております。

これまでも、長崎大学や医療関係団体とは様々な機会を通して意見交換を行っておりますが、今後は、さらに関係団体との意見交換を定期的に行うなど、顔の見える関係を構築し、緊密に連携してまいりたいと考えております。

次に、クルーズ船の今後の受入れについてのお尋ねであります。

県では、「コスタ・アトランチカ号」の検証結果を踏まえ、クルーズ船の受入れに際し、県民の安全・安心を確保するため、4つの取組を進めております。

1点目は、今議会に提案しております「長崎県港湾管理条例」の改正であります。

改正の目的は、新型コロナウイルス感染症を含む新たな感染症の発生など、港湾の適正な利用に支障となる事案に対し、県民の安全・安心を確保することにあります。

具体的には、入港する船舶に対し、乗員・乗客の健康状態など必要な情報を入手できるようにし、県民生活の安全が害されるおそれがある場合、または県民を著しく不安にさせる場合に、港湾の利用を制限できるようにいたしました。

2点目は、港湾管理者のほか、検疫所などの国の機関や大学病院、県・市の保健部局などで構成する「連絡調整会議」を設置し、情報の共有や事案が発生した場合、連携して迅速に対応することができるようにいたしました。

その他、3点目として、入港の可否判断などを定めた運用方針、4点目として、クラスター等が発生した場合の緊急時対応計画の策定を進めているところであります。

県民の皆様が安心してクルーズ船を迎えていただけるよう、万全の対策を講じ、受入れを進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、九州新幹線西九州ルートに関し、これまでどのような方針で要望に取り組み、今後は、どのような戦略で取り組んでいくのかのお尋ねであります。

整備新幹線の建設は、国家プロジェクトであることから、これまで整備方針については、与党において議論が重ねられ、政府・与党の合意により決定されてまいりました。

また、佐賀県とは、平成31年1月の知事同士の会談において、「現在の事態は、フリーゲージトレインの導入断念が原因であり、責任がある立場として、国において、具体的な整備の方向性を示していただく必要がある」ことで意見の一致を見たところであります。

このため、県としては、政府・与党に対して、フル規格の実現と、それに伴う地方負担や並行在来線等の課題解決に向けた方策をお示しいただくことなどについて、重ねて求めてきたところであり、今般、「与党PT西九州ルート検討委員会」において、今後、議論が深められることとなったところであります。

また、国土交通省は、課題の解決に向けた検討を行うため、関係者である本県とも協議を行いたいとされているところであり、県としても、この協議に積極的に参加してまいります。

今後とも、機会を捉えて、政府・与党に対して本県の思いや地域の課題をお伝えするなど、全線フル規格による整備の実現に向けて全力を

注いでまいりたいと考えております。

また、同じく新幹線について、佐賀県に対して、今後どのように働きかけていくのかのお尋ねであります。

西九州ルートの整備に向けた佐賀県の課題については、一緒に取り組むことで前に進むものもあると考えており、その解決に向けて「新たな提案」を検討するためにも、佐賀県の具体的な課題認識をお聞かせいただきたいと、これまで知事同士の会談の申込みを行ってまいりましたが、実現には至っておりません。

そのため、先日、両県の担当部長同士の協議において、地方負担や在来線などの課題について、お考えを具体的にお尋ねしたところでありますが、フル規格の議論をするためには、在来線の整理が必要であるとの考えが確認できましたので、こうした考えを踏まえ、JR九州ともしっかり協議してまいりたいと考えております。

また、先日の九州地方知事会議で、佐賀県知事にお会いした際に、新幹線を含め、両県に共通する課題について、これを整理する機会を設けてはどうかとの提案をさせていただいたところであり、議論の場が設けられるよう、引き続き、努力してまいります。

県としては、事態を前に進めるためにも、国土交通省と佐賀県の協議の状況を踏まえつつ、佐賀県との面会や、今後、予定されている国土交通省と本県との協議の場での議論を通して課題の解決につなげてまいりたいと考えているところであります。

次に、諫早西部台団地の住宅以外への活用の考え、今後の整備スケジュールがどうなっているのかのお尋ねであります。

諫早西部台団地は、新住宅市街地開発事業によって、全体を住宅用地として計画しておりま

すが、2工区の未整備部分については、計画上の用途であります集合住宅のニーズが少ないこと、3工区については、未買収の土地が多く、今後、さらに基盤整備のコストがかかることから、事業の期限である令和4年度までに計画の見直しが必要であると考えているところであります。

これら未整備部分のまちづくりについては、諫早市や県住宅供給公社とも連携を図るとともに、民間事業者の提案も受けながら、住宅以外への土地利用の転換など、計画の見直しに向けた検討を加速してまいりたいと考えております。

次に、県央振興局の見直しについての進捗状況についてのお尋ねであります。

振興局の見直しについては、大幅な交通事情の改善や情報通信技術の発展に加え、市町村合併や地方分権の進展も踏まえ、県は、より専門的、広域的機能を発揮することとし、平成20年、「長崎県地方機関再編方針の基本方針」を策定し、本土地区を南北の2地区に分け、総合地方機関を設置する方針を定めたところであります。

その際、市町へ説明をさせていただき、県議会で議論いただいて、一定ご理解をいただいたものと考えているところであります。

その後、諫早市内に庁舎建設予定地確保のめどが立ち、道路事情等もさらに改善するなど環境が整ったため、昨年12月、令和7年頃の再編実施の方向性を改めてお示したところであります。

県の経営資源が限られる中で、重要事業の推進や災害等に対応するためには、振興局を集約し、専門性が高く、柔軟かつ機動的な体制を構築する必要があるものと考えております。

現在、庁舎建設について、諫早市と意見交換を進める一方、年度内の再編実施案の策定に向

け、様々なご意見も参考にしつつ、行政運営効率化等の効果もしっかりと生み出すことができるよう、体制や庁舎建設手法等も含め、検討を深めてまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 令和3年度予算編成において、税収等の減収が想定される中、新型コロナ対策にどのように対処するのかというお尋ねでございます。

本県の景気につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして厳しい状況が続いており、令和3年度においても、県税収入等の大幅な減収など、県財政への影響が懸念されております。

こうした一方、感染症の予防・拡大防止と、社会経済活動の回復・拡大の両立を図るための施策といたしまして、引き続き、積極的に対応する必要があると考えております。

そのため、県といたしましては、全国知事会等とも連携しながら、国に対して、県税等の減収補填制度の拡充とともに、地方税財源の充実・確保やコロナ対策に係る臨時交付金の令和3年度以降の継続等について強く要請しているところでございます。

今後の予算編成に当たっては、国の予算編成の動向も十分に注視しながら、様々な財源対策を最大限に活用するとともに、施策の一層の重点化・集中化を図るなど、感染症対策に必要な財源の確保に努めてまいりたいと思っております。

○議長(瀬川光之君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 観光産業における新型コロナウイルスの影響と今後の対応についてのお尋ねでございますが、本県の宿泊

者数について見ますと、4月と5月には前年度比で2割を切るなど深刻な影響を受けましたが、6月以降の県独自の宿泊割引や国のG o T oトラベルキャンペーンなどにより、徐々に回復してきており、9月には前年度比7割を超えるなど、持ち直してきている状況にあります。

また、観光関連事業者による雇用維持や、受入体制強化の取組に対しまして、人件費を含めた支援も実施してきたことから、観光産業における影響の抑制にもつながったものと考えております。

今後の対策といたしましては、観光産業の早期の回復に向けて、感染症対策に引き続き万全を期すなど、細心の注意を払いながら誘客拡大に取り組んでまいります。

○議長(瀬川光之君) 農林部長。

○農林部長(綾香直芳君) 私の方から、2点お答えさせていただきます。

まず、新たな「ながさき農林業・農山村活性化計画」の策定に当たり、今後、農林業をどのように振興していく考えかとお尋ねですが、新たな計画では、若者から選ばれる魅力ある農林業、暮らしやすい農山村の実現を目指し、農林業の生産性向上等を図る産地対策と、農山村の維持・活性化を図る集落対策を両輪として施策を展開してまいります。

具体的には、産地対策として、農地や施設といった生産基盤の整備の加速化、開発が進むスマート農林業技術の普及・拡大により、生産性を向上し、有利販売に結びつけることで、全国トップレベルの産地の育成と農業所得の向上、担い手の確保を推進してまいります。

また、集落対策として、農山村集落が持つ景観、伝統、文化などの魅力の発信等により、関係人口と移住・定住を拡大するとともに、地域

の顔となる特産品づくり等を支援することで、農山村地域全体で稼ぐ取組を推進することといたしております。

次に、県は、スマート農業をどのように推進していくのかとお尋ねですが、現在、生産性向上と労力不足の解消のため、スマート農業技術の実証を行っており、環境制御技術によるいちごの収量向上や発情発見装置による繁殖牛の分娩間隔の短縮など、全国トップクラスの事例が出てきており、これらの技術を広く普及したいと考えております。

しかしながら、スマート農業を導入する場合、コスト面などの課題があるため、ドローン等スマート農機の共同利用などの体制づくりや、導入に必要な技術指導ができる人材の育成等に取り組んでまいります。

併せて、スマート農業に対応した生産基盤整備や、AI、ビッグデータを活用した農産物の生産・出荷・販売予測システム、非破壊型検査による品質保証技術等を確立し、消費者に選ばれる産地・商品づくりを推進します。

これらの取組により、長崎ならではのスマート農業技術の確立・普及を図り、全国に誇れる日本一の産地づくりを進めてまいります。

○議長(瀬川光之君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) 今後の移住者増を見据え、リモートワーク等の受入れにどのように取り組んでいくのかとお尋ねであります。県では、新型コロナウイルス感染症をきっかけに注目されているリモートワークやワーケーションを積極的に受け入れるため、「リモートワークin長崎」プロジェクトを推進しております。

具体的には、県内の受入れ環境等に関する魅力の発信や、都市部企業と地域をつなぐ役割を

担う人材を配置するとともに、受入れ施設の整備や地域の特徴を活かした滞在プログラムの構築等に対する市町への支援に取り組むほか、都市部企業との関係構築にも努めているところがあります。

今後は、県内の受入れ環境のさらなる質の向上や、都市部企業等の積極的な誘致に取り組む必要があるため、ワーケーション等モニター調査を行い、受入れ環境の改善や情報発信に活用するとともに、市町へのアドバイザー派遣制度の創設や、都市部企業を対象とした体験ツアーの充実等に市町と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) 私から、ドローンの普及に関連して、2点お答えいたします。

まず、ドローンの普及に関する県の取組状況と産業の活性化をどのように行っていくのかのお尋ねでございます。

ドローンにつきましては、近年、幅広い分野で活用されており、県では、ばれいしょ栽培における防除や森林整備における測量の実証などに活用するほか、災害時の被災状況の把握等においても活用しております。

また、先般、民間において、ドローンに関する技術の向上などを目的に設立されました「長崎県ドローン連絡協議会」など、関係の皆様方と連携した情報共有や必要となるサポートなども行ってまいりたいと考えております。

さらに、県が民間事業者に発注する事業においても、事業効果を高めるため、ドローンの積極的な活用を促すなど、ドローン産業の活性化につなげてまいります。

次に、ドローンの登録制度と免許制度に対する今後の県の対応についてのお尋ねでございま

す。

ドローンを含む無人航空機につきましては、近年、航空法違反事案や事故が頻発していることから、国において、関係法令の改正などが予定されているところであります。

無人航空機の登録制度については、令和4年度までには開始予定であり、免許制度の創設については、現在、検討が進められているところでありますが、その間も県内におけるドローンの利活用は増加していくものと考えております。

そのため、官民において、ドローンの適正な活用による産業振興や地域活性化を図っていくに当たっては、制度改正等の動きを把握し、関係者間で情報共有することが必要不可欠となっております。

県といたしましても、今後、ドローンの活用促進に向け、関係省庁からの情報収集や関係事業者の皆様方との情報交換を行うとともに、県民の皆様に対しても、改正内容等について、周知、PRを行ってまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 県営西諫早団地の再整備をどのような方針で検討していくのかのお尋ねですが、老朽化が進む県営西諫早団地については、段階的な用途廃止を含む集約建替えや住戸改善を進める方針で検討を行っております。

検討に当たっては、西諫早団地は高台にあることから、高齢者の移動手段の確保や買物支援など、お住まいの方々が抱える課題解決に向けての方策を併せて検討します。

その際、県営団地だけではなく、西諫早ニュータウンの皆様ニーズも把握し、諫早市や民間事業者とも連携して最新の技術を活用したSociety5.0のモデルケースとなるようなまち

づくりを目指します。

○議長(瀬川光之君) 交通局長。

○交通局長(太田彰幸君) 諫早バスターミナルの跡地利用に対する考え方と検討状況についてのお尋ねでございます。

県営バス諫早ターミナルにつきましては、令和4年春の新駅ビルへの移転に向けて関係機関と協議を進めており、移転後の跡地活用については、民間事業者から活用案を募集するサウンディング調査や地歴調査を実施するなど、早期に活用できるよう、検討を進めております。

また、交通局におきましては、新型コロナの影響により、経営が非常に厳しい状況にあり、経営再建のためには売却方式は有力な選択肢の一つであると考えております。

今後、コロナ禍による経済社会情勢への影響等も注視しつつ、諫早市のまちづくり計画との整合を図りながら、移転後、速やかに活用できるよう取り組んでまいります。

○議長(瀬川光之君) 八江議員—46番。

○46番(八江利春君) それぞれ答弁をいただきました。ありがとうございます。

少し時間がありますので、再質問させていただきますが、まずは、社会全体がコロナ、コロナで大変揺れ動いておりますし、長崎県のコロナ対策については、十分な活動をいただき、他県にない活動の中で、長崎県が感染防止に努力いただいていることにまず敬意を表したいと思います。これからもどうぞひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。

また、クルーズ船の入港についても、先ほどお話がありましたように、港湾のいろいろな見直しを進めていただいて、速やかに入港できるような体制を整えていただくということであれば、観光地長崎県がまた大きく期待できるもの

だと思っておりますので、その点も併せてご尽力いただくようお願い申し上げたいと思っております。

最後に、ご答弁いただきました諫早駅前のバスターミナルの件でありますけれど、いろいろ検討をいただいているということは、私たちが聞いておりましたし、また、今の方針等についても伺いをいたしました。はっきり言って、諫早駅前の開発問題はいろいろございます。

先ほど知事からご答弁いただいた県央振興局の建替えの問題もありますけれど、それにより諫早駅前が大きく変わることも事実だと思うし、狭隘である仕事場が大きく変わることによって、地域に大きな貢献もできるんじゃないかと、そういう期待もいたしておりますので、それも早めに進めていただきたいということだけ要望しておきたいと思っております。

県営バスについても、今からどうしようかということを考えていく中で、新幹線の開業が2年後に控えております。それも早くしていかないと、どっちでいくのかということをお早市民の皆さん方は危惧しております。早く決めていただきたいし、売却するのか、賃貸にするのかということが非常に大きな課題であります。

今のご答弁の中にありましたのは、売却を中心とということで、答弁をいただいたように私は思いましたけれど、このようなことで売却を中心とした方向性をもって進めていくということではよろしいでしょうか。

○議長(瀬川光之君) 交通局長。

○交通局長(太田彰幸君) 先ほど、ご答弁いたしましたけれども、売却を含めて検討を進めていきたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 八江議員—46番。

○46番(八江利春君) 含めてということですか。

けれど、早く結論を出しながら、県営バスの再建、再建と言うと倒産しておるように思いますけれど、そういうことを考えれば、早めがいいんじゃないかと、特に、諫早市民の一人として、あるいは県央の立場から考えれば、にぎわいのまちをつくっていくには、大いにそういったことが影響してくると思いますので、早く結論を出していただいて、そういう方向に導いていただくようお願い申し上げておきたいと思いません。

それから、諫早西部台の関係でありますけれど、グリーンヒルズは立派な計画でした。2,000戸、6,000人のまちづくりをするために諫早西部台の開発が進められております。総面積は80ヘクタールぐらいだと思います。その中で進めておられたことが、今、どのように進めていただいているか、先ほど、知事から答弁がありました。確かに住宅供給公社の挫折問題もありましたし、今までどおり素直にいくようなところではないということは、私も十分に理解をいたしておりますが、残された用地が速やかに売却できなければ、地域の活性化にもつながらないし、また、経営上もうまくいかないんじゃないかと、そのように思ったりして、残りの約30ヘクタールの2工区、3工区を速やかに進めていただきたいということがあります。

速やかにというのは、住宅用地として決めてあったこの計画でありますから、それを用途変更しなければできない状況にあります。そのためには用途変更をしていくか、していかないかというのが課題だと思いますけれど、用途変更については、国のそれぞれの機関が決定をしていかなければなりません。そのことを出すのか、出さないのかというのは、県の考え次第であると思います。

そのことについても、前にも知事の答弁を平成22年にはいただいておりますから、その答弁と似たような答弁であったように思いますけれど、10年時間が過ぎておりますので、もう少し前向きな答弁ができないかなということのを改めてお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 住宅以外の多用途への見直しのためには、現在の新住宅市街地開発事業の廃止や都市計画の変更が必要になってきます。そのためには何の用途に転換するのかを具体的に検討する必要があります。

現在、関係機関とロードマップを作成中ですが、今年度中に今後のまちづくりについて諫早市との協議を開始し、集合住宅のニーズを確認したうえで、戸建て用地や産業用地への転換について具体的に検討してまいります。

○議長(瀬川光之君) 八江議員—46番。

○46番(八江利春君) 住宅は2,000戸で進めておりながら、今、できあがっているのが752戸、残りの部分で1,248戸が建設をしていない部分であり、それが約30ヘクタール余の土地であります。

私も近くにおりますので、時々回りますと、広大な面積、30ヘクタールがそのまま空いているとなると、この土地は何に使うのかということも市民の中にありますけれど、同時に、地元の方々にとっては、移転をされた方が13名おられる。その方々は移転をして近くに住んでおりますけれど、移転したところが荒廃地になってしまっているから、自分たちは望んで譲ったわけじゃないのに、もう少し利用価値を高めていただかないと、我々もしのびない気持ちだということ強く言っておられるし、また、地域振興の中から道路の建設なんかもあります

ので、その点に対しては、十分しっかりと整えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 土地をお譲りいただいた方のお気持ちを察すれば、余りにも歩みが遅いのではないかというふうに見えるというのは、十分に理解をしております。

「令和4年度までに計画の見直しが必要だ」と知事から答弁させていただきましたけれども、検討を加速してしっかりと対応してまいりたいと思います。

○議長(瀬川光之君) 八江議員—46番。

○46番(八江利春君) 早急に、時間がたっていますので、また時代がどのように変わっていくかわかりません。諫早市としては、新産業団地を20ヘクタールで造っているんです。ここは30ヘクタール、空いているんですよ。だから、もう少し県の立場で考えていただくことが必要かなと思いますので、その点は答弁のように、令和4年度までに検討するということでありませうけれども、早急に進めていただきたいと思います。ことを要望しておきたいと思います。

それから、新幹線の問題につきましては、先ほど知事からいろいろ答弁いただきました。

なかなか、これは我々の要望どおり進むかどうかというのは、佐賀県がありますので、大変な状況だと思うし、我々も、そういった面は県民として危惧をしているものの中の一つだと思います。

しかしながら、何とか、今までやってきた新幹線の発案は、1973年、昭和48年にスタートして、2022年4月、令和4年になりますと、約50年間の経過、半世紀のことから開通を、一部開通ではありますけれども、めでたく開通すること

については、我々も大変ありがたく思うし、これまでご協力をいただいた皆さんにも心から敬意を表したいと思います。

あと残りの51キロの問題は、佐賀県に託されておる関係もありまして、佐賀県との良好な関係を保ちながら進めていかなければならないと、そのように思います。

そこで、最後をお願いをしておきたいのは、佐賀県と一緒にあって、国はどうすればいいかということが一つあります。フル規格は佐賀県は要らないということであるとすれば、フリーゲージがだめになったんだから、それをフル規格に変更するならば、やっぱり国が責任を持ってやっていただきたいということのお願いと、それから、佐賀県の場合は、鹿児島ルートにも負担をしておられます、約200億円ぐらい。そして、長崎ルートの嬉野—武雄間についても、約200億円ぐらいの予算を計上されております。そして、新たに武雄—新鳥栖間を加えるとすれば、660億円となるため、約1,000億円を新幹線に負担するということが佐賀県はなります。全て通過交通みたいな形で受け止められておる部分がありますので、そのことを含めて佐賀県と一緒にあって、国に今新しくお願いをしているフル規格についての予算の確保をお願いをいただきたいと思いますという思いでありますので、その点、最後に知事の答弁をもう一度いただければと思います。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) この新幹線のフル規格整備早期実現を目指すためには、やはり最大の課題であります地元負担をどうさばいていくのかというのが一番重要な課題になってくるものと考えておまして、地方交付税措置の拡充でありますとか、あるいはJR貸付料の制度をさら

に延長するといったことなども考えられるところであります。

いずれにいたしましても、そういった点等も含めて、これまでも佐賀県知事と協議をしてきたところでありまして、また、話し合いの場を設けていただくようお願いをしているところでもありますので、力を合わせて取り組んでいく必要があるものと考えております。

○議長(瀬川光之君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

— 午前11時 2分 休憩 —

-----  
— 午前11時15分 再開 —

○議長(瀬川光之君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

山本啓介議員—25番。

○25番(山本啓介君) (拍手)〔登壇〕 おはようございます。

自由民主党の山本啓介でございます。

本日も感謝の気持ちを持って、通告に従い質問をしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、今回の主要テーマとして、人が、企業が、産業が、新型コロナウイルス感染症に耐えて、来年も生き残れるのかということを念頭に置いています。当然、これは、生き残らなければならないということが絶対的な前提でありますので、強い危機感のあらわれの表現であります。決して楽観視できる状況ではありません。

特に、観光業や飲食店、医療、福祉などは、大変厳しいものがございます。

ここ数日、感染者が増加しており、都市部においては移動を規制する動きが出ています。来年の今頃においても、現状のまま生き残ること

ができるのか、先が見通せない状況に再び戻ろうとしています。

感染拡大の対策は、しっかりとできています。本県の感染状況から見ても、県民の皆さんは、しっかりと新型コロナウイルス感染症対策を、日々の仕事や暮らしの中に落とし込めていることは間違いありません。

しかし、現状に精いっぱい経済においては、平年ベースに戻る体力が残っているのかということを考える時、そもそも新型コロナウイルス感染症の影響が生ずる前の経済の状況、企業や事業所の状態はどうであったかということに疑問を感じています。

実は、感染拡大の影響が出る前から体力が弱っていたのではないかと。平年の状態というものも、厳しい状況の分野も多分にあったはずであります。

支援を考える時、新型コロナウイルス感染症拡大に惑わされるのではなく、その本質を見極めるべきであり、各種事業体、各種産業を束ねる団体などにも積極的に協力を求め、状況や疲弊している構造についての情報を共有したうえで、スクラムを組んで体力に応じた対策等に取り組む必要があると考えます。

そのうえで、果たして、どの時点を取り戻すのか、それとも、新しい目標を設けるのか、県は広域的な立場として、各地域や各産業、事業体に対して対応することが求められると思います。

私は、地元壱岐市において、インドからの情報通信企業の誘致を果たしました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、インドでは、広範囲の行動規制が続いているため、壱岐市へ誘致したインド企業の10月からのスタートというものは、日本在住の4人家族が壱岐市

へ移住し、リモートでやりとりすることから始められています。今は、日本での仕事というものは限られておりますが、本国のロックダウンが明けた後には、壱岐における仕事も拡大していくのではないかと期待をしています。

このような事例を紹介したのも、日本では、長らく過疎対策などに取り組んできましたが、地方においては、県や市町だけの力では大きな問題に取り組むことは難しく、均衡ある発展、運営のためには、国の関与はもとより、民間のアイデアや方向性を計画策定の段階で共有することや、民間の力をつながりとして、国内外を問わず、広域的な連携が必要であると確信したからであります。

現状の難しい局面の中、力強いリーダーシップを発揮いただいている中村知事におかれては、AI、IoTなどを活用したデジタル化をはじめ、県民の皆様の希望となる様々な具体的な結果につながる施策を推進いただくとともに、過疎地域、離島・半島地域に対する国の支援制度や、国境離島新法による支援制度などを十分に活用し、民間の取組についても加速させていただきたいと強く望むものであります。

それでは、このような考えのもと、質問通告に従って質問を行いたいと思います。

1、総合計画及び重点戦略の推進について。

(1) 次期総合計画の策定について。

現在、長崎駅周辺の開発やIR誘致、新幹線開業など、まちが大きく変わろうとしています。また、AI、IoTなどの情報関連産業や航空機関連産業など、新たな産業の誘致も進み、産業構造にも変化が出てきております。

さらに、離島においても、「有人国境離島法」により、移住や起業の促進など、成果が出てきたところであり、外から様々な要因を積極

的に引き込んできたことによって、大きな変化がもたらされ、今後の可能性が広がってきたものと考えています。

次期総合計画の策定においては、コロナウイルス感染症の影響が生じている中での策定であり、また、Society5.0や2040年問題という新たな課題の顕在化や、大型プロジェクトが動き出し、まちや産業が大きく変化する環境下での策定というこれまでにない状況であり、県民一丸となって総合計画を進める必要があります。

そうしたコロナの影響やSociety5.0の推進などを踏まえ、市町や経済団体などの関係団体とはどのような意見を交わし、総合計画へ反映してきたのか、また、策定後においてもどのように意識の共有を図っていこうとしているのか、お伺いします。

(2) 重点戦略の推進について。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、深刻な影響を受けた産業の一つに、本県の基幹産業である観光産業があります。

観光産業においては、コロナウイルス感染症の影響が生ずる前から、観光事業者の体力の状態はどうであったのかを確認する必要があるかと思えます。

コロナの前から疲弊していたのではないかと。体力が弱まったのは、本当にコロナの影響だけなのか。効果ある施策を打ち込むためには、その本質を見極めることが欠かせません。

そもそも、県は、事業者の経営の実態について把握しているのでしょうか、お尋ねをいたします。

また、県や市町は、全ての事業者を個別に評価し、連携して支援する仕組みを構築することも一つの方策になり得ると私は考えますが、県の見解をお尋ねします。

さらに、次期総合計画の中には、交流人口を拡大し、海外の活力を取り込むという戦略がありますが、コロナ禍を踏まえ、来年度の観光の重点戦略をどう立てようと考えているのか、お尋ねいたします。

2、九州新幹線西九州ルート of 整備について。

九州新幹線西九州ルート of 整備のあり方について、佐賀県議会においては、先般、佐賀県に対して、国土交通省との協議を積極的に進めることなどを求める決議が可決され、また、自民党佐賀県連が、政府・与党に対して積極的な支援を求める要望を行うなど、活発な議論が行われているところであります。

佐賀県内においても、一層の活発な議論を進めていただき、ぜひ両県にとって望ましい結論が一日でも早く導き出されることを期待しております。

そのような議論の中で、佐賀県は、フル規格で整備する場合の課題として、財政負担や在来線などを懸念されておりますが、本県は、佐賀県が考える課題について、どのように取り組んでいこうと考えているのか、お尋ねいたします。

また、このまま佐賀県の理解が得られず、対面乗り換え方式が続くこととなれば、関西・中国地方への新幹線による直通運行ができず、これまでの投資効果も十分に発揮できない状況が続くこととなり、本来期待していた効果も得ることができません。新幹線は、全線フル規格で整備され、全国の高速鉄道ネットワークにつながることで、本県だけでなく、九州全体にとっても非常に重要であると考えておりますが、知事が考える新幹線整備によって得られる可能性について、お尋ねします。

3、統合型リゾート施設（I R） of 整備について。

I R誘致の狙いは、本県の地域振興のみならず、九州全体の地域振興であり、本年2月の一般質問で、知事に対し、県だけでなく、九州の経済関係者、観光関係者がI Rの効果を享受できるよう、様々な地域振興策、経済振興策について、今のうちから取り組んでおくべきとの提案を行ったところであります。

区域認定に向けた国の手続は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたが、基本方針の修正案に感染症対策への取組が盛り込まれたほか、区域整備計画の申請期間が9か月延期されるスケジュールが示されるなど、I R of 整備に向けた手続が着々と進んでおります。

九州を浮揚させることで我が国が浮揚する、そういった雰囲気づくりが重要であります。

県も、九州の皆さんと一緒にI R誘致を進めているところでありますが、推進体制にはほころびはないか。

私が思うに、長崎I R of 最大の強みは「オール九州」による一体的な取組だと思います。これはほかの地域にはない、九州・長崎I Rならではの取組であり、政府へ強くアピールできるポイントだと思います。しっかりとスクラムを組んで取り組んでいただきたいと考えておりますが、九州というスクラムが組んでいるのか、現在の状況について、お尋ねをいたします。

次に、今回、政府から示された基本方針 of 修正案において、事業者選定に関し、接触ルールを制定するよう強く求められております。

県においては、これまでも事業者との面談などについて、対応指針を定め、しっかりと運用していただいているということは承知をしておりますが、今回は、組織のトップである知事をはじめ、副知事、企画部長など、意思決定に関わる全ての役職の方がI R事業者等との接触

ルールの対象と整理をされ、今後、IR事業者の公募手続に臨まれると認識しております。

我々県議会も、県が区域整備計画を国へ申請する際に議会の議決を必要とするということで、意思決定に重要な責任を果たすことが求められているわけであります。よって、我々県議会議員一人ひとりが、それぞれの立場を自覚し、IR関連の事業者との接触については、これまで以上に細心の注意を払わなければならないことは言うまでもありません。

事業者の公募・選定手続における公平性・公正性、そして透明性の確保について、これまでも多くの先輩議員や同僚議員が、一般質問や総務委員会等で繰り返し質問を行い、理事者へ確認してまいりました。事業者を選定した後に、こうした事業者の選定過程に関して疑問を持たれるようなことがあってはなりません。

そこで、IR事業者が決定されるまでの間に、IR事業者等との接触ルールを含め、公平性・公正性をどのように確保されようとしているのか、お尋ねします。

#### 4、県庁舎跡地の活用について。

県庁舎の跡地活用については、文化芸術ホールが見直しとなり、ホールに代わる新たな機能を付加することなどを含め、活用策のさらなる検討が進められています。よりよい活用策となるよう引き続きご努力いただきたいと考えておりますが、この地にふさわしい活用策を構築していくためには、まず、この県庁舎跡地にかつて何があったのか、どういう場所だったのかなど、この地の歴史をしっかりと踏まえたうえで、歴史の発信を含め、活用策を検討していく必要があると考えます。

これまでも県庁舎跡地の歴史については、埋蔵文化財調査を含め、様々な調査、検証を行っ

ておられると思いますが、改めて活用策の検討を深めるに当たり、その前提として必要となる作業ではないかと考えるところであります。

また、県庁舎跡地の歴史として、この地にはかつて森崎神社があったとされており、こうした歴史についても十分な調査などを行い、広く発信していく必要があると考えます。

県としての考えをお尋ねします。

#### 5、コロナウイルス感染症対策について。

北海道や首都圏、全国の都市部を中心に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症であります。毎日各所で感染が確認されており、これまでで最も高い数値を日々たたき出しております。もはや、第3波の到来と言えるのではないかと思います。今後、季節性インフルエンザとの同時流行、いわゆるツインデミックの発生が全国的に不安視されているところであります。大切なことは、功を奏している対策、うまくいっている対策をしっかりと公に高く評価し、最低制限されている行動を誰もが厳守することであろうかと考えます。

報道では、G o T o トラベルばかりが取り上げられておりますが、本県ではG o T o トラベルで来県された方から新型コロナウイルスに感染が確認された方は、ほぼいない状況であると認識しております。また、その方から県内の観光業に従事されている方や県民の皆様などに感染が拡大したことは認められず、県内における発生事例は、県民の方が県外へ行かれた後に、知人、同僚、家族という身内など関係の近い方々に感染させているのではないかと考えております。

本県における感染の主な要因は、果たしてG o T o トラベルなのか、また、そのことが何か影響を及ぼしているのか、可能な範囲で結構

ですので、その要因をお尋ねします。

併せて、年末年始の帰省に際し、大切なことは、帰省前の本人の自覚を持った行動はもちろん、お迎えする側のご家族などに対しても、行政から、的確・具体的なお願いをアナウンスすることが必要だと思いますが、そうした考えについて、お尋ねします。

#### 6、石木ダムの整備について。

先般の豪雨災害で被害が甚大であった熊本県では、球磨川の氾濫により多くの人命が失われ、治水対策としての川辺川ダムがあれば、被害が少なかったのではとの意見もあります。すべきことをしなければ、大規模な豪雨などへの対応が手遅れになりますが、石木ダムにおいても同様と考えるところであります。

本県においても、「令和2年7月豪雨」では、大村市も甚大な被害を受けましたが、国土強靱化対策に取り組んでいたため、被害を抑えることができたと感じています。

県として、球磨川の整備と氾濫の関係の分析も必要であると思えます。

そこで、防災・減災の面から、石木ダムの役割と現在の工事の進捗状況について、お尋ねします。

石木ダム事業採択から約50年間経過し、その間、「災害が起こっていないからダムは必要ない」という声があります。激甚化する自然災害の中、防災上の必要性はないのでしょうか。

また、「ダムの代わりに河床掘削で対応できる」という声や、「佐世保市の皆さんは水に困っていない」という声もありますが、これらの声は、ダム建設という選択に対する疑問の声の一部です。佐世保市の人口動態を見越した需要に加え、今後の企業誘致などによる水需要など、ダムは有効な施策であると考えます。

そこで、治水・利水両面から、必要性をアピールすることが必要ではないか。さらに、河床掘削等の代替案と比べても、石木ダムが有効であることについて、改めて説明が必要ではないかと感じておりますが、見解をお尋ねします。

#### 7、行財政改革について。

人口減少問題など、県が取り組むべき重要な課題は山積しておりますが、県の人的資源は限られており、財政状況も非常に厳しい中では、職員を大きく増やせる状況にはなく、逆に現状を維持することも難しいことは明らかな状況であります。

そうすると、限られた人的資源の中で、効率化を進め、重要課題等に集中できる運営を行っていく必要があります。

そのためには、効率的な組織運営を行う観点から、業務の棚卸しを行い、そのうえでAIやICTの活用、民間に委ねる部分などの検討につなげていくことが重要であり、その中ではデジタル技術者の採用や、民間企業等からの人材の出向などによる活用なども積極的に進めていく必要があると考えますが、今後、どのように効率化を進めていくのか、お尋ねをします。

#### 8、犯罪被害者支援対策について。

犯罪被害者等支援の施策を総合的かつ計画的に推進し、被害の早期回復、軽減、生活の再建を図ることを目的として、令和元年7月に「長崎県犯罪被害者等支援条例」が制定され、さらに、同年12月には、この条例を実効あるものとするために、各種施策を盛り込んだ「長崎県犯罪被害者等支援計画」が策定され、支援のための体制整備や県民の理解増進など、様々な取組がなされているところであります。

現在、国においては、令和3年度から5年間の計画となる「第4次犯罪被害者等基本計画」の

策定作業が行われており、それを受け、本県においても、来年度、支援計画を改訂されることと思いますが、策定に向け、どのように進めていかれるのか、お尋ねします。

また、現在の支援計画の中の基本目標にあります犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、ともに支え合い、誰もが安全に、安心して暮らすことができる社会の実現のためには、県民の皆さんが被害に遭われた方や、その関係者に目を向け、寄り添う姿勢が大切であります。

また、県や市町の行政機関においても、条例が制定され、県民の理解の増進のため、各地でシンポジウムなどの啓発イベントに取り組んでいただいているところでありますが、いまだ条例が未制定の自治体があること、制定されていても、市町によっては支援に対する意識が弱いと感じるところがあります。犯罪被害者等支援については、市民や町民と直接対応する市町において、支援に対する基本目標の共通認識のもと、有事に適切な対応をとることができるよう、平時から支援に関する協議や訓練を行う仕組みが構築される必要があると考えます。

そのような環境を整備するため、県にはリーダーシップを発揮し、広域的な調整が求められると思いますが、県の見解をお尋ねします。

#### 9、国境離島地域の振興について。

本県の国境離島地域においては、平成29年4月に「有人国境離島法」が施行されてから、約4年間にわたって法律に基づく国の支援制度を活用した様々な取組が行われ、特に、新たな雇用の場が数多く創出されるとともに、UIターン者数も増加したことで、これまでは人口の社会減が目標を上回って改善しているところであります。

しかし、地域を細かく見てみますと、新たな

雇用の場の創出を支援する雇用機会拡充事業について、しまの事業者の中には、この事業を活用するための体力やノウハウがないため、もう一步が踏み出せない状況にあるという方もいると思います。

今後、法施行10年後の人口の社会増減の均衡という高い目標を達成していくためには、そういった方々も含め、この事業をさらに活用してもらえるよう、これまでの事業の成果や課題を踏まえた本県独自の取組が必要と考えますが、次年度に向けた検討状況について、お尋ねをいたします。

以上で、本壇からの質問を終え、必要に応じて対面演壇席より再質問を行います。

ありがとうございました。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 山本啓介議員のご質問にお答えいたします。

総合計画について、市町や関係団体の意見の反映、あるいは策定後の意識共有をどう図るかのお尋ねでございます。

次期総合計画の策定に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大に加え、2040年問題やSociety5.0社会の進展などの新たな課題への対応、本県におけるまちや産業の変化などを踏まえ、こうした現状や課題を県民の皆様方に積極的にお示しし、幅広くご意見を伺いながら策定を進めてまいりました。

そうした中、関係団体の皆様などから、新型コロナウイルスの影響が見通せない中での計画策定に慎重なご意見も一部いただいたところでありますが、県政を停滞なく推進するため、新型コロナウイルスへの対策を可能な限り盛り込みながら、その影響を乗り越えるための施策に全力を傾注する一方で、環境変化が生じた場合

には柔軟に対応していくことについてご理解をいただき、計画策定を進めてきたところであり  
ます。

また、新たな課題であります2040年問題や Society5.0社会の進展への対応については、スクラムミーティングにおいて、その必要性を共有し、今のうちから必要な施策に連携して取り組むことを確認しながら、高齢化の進展に対応するための様々な施策や、生産年齢人口の減少への対応策、Society5.0推進プラットフォームでの連携など、具体的な対策を計画に反映させてまいりました。

さらに、有識者懇話会や関係団体の皆様からは、まちや産業が変化するチャンスを活かして、交流人口拡大のためのプロジェクトや、人材の確保・定着対策に一層積極的に取り組むべきとの意見をいただき、関連事業を政策横断プロジェクトとして推進することとしております。

今後、計画策定後におきましても、各地域における説明会の開催や関係団体等への説明、SNSや動画などによる若い世代の皆様への近未来像の発信などに努め、「つながり、ささえ、つくろう長崎」のキャッチフレーズのもと、市町や関係団体、県民の皆様と連携・協働しながら、計画の着実な推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、九州新幹線西九州ルートについて、佐賀県が考える財政負担や在来線などの課題について、どのように取り組んでいくのかのお尋ねであります。

九州新幹線西九州ルートのフル規格整備に向けての佐賀県における主な課題は、地方負担や在来線の問題であろうかと認識をいたしております。

佐賀県は、「地方負担が莫大であり、今後の

財政運営に大きな影響を与えることとなる」といった考えを示されておりますことから、今後、「与党PT西九州ルート検討委員会」において、佐賀県の負担軽減のための方策が検討されることとなっているところであります。

また、在来線については、経営分離や利便性の低下による県民生活や地域経済への大きな影響に懸念を示されておりますため、本県からもJR九州に対して、具体的な対応策などを提案いただけるよう要請を行ってまいりました。

一方、国土交通省は、佐賀県との幅広い協議と並行して、長崎県、あるいはJR九州と課題の解決に向けた検討を行うこととされているところであり、先週、JR九州との協議が開始されたところであります。

今後、本県との協議も行われることとなりますので、フリーゲージトレイン導入断念の経緯や、佐賀県が課題とされている点を踏まえながら、協議に臨みたいと考えているところであります。

このような様々な動きを通して、佐賀県が考える課題が解決され、フル規格による整備が実現できるよう積極的に対応してまいりたいと考えております。

また、全線フル規格の整備によって得られる可能性について、どのように考えるかのお尋ねであります。

西九州ルートの全線がフル規格で整備されますと、全国の高速鉄道ネットワークに直結し、縦軸の鹿児島ルートとともに運用されることで、本県や西九州地域だけではなく、九州地域の一体的浮揚がもたらされるものと考えております。

また、西九州ルート本来の姿であります新大阪までの直通運行が実現することにより、関西・中国圏との連携が図られ、長崎、佐賀両県

民はもとより、西日本各地から西九州地域を訪れる方々も利便性が格段に向上し、観光やビジネスの市場が大きく広がることとなつてまいります。

さらに、東京、名古屋、大阪の3大都市圏を1時間余りで結ぶリニア中央新幹線の完成によって誕生する巨大都市圏と西九州地域が結ばれることにより、その旺盛な経済成長力を取り込み、また、新型コロナウイルス感染症の収束後においては、訪日外国人を呼び込むなどの効果が期待されるものと考えております。

西九州地域、九州地域においては、人口減少の局面にあります。西九州ルート全線フル規格化は、利便性向上による交流人口の拡大や地方回帰の流れによる定住人口の増加、民間投資の促進等、地域活性化に大きな効果をもたらすものと考えておりますので、今後とも、その実現に向けて全力を注いでまいりたいと考えております。

次に、統合型リゾート施設の整備について、九州というスクラムがしっかりと組んでいるかとのお尋ねであります。

九州・長崎 I R の実現については、昨年6月に九州地域戦略会議のもとに設置された「九州 I R 推進プロジェクトチーム」において、九州・山口各県並びに経済団体の皆様とともに、I R の高い経済効果を九州へ広く波及させるための方策について検討を進めてまいりました。

その中で、地元九州の経済界が、I R のもたらす効果をしっかりと享受できるよう、一体となって取り組むとともに、多種多様な物品やサービスの地元調達促進に向けた具体的な準備を行うことが必要との結論に至ったことから、去る10月30日、山口県で開催された「九州地域戦略会議」において、私から、こうした役割を

担う「九州 I R 推進協議会」の発足を提案し、承認をいただいたところであります。

この九州 I R 推進協議会は、九州経済連合会の麻生会長を代表者として、来年1月または2月にも発足する方向で調整を進めているところであり、地元調達促進に向けたビジネスセミナーやイベントの開催をはじめ、I R 事業者と地元企業との対話を促進するなど、今後、想定される民間主導による具体的なビジネスマッチングにつなげてまいりたいと考えております。

このほか、九州地方知事会、九州各県議会議長会、並びに九州商工会議所連合会においても、九州・長崎 I R の区域認定を求める決議が行われるなど、九州が一体となった I R 誘致の動きが加速しているところであります。

こうした「オール九州」による推進体制は、九州・長崎 I R の大きな優位性であり、政府や事業者に対し、しっかりとアピールすることによって、区域認定の獲得につなげてまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長(瀬川光之君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 私の方から、3点お答えさせていただきます。

まず、県は、観光事業者の経営の実態について把握しているかとのお尋ねでございます。

新型コロナウイルス感染拡大前におきましても、観光事業者との意見交換の機会などを通じて、厳しい経営環境にある事業者もいらっしゃるということは承知しておりました。

県といたしまして、県内事業者全体の経営実態までは把握しておりませんが、観光客延べ数、観光消費額など、産業の動向をはかる数値を地域別にも把握しておりますので、今後も、それ

らの数値を参考にしながら、地域の状況を踏まえた施策を講じてまいりたいと考えております。

次に、全ての観光事業者を支援する仕組みを構築することも一つの方策ではとのお尋ねでございます。

限られた人員と予算を有効に活用するためには、全ての事業者を等しく支援するのではなく、観光客から選ばれるためのレベルアップに積極的に取り組む事業者をしっかりと支援していくという選択と集中の観点が重要であると考えているところでございます。

現在、コロナ禍を踏まえた旅行需要に対応する各種施策を講じておりますが、今後も環境の変化を的確に捉え、事業者の意欲を引き出すような施策を講じてまいりますので、事業者の皆さんにおかれましても、これらの施策を積極的に活用することで経営の強化に結びつけていただきたいと考えております。

最後に、コロナ禍を踏まえた来年度の観光の重点戦略についてのお尋ねでございます。

今後のウィズコロナ、アフターコロナにおきまして、旅行先として本県を選んでいただくためには、市町や関係事業者と連携し、ほかの地域にはない魅力やサービスを生み出し、提供していくことが強く求められているものと考えております。

そのためには、ほかでは体験できないようなアクティビティの創出、地元食材を活かしたメニューの提供、さらには、ほかの土地にはないまちの魅力づくりに取り組むとともに、ターゲットを絞った訴求力の高い情報発信を通して、本県を旅行先として選んでいくための動機づけも行ってまいりたいと考えております。

また、インバウンドにつきましては、アフターコロナの需要は、近隣のアジア地域から回

復すると見込まれておりますので、重点市場の東アジアを中心に、現地プロモーションや個人に直接訴求するデジタルプロモーションなど、情報発信を強化してまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) IRの整備について、IR事業者との接触ルールを含め、公平性・公正性をどのように確保しようとしているのかとのお尋ねでございます。

去る10月9日に公表された国の「基本方針修正案」において、IR事業者との接触ルール制定の必要性などが示されました。

本県としては、事業者への対応に当たっては、公平性・公正性及び透明性の確保を重視しており、平成29年7月に、国に先駆け、「事業者対応方針」を制定し、対応してまいりました。

こうした中、今後の公募・選定手続を見据え、国の「基本方針修正案」も踏まえつつ、対象範囲を知事、副知事等にも拡大するとともに、事業者との面談については、原則として庁舎内で行うこと等を追記した新たな指針を制定し、11月25日に施行したところでございます。

なお、IR事業者の公募・選定における公平性・公正性及び透明性の確保に向けては、第三者委員会である審査委員会を設置したところであり、公募開始時には委員の氏名を公表することといたしております。

また、公募開始後は、IR事業者に対し、審査委員会委員のほか、県の職員や県議会議員には高いコンプライアンス意識をもって対応をするよう求めてまいります。

○議長(瀬川光之君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) 県庁舎跡地の活用についてのお尋ねであります。県庁舎跡地

の活用につきましては、広場機能や情報発信機能のほか、新たな価値を創造するための交流支援機能等の整備について検討を深め、埋蔵文化財調査の結果等も踏まえながら、最終的な基本構想を取りまとめていくこととしております。

その際、県といたしましては、この地が長崎のまちの中心として果たしてきた役割や、その重層的な歴史を顕在化させ、活かしながら、にぎわいの場を創出することを基本に考えており、ご指摘のありました、この地に森崎神社があったとされる文献等を含め、この地の歴史について、さらに調査等を進め、広く情報発信してまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 私から、コロナ対策につきまして、2点お答えいたします。

まず、本県における感染の主な原因は、G o T o トラベルなのか、また、そのことが何か影響を及ぼしているのかとのお尋ねでございます。

9月以降、本県におきまして新たに発生した感染事例は、11月26日までのデータの分析でございますが、全体で37件となっておりますが、県外在住者の方で、出張や旅行で来県された事例は3件で、うちG o T o トラベルの利用が確認された事例は1件と極めて少ない状況であり、また、そこから感染の広がりも確認されておられません。

なお、県外在住者の方のG o T o トラベルの活用につきましては、保健所による疫学調査や消毒対応の際に滞在した県内の宿泊施設に対する聞き取り等で一定確認ができておりますが、県内在住者の方が県外旅行などから戻られた後に感染が判明した事案につきましては、本人からの聞き取りのみとなりまして、網羅的に把握

していないことから、これらの方につきましては分析は困難となっております。

また、年末年始にかけて帰省する方とそのご家族等に対しまして、的確、具体的なお願いを発信する必要があるのではないかとのお尋ねでございます。

年末年始におきましては、感染拡大地域を含め、多くの方々が帰省されることに加え、忘年会や新年会、同窓会など、飲食の機会も増えることから、改めて県民の皆様に感染防止対策の徹底を呼びかけてまいりたいと考えております。

具体的には、「新しい生活様式」の実践や、国の分科会が示す飲酒を伴う懇親会や、大人数、長時間に及ぶ飲食などの感染リスクが高まる「5つの場面」での注意などにつきまして、しっかりと呼びかけてまいります。

また、9月以降の発生事例につきましては、県外を訪問した事例が大半であったことから、特に、県外の感染拡大地域にお出かけになる方や、帰省される方などに対しましては、滞在中や帰省前に感染のリスクが高い行動を控えることや、帰省される方の帰省時期をずらすことなどにつきまして、ご家族や身近な方から呼びかけていただくことなど、より効果的な手法を検討し、感染拡大地域の動向も注視しながら、しっかりと周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 防災・減災の面からの石木ダムの役割と現在の工事の進捗状況についてとのお尋ねですが、近年、「令和2年7月豪雨」をはじめ、全国各地で甚大な洪水被害が頻発する中、防災・減災対策の必要性はより一層高まっていると考えています。

石木ダムについては、人口や資産が集中して

いる川棚川下流域において、100年に一回の大  
雨に対しても耐えられるよう計画しています。

現在施工中の付け替え県道工事等については、  
現場の安全に配慮しながら工事を進め、今年度  
中におおむね完成させる予定であり、年度内  
にはダム本体工事の一部にも着手したいと考  
えています。

次に、治水、利水両面から必要性をアピ  
ールすることが必要ではないか、さらに、代  
替案と比べても石木ダムが有効であること  
について、改めて説明が必要ではないかと  
のお尋ねですが、昭和50年の事業採択以  
降、佐世保市では、平成6年に大洪水が  
発生しましたが、石木ダムが完成すれば、  
この規模の洪水が生じても、被害は軽減  
できると考えています。

川棚川の治水、利水の代替案については、  
これまで河川整備計画策定やダム検証、事  
業評価を通じて検討しており、そのうち、  
治水代替案である河床掘削案については、  
掘削範囲が沖合まで及び、コストや漁業  
への影響等の懸念があります。なお、他  
の代替案についても、新たな家屋移転や  
コスト等の課題があり、石木ダムと河川  
改修を組み合わせる案が最適となってい  
ます。

また、佐世保市の利水計画についても、  
各種法令、基準に基づき、適切に策定さ  
れており、利水代替案では、地下トン  
ネルダム案等についても検討を行いま  
したが、石木ダム案が最適となってい  
ます。

これまでの全世帯広報誌等の広報では、  
石木ダムの代替案や効果等について、よ  
く伝わらなかったところもあるため、今  
後は広報内容を見直し、よりわかりや  
すく、丁寧に説明を行い、県民の皆様  
の理解が深まるよう努力してまいります。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 行財政改革に  
関しまして、効率的な運営を行う観点  
から、民間人を活用して業務の棚卸し  
等を行う必要があると考えるが、県の  
見解はというお尋ねをいただきました。

限られた人的資源や財源の中におきま  
して、多様化する行政課題に迅速かつ  
柔軟に対応していくためには、組織運  
営の見直しですとか、職員が重要な  
課題にしっかり対応できる時間の確保  
を進めていく必要がございます。

そのためには、業務の棚卸しを行いま  
して、全体像を把握・検証しながら、  
業務プロセスを改善し、ICTの活用  
による効率化や業務の外部化などの  
検討につなげていく取組が効果的とい  
うふうに考えておきまして、現在策定  
中の新たな行革の計画において、内  
部業務の棚卸しを掲げているという  
状況でございます。

業務の棚卸しや個別業務のデジタル  
化など、一連の効率化に向けた取組を  
進めていく中におきまして、民間の  
手法ですとか、民間人材の活用も重  
要な視点というふうに考えてございま  
すので、今後の検討の中で取組の具  
体化を進めてまいります。

○議長(瀬川光之君) 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長(宮崎浩善君) 私  
からは、犯罪被害者等支援対策につ  
きまして、2点お答えいたします。

長崎県犯罪被害者等支援計画の改訂  
に向け、どのように進めていくのか  
とお尋ねでございます。

現在、国の「第4次犯罪被害者等基  
本計画案」では、地方公共団体にお  
ける犯罪被害者等への支援や、被害  
が潜在化しやすい犯罪被害者等へ  
の支援などを盛り込むこととされて  
おり、今後

はパブリックコメントなどを経て、年度内に策定される予定というふうに聞いております。

県といたしましては、この国の計画を踏まえ、市内の「長崎県犯罪被害者等支援推進会議」や、市町等を構成員といたします「長崎縣市町犯罪被害者等支援推進協議会」を経まして、素案を取りまとめ、県議会やパブリックコメントにより県民の皆様のご意見をお聞きし、令和4年4月を始期といたします新たな支援計画を策定することといたしております。

また、市町における犯罪被害者等支援の環境整備のため、県には広域的な調整が求められると思うが、県の見解はとのお尋ねでございます。

県におきましては、条例制定後に「長崎縣市町犯罪被害者等支援推進協議会」を設置いたしまして、各市町の支援制度の内容や運用、また、事例などの情報の共有を行いまして、市町の取組の充実に努めているところでございます。

今後、これまでの情報共有に加えまして、市町の担当者を対象に、具体的事例を想定した訓練を行うとともに、市町におけます横断的な支援体制の構築などに必要な助言や情報を積極的に提供してまいりたいというふうに考えております。

また、県全体で支援を実施していくという共通認識を醸成するためにも、条例が未制定の自治体に対しましては早急に制定されるよう働きかけを行ってまいります。

○議長(瀬川光之君) 地域振興部政策監。

○地域振興部政策監(村山弘司君) 雇用機会拡充事業のこれまでの成果、課題を踏まえた次年度の取組の検討状況についてのお尋ねでございます。

国境離島地域では、「有人国境離島法」の施行以来、国の交付金を活用した雇用機会拡充事

業に市町と一体的に取り組んできた結果、昨年度までの3年間で850人を超える新たな雇用の場が創出をされ、法施行後の社会減が約4割改善するなどの成果につながっているところでございます。

しかしながら、島内で比較的規模の大きい事業者の多くが、既にこの事業を活用されていることなどの理由から、新規の採択件数などが減少傾向にあり、島外を含めました事業者の掘り起こしや、事業者により人材確保が課題となっております。

こうした状況を踏まえて、来年度からは、市町による掘り起こしなどの先進的取組の創出と、優良事例の横展開を促進するための新たな支援制度の創設を検討しており、例えば、事業の活用を検討する前の段階で専門家のアドバイスを受けられる仕組みの導入や、都市部での事業説明会の開催など、市町の取組をさらに充実強化してまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 山本啓介議員—25番。

○25番(山本啓介君) ありがとうございます。少し再質問をしてみたいと思います。

まず、石木ダムでありますけれども、ご答いただいた内容を、ぜひとも県民の方々へ、しっかりとした説明を尽きることなくやり続けていただきたい。もちろん、地元の方々にもそうであります。

石木ダムにつきましては、既にダム建設にご協力いただいている8割の方々や、また、反対されている世帯の方々、双方ともに、大切にされているふるさとというのは同じであろうかと思っております。その思いを大切にしなければならない。司法の場においては、一定の結論が出ていますが、ふるさとにおけるこれからの地域づくりを進めていく対話も検討する必要があるか

と思いますが、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) ご指摘のとおり、既に8割の方々は事業にご協力をいただいているところでありまして、いまだご協力をいただけない13世帯の方々を含めて、ふるさとに対するお気持ちを強くお持ちであるということは十分理解をいたしているところでありまして、そうした思いを大切にしながら、将来の石木ダム周辺地域の振興に向けた事業計画等も策定していかなければいけないと、こう考えているところがあります。

そういった中で、この水源地域整備計画の策定に際しては、できるだけ、そうした地域にお住いの皆様方のお気持ちを事業計画の中に反映させていくことができるように、そしてまた、より皆さんにとって魅力ある地域づくりにつながるようなことができるように努力していく必要があるものと考えているところがあります。

○議長(瀬川光之君) 山本啓介議員—25番。

○25番(山本啓介君) どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

次に、「有人国境離島法」に関する雇用拡充事業について、再質問をしたいと思います。

来年度の新規事業の検討状況についての答弁、また取組について、ご説明いただきましたが、ぜひとも新たな取組を市町と一体となって展開をしていただきたいというふうに思っています。

そうした取組を行っていただいても、コロナ禍の状況の中、もともとしまに住んでいる事業者の方には、雇用機会拡充事業を活用する以前に、現状維持で精いっぱいの方々が見受けられます。

例えば、宿泊施設で水回り等の老朽化設備の更新や、ネット予約システムを新たに導入した

くてもできない事業者や、加工食品の生産者が受注機会を増やせない中、ネット販売に踏み出せないなど、事業を拡大して雇用を増やす前の段階で様々な悩みを抱えている方々がいらっしゃいます。国境離島地域においては、このような事業者の経営環境に目を向け、雇用増にチャレンジする人たちだけでなく、自ら現状をチェンジしたいと考えている人への目配りも重要であろうと考えますが、このことについて、知事、初日の説明でチェンジ&チャレンジという総合計画の新しいテーマを打ち出されましたが、この国境離島地域について、そういったことも踏まえて見解をお願いします。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) この「有人国境離島法」は、10年後の社会増減を均衡させるという極めて高い目標を設定しているところでありまして、これを達成してまいりますためには、これまで以上に関係団体と一丸となって、新たな雇用の場を創出していかなければいけないと、こう考えているところがあります。

既に、この制度を活用して順調に事業を展開していただいている事業者の方々もいらっしゃるでしょうし、あるいは、島外からさらにしまにおいでいただいて新たな事業展開を計画されている方々もしっかりと呼び込んでいかなければいけない。しかしながら、今、議員がお触れになられたように、意欲があるけれども、なかなかもう一步踏み出せないといった方々もいらっしゃるものと思っております。そういった方々は、この「有人国境離島法」の制度を活用していただけるレベルまで引き上げていかなければいけないものと、こう考えております。

既に、県なり国なり、様々な支援措置も持っているところがありますので、これまで以上に

地元市町、そしてまた、県の振興局が一体となって、こういった支援施策を積極的に活用しながら、将来の事業拡大につなげられるように、また民間商工団体等との連携を一層強めていかなければいけないと考えているところであります。

いずれにいたしましても、何としても社会増減を均衡させていくという目標を不退転の決意で達成していかなければいけないと考えておりますので、関係機関と力を合わせて、全力を注いでまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 山本啓介議員—25番。

○25番(山本啓介君) どうかよろしく願いいたします。

新しいものを取り込むことも大事でありますし、これまで、その地に腰をおろしてしっかりと取り組んできた方々を、さらに次のステップへ導くことも大事、両方をぜひとも取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、重点戦略の観光についてのご答弁をいただきました。

私は、非常に我が国のコロナ感染の抑制となっているのは、やはり公衆衛生の高さだというふうなことを感じるものがたくさんあります。県庁や議会棟においても、日々清掃業務に努めていただく方々がいらっしゃる。それは建物内だけでなく、いろんな公共の場においてもそうであります。そういった方々の努力によって、我々はコロナの感染というのが防げている、そういった部分もある。

併せて、観光客を受け入れる観光業の方々や飲食店の方々の努力も私は評価すべきであろうと、そういった方々がうまくいっている、しっかりやっけていただいている、そうすると、ややもすると、油断するから言わない方がいいぐら

いのことを言う人がいますけれども、そんなことはない。うまくいっているんだったら、うまくいっていると言って、引き続きの努力、持続をお願いするということは重要であろうと思っています。

そのうえで、コロナより前に観光業がどうであったかというのは調べていますかという問いに対して、観光客の動向や宿泊の入り込み数等々で判断しているという答弁であったというふうに理解しています。当然、県が、県という立場から、それぞれの地域の宿泊業の一つひとつを評価するのは非常に難しい。しかしながら、観光連盟や観光協会や、21の市町と連携しながら、本県は、観光立県としての取組をしていこうというのを常々標榜しているじゃないですか。であれば、コロナウイルスの影響云々より前に、一人ひとりのご努力、そして、一人ひとりの力をもって地域を束ねて、本県の観光を浮揚させよう考えるならば、私は体系的にでも、地域、地域や個々の事業者の経営状況を、計画策定する県が把握する必要があるというふうに思うんですね。

例えば、県がそういった事柄に対して細かい取組が難しいのであれば、それぞれの地域ごとの市町に対して、人材の交流や観光連盟や協会といった観光の公益団体などと人材の配置などについて検討するなど、より密接で、より一体感のある組織体制をつくっていく必要もあると思うんです。そういったことについての考えを踏まえたこの質問でありますので、いま一度答弁を求めたいと思います。

○議長(瀬川光之君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) これは議員ご指摘のとおり、当然コロナ禍を踏まえてもですし、それ以前から、本県が観光地として選ば

れるためには、地域ならではの魅力をしっかり磨きあげていく必要があると思っています。そういった意味におきましては、その地域の魅力を一番知っておられる市町、あるいは観光協会、そういった方たちの主体的な動きを県としてもしっかり後押ししていかなければいけないと思っています。

今、職員も積極的に地域に出かけて行っておりますので、ぜひ、そういった地域の観光事業者の経営状況も含めて意見交換、あるいは情報共有を密接に行って、その地域にしっかりと貢献できるような観光施策を講じてまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 山本啓介議員—25番。

○25番(山本啓介君) 地域の観光団体においては、優秀な専門的な知識を持った人材を配置したいという思いがあれば、配置することによって効果を上げたという認識もあるんですよ。しかし、人一人雇うことすら非常に厳しい状況下にあると、けれども、それが効果あるものと確認できるならば、県が、長崎県の観光振興の一環として、そういった人材を各所に配置することを定めて、県と市町が一緒になって、それぞれの地域の観光振興に取り組んでもいいのかなというふうに思っておりますので、引き続きの取組と、スピード感のある取組を求めたいと思います。

最後に、県庁舎跡地についてのご答弁をいただきました。あえて森崎神社について触れさせていただき、答弁でもお触れいただいたところであります。

歴史事実について、重層な歴史や重層な様々な出来事が折り重なった場所であるという表現はあるんですけども、森崎神社や当時の神社、仏閣ですね、お寺も含めて、こういったことと

いうのは、恐らくその地域の町民の方々や暮らす方々の心の寄りどころであったということは間違いのない事実であろうと思います。

私は、文献や書物に記されている、あった事柄や事実だけでなく、そういった町民の心の歴史もあの地にはあったのでであろうと、そして、その続きが、今、顕在しているそれぞれの神社のお祭りであったり、お寺であろうかというふうに思います。

であるからこそ、あの地に森崎神社があったということであれば、それは宗教云々ではなくて、暮らす方々の心の寄りどころがどうであったか、そのことについても行政としても、また学問としても、しっかりと目を向けて取り組んでいただきたいというふうに思っておりますが、教育委員会教育長、突然でございませけれども、最後、1分20秒ほどありますが、いかがでしょうか、調査についてのご答弁を求めたいと思います。

○議長(瀬川光之君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 県庁舎跡地の調査は、もうご案内のとおり、現状やっておりますし、今度、西側部分にも取りかかることにしております。その中で、どのような痕跡とございますか、歴史の実態を解明できるようなものが出てくるかというのは、我々も楽しみにしているところでございます。それを踏まえたところで、活用策が今後決まってくるものと思います。

そういった意味では、今、議員がご指摘のように、どこまでの歴史をどう遡って、県民の皆様方とその歴史を共有するかということも、まちづくりにとっては非常に重要なポイントだと思いますので、我々としては、今後、残された期間の中で、しっかり調査を果たしていきたい

というふうに考えているところでございます。

○議長(瀬川光之君) 山本啓介議員—25番。

○25番(山本啓介君) ありがとうございます。

今、生きている我々が都合のいい部分だけを切り取って、歴史のスタート地点を変えることなく、そこに暮らす人々の心根をしっかりと大事にした調査、そして、その後の活用を期待したいと思います。

終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(瀬川光之君) 午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時16分 休憩 —

-----  
— 午後 1時30分 再開 —

○副議長(松本洋介君) 午前中に引き続き、一般質問を行います。

浅田議員—39番。

○39番(浅田ますみ君) (拍手) [登壇] 自由民主党・県民会議、浅田ますみでございます。

最近では、本当にコロナ感染の方々が日々、日々増え、県民の皆様も大変ご心配になり、そして多くの医療従事者の方々、そして長崎県政に携わる県職員の方々にとりましても、日常生活とは離れて、非常に大変な毎日なのではないかと存じております。

私ども県議会といたしましても、県民の皆様の生活を、そして命を守るために一丸となり、しっかりと頑張っている所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速、質問へと移らせていただきます。

これから、私たちが迎え撃つ10年というのは、

大きな大きな変革と、そしてスピードはかなりアップしたような状況で進んでいく、その中で、いかに長崎県が対応しながらしっかりと歩いていくのか、大切な時期だと思います。

1、長崎総合計画チェンジ&チャレンジ2025について。

(1) 策定方法について

この2025は、長崎県の将来像を見据えた令和3年から令和7年までの5年間です。しかし、先の10年間をしっかりと捉えての内容となっていると、これは、私が2017年からずっと、毎回欠かさず質問をしましりましたSDGs(サステナブル・デベロップメント・ゴールズ)、持続可能な開発目標などもしっかりと捉えられ、そしてアイコンなども、私が思った以上に入っております。

これは、2030年までの世界全体としての目標であります。それと併せての長崎県の総合計画、知事もこの中には、一番問題になっております人口減少対策について、県内の就職対策をいかに増やしていくのか、若者の県内就職を、そして定着を促進していくのか、そして多くの県内外から来ていただくため、戻っていただくためのリモートワーク、そしてワーケーションなどを掲げております。また、女性がしっかりと活躍できる、そういったことも書いてあります。そういう意味においては、未来、若者、そして女性というのが、ある意味キーワードとなつてつくられている総合計画ではないでしょうか。

そういう意味で、この策定に当たりまして、あえて庁内、庁外、様々な若者、そして女性の声をどのように聞き、どのように反映をしているのか、まずは伺いをさせていただきます。

この後は、対面演壇席の方から質問をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長(松本洋介君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) 次期総合計画の策定に当たっての若者や女性の意見の反映についてでございますけれども、次期総合計画の策定に当たりましては、次代を担う若者の視点を積極的に反映したいと考え、大学生、高校生や庁内の若手職員との意見交換を実施してまいりましたほか、地域別の意見交換におきましても、大学生に参加いただくなど、若者世代の意見をできる限り聴取するよう努めてまいりました。

また、計画策定の節目ごとにご議論をいただく懇話会におきましても、各団体の代表者以外の学識経験者や有識者の委員の方々については、会長をはじめ、できる限り多くの女性委員にご就任いただくよう努めてきたところでございます。

大学生や高校生からは、県民の皆様呼びかけるキャッチフレーズについてもアイデアをいただき、有識者懇話会のご意見も伺いながら反映をさせていただいたほか、「若者が楽しめる場所が少ないので、長崎に残りたいと思うようなまちの魅力を高めるべき」との意見や、「出身者を残す視点ばかりでなく、外から呼び込むことを考えるべき」といった若者視点のご意見をいただき、参考にしながら計画策定を行ってまいりました。

有識者懇話会におきましても、女性委員から、「助産師などの専門家と連携した、出産直後の母親に対する手厚いフォローが必要」、「子育て中の保護者の悩みを聞いてもらえる場の支援が必要」など、様々な具体的ご意見をいただき、施策の参考とさせていただいております。

○副議長(松本洋介君) 浅田議員一39番。

○39番(浅田ますみ君) ある一定、今までと

ちょっと違うのかなと思うのは、策定に当たり、しっかり大学生の方々を呼んで意見交換会をしていただいた、これは評価するところであります。

しかしながら、残念ながら、去年の新聞などでは、その大学生の方からも、やっぱり時代のニーズとずれているところがあるのではないかとのご意見があったりとか、一回しか意見を聞く機会がなかったかのように聞いております。

そして、懇話会の方でも、今、部長の方は、女性をできる限り登用したというようなお話がございましたが、実際、この懇話会を調べてみますと、男性が73.3%、女性が26.7%、これはやっぱりまだまだすごく女性は少ないのではないかと感じております。

また、併せて年齢的なものも、30代、40代は30%、60代以上が43.3%、やはりばらつきがあるのではないかと。長崎県は、総合計画の中にも、強みの中に、女性管理職が全国で2位というのがあります。それだけ女性の優秀な方々がいるにもかかわらず、やはり実態としては、まだまだ、残念ながら少ないように感じます。ここはもっとご努力が必要なのではないかと。

そして、併せて、これは提案になるかと思うんですけども、今回のコロナ禍によって、やはりリアルで集めているような会合をすることは非常に難しかったのではないかと存じます。

そういう意味においては、オンラインの懇話会ですとか、オンラインの若者審議会、新たなことを、今までやっていなかったことを立ち上げるということはいかがでしょうか。そうすれば、別に県内にいらっしゃる方だけではなく、長崎県出身者で、今、海外で一生懸命苦労されている方、そして、経験を積まれている方、いろんな若者、女性の声が聞けるかと思えます。

ぜひともこのオンライン審議会・懇話会というのを前向きに、今後、様々な会でご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長(松本洋介君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) 新たな懇話会・審議会などにつきましては、例えば新たな計画の策定ですとか、特定分野における政策や方針の取りまとめといったところで、具体的な目的を持って設置するものでございますが、現時点で、特に、若者や女性を対象にして、ご意見を伺う懇話会等の設置を検討している状況ではございませんけれども、今後、若者や女性の皆様のご意見も十分にお聞きしながら、政策に反映していくということは非常に重要な視点であると考えておりますので、形式にこだわらず、各分野それぞれの目的に合った意見交換の仕方の工夫が必要と考えております。

また、若い世代の皆さんが、そうした機会により参加しやすい状況をつくるという意味では、オンラインやテレビ会議による手法というのが有効であると考えておりますので、ご意見については、今後参考とさせていただきたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 浅田議員一39番。

○39番(浅田ますみ君) 今後は、前向きにオンラインの方も考えていただけるということで、これはすぐにでもいろんな形でやっていただければなと思います。

(2) SDGsの反映のあり方について。

総合計画の中で、5つの計画の視点や方向性というのがございます。この中で、私がこの数年、誰よりもこだわってきたSDGsの反映ということをうたっていただいております。

また、前回、知事から、「県民にわかりやすくお示しすることにより、SDGsに対するそ

ういった理解を深めていきたい」というようなご答弁をいただきました。その際に、私は、もっともっと長崎全体の事業とか、長崎の思いがわかるように、このSDGsの浸透というのはカードゲームを使っていますので、長崎ならではのカードゲーム、これがもしかして方言でもいいのかもしれませんが。そういう長崎のオリジナリティあるカードゲームの作成ですとか、「Nぴか」とかありますような顕彰制度とか、認証制度というものをぜひとも入れていただいて浸透してはいかがかというご質問をさせていただいておりましたが、現在、そのようなお考えがないのか、知事にお伺いしたいと思います。

○副議長(松本洋介君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) SDGsの普及・啓発につきましては、これまでSDGsに積極的に取り組む民間団体や企業の皆様との意見交換を行い、今後の取組について検討を行ってまいりました。

その中で、「長崎県版のカードゲームなどの普及ツールの作成や活用は効果的である」などのご意見をいただいたことから、そのようなツールの内容や活用方法、予算について検討を行っているところでございます。

また、認証制度につきましては、「SDGsに取り組むことよりも、認証を取得することのみが目的となってしまうのではないか」といったご意見もいただいているところですが、県としましては、SDGsに取り組む企業の見える化などによりまして、他の企業の参加意欲などにつなげていくことは重要であると考えております。

このため、制度の構築に当たっては、参加企業にSDGsの普及・啓発を行っていただくことを要件とするなど、広がりやすく、また、企

業が参加しやすい仕組みづくりを検討していきたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 浅田議員—39番。

○39番(浅田ますみ君) 前向きに予算化もしていただけるということで、ここはしっかりとお進めいただきたい。また、認証制度などに関しましても、様々な民間企業などの皆さんの声も聞きながら取り組んでいただければと思います。

2、長崎のデジタル変革(DX)促進のあり方について。

(1) どのようにデジタル変革(DX)を推進していくのか。

私は、2019年、昨年、質問でも、テクノロジーの導入における県の体制づくり、また、これまでもずっとEdtech(エドテック)とか、ICTに関する質問をしましりました。そのときに課題として、これは今までもICTの利活用に関しては「ながさきICT戦略」、今年度まで策定されていたものですが、こういったものを使いながら業務効率化、省人化をしていた。しかしながら、課題があると、当時の部長の答弁でございました。

課題というのは、ICTを普及するためのコスト、そして活用するための人的問題、また、データはあるけれども、いかにそれを収集すればいいのか、どうやっていくのか、その3つが挙げられるとおっしゃっていました。1年以上がたった今、この課題解決に向けてどのような現状なのかを、まず、端的にお答えください。

○副議長(松本洋介君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) ご指摘のとおり、昨年9月の定例会において、「ながさきICT戦略を推進するに当たって、コスト、人材、データ収集が課題である」旨を答弁させていただいた

ところでありますけれども、まず、コストに関しましては、行政や民間において、デジタル化やデジタルトランスフォーメーションを推進するためのICT導入コストということで、技術開発の進展や、技術の普及によるコスト低減が一定進むとともに、新型コロナウイルス感染症対応に対する国の支援制度の創設に加え、さらなる支援の拡充も検討されるものと考えております。

また、ICT利活用に向けた人材の活用としましては、本年から県において、民間専門人材を「情報戦略アドバイザー」として配置しておりまして、県や市町におけるICTに関する施策への指導・助言などを行っております。

さらに、ビッグデータの活用に向けて、行政や民間が有するデータのオープン化やデータ連携基盤の構築が重要であると考えておりまして、まずは、行政データのオープン化に向けた取組を進めるとともに、「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム」において、官民を含めたデータ連携のあり方について協議を進めているところでございます。

○副議長(松本洋介君) 浅田議員—39番。

○39番(浅田ますみ君) 様々なSociety5.0推進プラットフォーム、いろんな形で活躍をなさってくださる方々、アドバイザーの方、これはたしか一名だったと思います。一名の方において、この長崎県のこれからの全てのデジタルトランスフォーメーションの推進というのは、非常に厳しいのではないかなというふうに感じました。

昨年も、未来像をどのように描いていますかということで、これは副知事、当時の高度情報化推進本部長であった上田副知事からは、「総じて言うと、DX導入で様々な課題を解決しま

す」というようなお答え、そして部長からも、先ほどと同じように、Society5.0の実現を目指してデジタル化を推進するという話があったんですが、もう少し詳しく、どのようなミッションで、ビジョンで皆さんがこのデジタル変革を行おうとしているのか、改めてお答えができませんでしょうか。

○副議長(松本洋介君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) 県といたしましては、人口減少をはじめとした様々な構造的な課題ですとか、地理的な不利条件をICTの利活用により解決につなげてまいりたいと考えております。

そのため、本県におけるSociety5.0実現に向けて、当面目指す姿として、「超高速ブロードバンド環境の整備」、「ICT利用による豊かで質の高い県民生活の実現」、「ICT利活用による新産業の創出、地場産業振興及び地域振興」、そして「県、市町におけるデジタル化の推進」というこの4点を設定いたしまして、関連施策を推進することといたしております。

また、これらの取組につきましては、先ほど申し上げました、「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム」を立ち上げているところでございます。

今後、このプラットフォームを中心に、地域課題とICTのマッチングなど、地域課題解決につなげていくための協議、検討や情報共有を行いますとともに、ICT利活用にかかる意識啓発を実施するなど、官民におけるデジタルトランスフォーメーションを推進してまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 浅田議員一39番。

○39番(浅田ますみ君) 大きく言うと4つの方向性を持ってしっかりと取り組んでいくとい

うことではありますが、やはり民間が目指すDX、そして行政が目指すDX、様々な違いがあるのではないかとこのふに、私の中では認識をさせていただいております。

そもそもこのデジタルトランスフォーメーション、今までのICT化は、もちろん先には住民がいる、それは当然のことだと思います。しかしながら、それはどちらかという、業務効率化が先行していて、その先に住民がいる。しかし、今言われているデジタルトランスフォーメーションは、まず、住民が起点であり、住民目線であり、住民サービスの向上をいかにしていくのか。それは、改めての価値の創設、新たな価値を創造しなければならないということだったり、新しい仕組みづくりだと思うんですね。

これまでは、よく「改革」という言葉を使っていたと思います。しかし、今回は改革ではなく「変革」です。仕組みを変えるというぐらいの気構えと、そういうミッション、ビジョンが、やっぱりこれは必要なのではないかと思います。

そういう意味で、私が昨年もこだわっていたのはCDO、いかに誰が司令塔になるのか、こういった形でやるのか。先ほど部長の方からは、「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム」が立ち上がった。いろんな優秀な方たちが、その中にはたくさん入ってくださっています。しかし、やはりそれをまとめていかなければならない人がいます。そのアドバイザー一人が常に県にいて、全てを全部見てというのが果たしてできるのかどうなのか、また、その方には決定権があるのかどうなのか、そのあたりを改めてお伺いしたいと思うんですが、これは、今は副知事になるんでしょうか。今は誰が、長崎県の中でそういうトップを担っているという方に

お答えいただきたい。部長がトップを担っているという覚悟があるのなら、部長答弁でも構いませんが、すごく責任が重大なことだと思います。

○副議長(松本洋介君) 平田副知事。

○副知事(平田 研君) お答えいたします。

現在、長崎県の情報デジタル化推進本部につきましては、私が副知事ということで本部長をやっております。

今、お話がございましたように、これを責任持ってしっかり進めていく体制づくり、これは非常に大事でございまして、県庁の中では、私が本部長としてやっておりますけれども、これは県全体で様々な人たちの力を借りながら進めていかなければいけないということでもあります。

したがって、現在のプラットフォームは、県庁も当然入っておりますけれども、様々な方々に、いろんなワーキンググループだとかそういった形で、様々な形で参画をしていただいております。当然、一定の方向性を持って進めていくべき話でありますし、時には、こういう方向でぜひお願いしたいということを経験しながら進めていかなければいけないということと考えております。

県の方でもしっかり取り組みながら、県庁の中では、私が本部長としてやらせていただきますけれども、当然、各方面への目配りもしっかりさせていただきながら、県全体としてのDXが進むように取り組んでまいりたいと思います。

○副議長(松本洋介君) 浅田議員一39番。

○39番(浅田ますみ君) 今回から上田副知事から平田副知事にトップが代わられたということです。

今まで国もそうですね、ICT、ICTにこだわっていたと思いますが、国の方針自体も

「DX」という言葉に非常に変換をされている。それは先ほども、繰り返しになりますが、業務効率化から、ある意味経営というような感覚、感性、そういったものも必要であり、今、本当に変革を、今までやっていたことではなくて、特に、行政のデジタル変革というのは、業務の可視化をしっかりとやること、知事も、これは力を入れたいとおっしゃってございましたけれども、情報のデータ化、そして、業務のICT化なくしてはデジタルの変革は進まない。また、自治体のあらゆる仕組みを、本当に根本的に再構築をするぐらいの思いがないと、スピードはなかなか緩いものになってしまうのではないかと思います。

そういう中で、この間からずっと書類的なものを見せていただくと、やっぱり各市町のトップ、これは大事だと思いますし、各部の部長さんたちがその中に、プラットフォームに名を連ねている、民間の上の方たちが連ねている、非常に大事だと思うんですけども、中にはデジタル系はすごく不得意だよという方々もいらっしゃると思うんですね。こういう新たな仕組みづくりをあえてするからこそ、逆に言うと、各部署、部署にデジタル変革実務担当者、若い方とかを投入することによって、今まで当然あった皆様方の視点とかを変えられるのではないかとこのふうにも感じております。しっかり上には平田副知事たちがいらっしゃるわけですから、そういうふうな新しい登用方法というのはどのようにお考えか、改めて伺いできますでしょうか、副知事。

○副議長(松本洋介君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) 庁内含めてデジタルトランスフォーメーションをしっかりと推進していくということで、そのための体制というよう

なことは重要と考えております。

特に、技術の進歩が非常に早いということで、新しい情報、技術といったものをどんどん取り入れていくことが必要でございますので、そういう意味では、各部局に、やはりそういった部分に精通している職員というのはいるといふふうに私どもは考えておりますので、これまでは各部の主管課の企画担当ですとか、そういった職を指定するような形での推進体制をとってきておりましたけれども、実務レベルでそういった新しい発想をどんどん取り入れていくという意味で、各部の知見を有するような職員を活用するような、そういったことについて、私どもも考えていく必要があるというふうに、今思っているところでございます。

○副議長(松本洋介君) 浅田議員—39番。

○39番(浅田ますみ君) 部長から前向きな答弁をいただいたかと思えます。やはりこれからはそういう若い職員さんたちも引き上げ、また育てる、スピードに乗っていくというのは非常に大事だと思います。ここは覚悟を決めて、本当に新たな仕組みづくりをするんだという思いを持っていただきたいと思えます。

国においても、「自治体DX推進計画」を年内には策定するのではないかなという話もありますし、デジタル庁とかもできてまいります。そういったことにおいて、やっぱりいろんな方々、先ほども申しあげましたオンライン審議会、オンライン懇話会なども活用しながら、他県、どんどん進んでいるいろんな地域がございます。そういうところに劣らないような覚悟をしていただければなと思っておりますし、今座ってはおりませんが、瀬川議長の方が、長崎県議会の中でもオンライン会議というのを試行しようじゃないかということをおっしゃってくださっ

ている。これも、全国の議会の中では一歩進もうとしているような状況なのではないか。そういう意味においては、県民を取り残すことのないようなDX戦略は非常に大事だと思うのですが、知事にこの質問で一つお伺いをしたいんですけれども、長崎県独自の様々な若い方とか、そして、平田副知事をCDOというところに据えてやっていくということではあります。改めてのDX推進計画案というものをつくったりするような方向性はないのかだけ、一点お聞かせください。

○副議長(松本洋介君) 知事。

○知事(中村法道君) デジタルトランスフォーメーションは、行政を進める際に、もちろん行政サービスそのものをデジタル化し、サービスを向上していくという方向性が一つありますし、また、行政が抱えている様々な政策課題、例えば産業の振興であっても、それぞれの分野の産業の当面している課題を、このDXによっていかに解決し、生産性を高めていくかという視点が必要になってまいります。

そういった意味では、民間の方々のDXによる諸課題の解決については、これはしっかり民間の皆様方と連携体制を構築して支援施策をつくっていく必要があるものと考えております。

一方、先ほどからご議論いただいておりますように、行政自体の様々なサービスのDX変革を起こしていく、これは守備範囲でありますので、平田副知事を筆頭にして、積極的に取り組んでいく必要があるものと考えているところであります。

ただ、そのDX全体をどなたか一人に任せられるような人材があるのかということに関しては、やはりこれからさらに勉強をさせていただきたいと考えているところであります。

○副議長（松本洋介君） 浅田議員—39番。

○39番（浅田ますみ君） 知事、ご答弁ありがとうございます。お一人に任せるのは、ここはいろんな意味で、今後、議会も、そして県とも議論していくべきところなのではないかなというふうに感じました。

また、私は決して全てがデジタルであればいいと言っているわけではなくて、デジタルも使いながら、いかに県民を一人も取り残さないものをつくるのかということが、このDXの大きな視点だと思っておりますので、共々に頑張らせていただきたいと思います。

(2) リモートワークとワーケーション。

このDXの中にも通じる、今日もほかの同僚議員も質問しておりましたが、リモートワークとワーケーション、これについてお伺いしたいんですが、午前中の答弁の中で「環境整備とか、市町との連携をしっかりと図りながら、長崎の中でも頑張って進めていきたい」というお話がありました。

前回、私が2月定例会の予算委員会の中で質問した時には、県庁内のフリースペースがWi-Fi整備が全然できてなくて、それが不便だという声を聞いていますという話をしたんですが、これは年度内にはしっかり完備をされていくというふうに伺っています。

また、残念ながら、長崎県は、県内の情報通信基盤整備というのが全国で47位、非常に遅れをとっていた。これではワーケーションとかリモートワークを進めることはできないのではないかと心配をしていましたが、これも何とか年度内には完備ができるということで伺っております。

そういう意味においては、きちんと環境が整って、やっとスタートに立てるのではないかと

というふうに思っているんですが、これだけ民間の方とか企業の方に促進をしている中において、あえてこのリモートワーク、そしてワーケーション、この2つをどれぐらい県庁内の方では進めていच्छやるのか、進めていこうとしているのか、お伺いをしたいと思います。

○副議長（松本洋介君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 知事部局におきまして、出張先でのモバイルパソコンの活用のほか、本年の4月20日からでございますけれども、新型コロナウイルスの対策に伴いまして、在宅勤務の対象を、これまで育児とか介護に限っておりましたけれども、これを全職員に拡大してリモートワークを推進しているという状況でございます。

また、本年の4月から9月までにリモートワークを実施した職員、これは実員でございますけれども1,645人ということでありまして、その割合といたしましては40%という状況であります。これは在宅勤務の拡大前と比べまして、大きく増加している状況だということで捉えております。

今後、より効率的、効果的に実施していくという観点からは、職員のパソコンなどの環境整備ということも進めながら、リモートワークの推進をさらに図っていきたいというふうに考えております。

また、出張先とか自宅以外での場所におきましてリモートワークを行うですとか、あるいはワーケーションの実施ということがございますけれども、現状は、モバイルパソコンの台数に限りがあるですとか、あるいは情報管理のための場所の確保、情報セキュリティの関係、こういった課題がありますけれども、今後、こういった形でできるのかということについては、

検討してまいりたいというふうを考えております。

○副議長(松本洋介君) 浅田議員—39番。

○39番(浅田ますみ君) リモートワークに関しては、随分と進んできたというようなご説明だったと思いますし、聞くところによりますと、昨年、これは行財政改革もあるかと思うんですが、このリモートワークを取り入れることによって、令和元年度だけでも約6,000万円、そして、今年度の4月から8月だけでも3,000万円ぐらいの効果があつたと、いろんな意味で無駄も省かれて、わざわざ交通費とかもかけずに、出張もすることがなくということで、こういう意味においても、すごく大きな効果があるのではないか。ここはもっともっと進めていく必要性があるのではないかなというふうに感じました。

ワーケーションに関しては、パソコンの台数の問題とか、規則的な問題、セキュリティの問題等々あるのかもしれませんが、やはり進めるからには、経験しないとわからないこともいっぱいあるのではないかと思います。

私自身も、この長崎県でH a f H (ハフ) という企業が、世界中どこにいても働けるというようなのを掲げて一生懸命やっている若者がいます。家からすぐ近くですけれども、あえて泊まってみました。どういった方々がワーケーションとして長崎を訪れてくれるのか、そういうことも知りたかったし、この間五島に行っても、そういうゲストハウスを訪ねました。どういった方々が離島に来ているか。

やっぱり机上とか話を聞くだけではなくて、自分たちが経験をする、自分たちが体感することによって、何が足りないのか、もっとどうすれば長崎に、これからリモートワーク、そして

企業とかにも、いずれは移住促進を目指したいからということで、そういったところにも誘致をかけているというお話はありますが、やはり職員さんたちが実態としてないとわからないこともあろうかと思っておりますので、こういったところは、いま一度しっかりお考えいただければなというふうに思いました。いかがでしょうか。

○副議長(松本洋介君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) ワーケーションを県職員自ら経験してみるべきじゃないかというお尋ねでございます。

これは環境省において旗振りしておりますけれども、ご案内のとおり、環境省においても、やはり試しにやってみるということで、いろんな効果の実感ですとか、あるいは、逆に課題が見えてきたということもあつたというふうに承知しております。

我々としましても、先ほどご紹介いただきましたとおり、ワーケーションの受入れを推進している立場でございますので、まさに職員自らが体験するということは、効果とか課題の検証、あるいは実態把握という面で有意義だと考えておりますので、試行的な実施につきまして、関係部局と協議をしていきたいというふうに考えております。

○副議長(松本洋介君) 浅田議員—39番。

○39番(浅田ますみ君) ありがとうございます。試行的に関係部署でもということで、確かに環境省でもこれはやられております。来年度もいろんな予算を出していただいておりますし、そういう意味でも、ぜひ経験を、できれば部長自らも五島とかでやってみてはいかがかなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

併せて、これも昨年、私は質問させていただいておりました。まだコロナとかそういったも

のが想像できない時に質問したんですが、SDGsにしても、デジタルトランスフォーメーション（DX）にしても、大きいくりとしては、誰一人取り残さないというのがありません。

リモートワークにおける障害者雇用。

そういう意味において、このリモートワークにおける障害者雇用をもっともっと障害者の雇用につなげるべきではないかという質問をして、一年以上が経過しております。今現在、いかがでしょうか。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） リモートワークは、通勤時の負担や体調の変動が大きいなどの理由で、意欲や能力があっても就労に結びつかない障害のある方にとって、就労機会の拡大につながるものと認識しております。

そのため、県におきましては、国の補助金も活用して、障害者就労支援事業所に対しまして、現在までに2か所、今年度中に5か所に機器等の整備にかかる支援を行い、例えば雑貨のデザインや製作などの業務において、リモートワークの活用を行うこととしております。

また、本年1月には、先進的に取り組んでおります福岡市の事業所からも講師を招いて研修を実施し、通勤の負担軽減や仕事の選択肢が広がるといったメリットや、業務に集中できる家庭環境の確保といった課題を共有いたしました。

今後とも、リモートワークの活用にかかる課題を検証しながら、これらの取組の推進に努め、先進事例の情報提供によりまして横展開を図るなど、リモートワークの導入を促してまいります。

○副議長（松本洋介君） 浅田議員一39番。

○39番（浅田ますみ君） ここは、福岡は私も

行かせていただきましたけれども、しっかりやっていたらと思っております。

そして、併せて、これはもう質問しませんが、産業労働部の方ともしっかりと連携を取りながら、こういったものを進めていただいて、県下の民間企業の方にもつなげていただければと思います。

3、未来の長崎のまちづくりについて。

(1) 県庁跡地について。

これは私が一番こだわってきました長崎県庁跡地、江戸町の跡地でございます。議員になってから、数えるところ、関連質問とかいろんなものを含めて数えると、25回も、この県庁と県庁跡地に関しての質問をしてきました。

それはなぜかという、やはり長崎にとっても、また、長崎だけではなく、日本にとっても非常に特別な場所である、そういうふうな思いからでございます。

今年の1月31日に、私は、これはずっと反対しておりましたが、県庁のホール建設断念と、ようやく長崎市が県に伝えていただきました。それまでは「広場」、「交流・おもてなしの空間」、そして「文化芸術ホール」、この3つの大きな柱に基づいて県は歩みを進めてまいりました。この大きな柱が一つなくなった今、一年近くがたっておりますけれども、その状況と今後をどう考えているのか、ここは知事にお伺いできますでしょうか。

○副議長（松本洋介君） 知事。

○知事（中村法道君） この県庁跡地の活用問題については、懇話会から提言をいただいた後も、市役所の建設の問題、公会堂の存続問題、あるいはMICE施設との機能整理、さらには、昨年の埋蔵文化財調査との調整など様々な課題がある中で、結果として、ホール整備の見直しを

余儀なくされたところであり、このことを真剣に受け止めているところでもあります。

県としても、地域に早期のにぎわいを創出してまいりますとともに、県全体の活性化にもつながるような最良の活用策を検討すべく、これからも取り組んでいかなければいけないと考えているところでもあります。

検討に当たりましては、二度にわたる懇話会、あるいは県議会等でご議論いただいております、にぎわいの創出につながるような広場機能、歴史・観光等の情報発信機能に加えて、出島に象徴されるように、様々な交流を通して異文化を融合させ、新たな価値を創造し、我が国の先導的な役割を果たしてきたという、この地の歴史を、記憶を受け継ぎながら、これからも長崎県の発展に資するような利活用に努めていくことがふさわしいのではないかと考え、議論を深めてきているところでもあります。

こうした中、先般、委託事業者から、整備すべき機能等として報告書が提出され、同様に様々な分野における交流支援機能の整備などが提案されたところでもあります。

今後、県としてコンセプト、あるいは整備する具体的な機能等について検討を進め、埋蔵文化財調査の結果等も勘案しながら、県議会や関係者の皆様方に幅広くご意見をお伺いしつつ、基本構想の取りまとめに取り組んでいかなければならないと考えているところでもあります。

○副議長(松本洋介君) 浅田議員一39番。

○39番(浅田ますみ君) 今、知事のご答弁いただいた中で、一番私があっと思ったのは、やっぱり歴史を、その記憶をたどりながらやっていかなければならない。本当にこの地は非常に大切なのではないかなと。午前中の山本啓介議員からも質問がありましたけれども、やはり

特別な場所であるということのをいま一度お考えをいただきまして、構想をつくっていただきたい。

そんな中で、今、知事の方からありました報告書、これは「県庁舎跡地整備基本構想検討報告書」というのを、三菱総合研究所に依頼をして、その報告書があがってまいりました。これはもともとは7月に出るものが10月にやっと届いた。ものすごく私は期待をしていました。どんなものがくるんだろう。なぜなら、2,800万円、2,800万円の予算をかけて、この報告書を依頼しています。

そういう中で、何回も読み直したんですけど、新しさを全然感じなかった。これまでもいろんな議会とか、懇話会とかの中で十分に出たものがたくさんここには書かれていたんですね。2,800万円使うんだったら、もっとやり方というものがあつたんじゃないかなというふうに感じているんですが、この三菱総合研究所に頼んで、だとするならば、一番よかった、これはうちではできなかったというものがあるとしたら、知事、それは何でしたでしょうか。

○副議長(松本洋介君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) 今、ご指摘がございました県庁舎跡地の基本構想策定支援業務委託でございますけれども、今後、県において基本構想を取りまとめしていくに当たりまして、その参考とさせていただくということで、隣接の県警本部跡地も含めまして、具体的に整備する具体的な機能であるとか、事業手法であるとか、あるいは運営手法、それから、先行整備のあり方など多岐にわたる提案をいただこうということで委託をしたものでございます。

その中で、事業者には、委託事業者の専門的な知見だけではなくて、いろんな施設の整備運

営に精通した事業者の方々にもしっかりと色々な意見聴取をしていただいたうえで、その結果、あるいは様々な事例を集めていただいて、それを整理・分析したうえでご提案をいただいているところでもあります。

また、そのヒアリングに当たりましては、当然ながら、これまでの長崎県内における懇話会、県議会でのご議論、あるいは、今現在のこの長崎の大きなまちのたたずまいの変化、そういったいろんな前提も詳しくご説明をさせていただいたうえで、ご理解いただいたうえで提案をいただいたという意味では、そのような緻密な事業者からのヒアリング、それからその内容の精査、そしてまた、その他の情報の収集、そういったところの具体的なボリューム感、手間暇感、こういったところはなかなか私どもの中だけではできなかった部分ではなかろうかと思っております。

○副議長(松本洋介君) 浅田議員—39番。

○39番(浅田ますみ君) 本当にそう思いますか。私は全部読みましたけれども、運営体制の想定とか、いろんなアフターコロナへの対応とか、当然新しいことは入ってくるかと思いますが、それは十分こちらでも議論ができるようなことなのではないかなと思いましたが、比較的考察、事業手法というのも書いてあったんですけども、今までも、例えばシンクながさきさんの時には3つの方向というのが決まったうえでやっていた。でも、そのシンクさんから出させていただいた時にも500万円以上のものをかけて、全部で3,000万円以上のものをかけて、また、いろいろ練り直しをしたりとか、事業手法があるわけですけども、ある一定、事業手法も、過去に説明があったものと似ていたりとか、事例とかも似ていたりとか、これは本当に

2,800万円使って、これが最高ですと言われて、今後、多分、総務委員会とかでも議論されると思いますが、その資料を見た時に、果たして皆さんは納得いくのかなというのが不思議な気がしてなりません。

ここに関しては、まだまだ今後もしっかりと読み解きながら、私も質問を重ねていきたいなと思いますけれども、三菱総合研究所は非常に優秀な方ですとか、もちろんいらっしゃると思います。だけれども、やっぱり長崎のことを知っている、さっき言いました、オンライン審議会でも懇話会でもできるような時代になってきた中で、世界で活躍している建築家の方とかもいらっしゃるわけですね。長崎を知っていて、長崎の歴史を知っていて、先ほど知事も言われました。そういうことを知ったうえで、そして、何よりも長崎に愛情を持っていらっしゃる方もいっぱいいらっしゃると思います。そういうところにお金をかけるのであれば、しっかりそういったところを考えていただいた方がよろしいのではないかと思っております。

併せて、ずっと地域の方たちの声を聞いていただきたいというお願いもしてまいりました。これまでの間、8回ほど市内のグループ、100人の方々に集まっていたいて意見交換をしたと聞いています。そして、サポーターズミーティング、これは若い方々、地域の方々を中心にやられているようなところがあるんですけども、私は以前から何度も、懇話会をつくっていただきたいという質問をしてきました。なぜ懇話会がつかれない理由がそこにあり、サポーターズミーティングとかでなければならないのか、あえてつくらない理由があるとすれば、お伺いできますでしょうか。

○副議長(松本洋介君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) 県庁舎跡地に関する懇話会の設置についてでありますけれども、確かに、以前はほぼ一から、県庁舎跡地の整備について広くご意見をいただくということで、二度にわたり懇話会を設置し、そのご提言をいただいていたという経緯がございます。

今回、ホール機能の見直しという状況は生じましたけれども、その他の、例えば「広場」、あるいは「交流・おもてなしの空間」、「情報発信機能」、そういった基本的な機能の部分は、考え方をそのまま引き継ぎながら、ホールに代わる新たな機能も付加していく、そういったことを検討していこうということですので、基本的なこれまでの県としての考え方、方向性は維持をしながら、そのうえで、より様々な方々のご意見を聞きながら、県としてのたたき台をつくっていく、そして、それをまた皆様にお示しをし、幅広い皆様方、サポーターズミーティングを含め、あるいは既存の懇話会の委員の皆様を含め、幅広く、いろんな業界の方にもご意見をお聞きしながら構想をまとめていく、そういうことで考えているところでございます。

○副議長(松本洋介君) 浅田議員一39番。

○39番(浅田ますみ君) これからも幅広くということでおっしゃっていました。

私が、なぜ懇話会にこだわっているかという、今までよく知事も答弁の中で、「懇話会のご議論で」、「懇話会のご議論で」、ずっといろいろ反対したりとか提案をした中で、「懇話会のご議論」、「懇話会のご議論」という言葉はずうっと言われ続けていたんですね。しかし、では、懇話会の場合は提言をし、重みがありました。じゃ、このサポーターズミーティングという方たちは、どういうふうな立ち位置で、どこまでの提案ができたりとか、単純に実証実験だ

けをやるようなグループで果たしていいのか、どこまでの権限を与えるおつもりなのか、そのあたりだけ、まずお答えいただけますか。

○副議長(松本洋介君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) サポーターズミーティングだけではございませんけれども、いろんなサポーターズミーティング、これは地域で、いろんな地域おこし活動に取り組んでいらっしゃる方、実際にイベント等にも携わっている方、こういった方々はいらっしゃいますけれども、この方々以外にも、例えば大学生であるとか、女性の方たちであるとか、あるいは経済界の皆様、様々な形でご意見を聞いていく。

先ほど申し上げましたように、基本的な方向性は、一定維持しながら、最終的な基本構想を練り上げていく段階であるというふうに私も思っておりますので、そういった皆様方の意見をうまく肉づけをしていきながら、最終的に基本構想を練り上げていくということでございます。

○副議長(松本洋介君) 浅田議員一39番。

○39番(浅田ますみ君) 端的に答弁をお願いしたいんですけども、提言書も書けないのか、権限があるのか。今のままだといろんな、例えば地域でもずっとお話をしてきました、100名つなげました、そこで意見交換をしました、その方たちとの違いが非常にわかりづらい気がしております。

今後、まだまだこのサポーターズミーティングは続けられると思うので、そこでその方たちとどれぐらいの権限でどういうふうなものがあるかというのをお示ししないと、言った側の相手側も動きづらいかと思っておりますので、そのあたりしっかりとお願いしたいと思っております。

私は、先ほどから言う2,800万円にこだわっ

ているかと思うんですが、こういうふうな地元の方を、わからないでもというのであれば、もっとも過去に、多分これは知事じゃないと記憶にないかと思うんですが、30年前には、「ナガサキ・アーバン・ルネッサンス2001構想地区」ということで、すごく世界からも人を呼んだ大きなコンペが10日間にわたって、長崎市と長崎県が協力体制になって開催をされました。このときには長崎だからこそ、確かなストーリーがある長崎だからこそ、こういうことができたんだというふうに、当時の高田知事たちもおっしゃっていました。

オンラインですとか、サポーターズミーティングの方々ももちろんご意見をいただきながら、全世界にいる方々に、長崎に思いを発してくださる方々に、ぜひオンライン懇話会ですとか、こういうコンセプトコンペというものも開いていただけるようなご検討をしていただきたいと思います。知事、端的にお答えいただけますか。

○副議長(松本洋介君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほど申し上げたように、既に懇話会は二度にわたって開催していただき、ご提言をいただいているところでありまして、今、動こうとしているのは、それをベースにして、具体的にどのような機能整備を進めていくかということでありまして、全く白紙の段階から、もう一度作り直すかという、そういうことではないわけでありまして、そういった意味でまちづくりの専門家、都市計画の専門家、あるいは建築の専門家、経済界の皆様、様々な方々のご意見、思いというのをしっかりとお聞かせいただきながら、これからの具体的な検討の中に活かさせていただこうと考えているところであります。

○副議長(松本洋介君) 浅田議員—39番。

○39番(浅田ますみ君) 知事は、過去に、この県庁移転をする時にも、「私の責任を持ってしっかりと跡地にも取り組んでいく」、その表明を私の質問でもしていただきました。やはりここは中村法道知事にしっかりとやっていただきたいわけですね。

(3) 第3別館等について。

第3別館、旧警察署、ここに関しては、もう使わなくなると決まってから9年がたっています。しかしながら、耐震をした方がいいのかどうか、いろんな方たちからご意見を聞いて、サウンディング調査をやってからというふうな話を今でもされています。しかし、この8年間～9年間の中でもっとやれることがあったはずなのに、今いまやるから、そういう提言を受けたにもかかわらず、懇話会の提言を受けて白紙じゃないと言っても、遅いことがいっぱいあるから、私は改めて伺いをさせていただいているわけです。

この第3別館に関しましても、多くの方々が保存をしてほしいというような声がある中で、また、第3別館の近くにある江戸町公園のあり方、ここも長崎市の所管になっておりますが、この江戸町公園をどうするのか、更地になった第1別館、第2別館の使い方もどうしていくのか、とにかく全てが遅いのではないかなと思って聞いております。活用可能地も含めて第3別館等をこれからどうしようとしているのか、お考えをお聞かせください。

○副議長(松本洋介君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) 第3別館につきましては、時間がたっているというご指摘でございますけれども、一方で、やはりここは跡地全体の利用計画、その中で併せてその方向性は

やはり検討していくべきものであるというふう  
に考えておりますことから、活用策の検討状況  
を踏まえながら、専門家等への意見聴取、調査  
等を実施して、今、検討を進めているところで  
ございます。

今後、民間事業者の活用、ニーズも引き続き  
把握するためのサウンディングなども実施しな  
がら、全体の構想を策定する中で、この第3別  
館の活用についても、引き続き検討させていただ  
くという状況でございます。

また、併せまして、隣の江戸町公園、あるい  
は第1別館、第2別館の跡、こういったところも  
当然ながら全体の整備計画の中で、基本構想の  
中で、その活用策、機能等については方針を決  
めていくことになると思います。

ただ、以前からご指摘がっております第2  
別館の跡地等の先行的な活用につきましては、  
これにつきましては、しっかり継続的なにぎわ  
いの創出にもつながるような、そういう仕かけ  
ができないかということで、今、準備、検討し  
ておりますので、先行的なにぎわいづくりにつ  
いては、可能なところから実施をしていきたい  
と考えております。

○副議長(松本洋介君) 浅田議員一39番。

○39番(浅田ますみ君) ずっといろんな意味  
でお願いをし続けて、サウンディング調査も、  
それはしなきゃいけないでしょうが、するタイ  
ミングというのが、非常に遅いというのだけは  
指摘をしておきたいと思います。全てが遅い。  
もっと、やっぱりスピードを上げていただきたい  
というふうに思います。

また、第1別館、第2別館の更地にしても、先  
ほどのサポーターズミーティングの方々とか、  
若い方々がいらっしゃるのであれば、どうい  
うふうな活用法ができるのか、でき得ることをま

ずやっていく、地域がこれ以上疲弊しないよ  
うに、しっかりと覚悟を持って取り組んでいただ  
ければと思います。

(3) 旧県営・魚の町団地について。

これはちょっと違った角度なんですけど、旧県  
営・魚の町団地というのに、この間、私も初め  
て行ってまいりました。ここは、日本で二番目  
にできた鉄筋コンクリート造のアパートという  
ことで、日本にも、今、このようなところはも  
う3つぐらいしか残っていないというふうにな  
っています。ここは非常に状態もよくて、  
ぱっと見た限りは、若い方、先ほどから若手  
という方々がいらっしゃいましたけれども、短  
期で何かアイデアを募集して活用策があるの  
ではないか、そういったことをもう少し考える必  
要性があるのではないかなというふうに感じて  
おります。

なぜかという、ここは場所もすごくいいん  
ですね。併せて、解体するだけで約6,000万円  
近くがかかるというふうに聞きました。だとす  
れば、簡単に壊すだけではなくて、今できるこ  
とを考える必要性が、また、限定的な貸し出し  
方法を考えると、そういうことができるのでは  
ないかなというふうに思っています。

この間、長大の先生にお伺いをしたところ、  
今、長大でコンクリート強度を調査中だと。だ  
とするならば、今、コンクリート強度はどのよ  
うな感じで、ひいては、耐震の計算なども可能  
になるのではないかなというようなお話もいただ  
いております。

そういうふうなことを含めても、最近、何  
でも壊しがちな長崎市になっておりますので、こ  
ういうすごく古くていい物に関して、何か新し  
いアイデアを募集してというようなお考えがな  
いのか、一点お伺いしたいと思います。

○副議長（松本洋介君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 旧県営・魚の町団地は、昭和24年に完成し、公営住宅として70年間使用した後、現在は空き家となっています。

県では、これまで、旧魚の町団地について、用途廃止を前提としていたため、耐震診断や長寿命化につながる改修を行っておらず、安全上の問題があることから、現状のまま民間の方などに貸し出すことは考えていません。

旧魚の町団地については、昨年、長崎大学をはじめとした研究者の方から、間取りが戦後の団地の原型に近いことや、当時としては、最新の設備を備えていたという歴史的な価値があるとの説明を受け、県としても建物の解体を一旦止めていたところ です。

また、先日、民間団体が主催した団地見学会では、参加者より、建物を活用したいという要望も多く寄せられたと聞いています。この10月10日の見学会は、私も当日参加をして、実際建物の中に入らせていただきました。

県では、今後、民間の活用ニーズの把握を図るとともに、仮に活用するとすれば、どの程度の改修が必要となるかも明らかにするため、大学などと連携して耐震診断を行い、改修に要する費用を、活用する事業者の賃料等で賄えるスキームを検討するなどにより、旧魚の町団地の今後の方針を判断したいと考えているところ です。

○副議長（松本洋介君） 浅田議員一39番。

○39番（浅田ますみ君） ありがとうございます。もともと耐震改修する予定もなく、本来であれば、もう6,000万円かけて解体されていたかもしれない。しかしながら、今、民間の方とか、いろんな方々から、あそこに対する注目度も上がってきているような状況です。

様々な検討をして、やっぱり残せるもの、そして、一時の間でも活用ができるものはそのようにしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(4) 長崎港周辺の活用について。

これも私が長年こだわってきております長崎港について。

この長崎港というのは、本当に昔からたくさんの作品、映画とか小説とか、いろんなことに使われる流れの中で、円形劇場とも言われている長崎港でございます。

ここに関して、これまでもいろんな個別では、水辺の森公園のあり方ですとか、水際のライトアップ、デッキの改修、動線の看板、マリナーの拡大、ドラゴンプロムナード、様々な質問をずうっと重ねてまいりました。

そんな中で、知事が、過去に、「この港は、長崎のまちの顔になる部分、長崎は、港から発展したところである」、そのようなご答弁を平成27年9月定例会の一般質問でいただいております。そこから5年以上が経過した今、個別案件についてはいろいろと答えていただいたんですけども、知事自身がおっしゃる、まちの顔になる部分としての長崎港のブランディングというものをどのようにお考えなのか、お答えいただければと思います。

○副議長（松本洋介君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 長崎港周辺のブランディングは、地域の魅力を高めるとともに、特徴的なイメージを構築して、広く発信することと理解しております。本県の活性化を図るうえで、大きな意義があるものと考えています。

魅力を高める取組としては、県・市共同で策定した都市再生の整備計画に基づき、クルーズ客船の受入体制の強化、路面電車の松が枝方面

への延伸、回遊性向上のための水辺のプロムナードの整備、夜景の魅力向上に寄与する水際の灯りの整備、アーバンデザインシステムによる良質な都市空間の創出などを進めているところです。

しかしながら、イメージの構築、発信については、これまで十分な取組ができていなかったことから、開港450周年の関連行事として実施するアンケート調査や、シンポジウムなどで、広く県民、市民や関係者の意見を聞き、それを踏まえて効果的な戦略を検討してまいりたいと考えています。

○副議長(松本洋介君) 浅田議員—39番。

○39番(浅田ますみ君) 効果的な戦略、これに関しては、ずっと長崎は、先ほども話がありました、「ナガサキ・アーバン・ルネッサンス2001構想」、この時もすごく大きなオープンコンペをして、世界中の方々から、この長崎の歴史を活かさないのはおかしいのではないかぐらいのたくさんの意見をいただいて、そういうオープンコンペとかもありました。

そしてその後、もう20年にもなりますが、「アーバンデザイン専門家会議」というのがありまして、ずっと継続して、この地域一体のことを考えていると思うんですね。

しかし、知事、最近このアーバンデザイン専門家会議というのなかなか、このコロナも受けて、開催が難しかったり、実は20年間近くほとんど人も代わられていなかった。もちろん、すばらしい重鎮たちが名を連ねていますので、なかなか変更するのは難しいのだろうなということとは想像はできるんですけども、やっぱりこれから構築をしなければいけないと、今、部長もおっしゃいました。450年から500年に向けてやるに当たっては、知事、もっともってこの

アーバンデザイン専門家会議も活性化させるべきで、でき得るならば、私は、この先生方、20年やってこられた方々の下にワーキンググループなどをつくって、新たな視点を持っていかないと、この港のブランディング、知事がおっしゃる長崎のまちの顔にはなり得ないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○副議長(松本洋介君) 知事。

○知事(中村法道君) 私もまちづくりについて、アーバンデザイン専門家会議の皆様方と意見交換をさせていただく機会をいただくわけでありましてけれども、やはりこれまでの長崎の顔となる、海の上から見た長崎港、陸上から見た長崎港、そういった様々な視点から、これまで長きにわたって検討を進めていただいて今日があるわけでありまして。

歴史的にも非常に詳しい、思いもまた込められてつくられてきた港であります。確かに、新しい視点が必要だということで、今の専門家会議では、それが期待できないということであれば、それはまた、そういったことで検討する必要があるんだろうと思いますけれども、それはまた、我々のサイドから新たな要求として、そういう視点を盛り込んで意見をちょうだいしていくということが必要になってくるんじゃないかと考えているところであります。

いつも新しい視点から、ご覧いただいているものと受け止めているところであります。

○副議長(松本洋介君) 浅田議員—39番。

○39番(浅田ますみ君) 一番トップの先生も、もう80歳以上を過ぎて、長らくこの長崎県に関わってくださっている伊藤先生とか、非常に全国のことをやられていてお詳しい方だということとは存じあげております。

しかしながら、ずっと20年間も専門家会議が

ほとんど代わらなかつた。この間、一人代わられた方が、まだ一度も、コロナのこともあり、なんでかわかりませんが、オンライン会議でさえも開かれぬ状況ということで、やっぱりこれから本気で450年を超えて500年に向かう長崎の顔にするならば、常に動いているような専門家会議でなくてはならないと思いますし、審議会でなくてはならないと思います。

重鎮の先生方のご意見はしっかり賜りながら、また、新たなご意見などを入れていただける方をしっかりと、これから、それこそDXの推進をしていくという知事でありますから、併せてやっていただきまして、長崎の顔をつくっていただき、長崎の皆さんの笑顔で溢れるような、そういうふうな社会にしていいただければなという願いを込めまして、私の質問を終わらせていただきます。（拍手）

○副議長（松本洋介君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

— 午後 2時32分 休憩 —

-----  
— 午後 2時45分 再開 —

○議長（瀬川光之君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

深堀議員—19番。

○19番（深堀ひろし君）（拍手）〔登壇〕 皆様、お疲れさまです。

改革21、国民民主党の深堀ひろしでございます。

質問に入る前に、全国で感染が拡大し、重症者の数が過去最多を更新している新型コロナウイルス感染症について、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、闘病中の方々にお見舞いを申し上げます。

また、人命を守るために医療の最前線で頑張っておられる医療従事者をはじめ、関係者の皆様に感謝と敬意を表したいと思います。

本県でも感染拡大傾向にあり、特に、これからの季節、「第3波」として十分警戒しなければなりません。

知事をはじめ、県庁組織一丸となって、県議会とも連携を図りながら、万全の体制で取り組まれることをお願いいたします。

それでは、質問通告に従い、一問一答方式で質問させていただきます。

知事及び関係理事者の簡潔、明瞭な答弁をお願いいたします。

1、核兵器禁止条約に対する知事の所感について。

去る10月24日、核兵器禁止条約の批准国・地域が50か国に達しました。

参加国の首脳者が、「核兵器のない世界への重要な第一歩」、「歴史的な日」と評価するとおり、条約前文には、「あらゆる核兵器の使用により生じる壊滅的、非人道的な結末を深く憂慮し、どんな場合も核兵器が再び使用されることがないことを保障する唯一の方法として、核兵器の完全廃絶が必要」とうたわれております。

これにより、核兵器の開発から使用までを全面的に禁じる核兵器禁止条約が、来年1月22日に発効することが確定しました。

2017年7月に国連で「核兵器禁止条約」が採択されてから3年が経過しましたが、長きにわたり核兵器廃絶の活動を続けてこられた被爆者をはじめ多くの方々に歓喜の声が挙がりました。

「ヒバクシャ国際署名」などの活動をはじめ、関係者皆様のご尽力に深く敬意を表したいと思います。

しかし、これは第一歩であります。これから

が長い道のりになるのは間違いありません。

特に、本条約に対し、「核兵器保有国が参加しない条約は実効性がなく非現実的だ」、また、「核兵器保有国と非保有国の対立を招く」との懸念の声があり、「現実的には核兵器保有国が参加している核拡散防止条約、NPTなどの枠組みを活かした核兵器の段階的削減を目指すべき」というのが、我が国の考えであることは認識しているところです。

しかしながら、そのNPT再検討会議での核兵器削減が一向に進まないのも現実であります。

そこで、知事にお尋ねしますが、核兵器禁止条約の発効が決定されたことを受け、被爆地の知事としての所感、今後の取組について、率直な思いをお聞かせください。

以後の質問については、対面演壇席より行いますので、よろしく願いいたします。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 深堀議員のご質問にお答えいたします。

核兵器禁止条約の発効に対する所感と今後の取組についてのお尋ねでございます。

核兵器禁止条約は、核兵器の開発、使用、威嚇等を全面的に禁止した、はじめての国際条約であり、多くの国に批准され発効することは、国際社会における核兵器廃絶に向けた新たな枠組みとして意義深いものであると考えております。

県内においても、被爆者をはじめとする関係の皆様方が、全ての国に対し、この条約の批准を求める「ヒバクシャ国際署名活動」に取り組んでこられたところであり、そのご尽力に対しまして、心から敬意を表したいと存じます。

核兵器廃絶のためには、被爆の実相に触れ、核兵器の非人道性を正しく理解していただくこ

とが重要であると考え、これまでも機会を捉え、世界中の皆様方に、被爆地を訪問され、被爆者の声に耳を傾け、その肌身を通して核兵器が三度使われてはならないということを心に刻んでいただくよう呼びかけてきたところであります。

今後とも、「長崎を最後の被爆地に」との強い決意のもと、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長(瀬川光之君) 深堀議員—19番。

○19番(深堀ひろし君) ありがとうございます。知事の所感は今承ったわけですが、さらに少しだけ踏み込んでお話をさせていただきたいと思っております。

去る11月20日、長崎市長及び広島市長は、政府に対し、日本が核兵器保有国と非保有国の橋渡し役としてリーダーシップを発揮するためには、核兵器廃絶に向けた議論に参画をし推進力となることが必要として、政府に条約への署名と批准を求め、直ちに参加することが難しい場合は、締約国会議にオブザーバーで参加することや、締約国会議を被爆地で開催することを要請されております。

被爆地の知事として、このような同様の要請を行う考えはありますか。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) 核兵器廃絶を実現してまいりますためには、関係国が、互いの信頼のもと、ともに議論し、ともに行動していくことが極めて重要であると考えております。

この核兵器禁止条約は、核兵器保有国をはじめとした批准を行っていない国には、その効力が及ばず、核軍縮に取り組む国際社会に分断を

もたらすということも一方で懸念されているところでもあります。

こうした現状を踏まえて、我が国政府は、核兵器保有国と非保有国の橋渡し役として積極的にリーダーシップを発揮し、核軍縮の進展に向けた国際的な議論に積極的に貢献していくとの姿勢を示しておられるところでもあります。

県といたしましては、国に対して、唯一の戦争被爆国としての立場から、核兵器保有国と非保有国を結ぶ橋渡し役として主導的な役割を果たしていただき、今後の核軍縮の国際的議論が核兵器廃絶という具体的な成果へとつながるよう、さらに積極的な取組を求めてまいりたいと考えているところでもあります。

○議長(瀬川光之君) 深堀議員—19番。

○19番(深堀ひろし君) 少し繰り返すにはなるんですが、核兵器保有国と非保有国の橋渡し役というのであれば、やはり、まずはオブザーバーとして締約国会議に参加をし、核兵器保有国が受け入れられる実効性のある核軍縮の落としどころを探るとというのが、私は、唯一の戦争被爆国である日本の役割だというふうに思っております。それは私の意見として申し上げ、次の質問に移りたいと思います。

2、次期長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について。

(1) 知事の決意。

本定例会に上程をされております本計画案は、令和3年度から令和7年度までの本県の最上位計画であります。

これは、現在のチャレンジ2020の後継計画であるわけですが、現在の時代背景を考えた時に、これまで以上に重要な計画期間になるというふうに思っております。

2040年ごろにかけて、全国的な人口減少や超

少子・高齢化、インフラの老朽化、地域コミュニティの衰退、Society5.0の進展など暮らしや社会に大きな変化がもたらされるということ踏まえれば、本当に重要な策定期間になります。

そこで、本計画に対する知事の決意を確認したいと思います。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) 本県を取り巻く状況は、今、議員もお触れになったように、引き続き人口減少に加えて「2040年問題」、Society5.0社会の進展など大きな環境変化が予想される時期を迎えております。

こうした変化にいち早く対応し、将来の姿を見通しながら、今から取り組む必要のある施策を積極的に推進していくことが極めて重要であるとと考えております。

そのため、次期総合計画の策定に当たっては、この5年間で本県にとって大変重要な時期であるとの認識のもと、改めて、人・産業・地域が、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくりを進めることを基本に、具体的な施策や事業の構築を図っているところでもあります。

また、本県では、新幹線の開業、あるいはIRの誘致など、これまで進めてきたまちづくりや、さまざまなプロジェクトが進展する時期にも重なってまいりますし、一方、産業構造も大きく変化する時期を迎えております。こうした大きな変化をチャンスに変えて、新たな取組に積極的にチャレンジしながら、さらなる活性化を目指してまいりたいと考えているところでもあります。

この計画策定後におきましても、それぞれ計画に位置づけたさまざまな施策についてはスピード感をもって実行に努め、県民の皆様方と

思いを共有しながら、着実な計画の推進、目標の達成を目指してまいりたいと考えているところであります。

○議長（瀬川光之君） 深堀議員—19番。

○19番（深堀ひろし君） わかりました。知事の決意を伺って、なおさらながら、しっかりとこの計画を前に進めていく、そしてブラッシュアップしていくということを私も感じたところであります。

具体的な中身について、少し質疑をさせていただきたいと思います。

（2）政策横断プロジェクトの新設・廃止の考え方について。

今回提案されております総合計画の中では、7つのプロジェクトが掲載されております。

そこで、一般論でいいんですけれども、こういったプロジェクトの新設・廃止の考え方、前計画から廃止をしている分もちろんありますし、新たに入ってきた分もあります。その一般的な考え方をお知らせください。

○議長（瀬川光之君） 企画部長。

○企画部長（柿本敏晶君） 政策横断プロジェクトに関しましては、特に、分野横断的に連携して取り組むことが必要なプロジェクトについて、県民の皆様にはわかりやすく方向性や目標をお示しするために構築をいたしております。

次期総合計画では、今後5年間の本県を取り巻く社会経済情勢を見据えて、より幅広く分野横断的な取組を行うこととしております、「健康長寿日本一プロジェクト」、「スマート社会実現プロジェクト」、「人材確保・定着プロジェクト」、「災害から命を守るプロジェクト」の4つのプロジェクトを新たに設け、計7つのプロジェクトを推進することとしております。

一方、現総合計画における「ナガサキ・グ

リーンイノベーション戦略」については、事業の重点化により、今後は個々の施策の中で必要な取組を実施していくこととしており、また、「世界文化遺産プロジェクト」については、他の横断プロジェクトへの統合、「魅力ある『ひと』、『しごと』づくりによる定住促進プロジェクト」については、他の横断プロジェクトに組み替えるという形で廃止をいたしております。

○議長（瀬川光之君） 深堀議員—19番。

○19番（深堀ひろし君） 基本的な考え方は確認をしたところですけれども、一つだけ確認をさせていただきたいのは、姿を消したプロジェクトもあるわけですね。そういったものについて、それぞれ終わった時点で、廃止をする時点で、それぞれのプロジェクトがどういう結果を出したのかという評価をやっているのかどうかです。

今計画、今回の次期総合計画のいろんな資料を見てみると、これまでの前計画のプロジェクトの総括みたいなものは記載がなかったと思っております。継続をするのであれば、それはいいんですけれども、廃止をする、別のものに変わるとかという時には、それぞれのそのプロジェクトがどういう成果を上げたのか、そういったところを検証する必要があると私は思うんですけれども、それについての考え方を少しお尋ねします。

○議長（瀬川光之君） 企画部長。

○企画部長（柿本敏晶君） 政策横断プロジェクトにつきましては、それぞれの計画の中の基本戦略で掲げている事業を連携して取り組むということで、それをわかりやすくお示しすることで、プロジェクトという形に取りまとめているものでございます。

そういったことで、それぞれのプロジェクト

の中を構成します個々の事業というものは、総合計画それぞれの中で実施をしてきて、それぞれについて数値目標等をもって評価しておりますので、それをもとに、それぞれ構成されるプロジェクト全体の実施状況を評価、検証するという形で次の計画につなげているところでございます。

○議長（瀬川光之君） 深堀議員—19番。

○19番（深堀ひろし君） わかりました。個別のプロジェクトについては、後ほども質疑がありますので、そこで確認をしていきたいと思っております。

(3) 各基本戦略・施策について。

①戦略1-1「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」。

基本戦略の一番目の項目として、将来像として、将来を担う若者の就業支援と魅力的な職場づくりの推進が掲げられております。

また、総合計画策定に向けたアンケートでも、特に、力を入れるべき対策の1位が雇用対策でありました。重要度が高く、満足度が低い。また、「若者にとって魅力的なまちと思わない」が8割、その理由の6割が「魅力的な勤め先がない」という結果でありました。

ここで「魅力的な職場」という定義ですが、それは人それぞれの価値観により異なるものだというふうに思います。ただ、誰にでも共通して言えるのは、ワーク・ライフ・バランスのとれた働きやすい職場環境だと私は思っております。

現に、今回の次期総合計画の指標として、ワーク・ライフ・バランスや処遇改善に取り組んでいる企業の割合というものを指標として設定されております。

そこで、まず確認をいたしますが、本県の労働時間の実態について、お知らせをいただきたいと思っております。

○議長（瀬川光之君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（貞方 学君） 厚生労働省の毎月勤労統計調査によれば、令和元年における本県の月間総実労働時間は146.6時間となっております、全国平均の139.1時間に比べ7.5時間長くなっている状況でございます。

○議長（瀬川光之君） 深堀議員—19番。

○19番（深堀ひろし君） ありがとうございます。今、長崎県の月の総実労働時間が全国に比べて7.5時間長いということの報告がありました。

これは恐らく、全国47都道府県の順位で並べてみれば39番目、長い時間の方から見れば9番目に長い県になるというふうに判断をします。

そこでお尋ねしますが、その長い時間になっている要因として、週休2日制度の導入であったり、年次有給休暇の取得であったり、こういった部分の指標が他県と比較して少し劣っているのではないかというふうに私は推察しているんですが、その実態について、お尋ねをします。

○議長（瀬川光之君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（貞方 学君） 週休2日制の導入と年次有給休暇取得の状況についてでございますが、本県が実施しております労働条件実態調査によりますと、週休2日制については、従業員数30人以上の企業において75.5%、1人平均年次有給休暇数は7.9日となっております。

一方、国の毎月勤労統計調査による全国平均は、週休2日制で82.1%、年次有給休暇は9.4日となっております、いずれも本県より多く、長くなっている状況でございます。

○議長（瀬川光之君） 深堀議員—19番。

○19番（深堀ひろし君） 週休2日制度については、全国と比較すると、導入している企業の割合でいけばマイナス6.6ポイント、低いということ、年次有給取得についていえば、全国と比較して年間1.5日、取得が少ないという実態でありました。恐らくこういったところが、月の総労働時間が長い部分に影響しているものだというふうに思います。

今回の次期総合計画の案では、指標に、先ほども申し上げましたけれども、ワーク・ライフ・バランスや処遇改善に取り組む企業の割合というものをパーセンテージで設定をしているわけですが、それを達成したからといって、先ほど確認した長い労働時間が間違いなく減少するということには、私はならないと、もちろんつながりますけれどもね。

私は、今、長崎県が他県と比較して遅れている、例えば、週休2日制度を導入している企業の割合だったり、年次有給休暇の取得の日数であったり、こういったものを具体的にどうやって全国と同水準にもっていくかというような指標をつくるべきだというふうに思います。

また、ある労働環境の調査でいけば、育児休業制度について取得をしていない労働者のうち、希望に反して取得できなかった人が約3割にも上るといった結果がありました。

これは一つの見方ですが、こういった労働実態をつぶさに調査をし、そして、そこに実効性のある指標、目標、施策を打つべきだというふうに思いますが、その考えがないか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（瀬川光之君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（貞方 学君） 若者の県内就職促進のためには、県内企業の雇用環境を全体として向上させていく、底上げを図る、こう

いったことが重要であるとの観点から、次期総合計画におきましては、「ワーク・ライフ・バランスや処遇改善に取り組む企業の割合」、こういったものを指標として設定させていただいているところでございます。

議員ご指摘のとおり、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、労働時間の縮減が何よりも重要であるということから、これからの施策の推進に当たりましては、労働時間の縮減に直結する週休2日制の導入や年次有給休暇の取得促進、あるいはまた育児休業の取得促進といった観点から事業を構築し、1社でも多くの県内企業が雇用環境を向上させることができるよう、労働局や民間団体とも連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 深堀議員—19番。

○19番（深堀ひろし君） ありがとうございます。取り組んでいただけるということなので、それでよししたいと思います。

なかなか難しい課題ではあるんですけれども、ぜひご努力を、そういう活動をすることによって、若者の県内定着にも間違いなくつながっていくわけですので、ぜひお願いをしておきたいと思っております。

次に、若者の県内定着を図るうえでの着眼点として、県内専修学校への進学という点があると私は考えております。

本年2月定例会での私の一般質問時に、本県における専修学校の状況について質疑を交わしました。

その時に確認したのは、昨年3月高校卒業者の県外専修学校への進学者数は1,438名に上り、県外就職者数の1,393名より多くなっていると、実に専修学校進学者の地元進学率は約53%であります。

また、高校生数と専修学校生徒数の比率を他県と比較をすると、長崎県は、九州で一番低い実態にある。すなわち長崎県は、専修学校生徒数が実際には少ない。にもかかわらず、県内の専修学校の定員充足率は5割程度しかないということ。

このような課題を踏まえて、2月定例会の答弁では、「県内専修学校を卒業した者の県内就職率は75%と高い割合にあることから、専修学校の設置状況や定員の充足率等々を分析し、若者の県内定着促進に向けて研究したい」という答弁をいただきました。

しかし、今回の総合計画の案の中においては、非常に残念ではありますが、その点に対する施策が見当たりませんでした。

どのような調査、研究を行い、対策等が反映されたのか、お尋ねしたいと思います。（発言する者あり）

○議長（瀬川光之君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（貞方 学君） 県内の専修学校の定員に対する充足率は5割程度であることから、来春、専修学校に進学する公・私立の高校生に対して、進学先や分野を選択した理由等についてアンケート調査を実施し、生徒の学校選択に係る要因の分析を進めますとともに、県内専修学校等の意見を伺いながら、県内進学を促進する施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

一方、喫緊の課題であります県内就職促進に向けては、一定規模の専修学校に対し聞き取り調査を行ったところであり、「県内企業のPRが弱い」、「求人が少ない」といった意見があったことから、今後、出口対策としての専修学校の求人票提出の促進など、専修学校と県内企業の連携強化に取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

○議長（瀬川光之君） 深堀議員—19番。

○19番（深堀ひろし君） 今、政策監の方からは、専修学校を卒業した方の話、ある意味出口の話がありました。

私がずっと2月定例会から言っているのは、入り口の話なんです。今回、次期総合計画の案の中には、専修学校への入り口の施策が、正直なかったわけであります。

今、答弁の中で、これから鋭意努力をして、調査をして何か打っていくと、ぜひ、そこを間違いなくお願いをしたいんです。実際に、高校生の県外就職者の数よりも、専修学校へ進学して出て行く方が今は多いわけですから、そこにも十分な対策を講じなければいけない。

2月定例会の時に申し上げたのは、例えば、専修学校に対する修学支援、県内の高校生が専修学校に進学をする時に、長崎、佐世保に集中しているわけだから、恐らく島原であったり離島であったり、そういったところの生徒は、結局、親元を離れて生活をしなければならない。長崎や佐世保でそういう費用がかかるのであれば、もっと設備が充実している福岡の方に流れていっているというのが実態なので、そこを長崎や佐世保にある専修学校に通いやすくするような、インセンティブになるような、例えば、県営住宅であったり、空き公舎であったり、こういったものを県内の子どもたちに低額で貸しつけるとか、そういったインセンティブになるような政策。

もしくは、県内の専修学校の学科が少ない、求めている学科がないというのであれば、例えば、学科の再編をする学校に対する補助であったり、もしくは、新たな専修学校をこの長崎県に誘致したり、企業を誘致するのと同じように

専修学校を誘致するという考え方もあっていいと思うんです。そういったところをぜひ、検討をお願いしておきたいと思います。

②戦略1-3「長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる」。

施策として、結婚、妊娠、出産から子育てまでの一貫した支援というものがあります。結婚を希望する独身者への婚活支援について、各種事業を実施する計画ですが、先般、内閣府が、少子化対策で結婚新生活支援事業を拡充する方針を固めたという報道を目にしました。

この事業は、婚姻届を提出した夫婦に30万円を上限に費用補助を行うもので、財源は、国と基礎自治体が折半しているものです。県内では、諫早市、松浦市などの8市町が実施をしております。

報道によれば、内閣府は、対象要件の緩和と補助額を60万円へ拡大し、国の負担も3分の2に引き上げる方針でありました。

この有益な事業を県内全ての市町が取り組める環境づくりを、県としても進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長(瀬川光之君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 議員ご質問の結婚新生活支援事業は、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、新居の家賃など、結婚後の新生活に伴う費用を支援する市町に、国が、その費用の2分の1を補助するものであります。

現在は、一定の所得、年齢制限のもと、一世帯当たりの支援上限は、議員ご指摘のとおり30万円となっており、県内では8市町が活用しておりますが、国の概算要求では、次年度から所得・年齢制限を緩和し、補助上限を60万円に増額する内容となっております。

国に確認いたしましたところ、検討段階ではあるものの、これらの拡充部分については、都道府県が主導することで、実施市町村の面的拡大を図るため、補助率を3分の2にかさ上げし、モデル地域を選定して実施したいとのことでありました。

県といたしましては、今後、市町と連携してモデル地域に応募するとともに、採択された場合は、実施要件である協議会等の設置や受給者に対するセミナー等にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 深堀議員—19番。

○19番(深堀ひろし君) ありがとうございます。国の状況、そして国がモデル事業として取り上げた場合に、長崎県は、それに手を挙げるといふ答弁ですね。ぜひ、採択されるように努力をお願いしたいと思います。

そこで、仮定の話ですけれども、先ほど言ったように今現在は30万円を60万円にかさ上げをしてくれる、国の負担も2分の1から3分の2に上げてくれる。その時に基礎自治体の負担は、これまで15万円だったところが20万円に、単純に考えればですよ。今まで30万円の半分の15万円の負担で、60万円に上がって3分の1負担となれば20万円に上がるわけですよ。今まで、この有利な制度を8市町しか参加していなかったところを考えれば、やはり財政的な問題もあると思います。市町がそこに手を挙げきれなかった理由があると思います。

そういった意味では、県が、その基礎自治体の負担を少しでも負担できるようなスキームを考えるべきではないのかなというふうに私は少し感じているんですが、その点についての見解はいかがですか。

○議長(瀬川光之君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 本制度は、結婚後の新生活に伴う費用を支援する市町に国が補助するものでございまして、県が財政支援を行った場合は、県からの支援分が控除されるというような制度でもございます。

県といたしましては、まだ検討段階ではございますけれども、繰り返しになりますけれども、モデル地域に選定されることで補助率が3分の2となり、市町の財政負担が抑えられることとなりますので、まずは市町と連携して、モデル地域に選定されるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 深堀議員—19番。

○19番(深堀ひろし君) 県がもしお金を出した場合に、それは控除されるという話は事前にお聞きしたんですけれども、それであっても基礎自治体の負担は減るわけですから、そのあたりは今後の検討課題として認識をしていただければというふうに思います。

③戦略1-4「みんなで支えあう地域を創る」。

避難行動要支援者の個別支援計画は、近年の自然災害の増加に対応したものであり、早急に策定をしなければなりません。

計画案では、基準年、令和元年度策定済み14%を令和6年度に100%を目標値にしていますが、実効性のある個別支援計画は、地域の協力なくしてはできません。

また、現計画のチャレンジ2020でも、実は同じ目標値を掲げているわけです。今年度までに21市町が作成を完了するという目標を掲げておったわけでありまして。しかし、まだ14%しか達成をしていない。完成しているのは諫早のみであります。

ハードルの高い本目標を達成するための課題、ポイントは何でしょうか。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 個別支援計画の策定が進まない要因といたしまして、要支援者ご本人の同意取得や、地域で支援する方々の選定、策定主体となる市町のマンパワーの不足などの課題があるものと認識しております。

このため県といたしましては、これまで市町を対象とした研修会や担当課長会議などで、先行事例の紹介や計画作成例などの提供を行うとともに、独居老人や重度の障害者世帯などを優先して対応すべきところから同意取得を促していくなどの働きかけを行ってきており、現在、全ての市町が策定に着手しているところでございます。

なお、個別支援計画の策定につきましては、現在、指針に基づき策定することとされておりますが、国におきましては、法律に基づく計画に位置づけて、市町の取組を後押しすることも検討されております。

県といたしましては、国の動きを注視するとともに、市町の職員だけではなく、ケアマネジャーなどの福祉関係者とも連携して策定できるよう、関係団体とも協議を進めて、計画の策定促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 深堀議員—19番。

○19番(深堀ひろし君) ぜひですね、答弁を了とするんですけれども、現計画でも達成できなかった非常にハードルの高い目標であります。しかも、県が旗を振るだけではなかなか進まない事業でもあります。

ただ、さりとて近年のいろんな災害の発生状況を鑑みた時に、この個別支援計画というのは、もう本当に喫緊の課題であるという認識のもと、福祉保健部全体で、この達成に向けた取組をお願いしておきたいと思っております。

次に、いじめや不登校など、児童・生徒が抱える問題等について、質問させていただきます。

不登校児童・生徒数については、近年、増加傾向にあり、令和元年度は、目標1,450人以下に対して2,163人というふうになっております。

これまで教育庁としては、不登校児童・生徒数を減少させるための取組を実施してきたわけですが、文部科学省の不登校児童・生徒に対する考え方に変更があったというふうにも聞いております。現在の考え方について、お尋ねをしたいと思います。

○議長(瀬川光之君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) まず、議員ご指摘のとおり、令和元年度の小・中・高の不登校児童・生徒数は、本県が2,163人ということでありましてけれども、本県及び全国とも過去最高の数値となっております。

議員のお尋ねがございました文部科学省の考え方でございますが、不登校については、昨年10月に出された通知の中で、「登校のみを目標とするのではなく、社会的な自立を目指す必要がある」と示されているところであります。

○議長(瀬川光之君) 深堀議員—19番。

○19番(深堀ひろし君) 考え方が、不登校の児童・生徒を教育の学校の現場にだけ戻すというこれまでの取組から、ちょっと趣を変えて、NPO法人であったり、フリースクールであったり、いろんな不登校の児童・生徒の皆さんをサポートする団体、それぞれのいい位置にその児童・生徒の皆さんを紹介し、そこで活躍といいますか、頑張ってもらおうというような考え方にシフトしていると、そのことはよく理解をするし、そのとおりだというふうに思います。

そこで必要になってくるのは、不登校になった児童・生徒の本当の要因といたしますか、原因

というか、こういったものを適切に把握をして、その児童・生徒に合ったところを紹介するということになるわけですが、少し懸念しているのは、例えば担任の先生だけが、その児童・生徒の意見を聞いてそういう判定をするのではなくて、その児童・生徒が、もしかしたら担任の先生とそりが合わなくてという問題があるケースもあるかもしれない。そういったことから、養護教諭の方であったり、スクールカウンセラーであったり、学年主任であったり、複数の大人の関与があつて、その児童・生徒の本当の要因をつかんで、そのうえで適切な、児童・生徒に合った場所を紹介する。

その場所を紹介するについても、学校が、そういうところが自分たちの地域にどういったところがあつて、どういう特性がある組織があるのかということ把握していないと、つなぐことができないと思うんです。

そういったところを徹底してほしいと思つているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長(瀬川光之君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 先ほど、不登校に対する国の考え方の部分を、さっきは要約して申し上げましたけれど、正確に申し上げれば、学校に登校する結果のみを目標にするのではないということであるんですけれども、要は、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があると。

また、児童・生徒にとっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することを留意することとなっておりますので、今、議員ご指摘のとおり、学校が不登校の要因を探る際も、複数の目でよく観察といいますか、見

て要因を探る必要があるというふうに思っております。

統計上、不登校の要因につきましては、家庭問題や友人問題などが複雑に絡み合っておりますので、さまざまな視点から対応することが重要であると考えておまして、学校では、担任や養護教諭等による日常的な観察や生活アンケートの実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による個別面談等を通して要因の把握に努めております。

また、その要因によりまして、学校以外の居場所等についても、民間のフリースクール等と連携をして、児童・生徒に対して社会的自立に向けた具体的な支援を図ることとしていただいております。

○議長(瀬川光之君) 深堀議員—19番。

○19番(深堀ひろし君) 最後に、要望だけしておきたいと思っております。

今、国の文部科学省では、いじめ対策不登校支援等総合推進事業という支援のメニューがあつて、その中に不登校児童・生徒に対する支援促進事業というものがあります。3分の1を国が負担をする制度ですけれども、長崎県としては、この今言った事業については、これまで挙げていなかったと思っております。ぜひ、こういった有利な部分を積極的に活用していただくとともに、これは7年前にも教育委員会教育長にお話をしたことなんです、不登校児童・生徒の出席日数の話、事前にいろんな話を教育委員会の方とした時に、こういったフリースクールとかに通う児童・生徒の出席日数をカウントするか否かという考え方も、かなり前向きになってきたとヒアリングではお聞きしました。

これは7年前も同じことを私、フリースクールに通う児童・生徒の学校における出席日数に

算入してくださいという話、そういったことのお考え方も変わってきているというふうに聞いていますので、そういったところもぜひ前向きに今後取り組んでいただきたいことを要望しておきたいと思っております。

④戦略2-1「新しい時代に対応した力強い産業を育てる」。

海洋エネルギー関連産業の現状と課題について、お尋ねをしたいと思います。

新たな基幹産業の創出の柱である海洋エネルギー産業において、昨年末、五島市沖の海域が、促進区域に全国ではじめて指定をされました。

広い海域を持つ本県にとって、将来の再生可能エネルギー産業の集積にもつながる第一歩になるものだと私は考えております。

また、10月26日の菅総理大臣の所信表明演説でも、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言されました。

そして、アメリカでは、大統領選挙に勝利したバイデン次期大統領においても、パリ協定に復帰し、温室効果ガスの排出を2050年までに実質ゼロにするという公約を掲げております。

EUにおいても、中国においてもしかりであります。

今まさに世界の潮流は、コロナ禍で疲弊した経済の回復と地球温暖化防止の両立を目指すグリーン社会への移行だと言えます。

このような状況から、海洋エネルギーの需要は今後ますます高まってくると同時に、広範囲な海域を有する本県は、エネルギー資源を有していると言っても過言ではないと思っております。

その資源を最大限活用していくためには、先ほども少し議論をしました、政策横断プロジェ

クトが必要になるというふうには考えておりますけれども、それについての考え方をお尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 産業労働部長。

○産業労働部長(廣田義美君) 現総合計画におけます「ナガサキ・グリーンイノベーション戦略」につきましては、地球温暖化への対応が求められる中で、技術革新により産業振興と雇用の創出を図り、社会の低炭素化やグリーン化を加速させることを目的として、海洋エネルギーのほか地熱・木質バイオマス発電や燃料電池船など、県内各地域におけるさまざまな先進的な取組を総合的かつ部局横断的に推進してまいりました。

今回、次期総合計画を策定するに当たりまして、これまでの実績や社会経済情勢の変化を踏まえ、実現可能性や産業化の観点から検討を行い、今後の成長が見込まれ、新たな基幹産業として期待できる海洋エネルギー関連産業に重点化を図ったものでございます。

事業の実施に当たりましては、産業労働部が主体となり、関係部局とも十分連携を図りながら、海洋エネルギー関連産業の基幹産業化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長(瀬川光之君) 深堀議員—19番。

○19番(深堀ひろし君) 私が政策横断プロジェクトでということを上上げたわけですが、部長としては、重点実施事項として取り組んでいくことに変わりはないという趣旨の答弁だったというふうに思います。

それはそれで理解はするわけですが、これまで幾つかのプロジェクトの中で、部門を横断して取り組む姿勢というのは、県民に対しても、県庁組織の全体に対しても一定の効果が

あったというふうには思っています。

そういった意味では、各部とも、当然このことは産業労働部だけではなくて、海域に関しては水産部だって関係するし、環境問題と云えば県民生活環境部関係にも属する話になってくるわけで、しっかりとそこら辺は各部とも連携を果たして、新産業の構築に向けた取組を強化していただきたいと思っております。

そこで、海洋エネルギー関連産業での経済波及効果、例えば雇用創出とか、こういったものをどういうふうに想定しているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長(瀬川光之君) 産業労働部長。

○産業労働部長(廣田義美君) 次期総合計画における本県海域等で実施される洋上風力発電事業に県内企業が参画することにより、令和7年度には、県内企業の売上高101億円、雇用創出905人を目標として掲げているところでございます。

○議長(瀬川光之君) 深堀議員—19番。

○19番(深堀ひろし君) 今、目標に掲げている数字をおっしゃいました。

当然、これを達成するために取り組んでいただくわけですが、経済波及効果という観点から一つだけ要望を言わせてもらおうと、例えば、海洋産業、いろんなすそ野が広い産業でありますけれども、これは一つの事例ですけれども、例えば海域を調査するダイバー、長崎県内にもいろんなダイバーの方がいらっしゃいます。この方々から少し聞いた話では、これまでの海洋産業の調査の中で、長崎県の海域を熟知した地元のダイバーを使わずに、わざわざ関東の方から呼んで、その調査をしてもらっているケースがあると、海域を熟知している地元のダイバーであればわかるような潮の流れであったり、そう

いったものをよそから来たダイバーの方はわからずに、流された現場を見たということです。（発言する者あり）

これは、安全性であったり経済性であったり、そういったものを考えた時に、地元の雇用といいますか、地元の事業者を積極的に活用するという視点を、ぜひ、これからこういった産業を拡大していくに当たっては、そういう視点をしっかり持っておってほしいんです。このことは要望として申し上げますけれども、そういった実態があるということです。（発言する者あり）ぜひ、その点は今後考えていただきたいと思えます。

⑤戦略3-1「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」。

次期総合計画策定に向けたアンケートにおいても、特に、力を入れるべき政策では、雇用対策に続き、公共交通機関の充実が2番目となっております。これは、5年前の調査よりも5.9ポイント増加をしている状況であります。

コロナ禍において、公共交通事業者の廃業や事業休止が相次いでおりますけれども、本県についての実態はどうでしょうか。

○議長（瀬川光之君） 地域振興部長。

○地域振興部長（浦 真樹君） 県内の主な交通事業者の状況でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして利用者が減少したことから、本年4月の運送収入で見ますと、バス事業者が対前年比で45%の減、タクシー事業者が50%の減と大きく落ち込んでおりました。

これを10月時点で見えますと、バス事業者においては19%の減、タクシー事業者においては17%の減ということで、幾らか回復傾向にはきているものと聞いております。

県におきましては、新型コロナウイルス感染

症の影響により、大変厳しい経営状況となったバス、タクシー等の公共交通事業者に対しましては、感染防止策を講じながら事業を継続していただくための奨励金等について、本年度の6月、9月の補正予算で約11億円を措置し、各交通事業者へ交付をしているところでございます。

なかなか新型コロナウイルス感染症の影響は先行きが見通せない状況でございますけれども、引き続き、各事業者の経営状況の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君） 深堀議員—19番。

○19番（深堀ひろし君） 状況はわかりました。

総合計画案の中で、こういう公共交通に対する指標が幾つか、どういったものがあるかと確認したら、離島・半島における公共交通利用者数というものを指標として掲げているんです。当然のことながら、離島・半島の地域公共交通を守るという視点は当たり前です。

ただ、その一方で、例えば都市部であっても、複数の公共交通事業者がいて競合する場合には、やはり今、コロナ禍の中で非常に厳しい現実がある。そういった意味では、都市部であっても、部長が答弁されたような対策は、しっかり離島・半島だけに限らず、都市部についても同じような対策を講じていただくことを要望しておきたいと思えます。

次に、地域を支える情報通信基盤の整備促進について、お尋ねします。

5Gの普及やGIGAスクール構想が進む中で、固定系の超高速ブロードバンド、いわゆる光ファイバー未整備地区の早期解消が喫緊の課題であるというふうに私は認識をしております。

昨年3月末時点で光ファイバーの利用可能世帯率は、本県は91.8%で、何と全国47都道府県の中で最下位という報告を受けております。

長崎県全下を網羅する時期はいつごろになるのでしょうか。

○議長(瀬川光之君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) Society5.0実現におきまして、光ファイバーの整備は必要不可欠と考えております。

しかしながら、本県は、離島・半島地域などの条件不利地域を多く有しており、採算性の問題から、民間事業者による整備が進みにくいこともありまして、ご指摘のとおり、平成31年3月末現在の利用可能性世帯率は91.8%となっております。

そのような中、総務省の令和2年度2次補正予算におきまして、光ファイバー敷設にかかる経費に対する支援制度が拡充されたことから、県におきましても、「長崎！ 県市町スクラムミーティング」などの機会を捉え、各市町へ整備の働きかけを行い、光ファイバー未整備地区を有する市町において、当該予算を活用した整備が進められることとなりまして、令和3年度末までには、一部の特定の離島を除き、県内における光ファイバーの整備が完了するという見込みになっております。

○議長(瀬川光之君) 深堀議員—19番。

○19番(深堀ひろし君) わかりました。昨年までは、かなり全国と比較すると低かったわけですが、国の支援を受けながら、令和3年度中には、一部の地域を除いて全てカバーできるということでもあります。

もちろん、それは基礎自治体の事業でもあるとは思いますが、ぜひ、そこは21市町が全てカバーできるように、しっかりと県としても支援を継続していただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

⑥戦略3-2「地域の特徴や資源を活かし、夢

や希望の持てるまちを創る」。

施策に、人流・物流を支える交通ネットワークの確立というものを掲げる中で、今後増大する物流事業に対する施策が見当たりませんでした。

物流業界の実態としては、本当に厳しい状況があります。慢性的な人材不足となっており、鉄道貨物協会の推計では、今年度は全国で約14万人の運転士が不足していると、2028年度には27.8万人が不足すると想定がされています。

その平均年収は、実に他の産業よりも平均で2割も低い。九州運輸局によれば、トラック輸送事業の年間総実労働時間は約2,600時間で、全産業平均と比較すると2割も長くなっているという実態であります。労働時間は長く、給料は安いという実態をそのまま放置すれば、物流業界の人手不足はますます深刻化するというふうに私は思います。

長崎県は、日本の西の果てであります。物流が滞れば、我々の生活も滞ることになります。そういった意味で、これら物流業界の各種課題について、県の認識を確認したいと思います。

○議長(瀬川光之君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) 物流業界におきましては、現状コロナ禍のいわゆる巣ごもり需要によりまして、業績は好調であると伺っておりますけれども、一方で、賃金や待遇面などの雇用環境、あるいはドライバーの人材不足や高齢化などの課題があるというふうに認識をしております。

県といたしましては、これまで県のトラック協会に対しまして、「運輸事業振興助成交付金制度」によりまして輸送の安全確保、サービス改善、または向上などの事業に対する経費の助成も行っております。

平成22年度からは、運転士確保のための大型運転免許取得にかかる費用の助成事業も実施をしております。令和元年度の実績といたしましては、79名の方の利用がっております。

県では、県のトラック協会を通じまして、コロナ禍の影響による離職者を対象とした人材不足解消のための助成金制度等の活用も業界に促しております。今後も県内の運送事業者に対し、経営安定化や業務の効率化を図るための中小企業向けの各種支援制度、こういったものの周知を改めて図ってまいりたいと考えております。

今後も、県トラック協会との意見交換等を行いつつながら、物流業界の現状の把握に努め、国への要望等必要な対策も検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 深堀議員—19番。

○19番（深堀ひろし君） わかりました。今の県の取組状況は一定理解をするわけですが、特に、この物流業界の今の実態の厳しさ、物流業界は、中小の事業者の方が圧倒的に多い。そういった中で価格、例えば運賃であったり価格であったりということが、規制緩和の流れの中で非常に安く抑えられてきている。

よくインターネット通販とかで「送料無料」なんていう表現がありますけど、そんなわけはないわけであって、送料無料なんてことは絶対になくて、誰がしわ寄せを受けているのかという話なんです。

そういった状況にある中で、県としても、その業界独自に合った支援策を考えていっていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

⑦戦略3-3「安全安心で快適な地域を創る」。  
災害に強く、命を守る強靱な地域づくりにお

いて、最近続発する豪雨災害対策として、浸水想定区域図の策定など避難対策の推進を掲げております。

現状では、県内対象河川29のうち、策定済みが21河川と聞いています。事前に確認したところ、令和3年度までには策定完了予定というふうに聞いておりますが、市町が作成するハザードマップの策定にも影響をすることから、早期の策定を要望しておきたいと思っております。

そこでお尋ねしますが、ある調査によれば、全国で災害時に住民が身を寄せる指定避難所の実に27%が、浸水や土砂崩れのおそれのある地域に立地しているとの報道がありました。

本県においての実態について、お伺いしたいと思います。

○議長（瀬川光之君） 危機管理監。

○危機管理監（荒木 秀君） 本県では、浸水想定区域や土砂災害警戒区域を指定する作業が、現在も継続して実施されており、現時点における当該区域内にある指定避難所の正確な数は把握できておりませんが、当該区域内に指定避難所があることは認識をしております。

当該区域内にある指定避難所は、その地域に適切な建物がほかにないなどの理由から避難所として指定されておりますが、市町では、あらかじめ災害の種別ごとに開設する避難所を決めており、実際の運用に当たっては、発生が予測される災害の事象や避難所の立地条件等を個別、具体的に判断して開設するなど、避難所の安全性の確保に努めているところであります。

また、必要に応じ当該区域内の避難所の指定を取り消すなどの見直しにも努めており、県としましても、市町に対し、安全な避難所の確保に向け働きかけてまいります。

○議長（瀬川光之君） 深堀議員—19番。

○19番(深堀ひろし君) ありがとうございます。今の答弁では、私が懸念している対象区域に指定避難所は立地をしている。ただ、その正確な数値はまだ把握をしていない。しかし、立地はしているけれども、それぞれ設置をしている市町の適切な判断によって、災害種別によって住民の皆さんの安全・安心な避難は守られているというふうな答弁であったと思います。

ただ、危機管理監、これはぜひ調査をしなければわからないと思いますよ。実際に、ある報道では27%がそういう地域にと。

確かに、いろんな意見交換をする中で、浸水区域といっても広い、土砂災害警戒区域も広いですが、そこの一部に避難所が、例えば学校の一部がかかっておれば、その学校がそれに該当するというふうな見方もできる。そういったところは対象から外すべきだというふうに私は思います。

ただ、それは実際にどういうふうなところを設定しているかというのを、やっぱり県として、基礎自治体の責務ではあるんですけども、その実態を把握をして適切な指導をすべきだというふうに思いますので、その点をお願いをしておきたいと思います。

### 3、コロナウイルス感染症について。

#### (1) 検査体制の充実強化。

①季節性インフルエンザ流行期を見据えた検査体制の状況。

もう時間がなくて申し訳ありませんが、季節性インフルエンザ流行期を見据えた検査体制の状況について、概略をお尋ねしたいと思います。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 季節性インフルエンザの流行期におきましては、発熱患者の増加が予想されますが、新型コロナウイルス感染

症の可能性を想定したうえで検査体制を整備する必要があります。ピーク時の検査需要につきましては、国が示した計算方法に基づき、一日当たり約6,000件と想定しております。

そのため、専門医療機関だけではなく、地域のかかりつけ医で発熱患者の診療、検査を行う必要があります。県医師会等のご協力を得て、「診療・検査医療機関」として、年内には300施設を確保できる見込みであります。

また、PCR法やLAMP法による検査体制の充実に努めているところであり、年内には一日当たり約2,100件の検査が可能な体制を構築する予定であります。

このほか、「診療・検査医療機関」では、抗原検査簡易キットを活用して、1日最大6,000件の検査が可能であり、PCR法やLAMP法と併せて、ピーク時の検査需要に対応できる体制を確保してまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 深堀議員—19番。

○19番(深堀ひろし君) ありがとうございます。季節性インフルエンザを見据えた検査体制は、一定準備ができていているという答弁であったと思います。

今、ちょっと私が気になっているのは、県民、市民が今、もし発熱があった時に、インフルエンザか新型コロナウイルスかはもちろんわからないわけですね、患者さんは。その時に、まず「受診・相談センター」に連絡をするか、もしくは自分のかかりつけ医に連絡をして、そのかかりつけ医が「診療・検査医療機関」であるならば、そのかかりつけ医で検査が両方ともできるということですね。ここが県民・市民にどこまで理解ができていているのか。少し発熱をした時に、そのまま病院に行ってしまう可能性も当然あるわけですね。ですから、そういったとこ

ろの細かな周知といたしますか、そういった体制も必要であるし。

片や、今、「診療・検査医療機関」は300を目標に掲げてあると、そこに向けて指定を広げているというお話なんだけれども、これで本当に十分なのかというのが少し気になったのが、先般のある新聞の報道で、人口一人当たりになんという「診療・検査医療機関」がどの程度あるかという数字が出たんです。九州各県と比較した時に、長崎県はダントツで低かったんです。その時に、長崎県のこの機関の数は201でした。もう1か月ぐらい前の話ですけれども、そこで見た時に、ほかの県よりも圧倒的に少なかったんですよね。

これを今回、300までにするという事なんだけれども、300に上がったとしても、他県と比較すれば、この機関数は少なかった。そのあたりはどういうふうに評価していますか。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 私どもといたしましては、「診療・検査医療機関」だけではなくて、「地域検査外来センター」、いわゆるドライブスルー方式の検査体制を今、構築しておりますので、そういった施設も活用して、必要な検査体制の充実に努めていく方針でございます。

○議長(瀬川光之君) 深堀議員—19番。

○19番(深堀ひろし君) わかりました。「診療・検査医療機関」だけではなくて、いろんな検査体制を充実しているということで、それも一定理解をします。

そのあたり、私が懸念している新型コロナウイルスと季節性インフルエンザのわからない状況の患者の方々の動きとして、しっかり丁寧なPRがぜひ必要だというふうに思っております。

そこで、最後にもう一つだけ、季節性インフ

ルエンザのワクチンが不足していると医療現場の方から聞いております。この状況について把握していれば教えてください。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 季節性インフルエンザのワクチンの確保につきましては、各種関係者としっかりと連携して、適切に提供できるように対応してまいりたいと思っております。

○議長(瀬川光之君) 深堀議員—19番。

○19番(深堀ひろし君) インフルエンザワクチンが手に入らないというようなことを医療機関から聞いているわけです。そこを把握しているかということをお尋ねしたんですけども、いいです、そこはもう後で確認をしますが、いずれにせよ、第3波の懸念がある中で、万全の体制を構築しながら、県民の安全・安心な暮らしを守るためにご努力していただくことをお願いして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(瀬川光之君) 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 3時46分 散会 —



# 第 8 目 目



# 議 事 日 程

第 8 日 目

---

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

令和2年12月2日（水曜日）

出席議員（45名）

- 1番 宮島大典君
- 2番 宮本法広君
- 3番 赤木幸仁君
- 4番 中村泰輔君
- 5番 饗庭敦子君
- 6番 堤典子君
- 7番 下条博文君
- 8番 山下博史君
- 9番 北村貴寿君
- 10番 浦川基継君
- 11番 久保田将誠君
- 12番 石本政弘君
- 13番 中村一三君
- 14番 大場博文君
- 15番 山口経正君
- 16番 麻生隆君
- 17番 川崎祥司君
- 18番 坂本浩君
- 19番 深堀ひろし君
- 20番 山口初實君
- 21番 近藤智昭君
- 22番 宅島寿一君
- 23番 松本洋介君
- 24番 ごうまなみ君
- 25番 山本啓介君
- 26番 前田哲也君
- 27番 山本由夫君
- 28番 吉村洋君
- 29番 大久保潔重君
- 30番 中島浩介君
- 欠番
- 32番 山田博司君
- 33番 堀江ひとみ君

- 34番 山田朋子君
- 35番 西川克己君
- 36番 外間雅広君
- 37番 瀬川光之君
- 38番 坂本智徳君
- 39番 浅田ますみ君
- 40番 徳永達也君
- 41番 中島廣義君
- 42番 溝口芙美雄君
- 43番 中山功君
- 44番 小林克敏君
- 45番 田中愛国君
- 46番 八江利春君

-----  
説明のため出席した者

- 知事 中村法道君
- 副知事 上田裕司君
- 副知事 平田研君
- 統轄監 平田修三君
- 危機管理監 荒木秀君
- 総務部長 大田圭君
- 企画部長 柿本敏晶君
- 地域振興部長 浦真樹君
- 文化観光国際部長 中崎謙司君
- 県民生活環境部長 宮崎浩善君
- 福祉保健部長 中田勝己君
- こども政策局長 園田俊輔君
- 産業労働部長 廣田義美君
- 水産部長 斎藤晃君
- 農林部長 綾香直芳君
- 土木部長 奥田秀樹君
- 会計管理者 吉野ゆき子君
- 交通局長 太田彰幸君
- 地域振興部政策監 村山弘司君
- 文化観光国際部政策監 前川謙介君

産業労働部政策監	貞方学君
教育委員会教育長	池松誠二君
選挙管理委員会委員長	葺本昭晴君
代表監査委員	濱本磨毅穂君
人事委員会委員	中牟田真一君
公安委員会委員	山中勝義君
警察本部長	早川智之君
監査事務局長	下田芳之君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大崎義郎君
教育次長	林田和喜君
財政課長	早稲田智仁君
秘書課長	石田智久君
選挙管理委員会委員	久原卷二君
警察本部総務課長	川本浩二君

-----  
議会事務局職員出席者

局長	松尾誠司君
次長兼総務課長	柴田昌造君
議事課長	川原孝行君
政務調査課長	太田勝也君
議事課長補佐	永田貴紀君
議事課係長	梶谷利君
議事課主任主事	天雨千代子君

-----  
— 午前10時 0分 開議 —

○議長(瀬川光之君) ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

久保田議員—11番。

○11番(久保田将誠君) (拍手) [登壇] おはようございます。

自由民主党、長崎市選出、久保田将誠でございます。

今日は、このような機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

それでは、質問通告に従い質問をさせていただきますので、ご答弁のほどよろしくお願いたします。

1、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度当初予算について。

これまで県議会の本会議や委員会等でもたびたび議論がなされておりますように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、観光業や商工業にとどまらず、本県の様々な分野や業界、さらには、県民生活に大きな影響を及ぼしております。

そういった影響に対して、県は、新たに国が創設した、総額3兆円の「新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金」を最大限に活用しながら、時期を逸することなく、数次にわたり補正予算を編成され、11月補正予算までの累計で1,000億円を超える新型コロナウイルス感染症対策を講じてこられました。

しかしながら、ウイルスに有効なワクチンの開発には時間を要する見込みとなっており、もうしばらくは感染症の影響が続くと思われまので、新年度である令和3年度においても、各種の対策事業を予算化する必要があると考えております。

そうした中、先月25日に、県は、令和3年度の重点戦略素案や当初予算の要求概要を公表されたところでありますが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、どのような視点を持って、今後の予算編成に取り組まれようとしているのか、お尋ねいたします。

2、コロナ禍における中小企業等への支援について。

(1) 中小企業の資金繰り支援について。

全国的に新型コロナウイルス感染症による陽性者の数が増えており、大都市だけでなく、地方でも感染者が急増しております。

東京都では、感染状況の警戒レベルを最高段階に引き上げて警戒に当たっているほか、北海道では、札幌市民に対し、不要不急の外出や札幌市外への往来自粛が要請されるなど、感染拡大防止のための様々な対策が講じられております。

コロナ対策と経済活動の両立が求められている中で感染者が増加することは、住民生活や社会経済へ大きな影響を及ぼし、回復しつつある景気が再び後退してしまうことも懸念されます。例年であれば、年末年始は、忘年会や新年会、クリスマス商戦や初売りなど、かき入れ時に当たりますが、今年は消費が低迷しており、宴会も予約が少ない状況とお聞きしています。

県内の中小企業者は資金需要が増加する年末を控える中で、いまだ感染症の収束は見通せず、景気の先行きも不透明なことから、資金繰りにも不安を抱いていると思います。

もちろん県では、これまで様々な支援を行ってきておりますが、引き続き、年末年始の資金繰りに支障を来さぬよう、中小企業者へ支援を行うことが必要だと考えております。

そこで、これまでの中小企業者に対する資金繰り支援の実績をお聞きするとともに、年末年始を控えてどのように対応していくのか、産業労働部長にご答弁をお願いいたします。

### 3、福祉保健行政について。

(1) 季節性インフルエンザ流行期を見据えた受診方法の周知について。

新型コロナウイルス感染症を疑う方は、これまでは保健所に設置した「帰国者・接触者相談センター」に相談し、専門外来を設置している

医療機関等を受診する流れとなっておりますが、11月からは、まずは、かかりつけ医など身近な医療機関に相談する、あるいは、かかりつけ医がない方など相談する医療機関に迷う方は、県が新たに設置した「受診・相談センター」に相談する体制になったとお聞きしております。

季節性インフルエンザ流行期には、新型コロナウイルス感染症との判別が困難な発熱等の症状を訴える患者が急増することが予想されますので、発熱患者が身近な医療機関を受診できる体制に移行することは必要な取組だと考えますが、この体制移行に伴い最も重要なことは、医療機関での感染拡大を防止するため、必ず電話で相談したうえで受診することではないかと考えております。

そこで、11月からの新たな受診方法の周知について、現在どのように取り組んでいるのか、お尋ねいたします。

#### (2) 企業における健康づくりについて。

長崎県では、平成30年から「健康長寿日本一の長崎県づくり」に取り組まれております。県民の皆様が健康を維持し、元気で活躍できる社会を実現するためには、健康づくりの取組を幅広い世代に働きかけをする必要がありますが、特に、働く世代の健康管理や健康に対する意識づけを強くすることは重要であり、企業や事業所単位での取組が効果的ではないかと考えます。

本県が、平成28年4月より、協会けんぽ長崎支部との共同事業として実施している健康経営宣言事業の取組について、お伺いいたします。

#### (3) 若年性認知症施策について。

高齢化の進展に伴い、認知症の人の数は、今後も増え続けると推測されており、認知症は、誰もがなり得る身近な病気となっております。

一方で、認知症は、高齢者だけがなり得るも

のではなく、65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」と言いますが、この若年性認知症については、まだあまり知られていない状況です。

先日、県内の若年性認知症の方についての報道があり、会社を経営してきた働き盛りの世代で発症したことで生活が一変し、また、ご家族が大黒柱のご主人を支えていく側になってからの戸惑いやご苦勞について伝えられていました。

若年性認知症は、現役世代で発症のため、職を失うと、社会的にも経済的にも大きな影響が考えられます。

そこで、県内に若年性認知症の方がどれくらいおられるのか、また、県における取組の状況について、お尋ねいたします。

#### 4、水産業の振興について。

##### (1) 今後の水産資源の管理について。

現在の水産資源の管理については、漁業の特性や関係する漁業者の数や、対象となる資源の状況等により、操業する漁船隻数の制限や、休漁日を設定して漁獲圧力を制限する方法、漁具の目合を大きくすることにより、小さな魚の保護等をする方法、さらに、アジ、サバ、イワシ、クロマグロなどでは漁獲可能量を設定する方法などを使い分け、あるいは組み合わせながら資源管理が行われています。

しかしながら、漁業生産量は、海洋環境の変化や周辺水域における外国漁船の操業活発化等の要因により、長期的には減少傾向にあります。今後、水産業の振興を図るためには、水産資源を回復させ、水産物を安定的に供給するとともに、漁業者の所得向上による水産業の成長産業化を通じて、漁村地域の発展を図っていくことが重要であると考えています。

国においては、水産資源の適切な管理と水産

業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを旨として水産施策の改革が実施され、今後、水産資源の保存及び管理を適切に行うための様々な施策を講じるとされていますが、その具体的な内容並びに県としての取組について、お尋ねいたします。

##### (2) 漁業者の所得向上対策について。

本県の重要産業である漁業を魅力あるものにするためには、経営を安定的なものとし、所得を維持・向上することが極めて重要なことと思います。しかし、天然資源に依存する漁業において、安定的に経営を継続させるのは非常に難しいことではないかと考えており、さらには、豪雨や大型台風の発生など、近年の気候変動、また、新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢の変化など、漁業の経営の置かれた環境は不安定で厳しいものになっていると危惧しているところです。

現在、検討過程にある「次期長崎県水産業振興基本計画」においては、環境変化に強く、収益性の高い、魅力ある漁業経営体の育成を基本目標の一つとして掲げ、その達成に向けて、漁業等の関係団体、市町と連携し、各種施策に取り組みされていくことと認識しておりますが、県として、これまで漁業所得の向上対策について、どのような取組を推進し、さらに、次期計画ではどのような展開を図ろうとしているのか、お尋ねをいたします。

##### (3) 養殖業の振興対策について。

本県の養殖業は、離島をはじめとした県内各地の漁村の活性化や、漁業後継者の定着などに貢献しており、本県の基幹産業として重要な産業であり、ブリ、マダイ、マグロ、トラフグなど様々な養殖が盛んに営まれています。その生

産額も全国有数を誇っており、その額は、平成25年の279億円から、平成30年には360億円と順調な伸びを示していますが、ここに来て養殖業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、外食需要の減退や輸出の停滞などにより厳しい状況が続いていると伺っています。

養殖業は、安定的、持続的に生産を確保することが可能な産業であり、この特性を活かした養殖業の成長産業化を図っていくことが重要であると考えますが、県としてどのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

##### 5、農山村の振興について。

(1) 中山間地域等直接支払制度の取組状況について。

農山村集落においては、住民の皆さんが共同で農地や農道等の保全活動に携わりながら、また、ご近所同士の野菜や果物のおすそ分けや見守り、多様な交流をはじめ、日々の生活を通じて育まれた地域の絆のもとで、豊かな地域コミュニティが築かれています。

しかしながら、高齢化や人口減少に伴い、特に、中山間地域等の条件が厳しい農山村集落では、集落の活動や維持が困難になることを心配する声がよく聞かれ、このままでは農山村集落の人口減少はさらに厳しさを増し、集落が消滅してしまうのではないかという危惧を抱いております。

また、本年は、7月の集中豪雨や9月の台風9号、台風10号などの自然災害が相次ぎ、県内各地で農地や農業用施設などが大きな被害を受けるとともに、家屋の浸水、河川の氾濫などの被害も発生しました。

近年、数十年に一度と言われる大規模な自然災害が毎年のように発生しておりますが、頻発

化、激甚化する自然災害に備えるためには、洪水の防止や水源の涵養など、農山村の持つ多面的機能を十分に発揮させる必要があります、日頃から農山村集落において農地や農道、水路などがしっかりと維持管理されることが大変重要であると、改めて実感しているところです。

こうした農山村における保全活動については、集落の方々が国の支援制度である中山間地域等直接支払制度を活用しながら、農地周りの草刈りや農道、水路、ため池の清掃活動などに共同活動として取り組むことで成り立っています。しかしながら、先ほど申したとおり、農山村集落の人口減少は厳しさを増しており、こうした共同活動を継続することが困難になっているとの話も伺っております。

そこで、中山間地域等直接支払制度を活用した共同活動の継続に向けた県の取組について、お尋ねいたします。

(2) 農山村集落の維持・活性化対策について。

私は、中山間地域等直接支払制度を活用した共同活動の継続に向けては、集落外からの移住・定住を進めていく必要があります、農山村集落の維持に向けた取組について、昨年的一般質問においてお尋ねし、「農山村地域に人を呼び込むために集落が行う移住・定住の取組を関係部局や市町と連携し支援していく」とのご答弁をいただいたところです。

折しも、新型コロナウイルス感染拡大により、地方への移住の関心が高まる中、都市部から農山村集落に人を呼び込むための現在の取組と今後の考え方について、お尋ねします。

次に、移住者の方が定住し、集落の方々が安心して住み続けるためには、地域資源を有効に活用し、農山村集落の中でしっかりと所得を確

保していく取組が、今後ますます必要になってくるのではないかと考えています。

例えば、私の地元の長崎市では、伝統野菜、長崎白菜や香酸柑橘「ゆうこう」などを活用した地域活性化の取組が進められておりますが、こうした事例を県内各地に広げ、農山村集落のにぎわいの創出につなげていくような支援が必要ではないかと考えています。

そこで、集落で稼ぐ仕組みづくりをどのように進めていこうと考えているのか、お尋ねいたします。

#### 6、行政の見直しについて。

##### (1) 押印の見直しについて。

人口減少、高齢化の進行やICT技術の進展など、県政を取り巻く環境は大きく変化しており、そういった環境変化にしっかりと対応しながら、限られた人的資源や財源の中でも、県民の皆様に具体的な成果を還元していくためには、行政のデジタル化を進め、県民の利便性向上と業務効率化を図っていくことが重要と考えております。

そのためには、押印の見直しなどデジタル化の前提となる行政手続の見直しを進めていくことが不可欠であり、特に、県民からの各種申請等については、新型コロナウイルス感染症への対応としても、非対面での手続が可能となるよう、押印の見直しと手続のオンライン化を進めていく必要があると考えますが、押印の見直しに関する県の取組状況及び今後の方針をお聞きいたします。

##### (2) 振興局見直しについて。

行政運営のあり方として、どのような組織体制を構えて県民の皆様に行政サービスを提供していくのかということも重要なことであると思っております。中でも振興局などの地方機関

は、県民の皆様に直接的に行政サービスを提供する最前線の組織であります。県は、昨年12月、「長崎県地方機関再編の基本方針に基づく振興局見直しの方向性」についてを公表し、長崎振興局、県央振興局、島原振興局の3振興局を、諫早市に新設する県南地域事務所に集約する方針を示しています。

これは、県行政を取り巻く環境が厳しい中でも、効率的な行政運営を目指すために行う見直しであると理解しておりますが、一点、少し疑問に思っておりますのは、長崎、県央、島原の広域的な地域を所管することになる県南地域事務所を、人口が最も多く、また法人も多数集積している長崎市ではなく、県央地区の諫早市に置くこととした点であります。そのようにした理由について、県の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

#### 7、土木行政について。

##### (1) 西彼杵道路の整備について。

西彼杵道路については、長崎市と佐世保市を1時間以内で結び、地域間交流促進による産業、経済の発展や生活基盤の強化による人口定着などが期待されております。

特に、現在整備が進められている時津工区については、並行する国道206号の慢性的な渋滞による通勤・通学や物流において支障となっており、時津工区の早期完成が望まれております。

また、西海市大串から西彼杵郡時津町日並間においては、いまだ20キロメートルを超える未着手区間が残っており、地域間の交流促進等の整備効果は、つながってこそ最大限に発揮されるものであり、一日も早い西彼杵道路の整備が必要と考えております。

そこで、西彼杵道路時津工区の整備状況と大串から日並間の今後の整備について、お尋ねい

たします。

(2) 都市再生緊急整備地域について。

今、長崎では100年に一度と言われるまちづくりの大きな変革期を迎えており、長崎駅周辺をはじめとして、市内の各所で公共施設等の整備が進められています。これらの事業は、県と長崎市が協力し、平成21年度以降、都市再生に向けたマスタープランである「都市居住環境整備基本計画」と、重点的に整備を進める4つの区域の整備計画を定めたうえで計画的に進めてきたものと認識しており、これまで順調に進捗していることは評価したいと思います。

いよいよ令和4年の秋には、暫定開業ながらも、待ちに待った九州新幹線西九州ルートが開業いたします。新幹線開業によって、当面は交流人口の拡大といった効果が望めるでしょうが、公共施設の整備を行うだけでなく、まちの魅力を根本的に高めなければ、長崎へ訪れる人が先細りしてしまうことにもなりかねないことから、新たな取組も必要ではないかと感じているところです。

先ごろ、長崎市中心部が都市再生緊急整備地域に指定されたと聞きましたが、指定されると一体どのようなメリットがあるのか、また、県としてこの制度を活用することにより、長崎のまちづくりを今後どのように進めるつもりなのか、お尋ねいたします。

以上で、演壇からの質問を終わらせていただき、以降は、対面演壇席でご答弁を聞かせていただき、内容によっては再質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 久保田議員のご質問にお答えいたします。

コロナウイルス感染症の影響の中、令和3年

度当初予算の編成にどのような視点で取り組むのかのお尋ねであります。

令和3年度については、新たな総合計画の初年度に当たることから、その基本理念の実現に向けて、人口減少対策をはじめ、計画に掲げる施策を着実に推進するとともに、新型コロナウイルス感染症等の課題にもしっかりと対処してまいりたいと考えております。

特に、今般のコロナ感染症の拡大によって、県民生活や県内経済には大きな影響が生じており、雇用や所得環境など厳しい状況が続いております。

そのため、令和3年度当初予算の編成においては、感染症の予防・拡大防止と社会経済活動の回復・拡大との両立を図ることが重要であるとの考え方のもと、県民生活の安全・安心の確保のほか、新たな日常の構築など、コロナ社会と向きあっていくための環境整備や地域経済の活性化等について積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、コロナ感染症の影響がある中で、社会経済活動を進めてまいりますためには、様々な分野において、デジタル化を図ることが重要であることから、デジタルトランスフォーメーション(DX)の流れを踏まえ、県内事業者のDX促進や情報系人材育成の強化、AI技術等の活用による移住対策の拡充など、新たな視点を加えた施策についても検討を行っているところであります。

今後、国の予算編成の動向や新型コロナウイルス感染症の影響に対する地方財政措置等を注視しつつ、県議会での議論を踏まえながら、予算編成の中で検討を深めてまいりたいと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長

からお答えをさせていただきます。

○議長(瀬川光之君) 産業労働部長。

○産業労働部長(廣田義美君) 私の方からは、中小企業の資金繰り支援について、お答えいたします。

これまでの中小企業者に対する資金繰り支援の実績と、年末年始を控えてどのように対応していくのかということについてのお尋ねでございます。

中小企業者の円滑な資金調達を支援するため、本年3月に「緊急資金繰り支援資金」を発動し、5月からは、当初3年間の実質無利子化を実施するとともに、専門家による融資等にかかる相談対応を行っております。

融資枠につきましても、1,500億円まで順次拡大してきており、信用保証協会の保証承諾実績は、現在、約7,800件、金額で約1,160億円となっております。

さらに、年末年始において資金需要の増加が予想されますことから、融資枠を1,600億円に拡大することとし、関係予算案を本定例会に提案しております。

併せて、金融機関等に対し、改めて迅速かつ丁寧な対応に努めるよう要請を行っているところでございます。

今後とも、経済情勢や資金需要の動向を注視しながら、適時、適切に必要な対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 福祉保健行政につきまして、3点お答えいたします。

まず、季節性インフルエンザの時期を見据えた受診方法の周知につきまして、現在どのように取り組んでいるのかのお尋ねでございます。

県におきましては、これからの季節性インフ

ルエンザの流行期を見据え、地域で発熱患者等の診療・検査を担う「診療・検査医療機関」の指定を進めておりますが、医療機関での感染防止をするためには、電話で相談してから受診する、「新しい受診方法」を徹底することが重要であると考えております。

そのため、現在、記者会見やホームページのほか、テレビ、ラジオ、新聞など様々な県の広報媒体を活用して周知に努めておりますが、今後は、県医師会と共同で作成したチラシやポスターをスーパーやコンビニ等で配布し、市町や医療機関等の協力も得て、周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、企業における健康づくりにつきまして、健康経営宣言事業の取組状況についてのお尋ねでございます。

健康経営宣言事業につきましては、現在までに目標を上回る524社が登録されておりますが、このうち、健診受診率や特定保健指導の利用率などの基準を満たした112社を、「健康経営推進企業」として認定し、優良な企業として公表しています。

また、昨年度からは、健康づくりに積極的に取り組む企業や団体を「ながさきヘルシーアワード」として表彰し、本年度は、独自の工夫により成果を上げている2団体を表彰したところでございます。

健康経営は、従業員の健康管理だけでなく、企業の生産性やブランド価値の向上にもつながることから、引き続き、協会けんぽ長崎と共同で、健康経営に取り組む事業所の増加を図るとともに、表彰事例の横展開につなげてまいりたいと考えております。

最後に、県内の若年性認知症の方がどれくらいおられるのか、また、県における取組の現状

はとのお尋ねでございます。

平成29年度の1年間に医療機関を受診、または入院した若年性認知症の患者は、県内で218人となっておりますが、国の調査で本県の患者数を算定いたしますと、378人となり、医療機関を受診していない方が一定数おられると推測しております。

若年性認知症は、本人の就労の問題など、高齢者とは異なった課題があるために、早期受診、早期治療につながるよう啓発することや、発症初期の段階からの適切な支援が大変重要であることから、「長崎県認知症サポートセンター」に「若年性認知症支援コーディネーター」を配置し、本人や家族への相談支援を行っております。

○議長(瀬川光之君) 水産部長。

○水産部長(斎藤 晃君) 私の方から、水産業の振興について、3点回答させていただきます。

まず、国が推進する水産資源の保存及び管理を適切に行うための施策の具体的な内容と県の取組についてのお尋ねでございますが、国では、科学的起源による資源評価に基づく数量管理を基本として、新たな資源管理を行うこととしております。

具体的には、継続する最大の漁獲が得られる資源水準に維持・回復する目標を定め、漁獲可能量を設定することとしております。

この対象種は、現在8魚種で、漁獲量ベースで全体の6割を占めておりますが、これを8割まで順次拡大することとしており、県といたしましても、国と連携して対象魚種の拡大に取り組んでまいります。

また、本県では、現在、漁業者が休漁などの自主的な管理措置を定めた248計画による取組が行われておりますが、今後は全ての計画につ

いて、科学的な資源評価に基づいた目標を定め、効果の検証を定期的実施し、種苗放流などと組み合わせながら、よりレベルアップした資源管理を進めてまいります。

次に、漁業者の所得向上対策について、県のこれまでの取組状況と次期基本計画における展開についてのお尋ねでございますが、県では、漁業者の所得向上を図るため、優良経営体の育成をスピード感を持って進め、現在514の経営計画を策定しております。この結果、現時点で収支状況の整理ができた方のうち約6割の所得が増加しております。

次期計画では、これまでの経営指導から得られた成果や課題、漁業関係者からの意見を踏まえ、高い所得水準へのステップアップを図るため、スマート漁業等を推進し、また、所得向上が実現できていない漁業者に対しては、経営分析や新たな対策の提案など、より丁寧なフォローアップを行いながら着実な所得向上を目指してまいります。

今後も、スマート水産業等、新たな視点を加える形で経営指導、支援体制を強化し、環境変化に強く、持続可能な経営体づくりに力を注いでまいります。

最後に、これからの養殖業の成長産業化について、どのように取り組んでいくのかとのお尋ねでございますが、県としては、産地の特性を活かした高品質な魚を安定的に供給する体制づくりを進めつつ、輸出などの新たな需要にも対応していくことが必要であると認識しております。

そのため、養殖業の規模拡大やコスト削減に必要な漁場再編の取組とともに、利用度の低い遊休漁場への新規参入も推進してまいります。

また、養殖産地育成計画に基づき、国内外の

ニーズに対応した魚づくり、販路の拡大、産地加工の振興、HACCPなど衛生管理体制の充実にも取り組んでまいります。

さらに、ICT技術を活用した養殖漁場環境のモニタリングの高度化や、自然災害から養殖施設や生産物を守るための消波堤の整備等も推進し、生産から加工、販売など総合的に取り組むことによって、養殖業の成長産業化を図ってまいります。

○議長(瀬川光之君) 農林部長。

○農林部長(綾香直芳君) 私の方から、農山村の振興について、3点お答えさせていただきます。

まず、中山間地域等直接支払制度を活用した共同活動の継続に向けた県の取組についてのお尋ねですが、中山間地域等直接支払制度は、条件不利地域において、農地周りの草刈りや水路の清掃などの共同活動を通じて集落を維持していく制度であり、中山間地域を多く抱える本県にとって重要な制度であると考えております。しかしながら、集落の方々の高齢化によるリーダーや担い手の不足から、共同活動が停滞し、集落の維持が困難となることが危惧されております。

このため、県といたしましては、こうした課題を解決するために、集落の将来像に関する住民の話し合いの場の設定や、次の世代のリーダーを育成する研修会を開催するとともに、ドローンや自走式草刈り機などの機械、農作業の共同化、直接支払制度の継続に向けた協定組織の合併や広域化への取組を支援しているところでもあります。

加えて、地域外の方々にも共同活動に参加していただけるよう、本年度から新たに「長崎県中山間地域ボランティア支援センター」を設置

し、社会貢献活動に関心が高い県内企業や学生等と農山村集落とのマッチングを進めているところであり、引き続き市町、関係機関と連携し、共同活動が継続できるよう努めてまいります。

次に、農山村集落に人を呼び込むための現在の取組と今後の考え方についてのお尋ねですが、本年度から、県内に25か所のモデル集落を設定し、県の普及指導員が集落の課題や将来像に関する住民の話し合いの場をコーディネートしながら、集落自らが行う移住相談役の配置などの受入体制の整備、自然環境や伝統文化といった集落の魅力に加え、農地付き空き家、病院、学校、スーパー等の生活情報の発信などを支援しております。

併せて、集落の魅力を実感し、移住生活を体験してもらうための集落による「お試し移住」においては、農家に限らず、多様な方々を受入れるなど、地域外からの移住・定住に向け、集落市町と連携して取り組んでいるところであります。

今後は、さらにモデル集落を増やし、移住希望者に選ばれる魅力ある集落づくりを進め、こうした取組を他の集落にも発信し、波及させることで、本県の農山村集落への移住・定住を促進してまいります。

最後に、集落で稼ぐ仕組みづくりをどのように進めていくのかのお尋ねですが、集落で稼ぐ取組としましては、これまで農産物直売所を販売・交流拠点とした、少量多品目産地の育成やイベント開催情報の発信、集落にある自然、文化、歴史、食などを活用した農泊の推進などに取り組んでまいりました。

今後は、これらに加えて、移住者や定年帰農者でも取り組みやすく、集落で稼げる特産品の開発を進めたいと考えており、その地域ならで

はの伝統野菜や地域に合った新規品目を探索し、集落住民へ提案、栽培技術の実証・確立、加工品の試作やブラッシュアップ、販路の検討などを支援することで、地域の顔となる特産品をつくり、農山村集落に住みながら所得が得られる取組を県内各地で進めてまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 私から、行政の見直しに関しまして、2点ご答弁申し上げます。

まず、押印の見直しに関する県の取組状況と今後の方針ということのお尋ねをいただきました。

県では、各種申請のオンライン化を積極的に進めるということにしておりまして、その前提となります押印の見直しを推進するため、今年の夏から、県独自で見直しが可能な手続を洗い出し、順次見直しを進めてきたという状況でございます。

現時点の集計といたしまして、12月末までに、押印を必要としてきた手続、約1,600種類ございますけれども、このうち45%程度となります約700種類で、押印がなくても申請等が可能となる見込みとなっております。見直しに合わせまして、電子申請システムの積極的な活用も推進しているというところでございます。

押印の見直しやオンライン化を含めまして、「行政のデジタル化」につながる取組につきまして、現在策定中の新たな行革の計画においても、柱の一つに掲げておりまして、今後とも、加速度的に取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、振興局の見直しに関しまして、県南地域事務所の庁舎を諫早市に置くこととした理由ということのお尋ねでございます。

諫早市は、集約後の県南地域事務所が所管する長崎、県央、島原を合わせました県南地域の中央に位置しまして、管内各方面へアクセスしやすい場所であること、また、JR、島原鉄道、長崎県営バスや島鉄バスの公共交通も充実をしております。利便性が高いということなどから、県南地域事務所の建設場所として選定したというところでございます。

また、建設予定地は、諫早駅などの公共交通の拠点に近接いたしまして、また、十分な面積を確保できるうえ、現在の県央振興局に隣接をいたしまして、仮庁舎の建設も不要であり、移転作業も比較的容易であるため、建設・移転経費の面での財政的優位性もあることから選定をしたというところでございます。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 西彼杵道路の整備についてのお尋ねですが、時津工区については、今年度、28億円の予算を確保し、仮称久留里トンネルの照明設備工事や橋梁工事をはじめとした改良工事を全区間にわたって進めています。引き続き、令和4年度の完成に向けて工事の進捗を図ってまいります。

また、未整備区間の西海市大串から時津町日並間約23キロメートルについては、有識者から構成する「西彼杵道路計画検討委員会」を昨年11月に設置し、今後の整備方針の検討を進めています。

これまでに3回の委員会を開催し、インターチェンジの配置や概略ルート案が選定されており、今年度中に優先整備区間を含めた整備の進め方について、取りまとめを行うこととしています。

次に、都市再生緊急整備地域についてのお尋ねですが、県都である長崎のまちづくりについ

ては、県、市共同で定めた都市再生の計画に基づき、長崎駅周辺など各地区の基盤整備に取り組んでいるところですが、公共施設の整備だけでは、まちの魅力を大きく向上させることは困難であり、民間による商業、業務等の機能強化も必要と考えています。

都市再生緊急整備地域は、都市の魅力向上に高く寄与し得る民間の都市開発事業を支援する国の制度であり、指定区域内において、一定規模以上の優良な民間開発事業を行う場合、税制上の特例措置や土地利用規制の緩和、政府系機関による金融支援を受けることが可能となります。

本年9月に、長崎市を中心市街地約180ヘクタールが長崎中央地域として「都市再生緊急整備地域」の指定を受けたことから、今後は、公共施設の整備と並行して、本制度の活用による民間都市開発事業の支援、促進にも力を入れ、官民連携のもとで都市の魅力を向上させ、交流人口の拡大や定住の促進につなげていきたいと考えています。

○議長(瀬川光之君) 久保田議員—11番。

○11番(久保田将誠君) それぞれご答弁ありがとうございました。

それでは、残りの時間を使いまして、数項目の再質問をさせていただきますので、引き続きよろしく願いいたします。

まず、大項目1、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度当初予算についてですが、この感染症の影響に対しては、先ほど答弁にありましたように、県でも引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

今後における影響の長期化を見据えると、感染症の予防、拡大防止に引き続き取り組みなが

ら、さらに社会経済活動の活性化に向けての対応も図ることが重要であります。予算の編成は、これから本格的に取り組まれるものでありますが、やはり留意すべき点としては、コロナ感染症は、全国的に大きな影響を及ぼすとともに、社会の行動様式を大きく変えたことであります。人の移動やイベントの開催、飲食店の利用など様々な分野における感染防止対策は、ビジネスの形態においても、リモート化をはじめ変化を及ぼしております。

各種施策の検討に当たっては、こうした変化を捉え、コロナの影響を踏まえた取組強化を進める必要があると思いますが、県の考え方について、お尋ねをいたします。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、人の移動の制約など様々な影響が生じる中、テレワークですとかリモートサービスの急速な普及、あるいは地方回帰の高まりといった社会経済活動の姿というものは大きく変化しているというふうに考えております。

そのため、令和3年度におきましては、こうした変化を捉えまして、本県の活性化に結びつけていくため、「新たな日常」に不可欠なデジタル化の推進ですとか、関係人口の創出・拡大、あるいは感染症リスクに対応できる経済構造の構築などの施策を積極的に講じていく必要があるものというふうに考えております。

具体的には、県内のICTの推進体制の構築等によりましてSociety5.0の促進、あるいは、教育における情報活用能力向上のための環境整備、本県でのリモートワーク・ワーケーションの受入体制の整備、また、農林水産業のスマート化の推進など、様々な取組の強化を検討して

いるところでございます。

今後、県議会でのご議論も踏まえながら、さらに効果的で効率的な施策構築に向けて、予算編成の中で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長(瀬川光之君) 久保田議員—11番。

○11番(久保田将誠君) ありがとうございます。繰り返しになりますが、コロナ感染症の影響に対する施策の強化については、積極的に対応されることを要望して、次の再質問の項目に移らせていただきます。

中小企業の資金繰り支援について、産業労働部長にご答弁いただきましたが、解雇の状況と雇用対策について、お尋ねをいたします。

先ほど中小企業の資金繰り支援に関する答弁をいただきましたが、一方で、雇用面においても大きな影響が出ているものと考えております。先日の新聞によりますと、新型コロナの影響による全国の解雇者は、9月に6万人、11月には7万人を超えており、増加のペースはやや鈍化してきたとはいえ、雇用情勢は依然として厳しい状況にあるとの報道がっております。全国的な感染拡大が見られる中、解雇者のさらなる増加が危惧されるところであります。

このような中、国においては、雇用の維持を図ることを目的として、雇用調整助成金の助成率や上限額の引き上げなどの特例措置がとられており、多くの利用がっているとお聞きしております。

そこで、産業労働部長にお尋ねいたしますが、現在、県内において新型コロナウイルスの影響で解雇者がどの程度出ているのか、また、県は雇用対策として、どのような取り組みを進めているのか、お尋ねをいたします。

○議長(瀬川光之君) 産業労働部長。

○産業労働部長(廣田義美君) 長崎労働局の発表によりますと、令和2年11月20日現在で、新型コロナウイルス感染症の影響により、1,013人の解雇または解雇予定者が発生しております。

厳しい雇用情勢が続く中、県といたしましては、雇用の維持と離職者の雇用機会創出の両面から対策を講じていく必要があるものと考えております。

雇用時の面からは、国の雇用調整助成金の本県独自の上乗せ助成を実施するとともに、申請書作成等を支援する相談窓口の開設やアドバイザーの派遣を行っているところであります。

また、雇用機会の創出の面からは、離職を余儀なくされた失業者を対象に、緊急的な雇用の受け皿づくりを図るとともに、県内中小企業による離職者の雇用や再就職に向けた体験就労を支援しております。

今後とも、国の支援策の動向や県内の雇用情勢を注視しながら、長崎労働局など関係機関との連携を図り、必要な対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

○議長(瀬川光之君) 久保田議員—11番。

○11番(久保田将誠君) ありがとうございます。

福祉保健部長より、季節性インフルエンザについてのご答弁をいただきましたが、新型コロナウイルスを疑う患者の受診方法の周知は非常に重要なことであり、今後、寒くなるにつれて、発熱患者が増加することが予想されます。医療機関を受診する際には、必ず事前に電話で相談してから受診することを徹底するため、引き続き、あらゆる手段を活用して受診方法の周知に努めていただくことを要望いたします。

それと、福祉保健部長、企業における健康づくりについてであります。先日、「ながさき

ヘルシーアワード」で表彰された企業の受賞理由と、その優良事例をどのように横展開する予定かをお尋ねします。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 令和2年度の「ながさきヘルシーアワード」の実践部門では、2団体が受賞しております。

まず、社会福祉法人南高愛隣会では、早朝・深夜勤務者が多いことから、保健指導を勤務時間内に行うことで、保健指導の受診率が、平成27年度の22%から、令和元年度には93%に上昇しました。また、職員全員に栄養バランスの整った食事を職員価格で提供するなどの健康づくりに取り組みました。

また、長崎キヤノン株式会社では、社員の多くは40歳以下の方であることから、若い世代が興味を持てるよう、チームで歩数競争を行うことや、女性のがん検診の啓発などの健康づくりに取り組みました。

これらの取組につきましては、県のホームページで公表するとともに、市町及び県民会議の構成団体に対しても、取組の参考となるよう周知いたしました。

今後とも、民間団体の協力をいただきながら、広く県民の皆様が健康づくりを実践していただけるよう、普及啓発に努めてまいります。

○議長(瀬川光之君) 久保田議員—11番。

○11番(久保田将誠君) 福祉保健部長にもう一度お尋ねいたしますが、県内の若年性認知症の取組の現状について伺いましたが、今後の取組の方向性について、お尋ねをいたします。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 今後は、より身近な地域で支援が受けられるよう、県内の介護保険事業所に対して若年性認知症に関する支援

体制について調査を行い、行政や地域包括支援センター等が連携して適切な支援につなげられるよう、体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 久保田議員—11番。

○11番(久保田将誠君) 水産部長にお尋ねいたしますが、今後の水産資源の管理についてでございます。

国は、漁獲可能量を設定する魚種を順次拡大して資源管理を行うこととしているとの答弁ありましたが、多くの漁法により様々な水産資源を採捕している本県の漁業者からは、資源管理の必要性については理解するものの、一方で、漁家経営への影響を懸念する声が聞こえております。

つきましては、新たな資源管理を推進するに当たって、国に対して漁業者の意見を十分に聞き、また、説明を行うよう求めるべきと考えますが、県としての考えをお伺いします。

○議長(瀬川光之君) 水産部長。

○水産部長(斎藤 晃君) 県といたしましても、新たな資源管理を着実に実行するためには、漁業者の理解と協力が必要不可欠であると考えており、漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、国に対して、現場の漁業者の意見を十分に聞き、理解を得ながら資源管理を推進するよう要望してまいります。

○議長(瀬川光之君) 久保田議員—11番。

○11番(久保田将誠君) 漁業者の所得向上対策について、お尋ねいたしますが、個別の漁業者の所得向上対策としては、引き続き、経営指導支援の評価に取り組まれていくとのことですが、個人を支える地域においても、全体的な活性化や生産性向上は非常に重要と考えております。

そこで、地域の力を高めるためにどのような対策をお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 水産部長。

○水産部長(斎藤 晃君) 地域の活性化については、それぞれの漁業実態や経営状況を踏まえ、重点的に実施すべき具体的施策を整理した「地域別施策展開計画」を基軸として、各種対策を推進してまいりました。

次期基本計画においては、この展開計画を発展させ、生産から販売までバリューチェーンに基づいた漁業生産活動など、新たに複数地域が有機的に連携を図ることに取り組み、漁業者個人を支える強い地域づくりを進めることとしております。

○議長(瀬川光之君) 久保田議員—11番。

○11番(久保田将誠君) 次に、養殖業の振興対策についてであります。養殖業の成長産業化の取組を着実に進めていくためには、収益性の高い養殖技術の開発等も併せて行っていく必要があると思いますが、県としてどのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

○議長(瀬川光之君) 水産部長。

○水産部長(斎藤 晃君) 県では、長崎の独自性や温暖化への対応等の特性を持った魚種の開発に取り組んでおります。

具体的には、白子が早く大きくなるトラフグ種苗や天然種苗の入手が困難なサバ類の人工種苗の開発、高温耐性のマガキの育種など、養殖対象種の多様化を進め、養殖業者の収益性の向上を目指してまいります。

○議長(瀬川光之君) 久保田議員—11番。

○11番(久保田将誠君) 次に、農山村集落についてでございますが、農山村集落における農地や農道、水路等の共同活動についての重要性和、継続に向けた県の取組について、先ほど農

林部長からご答弁をいただきました。引き続き積極的な取組をお願いしたいと思いますが、農山村集落の共同活動を継続していく取組に関して、本年度から企業と集落とのマッチングを進めているとの答弁がございました。

そこで、具体的な取組の成果が出ているのか、お尋ねをいたします。

○議長(瀬川光之君) 農林部長。

○農林部長(綾香直芳君) 企業と集落とのマッチングの結果、本年9月には、雲仙市千々石町の岳集落と九州電力長崎支社の皆さんが、耕作放棄地を再生した水田での稲刈りを実施されました。

また、11月には、長崎市のビワ産地である千々集落と商業施設のリース会社である大和リース株式会社の皆さんが、イノシシ防護柵周辺の環境整備を行うなど、企業と集落による協働活動の取組が始まったところでございます。

○議長(瀬川光之君) 久保田議員—11番。

○11番(久保田将誠君) ありがとうございます。今、ご答弁いただいた農山村集落とボランティアとの共同活動は、関係人口の拡大とともに、農山村集落の活性化につながるすばらしい取組でございますので、引き続き、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、土木部長にお尋ねをいたしますが、「都市再生緊急整備地域」に指定されたので、優良な民間開発事業者は支援措置を受けることができるとの答弁がございましたが、具体的にどういった事業に適用する考えがあるのか、お尋ねをいたします。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 支援措置を受けるためには、国の認定を受けることが必要となりますが、例えばジャパネットホールディングス

ループが進めている「長崎スタジアムシティプロジェクト」は、サッカー専用スタジアムを中核とし、ホテルやオフィス、商業などの機能も含む複合開発計画であり、長崎のまちに新たな魅力を与え、交流の拡大や良質な雇用の確保に高く寄与するものであることから、支援対象になり得ると考えています。

そのほか、浜町地区や長崎駅周辺地区などでも民間による開発事業の可能性がありますので、本制度の活用を視野に入れながら、実現に向けて後押ししてまいります。

○議長(瀬川光之君) 久保田議員—11番。

○11番(久保田将誠君) それぞれご答弁ありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わります。(拍手)

○議長(瀬川光之君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

— 午前11時 1分 休憩 —

-----  
— 午前11時15分 再開 —

○議長(瀬川光之君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

小林議員—44番。

○44番(小林克敏君) (拍手)〔登壇〕大村市選出県議会議員 小林克敏でございます。

自由民主党・県民会議会派に所属をさせていただき、ただいまから質問をいたしますけれども、本日は、また傍聴席にたくさんの方々にお越しをいただきまして、いつもながら、大変感謝をいたしているところでございます。

今、全国で、コロナが再び感染拡大をされてきて、本日、皆様方にお越しいただくことが可能だろうか大変懸念をいたしておりました。ここに座っていらっしゃる議長のお許しの中で、

この300席の中の半分、150名だけは何となく、こういうことでございます。今日は少し160名を超えているような状況で、あんまり言わない方がいいかもしれませんが、そのところは見えたり、隠れたり、よろしくお話をしたいと思うわけでありまして。

皆さん方、ここの長崎県議会の傍聴席は300席であります。日本一多いところは北海道が350名であります。その次に多いところは東京が323名であります。茨城県と並んで長崎県議会がちょうど300名であります。

人口比率から見たら、北海道が一番で350名というけれども、長崎県の人口で300名というのは、人口比率からいけば大変な数字だということはあるかと思えます。

今日はバスに乗って来ていただいて、お隣には誰もいないとかいうような、そういう密を避けるために、しかも、あんまりお話ができないというようなことの中で、大変ご不便をおかけしたわけですが、重ねて、ようこそいらっしやいましてありがとうございます。こうして県議会を盛り上げていただきますことは、大変感謝、感激でございます。本当にありがとうございます。(発言する者あり)

いつもながら、私の左、皆さん方から見て右側の方が中村法道知事、本物でございます。最近の貫禄がついてきたお姿は、皆さん、いかがでございますか。

それから、あと2人の方が両副知事でございます。こちらが教育委員会教育長、それと長崎県警本部の本部長もいらっしやいます。そういう方々が、まさにここにいらっしやる方々が県政を動かされている中心人物であります。

そういうような方々のご紹介をしながら、しっかり質問をさせてもらいたいと思っておりますが、

何せ1時間限りでございますので、どうぞ皆様方にひとつご理解をいただきまして、よろしくおつきあいのほどをお願いしたいと思います。

1、妊産婦応援新生児特別定額給付金事業について。

それでは、質問通告に従い、まず、はじめに、妊婦の方々とおなかの赤ちゃんを応援する新生児特別定額給付金について、お尋ねをいたします。

長崎県では、先の9月定例会において、今年の4月28日から来年3月31日もしくは4月1日までに誕生する、県内約8,900名と見込まれる新生児を対象に、長崎県及び21の各市町が5万円ずつ負担して一人10万円を支給する、総額8億9,000万円の事業が、県及び各市町で予算化され、既に県内全ての市町において実施されているところであります。

本日、傍聴席の中に、「長崎県いのちを大切にする会」の坂元威佐さん、梅野弘子さん、山川絹江さんをはじめとして、8名の方々がご参加をいただいております。皆様方は、純粋にボランティア活動として、長い間、妊婦とおなかの赤ちゃんの支援にひたすらご尽力をくださっているのであります。

今年の3月以降から、世界中に、そして日本の各地において、再び新型コロナウイルスが猛威を振るう中、妊婦の方々は自分自身のおなかの赤ちゃんの感染防止に細心の注意を払いながら、懸命に毎日の暮らしを過ごされ、出産の不安に加え、この時期の経済的な負担も重なり、大変ご苦勞を重ねられております。

①知事の受け止めについて。

「長崎県いのちを大切にする会」の皆さん方は、妊婦とおなかの赤ちゃんのために、何とかしてもらいたいと10万円の給付についての要望

活動を繰り返し行われてきたのであります。

本県における事業化も、まさにその要望活動がきっかけになったものと確信をいたすものであります。

ところで、中村知事、「長崎県いのちを大切にする会」には、妊婦の方々から数多くの喜びと感謝の声が届いております。その中に、「私は長崎県に生まれてよかった。長崎県で暮らしてよかった。必ず元気な赤ちゃんを産みます」と、そんな感激あふれる声も届いているではありませんか。

本県の歴史に前例のない、本県の歴史に前例のない、このたびの事業化であります。こうして、人に生きる元気と勇気を与える、この英断こそ長崎県知事 中村法道の真骨頂であり、男中村法道ここにありであります。

私は、東京の歌舞伎座の花道を歩く中村知事に、「ヨッ！日本一」と掛け声をかけたくなるような、そんな思いで毎日を細々と暮らしている今日この頃であります。（発言する者あり）

そこで、知事、こうした喜びの声の数々をお聞きになって、どのように受け止めておられるか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 小林議員のご質問にお答えいたします。

妊婦応援新生児特別定額給付金事業についてのお尋ねでございますが、この事業は、国の特例定額給付金について、基準日以降に出生した新生児が対象外であることに不公平感がある中、地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍で様々な不安を抱える妊婦の方々に、安心して出産していただくことを目的に事業化したものであります。

ありがたいことに、この間、「長崎県いのち

を大切にする会」の方々の要望活動等もあって、県内の全ての市町にご賛同をいただき、県下全域での実施を実現できたものであります。

改めて申すまでもなく、生まれてくる子どもたちは、本県の未来を拓く希望であり、かけがえのない県民の宝であります。（発言する者あり）

今後も、安心して子どもを妊娠・出産し、子育てができ、全ての子どもたちが幸せを実感できるような社会の実現を目指して、支援団体の方々のご協力もいただきながら、地域全体で力を合わせて取り組んでいかなければならないとの思いを強くしたところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君） 小林議員—44番。

○44番（小林克敏君） ただいまの知事の答弁の中にもありましたけれども、「おなかの赤ちゃんも、県民、市民、町民と何ら変わることはない大切な命、未来を拓く希望であり、かけがえのない宝である」と、これは知事が9月定例会で、私の質問にお答えになった、その言葉であります。

この知事の言葉は、全国の関係者皆さんに広がり、大きな感動となっておりますことを、この際申し上げておきたいと思うのであります。

②妊婦やおなかの赤ちゃんに対する応援の機運醸成について。

こども政策局長に申し上げます。

改めて言うまでもないことではありますが、妊婦して新たな命を授かるということは、大変なことであり、妊婦の方々は十月十日、本当に頑張ってくださいと申し上げますとともに、私たちは妊婦の皆様方をもっともっと評価しなければならないと思います。今回のこの事業化を機

会に、妊婦の皆さんを応援し、さらに、おなかの赤ちゃんを温かく見守っていくという、この機運を長崎県内及び地域全体に広げていく必要があると思います。

そうすることで、妊婦と赤ちゃんにやさしい、生みやすい長崎県、子育てしやすい長崎県につながっていくと思うのであります。

具体的には、県の少子化対策の結婚、妊娠・出産、子育て応援にプラスして、妊婦とおなかの赤ちゃんを応援するということをきちんと位置づけて、わかりやすく伝わるように取り組んでいただきたいと思うのであります。県の見解をお尋ねしたいと思います。

また、「長崎県のいのちを大切にする会」は、経済的な事情を抱える妊婦の出産費用等を援助するため、一口1円の募金箱、円ブリオを広げる活動を熱心に行われております。

我々も応援するとともに、県庁内全てのフロアに設置することを、この際お願いし、検討していただきたいと思いますが、いかがでございますか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（瀬川光之君） こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君） 本年3月に策定いたしました、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び、現在策定中の県総合計画において、「結婚、妊娠・出産、子育てに関する意識醸成と社会全体の機運醸成」について、施策として新たな項目を掲げ、重点的に取り組んでいくこととしております。

妊婦やおなかの赤ちゃんを応援する機運醸成についても、その中に位置づけ、地域全体で妊婦やおなかの赤ちゃんを応援していくことをしっかりとお伝えしながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、円ブリオ基金の募金箱設置につきまし

でも、各部局にご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 小林議員—44番。

○44番(小林克敏君) ここに各フロアの代表的な部長とか、それなりの方々がたくさんいらっしゃいます。今、局長が申し上げられましたように、この円ブリオの募金箱をお願いに来るかと思えます。絶対に差し障りがないと思えますし、一口1円です。1円でよろしいわけがあります。ぜひとも、皆さん方のご協力を賜りますように、ぜひとも重ねてお願いを私からもしておきたいと思えます。ありがとうございました。

## 2、IR誘致と空港の拡張整備について。

中村知事は、平成26年3月、県議会において、IR誘致を表明されました。

長崎県にIRの誘致が実現すれば、IRがもたらす経済効果と雇用を生み出す効果はどれくらいになるのか、県民各位の関心の高いところでもあります。

県が今年の4月に発表した経済波及効果の試算では、建設規模を最大で4,600億円とした場合、年間の集客延べ人数は最大で930万人と言われ、雇用創出の効果が最大で3万6,000人、そして、経済波及効果が最大で4,200億円と試算されているのであります。

IRの工事は、ご存じのようにハウステンボスであります。面積は31ヘクタール、坪で言うと約9万3,770坪であります。投資金額約4,000億円、国際会議場やホテル、博物館など、様々な建物が整備され、特に、話題となっているカジノであります。カジノの床面積はどれくらいのものかという、建物全体の床面積のわずか3%だけとなっていて、決して大きいものではないのであります。

IRイコールカジノと言う人もいますが、決してそうではなく、幅広い世代の方々が楽しむことができる総合的な観光地であります。

さらに、大事なことは、長崎県は、ギャンブル依存症対策に医療機関や大学とともに連携して、他県に先駆けて真っ先に取り組んでいるのであり、政府からも高く評価されているのであります。

IR認定を求める区域整備計画の申請期間が、改めて令和3年10月1日から令和4年4月28日までとする案が示され、いよいよIRが本格的に動き出したと受け止めているのであります。

### ①IRのスケジュール感について。

IR事業者を早く決定しなければ、令和4年の4月末が申請の締め切りでありますから、区域整備計画の作成が間に合うのか、我々も大変心配をいたしているところであります。

一体いつから事業者の公募がはじまるのか、この開始時期、事業者の公募、これがいつになるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) 国においては、今般、基本方針修正案等のパブリックコメントが行われ、区域整備計画の認定申請期間を来年の10月1日から再来年の4月28日までとする案が公表されたところであり、年内にも正式にこの基本方針が策定されるのではないかと考えております。

これを受けまして、本県においても、IR事業者の公募・選定にかかる実施方針案の修正を行ったうえで、現在、パブリックコメントを実施しているところであり、その後、佐世保市並びに公安委員会との法定協議など、実施方針の決定に向け必要な手続を進めてまいりたいと考えております。

そのうえで、国のスケジュールに大きな変更

がなければ、来年1月のできるだけ早い時期に I R 事業者の公募を開始し、審査委員会の専門的な知見も活用しながら選定手続を進め、来年夏頃にはパートナーとなる事業者を決定してまいりたいと考えているところであります。

○議長(瀬川光之君) 小林議員—44番。

○44番(小林克敏君) ただいま、知事のご答弁によりますと、I Rの事業が大体いつから公募をはじめると、こういうようなことの私の質問に対して、来年1月頃から本格的にはじまるという答弁をいただきました。この答弁を聞きまして、いよいよ誘致に向けた具体的な動きを進めなければならないという感が強くなります。

②今後の長崎空港の施設拡充について。

本県の誘致実現には、会場となるところのハウステンボス、これまでのアクセスの問題点が指摘され、特に、長崎空港の担う役割は非常に大きくなっていくと考えます。

私は、空港の所在地、大村市選出の議員として、本県の持つ最大の経済基盤であるこの空港を、もっともっと活かすために空港の24時間化、あるいは空港のコンセッション方式による、いわゆる民営化、民営会社に約30年間運営権を貸与して、民間の持つ資金力、企画、営業力等々で空港を大きく発展させ、活力ある長崎県のまちづくりを考えていくべきと、声を大にして、これまで提案を行い、議論を前に進めていただいたのであります。しかしながら、現実にコロナの影響をもろに受けた空港を取り巻く環境も大きく変貌を余儀なくされたのであります。

ご存じのように、一昨年(2019年)の空港利用者は、過去最高の327万人を記録し、しかし、一方、国際線は、施設も狭隘で、利用客は九州でも最も少ない7万人となっています。もし、首尾よく

I Rの誘致が成功したら、外国からの利用客は大幅に増えます。早急に空港を今のままじゃなくて拡張する、現実可能な施設整備計画を立て、申請する区域整備計画にしっかり盛り込まなければならないのであります。

そこで、知事にお尋ねをいたしますが、今後のI Rを見据えた場合に、空港の施設整備について、どのようなお考えをお持ちなのか。拡張を考えるならば、どのような規模で、またどのような方法で進められるのか、その見通しについて、お尋ねをしたいと思います。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) I Rの開業時における長崎空港の利用者数については、これまでのI R事業者等へのヒアリングなどから、年間約475万人を見込んでいるところであり、まずは国際線の機能の拡充をはじめ、この開業に十分対応可能な施設を着実に整備していくことが重要であると認識をいたしております。

こうした中、空港コンセッションについては、本県にとって重要であります離島航空路線の維持などに課題があることに加え、今般の新型コロナウイルス感染症が関係事業者へ及ぼす影響等についても、その内容を見定める必要があり、現時点での導入は難しいものと考えております。

このため、I R開業に向けては、長崎空港ビルディングにおいて、施設整備を行う方向で協議を進めているところであり、今後、関係者間で必要な設備や機能等についても検討を進め、I Rの区域整備計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

また、開業後における長崎空港の運営や整備のあり方については、空港利用者数の動向等も見極めながら、コンセッションの導入の是非を含めて、引き続き、検討を深めてまいりたいと

考えているところであります。

○議長(瀬川光之君) 小林議員—44番。

○44番(小林克敏君) ただいま、知事の答弁で新たな発言が次々に出てまいりました。

この空港をIRの開業時にどういうふうに整備するのかと、今のままの状況ではどうにもならんと。例えば、IRの開業時に、今のご答弁では475万人と、これは恐らく国内線も国際線も合わせて475万人というような数字ではないかと思えます。例えば、現在までの実績をわかりやすく300万人としますと、大体おおよそ200万人ぐらいが開業時に増えるかもしれないと、こういうような見込みを立てていらっしゃるわけでありまして、そういう意味からも、今、何度も私が指摘をしているように、現状で国際線は7万人であります。めちゃくちゃ狭いです。そういう点から考えてみても、CIQの体制、そんないろんな整備をしなければならんとということの中で、空港のいわゆる設備の拡充を図ってもらいたいと、こういうお願いをしたところでございますが、今、知事の発言においては、じゃ、どこがやるかという、県がやるんじゃなくして、長崎空港ビルディングにやってもらったらどうだろうか、こういうようなお話でもございまして、大変現実的に意を強くいたしております。もちろん475万人は開業時のことでありまして、これが順調にまいりますと、これはもう470万人どころか500万人、あるいはもっと増えるわけでありまして、この空港の設備の拡充というのは、これからもっともっと考えていかなければならない、そういう課題ではないかと思えます。その辺のところも考えながら、我々はこの空港を民営化し、大体大きな会社に約30年間ぐらいの運営権を譲渡して、そして、この空港をもっともっと、そういう国際線

並びに国内線、もっともっと活用してもらいたいということの中でそういう考え方を持っておりますけれども、現実にお話があったとおり、離島空港、離島航路というものをしっかり考えていかなければなりませんので、この辺のところについても理解をいたしたいと思えます。

大変いいご答弁をいただきまして、前向きな姿勢を評価したいと思います。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

3、水陸機動団誘致について。

①水陸機動団を誘致する理由。

ご存じのように、この水陸機動団は、先日、北村議員が質問もいたしておりましたが、佐世保に2個連隊、約2,000名の隊員が配置されていますが、公表された「中期防衛力整備計画」により、あと1個連隊を令和5年度までに追加配備することが明らかになっています。

長崎県は、早速誘致に取り組むことを政府施策要望に盛り込み、それとともに、去る7月27日の暑い時、上田副知事は西部方面総監へ、そして8月26日には、知事が当時の河野防衛大臣へ直接誘致を要望されたのであります。

知事並びに副知事の素早い行動に感謝を申し上げます。

そこで、知事にお尋ねをいたしますが、水陸機動団を本県に誘致をと考えているのか。水陸機動団を本県に誘致をと考えている、なぜそういうふうに考えているのか。また、現在の2個連隊にプラスして3個連隊にする意義について、どのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) 自衛隊の編成計画等の防衛政策は、国の専管事項ではありますが、本県では、これまでも安全保障の重要性を十分認識

し、国の防衛政策に協力するとともに、友好的信頼関係を築いてきたところでもあります。

島嶼防衛を目的とするこの水陸機動団の追加配備は、県土の約4割を離島地域が占め、72の有人離島、うち国境離島を40島有する本県にとって、大変心強いものであると考えております。

また、本県では、過去にも大規模な災害を体験する中で、自衛隊の皆様方には献身的な支援をいただいていたところであり、地域住民の皆様にとっても、安全・安心のよりどころとして、大変頼もしい存在であると認識をいたしております。

今回、さらに700人の隊員からなる1個連隊の追加配備が実現するということになりますと、地域の活性化や経済波及効果が期待される所であり、県としては、引き続き本県への誘致に向けて積極的に取り組んでいきたいと考えているところであります。

○議長(瀬川光之君) 小林議員—44番。

○44番(小李克敏君) なぜ3個目の水陸機動団をこの長崎県に誘致したいのかと、ただいまの答弁でよくよく理解ができたところでもあります。

ただ、その答弁の中で言及されましたところの、約700名の追加配備による所の人口増加ということが1点、経済波及効果についても言及をされております。

では、担当の危機管理監いますか。危機管理監、具体的にこの700名の経済波及効果をどれくらいの規模になると見込んでいるのか、危機管理監にお尋ねをしたいと思います。

○議長(瀬川光之君) 危機管理監。

○危機管理監(荒木 秀君) 水陸機動団が佐世保市の相浦駐屯地に新編される平成29年の時点

において、佐世保商工会議所が配置される隊員数を2,000名として経済波及効果を推計し、その結果をホームページで公開しておりますけれども、それによりますと、年間約63億5,000万円の経済波及効果が見込まれるとされております。

約700人の隊員からなる1個連隊として置き換えますと、年間約22億2,000万円、隊員一人当たり直すと、約317万円の経済波及効果が推計される所でございます。

○議長(瀬川光之君) 小林議員—44番。

○44番(小李克敏君) 危機管理監、ありがとうございました。今のご答弁で、2,000名で年間63億8,000万円と、これが今、佐世保の相浦とか、崎辺ですか、あそこで2,000名、年間63億8,000万円の波及効果が見込まれていると。また今回、新たに700名がお越しいただくすれば、年間22億2,000万円と、合わせれば2,700名、これで86億円、2,700名で波及効果が86億円と、一人当たり317万円ということになりますから、これはなかなか大変な金額だと思います。ぜひこれを頭の中に入れておきたいと思っております。

②既存施設を活用した誘致について。

先般来より、来年、令和3年度の国の概算要求が出されました。3個目の水陸機動団の新設に係る防衛省の予算要求は記載されていなかったことが実は話題を集めているわけでもあります。もし、3個目の水陸機動団を新設となれば、設計から工事施工、スケジュールを考え合わせますと、少なくとも3年間の期間は必要であります。

令和5年度の完成を目指すには、来年度の予算化が絶対に必要になってくると思うんです。にもかかわらず、概算要求がないということは、

見方によれば、新設よりは既存の施設を利用する、既存の施設を活用する、その方針ではなかろうかということも考えられるわけであります。

水陸機動団の誘致には、ご案内のとおり、県内で佐世保市、五島市、そして大村市が手を挙げていますが、特に、大村市の場合、竹松駐屯地については、600名の隊員のうち、大半が昨年度末、沖縄宮古島へ移動し、現在は260名くらいとなっているのであります。もし仮に、第3機動団の施設を新たに整備しないとすれば、大村の竹松駐屯地の既存の施設の活用が最も効果的ではなかろうかと考えられますが、自衛隊を所管する危機管理監、この点をどのように思われるか。

それから、もう一つ、この佐世保のいわゆる水陸機動団を、我々も防衛議員連盟として、皆さんと一緒に視察に何度か伺いました。水陸機動団の目的は何かというと、離島の島々を守る、島嶼防衛が目的でありますから、海での、海水での訓練がとても重要です。

しかし、聞くところによりますと、佐世保市においては、海での訓練は難しく、大村の竹松駐屯地を拠点とし、大村湾での訓練が多いと聞き及んでいます。

大村湾における訓練はどんな内容で、年間どれくらい、何日訓練を行っているのか、併せてお尋ねを、危機管理監、お願いしたいと思います。

○議長(瀬川光之君) 危機管理監。

○危機管理監(荒木 秀君) まず、概算要求の関係ですけれども、来年度の防衛省の概算要求に水陸機動団の新設配備に関する要求はなされておらず、令和5年度までの配備計画の期限を考えると、議員ご指摘のとおり、既存の施設を有効活用することも考えられます。

県としましては、水陸機動団の本部が本県にあることによる指揮統率の面に加え、既存施設の有効活用や、年間を通しての海を活用した訓練環境等、本県配備の優位性を国へ訴えながら誘致を図ってまいりたいと考えております。

次に、大村湾における訓練につきましては、平成31年2月から実施しており、その内容は、水泳訓練やボートを使つての訓練のほか、ヘリコプターから隊員が海に着水するキャスティング訓練であり、令和2年度は、8か月間に計92日間の訓練を実施する予定と伺っております。

○議長(瀬川光之君) 小林議員—44番。

○44番(小林克敏君) そういう訓練が、実は大村の竹松駐屯地を拠点として訓練をやっていると、今のお話では92日間と、こういうことですから、かなり多い日数が、この大村の湾で行われているということ、このこともしっかり我々は認識をさせていただきたいと思ひます。

③新防衛大臣への要望活動について。

知事、この水陸機動団の誘致の最後の質問で、知事をお願いをします。

知事もご存じのように、長崎県内には、現在約1万1,000名の自衛隊員が配備され、自衛隊の皆様には、たび重なる自然災害への派遣や、離島からの急患搬送も5,100回を超え、本県は殊のほかお世話になっており、知事も深く感謝され、自衛隊との関係をととても大事にされていることはよく承知をいたしております。

今回の誘致に当たっては、北海道のある自治体でも、新しく就任された新大臣に直接働きかけるなど、要望活動もかなり活発になっていると聞き及んでいます。第3の水陸機動団の長崎県誘致を実現するためには、この際、知事が新大臣と改めて面会をしていただき、要望していただくことが何よりも最善の結果につながると

確信をいたしております。知事の力強い決意のほどをお伺いいたしたいと思っております。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) 水陸機動団の県内配備については、去る8月26日、私からも当時の河野防衛大臣に直接要望し、組織として受け止めていただいたものと考えているところであります。

先ほど危機管理監がお答えをいたしましたけれども、長崎県は、九州の西端に位置し、南西諸島の有事に際しては即応性に優れていること、そしてまた、既に団本部や2個連隊が県内に配備されていることから、指揮・統率が容易であるということ、既存施設の有効活用、さらには、離島を含めた海域での訓練環境など、新編される水陸機動団の配備には最適地ではなかろうかと考えており、また、本県にとっても地域経済の活性化に寄与することから、ぜひこれは実現を目指してまいりたいと考えております。

今後においても、効果的と思われる時期や機会を捉えて、先ほど申し上げた本県の優位性をしっかりと訴えながら、実現を目指してまいりたいと考えているところであります。

○議長(瀬川光之君) 小林議員—44番。

○44番(小林克敏君) ありがとうございます。やはりこれは何ととっても、防衛省の幹部の方と時々お会いをしますが、率直に言って、中村知事の防衛省におけるところの評判が非常に高いと、こういうようなところから、いろんな方々にご尽力をいただきますけれども、何ととっても最後のとどめは、中村知事にやっていただかなければならないと思っております。

先ほども触れましたが、今、北海道のある市が、大変な要望活動をやりまして、なぜか北海道にということの中で、かなり頑張っているわけでありまして、もし北海道でも持って

いったら、2個連隊は長崎県に、佐世保にある。あと一つは、そういう遠く離れたかなたの北海道にある、こんなようなことになってまいりますと、これはもう連携プレーも何もできないと、日本一の離島県である長崎県としては、大変困ると、そういうようなことから、(発言する者あり)ぜひそういう意味で、ひとつ新大臣に、知事のお人柄でひとつやっってもらうように、ぜひいいタイミングを見て、さっと行動をとっていただくことを重ねてお願いを申し上げておきたいと思っております。期待をいたしておりますので、どうぞよろしく。

そして、できれば、大村ということは知事は言われませんが、そこは心の中に抱いて頑張っていたいただければ大変ありがたいと、こういうことも、この際、大村の皆さん方がお見えでございますから、小林は何も言わなかったということになったら大変なことになりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

4、(旧)五島産業汽船の航路問題の検証について。

それでは、離島航路で経営破綻した五島産業汽船、この旧五島産業汽船の問題について検証し、お尋ねをいたしたいと思っております。

なお、今から私が質問する「五島産業汽船」という会社名は、今日の時点では、全て旧会社のことであり、新会社とは全く同じ会社名、五島産業汽船ではないことを明確に申し上げて質問をいたしたいと思っております。

早いもので、あれから2年の経過をいたしました。早いもので、あれから2年の歳月が流れました。平成30年10月2日、旧五島産業汽船は、直前まで何の連絡もなく、公表することもなく、運航する全ての航路を運休止、島民の足を突然奪い、さらに、県外から観光に来られた皆様に

も多大なご迷惑をおかけし、混乱と大きな影響を及ぼしたことは、我々も今なお記憶に新しいところでもあります。

①経営破綻における県の認識について。

旧五島産業汽船に対しては、離島航路の安定化を図るためということで、かなりの大きな交付金、いわゆる税金を使った補助金が渡っていたと思うが、長崎県からどれくらい、新上五島町からはどれくらい、さらに、国の分も含めて総額幾ら補助金が渡っていたのか、お尋ねします。

○議長(瀬川光之君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) 旧五島産業汽船に対する補助金の支出でございますけれども、まず、県の方からは、船舶のリフレッシュ補助金といたしまして約8億6,000万円、それからリプレース補助金として、これは新上五島町経由になりますけれども、8億7,000万円のトータル約17億3,000万円が県から出されております。

また、このほかに新上五島町の方から、船舶の購入費用として約5億7,000万円、それから国の方からも、離島航路の効率化等の実証事業のための経費として約2億円が支出されておまして、それを全て合わせますと、約25億円という数字になります。

○議長(瀬川光之君) 小林議員—44番。

○44番(小林克敏君) ただいま部長からご答弁がございました。大体旧五島産業汽船に、県を通して、あるいは新上五島町を通して、直接国からと、全部合わせますと、何と25億円という、いわゆる税金の交付金が投入されていたということが改めて明らかになったところでもあります。

しかし、これだけの25億円の多額の交付金を受け取りながらも、運休することを全く公表す

ることなく突然に行い、利用される方々及び社員の皆さんにも大きな影響を与えたことは、率直に言って、公共交通を担う運輸事業者としての社会的責任も果たせなかった最悪なケースだと私は考えます。

こんなやり方が利用航路で許されるのですか。運休する今回のケースで、運休届けをいつまでに出さなければならないとかいった法令とか、そういうルールはないのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長(瀬川光之君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) いわゆる航路事業者が運航しております一般旅客定期航路事業、これにつきましては、「海上運送法」に基づきまして、事業を休止、あるいは廃止をする場合には、30日前に国土交通大臣にその旨を届出なければならないというふうな規定になっております。

○議長(瀬川光之君) 小林議員—44番。

○44番(小林克敏君) 今の答弁をさらに聞いて驚きますが、いわゆる運休届けを、やっぱり30日前に提出しなければならないルールがあるんだと、しかし、突然の運休によって、離島航路の公共交通に対する信頼が失われておるわけですよ。この辺のところをどう受け止めていきますか。

○議長(瀬川光之君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) 突然の運休を招いたということで、離島航路は、離島に暮らす皆様、あるいはその他の方々にとっても貴重な移動手段でございますので、交流人口の拡大等においても大変重要な交通機関であると認識をしております。

突然の運休につきましては、先ほどありましたように、島民の方、あるいは観光客等利用者

の皆様には大きな影響が及んだということについて、このことについては、県としても大変重く受け止めているところでございます。

そのため、これまで十分ではなかった航路の休・廃止にかかる情報共有、あるいは航路事業者の経営状況の把握について、国や地元市町とも協議を行い、連携しながら改善を図ってきたところでございます。

今後とも、県といたしましても、国、地元市町とともに、航路行政の一旦を担う立場として、離島航路の安定化にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 小林議員—44番。

○44番（小林克敏君） 部長、いいですか、必要なことだけ答弁してくれよ。あなたは頭がいいんだから、必要なことだけ答弁しなさいよ。聞かんことまでしゃべるな。時間がもったいない。

旧五島産業汽船が受け取った交付金等、交付金総額25億円のうち、長崎県を通してリブレース補助金が8億7,000万円、リフレッシュ補助金が8億6,000万円、合計17億3,000万円の補助金の目的は、船の、つまり航路の運賃を安くする低廉化によって、離島の皆さん方の経済的な負担軽減を図るとともに、交流人口を拡大させ、離島地域の活性化のために運賃を安くして島民に還元しなければならない、それが補助金の目的じゃないか。（発言する者あり）

この補助金17億3,000万円のうち、どれだけが目的のために還元されたのか、これをお答えください。

○議長（瀬川光之君） 地域振興部長。

○地域振興部長（浦 真樹君） 旧五島産業汽船に関連しまして、補助金約17億3,000万円のうち、運賃低廉化で還元された額が約7億6,000万

円ということになってございます。残額が約9億7,000万円ということでございます。

○議長（瀬川光之君） 小林議員—44番。

○44番（小林克敏君） だから、今の話のとおり、17億3,000万円のうちに、いわゆるこれも9年間かけているんだよ。9年間かけて7億6,000万円が島民の皆さん方を中心として還元された。つまり安くして、それだけの便宜を図った金額は7億6,000万円。しかし、全額は17億3,000万円でありますから、残りのいわゆる還元されなかった金額が約10億円、9億7,000万円にもなっているということ、この9億7,000万円は一体どうなっているんですか。お答えください。

○議長（瀬川光之君） 地域振興部長。

○地域振興部長（浦 真樹君） ご指摘の残額となりました約9億7,000万円につきましては、新会社等において、引き続き運賃低廉化による還元が実施されているという状況でございます。

○議長（瀬川光之君） 小林議員—44番。

○44番（小林克敏君） 今の答弁で、他の新会社の五島産業汽船、それから九州商船等々において、お願いをされて、この約10億円近くの還元を肩代わりしてくださいと、こうなっているわけです。

しかし、要綱からして見て、そんな受け取った旧五島産業汽船がやらなければならないことを、受け取っていない、新しい会社その他がそれを代行するということが許されるのか。

自分でやれないわけだから、9億7,000万円については、県としては返還を求めてもいいのではないかと思うが、いかがですか。

○議長（瀬川光之君） 地域振興部長。

○地域振興部長（浦 真樹君） この運賃低廉化につきましては、船舶のリブレース、リブレースということで補助をし、それを運賃低廉

化に還元をするということでございますので、引き続き、新会社等につきましても船舶を引き継いで利用しているというような状況もございまして、その船舶、そしてその航路に対する運賃低廉化ということで、還元をいただきたいということで実施をしておりますので、そこは新会社等に引き継がれているという状況で、県としては認識しているところでございます。

○議長(瀬川光之君) 小林議員—44番。

○44番(小林克敏君) それじゃ、時間がないから、先を急ぎますけれどもね。

何というかな、浦部長、あなたは、さっきも言ったように頭のいい人ですよ。どうも歯切れがよくない、今回に限っては。通常は歯切れがいいと思っておったけれども、どうされたんですか。おぐあいが悪いんですか。そういうことでしっかりやってもらいたい。

②(旧)五島産業汽船の経営破綻の原因について。

では、なぜ経営破綻になっていると思っっているか、そこだけ。

○議長(瀬川光之君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) 県におきましては、生活航路を含む、離島航路が突然運休した事態を重く受け止めております。

そのため、五島産業汽船の破綻原因を確かめるために、県が保有する同社の決算書類を確認するとともに、同社の代理人、あるいは九州運輸局、破産管財人からの聞き取りも行ってまいりました。

その中で、同社の代理人からは、平成27年度の有川～佐世保航路への新規参入以降、毎年1億円前後の赤字を積み重ねたことが経営破綻の主な原因であるというように伺っております。

県といたしましても、同航路への参入につき

ましては、船舶等の維持管理費がかさんだこと、それに加えまして旅客輸送や車両航走の利用実績、これも伸び悩んだ。そういうことから収益の安定的な確保につながらなかったということで、同社の経営状況が悪化し、最終的には経営破綻に至ったものと考えております。

○議長(瀬川光之君) 小林議員—44番。

○44番(小林克敏君) 部長、あなたも今回はじめてここの部長になってきて、今まではその横の柿本部長がその担当をしておったわけだ。あなたは今回はじめてだから大変気の毒だけれども、しかし、担当部長としては、これをいいころ加減にやってもらっては困ると思う。もうあなたの時代できちんと、ここにひとつ我々が、県民が納得できるような形の中で終止符を打つことができると、離島航路の安全はしっかり、安定化は大事な問題だからやっていきたいと思っっているけれども、今ぐらいの答弁ではちょっと私は納得はできないぞ。

この破綻したのは何の原因かと、25億円の交付金をいただきながら、なぜ破綻したのかと。ここについては、平成27年度に、何と一番大事な赤字路線として、これは生活に関わる基本路線でもあるわけで、根幹路線の有川から佐世保までのこの航路、これはもうご存じのように今まで誰がやっておったかという、まさにキャリアと経験豊富な九州商船がやっておったわけだろう。しかし、九州商船といえども、そこで毎年約4億円近い赤字を出しておったわけだよ。もう名だたる赤字航路なんです、これは。

なんで、そんな赤字航路に、大変失礼だけれども、旧五島産業汽船のあまり経験もないようなところが入って、しかも経営状態が、後で聞くけれども、経営状態もあまりままならない状況の中で、赤字になることはわかりきっている

ようなところになぜ入ったのか、このところが問題なんです。

これは、一説によれば、九州商船に、一説によればですよ、あくまでもうわさ話かもしれないが、結局、五島産業汽船がなぜこの赤字路線に、航路に入ってきたかという、この九州商船が4億円近くの赤字を出す、その4億円の赤字は全部、国と県が、しかもほとんどが県のお金、真水でこれを負担していると。これをやめさせよう。つまり、自分が入れば、九州商船だけが独占で入っている、こういう単独の航路であれば、赤字になったら国、県で一緒に補填する。しかし、自分が入ると競合航路になる。競合航路になったら、その補填がない。だから、約4億円ぐらいの赤字が、そうやって今まではこうして補填をされておったけれども、補填を受けなくなるというような、そんなある意味では無理な暴走をしている、こんなようなことが許されてたまるかと、誰も止めるような人がいなかったのか、その辺のところが一番腑に落ちないところなんです。

③補助金交付における県のチェック機能の問題点について。

部長、大体この平成27年度ごろの旧五島産業汽船の経営状態はどうだったのか、ご存じですか。

○議長(瀬川光之君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) 旧五島産業汽船の平成27年度の決算でございますけれども、県の方で補助金を支出しておりますので、平成28年度の際に平成27年度の決算状況、財務諸表を確認させていただいております。

その際には、資金面におきましては、いわゆるキャッシュフローにつきましては回っていると、負債は抱えておりましたけれども、キャッ

シュフローについては回っている状況であったということについては確認をしているところでございます。

○議長(瀬川光之君) 小林議員—44番。

○44番(小林克敏君) 部長、その隣におる柿本部長の当時から、例えば同僚の吉村議員が質問をする。委員会でも、この本会議場でも質問する。全く同じような答えが返ってくる。

その頃は、負債も多額にあったかもしれないが、そういういわゆる何というんですか、キャッシュフローが回っていると言うんだよね。キャッシュフローとは何ですか。キャッシュフローはどこを見ておったんですか。(発言する者あり)

○議長(瀬川光之君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) この財務諸表等に基づきまして、いわゆるキャッシュフロー、当期利益、あるいは減価償却費、こういったものを見まして、キャッシュフローというものを把握しております。ここにつきましては、当時、黒字で回っていたということで、キャッシュがあるということは、通常その事業者における営業活動、事業活動が可能であるというふうに(発言する者あり)判断をしていたということでございます。

○議長(瀬川光之君) 小林議員—44番。

○44番(小林克敏君) 部長、そういう答弁をしているならば、何を根拠にキャッシュフローがこうしてあったんだと、どこの資料を見ながら、そんなことを言っているのか。(発言する者あり) 隣から聞いた言葉なのか、それともあなたの部下がそういう答弁要旨を書いてきたから、それを読んでいるだけなのか。もうちょっと勉強してもらわんばいかんけれども。

大体が、平成27年度ぐらいの、その頃の経営

状況というのは、端的に言って、資本金を減資しているとかいうような事実は知っているか。

○議長(瀬川光之君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) 減資を行ったことにつきましては、公告もされておりますので、承知をしております。

○議長(瀬川光之君) 小林議員—44番。

○44番(小林克敏君) 内情は知っていますか、減資の内容は。時間がないから、早く言ってくれ。

○議長(瀬川光之君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) 公告の資料を見ておりますので、そこで内容については、その資料に記載されている内容については承知をしております。

○議長(瀬川光之君) 小林議員—44番。

○44番(小林克敏君) 内容を言えと言っても言わんとやけれども。

大体、旧五島産業汽船の資本金は2億円、それが、平成25年度のこの官報の公告を見れば、はっきり出ている。なんと2億円から減資を幾らしたかということ、1億9,000万円も減資しているんだぞ。(発言する者あり) 1,000万円の資本金になっているんだよ、2億円の資本金が。(発言する者あり) こんな状況の中で、本当に、イエイ、イエイだよ、ちょっとオーバーだけど。

そういう状況から見て、なんでいい経営が出ている、キャッシュフローが出ていると。今、私が言っているように、キャッシュフローは何を見たのかと。決算書を見たのか、貸借対照表を見たのか、それともいわゆるキャッシュフローの計算書を見たのか。いわゆる減価償却ができていないからとか、そんなようなことがよくわからなくて、もうちょっと内容をよく勉強してもらわんといかんけれども、そんな、そういう

補助金等をそうやって重ねて補助するような、そんな経営状態ではなかったはず。

しかも、こういう経営状態の中で倒産するという危険性は、この決算書を見るだけでも、この貸借対照表を見るだけでも、いわゆる流動負債、固定負債、固定負債だけでも、なんと全ての資産を引いても9億5,500万円ぐらいあるじゃないかと、こんな状態をあなたたちは見逃しておったのか。(発言する者あり)

こういうようなところを一体どういうふうに考えているのか。(発言する者あり) 全然、あなたの言うようなキャッシュフローとか、そんなことはまた委員会で説明してもらうけれども、何を見てやっているのか。キャッシュフローの計算書を見てやったのか、そういう何かいろんなことをどこまで見てやっているのか。

実際的にこのチェック体制ができていないということを明らかにしておきたいと思います。どうですか。

○議長(瀬川光之君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) 県におきましては、このリフレッシュ補助金等の支出に際しまして、当然事業者の方から、事業の計画書と併せまして、事業の実施計画書と併せまして損益計算書、それから貸借対照表などの財務諸表等を提出いただいております。そういったものを担当者の方でチェックをさせていただいて、先ほどのような判断を、見通しを立てたということでございます。

○議長(瀬川光之君) 小林議員—44番。

○44番(小林克敏君) 今言うように、その決算書とか、貸借対照表とか、損益計算書とか、そんなものを見て、まだ補助金をじゃぶじゃぶ垂れ流していいというような、そんな経営状態ではないぐらいのことはわかるだろう。

私は、この公告された、あなた方が決算書を出さないから、この公告を、官報から出されたものを、いろいろと銀行関係者とか、そういう財務、経理に詳しい人に聞いてみた。こんな状況の中でお金を貸すようなところはどこもない。（発言する者あり）銀行だったら、このような状態の中で貸すとすれば、背任の疑いをもたれると、（発言する者あり）こんなようなことを言っているわけですよ。

だから、大変な状態にあったことは間違いがない。この辺はしっかり反省をしてもらわんといかんし、決算書を出してくれと言っても、わけのわからんようなことばかり言って、会社のいわゆる法令の中で、会社法という株式会社には決算書を公にしなければならないというようなくだりがあるじゃないか。なんで県が法令を破るようなことを、真っ先になって、この25億円のお金をひた隠しにするのかと、こういうようなことが、どうしても理解ができないんです。

④経営破綻の検証（第三者委員会の設置）について。

そこで、私は、提案をします。

今回の離島航路が、これだけの公金25億円もいただきながら、それが結果的にどぶに捨てられるような状況で終わってしまった。（発言する者あり）そういうような状況の中で、いいですか、そういうようなことの中で、やっぱりこの検証はしないといかんと思う。（発言する者あり）検証を、いわゆる第三者のそういうような形の中で検証委員会をつくってやるべしと、こう考えるけれども、それについてはどういう考え方をお持ちですか。

○議長（瀬川光之君） 地域振興部長。

○地域振興部長（浦 真樹君） 離島航路の安定

化を目指すという意味については、当然ながら我々も共通の認識のもと、これまでも様々な航路対策協議会等を通して取組を進めてきたところでございます。

また、今回の問題を契機といたしまして、先ほど申し上げました国との情報共有、あるいは航路事業者の経営状況の把握といったところも対応について改善を図ってきたところでありますので、こういった努力は続けていきたいというふうに思っております。

今、議員からお話がありました、新たな検討・検証の場を設けるということについては、今、県といたしまして、そういう考えを持つには至っておりませんが、引き続き、離島航路の安定化と、安定化を目指すということについては、引き続きしっかり努力してまいりたいというふうに考えております。（発言する者あり）

○議長（瀬川光之君） 小林議員—44番。

○44番（小林克敏君） あと25秒ぐらいしかありませんから、最後に、この第三者の検証委員会は、県が開かないということ自体がおかしい。私が提案するよりも、あなたの方で真っ先になってつくってみて、この25億円が、なぜこういう破綻をしたのかと、こんなことは当たり前ですよ。（発言する者あり）これをやらない方がおかしい。もう少ししっかりやってもらうことをお願いして、今日は終わりたいと思います。（拍手）

○議長（瀬川光之君） 午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時17分 休憩 —

-----  
— 午後 1時30分 再開 —

○議長（瀬川光之君） 会議を再開いたします。  
午前中に引き続き、一般質問を行います。  
ごう議員—24番。

○24番（ごうまなみ君）（拍手）〔登壇〕 自由民主党、長崎市選出のごうまなみでございます。  
お昼の一番で、少し眠くなる時間帯とは思いますが、年に一度の一般質問でございます。傍聴に来ていただいた皆様方もいらっしゃいます。本当にありがとうございます。

「ダイバーシティとインクルージョンで持続可能な長崎県を」テーマに、お寄せいただいている県民の皆様方の声を反映させながら、よりよい長崎県になるように質問させていただきます。

1、子宮頸がんワクチンについて。

昨年の11月定例会でも質問させていただきましたが、このたび、国の方での動きもございましたので、再度質問させていただきます。

子宮頸がんは、そのほとんどがヒトパピローマウイルス、HPVというウイルスの感染が原因と言われており、ワクチンの接種によって感染を防ぐことができる「がん」であります。

現在、わが国では年間1万人が罹患し、およそ3,000人は命を失っています。この数は、近年増加傾向にあり、特に、20代から40代の若い女性の増加が著しく、本県においても同様の現状であります。

命を失わないまでも、子宮摘出になり、将来子どもを授かることができなくなってしまうこともあります。

子宮頸がんワクチンの接種は、平成25年4月には予防接種で定期接種に位置づけられましたが、ワクチン接種とは因果関係が明確ではないものの、副反応が疑われる症状の報告が相次ぎ、同年6月に厚生労働省から積極的な接種勧奨の

中止が勧告され、以後7年以上、その状態が続いています。当初70～80%あった接種率も、現在は0.5%になっています。

県議会においても、昨年12月に国に対して、HPVワクチンについて積極的な勧奨の再開の是非を早急に判断すること、併せて、接種を希望する方が十分な情報に基づいて接種の判断が行われるよう、HPVワクチンの有用性、安全性等についての正しい知識の普及をこれまで以上に積極的に取り組むことを要望する「HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンに関する意見書」を提出したところであります。

そのようなこともあり、このたび10月9日に厚生労働省は、HPVワクチンの定期接種に関するパンフレットを改訂し、全国各都道府県知事あてに、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知について」通達がなされました。

そこで、県として、HPVワクチンの予防接種について、どのように考えているのか、21市町に対し、どのような働きかけをしていくのか、お尋ねをいたします。

また、富山県では、小児科と産婦人科が連携をして定期接種の情報提供を行い、接種率が3%まで上がってきたとの例もあります。接種率向上に向けて、どのように取り組むのかもお尋ねいたします。

2、不育症治療とがん患者の妊孕性について。

(1) 不育症治療について。

妊娠はするものの流産や死産を繰り返す状態を「不育症」と呼び、その割合は、妊娠をした女性のおよそ4%を占めているとも言われています。

現在、国において、不妊治療の保険適用拡大の方針が示され、先行して助成制度の拡充が検

討されているところですが、子どもを望みながらも授かることができないという点では、不育症患者も不妊治療を受けているのと同様です。

不育症治療は、一部保険が適用されるものの、保険適用外のケースもあるため、経済的負担が大きい場合があると言われてしています。

流産等のつらい経験を繰り返すことで、女性側は、身体的にも精神的にも強い負担を抱えながら治療を行っている状態です。

不育症治療を行う方への経済的支援を行うことは、患者の支えとなり精神的な負担を軽減するだけでなく、少子化対策の観点からも有効であると考えます。

しかしながら、厚生労働省の調べによりますと、助成制度を設けているのは、127の自治体のうち38、都道府県では12と、全体のおよそ3割にとどまっている状況。

長崎県内では、大村市、島原市などが助成制度を設けていますが、その現状はどうか、また、今後、県として広く支援していく考えはないのか、お尋ねをいたします。

(2) がん患者の妊孕性について。

昨年質問させていただきましたが、その後の進捗などについて、お聞きをいたします。

子どもを授かるための力のことを妊孕性といいます。

がんの治療をしている患者さんは、手術や抗がん剤治療、放射線治療などの治療に伴い生殖機能を失うおそれがありますが、このような場合、がん治療の前に卵子や精子、卵巣組織等を採取し、長期的に冷凍保存し、治療終了後に体内に戻す妊孕性温存療法が可能になっています。

しかしながら、現状では、がん治療が優先され、治療後に妊孕性の喪失を知る患者も多く、あるいは、妊孕性温存療法を知りつつも、公的

医療保険が適用されていないため、経済的理由から、その治療をあきらめてしまう患者さんもいると伺っています。

妊孕性温存は、患者さんががんと闘う意識を高めるとともに、少子化対策の観点からも重要な取組であると考えます。

全国的には、妊孕性温存療法に対する支援制度を創設し、がん患者の支援を行っている自治体もあります。

今回、自由民主党、「不妊治療への支援拡充を目指す議員連盟」は、菅内閣総理大臣に対し、不妊治療と仕事の両立、がん患者の妊孕性温存、不育症への支援拡充を求め要望書を提出いたしました。

不妊治療が今後保険適用になっていく中で、次は不育症治療や妊孕性温存療法への支援が必要であると考えます。本県においても支援を行う考えがないのか、お尋ねをいたします。

3、ケアラー支援について。

(1) 支援者支援の必要性への認識と実態把握について。

ケアラーとは、無償で介護や看護を行う人のことを指します。その大半は家族、高齢、障害、疾病などで介護が必要な人に対しては、家族や親族がその介護に当たる場合が多く、周囲の方々の反応も、家族が世話をするのが当たり前との思いもあり、ご家族の中には、しょうがないといった思いで背負い込んでしまっている状況がうかがえます。

過去には、支援に当たる家族が介護に疲れ、将来を悲観した末に、殺人や自殺などの痛ましい事件も起こっています。

介護者の7割が悩みを抱え、介護離職は年間およそ10万人、虐待の6割は孤立介護が原因、介護疲れ自殺が年間およそ200件、介護疲れ殺

人が年間およそ40件、このようなデータも出ています。

福祉の制度が充実していく中で、さまざまなサービスが利用できるようになってきました。しかしながら、これまでは、当事者本人に何が必要で、何が重要なのかの視点で施策が進められてきたように感じています。

これからは、支援の視点を変えて、介護や看護に当たる方々、いわゆるケアラーへの支援、すなわち支援者への支援も重要であると考えます。

また、介護や看護等に当たる方々をどのように支援していくかを考えるうえで、まず、その実態を把握する必要があると思います。若年者で介護等に当たるヤングケアラー、単身で介護等に当たるシングルケアラー、認知症や医療的ケア児、高次脳機能障害等の介護等に当たる方など、その支援状況もさまざまです。

そこで、支援者支援の必要性への県の認識と、県において支援者の実態を把握しているのかについて、お尋ねをいたします。

#### 4、聴覚障がい児の支援について。

聴覚障害は、障害の発生した時期や聞こえの程度、あるいは医療や教育における対応により、状態像もさまざまです。聴覚の障害により、言語発達やコミュニケーション、社会性や情緒などの知的・精神的な発達の面に種々の課題が生じる可能性がありますので、できる限り早期に的確な療育などを行っていく必要があります。

長崎県は、全ての市町で新生児スクリーニング調査が実施されるなど、聴覚障害児の早期支援の必要性についての認識が高いと理解しています。

また、今年度、国の聴覚障害児中核機能モデル事業の採択を受け、支援体制の構築に取り組

んでいるともお聞きしています。

そこで、聴覚障害児の支援について、どのような課題があり、国のモデル事業の実施を通して、課題解決にどのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

#### 5、防災対策について。

(1) 野母崎など半島地域での高齢者の避難への支援について。

本県においては、少子・高齢化が他県に比べ進んでおり、県におかれては、人口減少対策と併せ重点的に対策をとられているところです。半島地域における高齢化はさらに著しく、一人暮らしのお年寄りが多くなってきています。

その中には、避難行動要支援者名簿に登録されるほどの支援は必要ないものの、自家用車を持たず、災害時において自力での避難に苦勞されている方も多くおられます。

現に、さきの台風10号の際には、野母崎では幹線道路が被災し、点在する集落の中には、いわゆる陸の孤島となり避難できなかった高齢者がいたとのお話を伺いました。樺島地区では停電が3日にも及び、体調を崩してしまう方もいらっしゃったようです。

平成7年の「阪神・淡路大震災」、平成23年の「東日本大震災」の経験を踏まえ、自助・共助の重要性は高まり、平成25年の「災害対策基本法」では、自助及び共助に関する規定が追加され、「地区防災計画制度」が創設をされました。

しかしながら、自治会等で作る地区防災計画において、あらかじめ要配慮者などの避難対策を検討する取組は、非常に重要であるにもかかわらず、実際にはまだまだ進んでいないとお聞きしております。

避難や避難所対策は、市町の業務であるとは理解をいたしますが、このように自力での避難

に苦慮する高齢者などの避難所までの移動手段的確保対策と、地区防災計画に対するお考えをお聞かせください。

(2) ペットとの同行が可能な避難所について。

避難所のあり方についても、「阪神・淡路大震災」、「東日本大震災」、そして平成28年の「熊本地震」の経験から、災害対策を見直す必要性が認識をされました。

環境省から、人とペットの「災害対策ガイドライン」が示され、長崎県としても、平成29年1月に「長崎県災害時動物救護対応ガイドライン」が策定され、「避難所等におけるペット受入れ対応マニュアル」を作成し、市町に協力を依頼しております。

しかしながら、これらは地震を想定したものであるため、今年度の台風10号の際に、あらかじめペット受入れ体制を整備できたのは、大村市、長与町、新上五島町、小値賀町の4市町のみでした。ほかの市町では、緊急対応して下さったところもありますが、台風に対する備えができていないものと思われます。

「命を守る行動を」と呼びかけられても、ペットを連れていけないから避難しないと言う方もいらっしゃいました。結果として何もなかったからよかったものの、今後はしっかりと体制整備をしていく必要があると思います。

避難所の開設主体は、市町であることは認識しております。

9月定例会の際に、市町への働きかけを行っていくとの答弁がなされましたが、その後の進展はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

6、犬猫の殺処分減少に向けた取り組みについて。

5年前、一般質問でも取り上げさせていただ

きましたが、長崎県の犬猫の殺処分は、当時、全国ワースト1位でした。

全国的に殺処分ゼロに向けての取組が広がり、動物愛護の法改正などもあり、平成26年度の殺処分は、国全体で10万1,338頭だったのが、平成30年度には3万8,444頭と6割以上減少し、長崎県においても、平成30年度の殺処分数は2,227頭となりました。ワースト1位ではなくなりましたが、全国的に見て、まだまだ多い状況です。

県内各地のボランティアさんや動物管理センターの職員さんの努力もあり、譲渡会などで新しい家族に引き取ってもらえることもありますが、現在、殺処分されている猫の7割が、譲渡が難しい生まれたばかりの子猫だと聞いています。

県では、殺処分を減らすための取組として、野良猫の不妊手術の助成を行っていますが、その取組状況はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

7、ユニバーサルツーリズムと障がい者スポーツの振興について。

(1) ユニバーサルツーリズムについて。

ユニバーサルツーリズムは、高齢や障害などの有無にかかわらず、全ての人が楽しめるようにつくられた旅行です。「障害者差別解消法」が施行され、また、誰一人取り残さない社会を目標に掲げたSDGsの理念に沿うため、また、長崎県が多く観光客を呼び込んでいくためには、ユニバーサルツーリズムの視点を持ち、その体制整備をしていくことは、とても重要だと考えます。

ユニバーサルツーリズムについても、これまでも提案をしまいましたが、このたび、ようやく「ユニバーサルツーリズムセンター」を

開設する計画と伺っております。

長崎県は、坂のまちの印象が強く、高齢者や障害者にとって旅行しづらいまちのイメージがあります。また、一口に障害者といっても、車椅子利用者だけではなく、視覚や聴覚など障害の種別は多岐にわたり、きめ細やかな対応が必要となります。

ハード面の整備にはどうしても多額の予算が必要になりますので、観光に携わる方々の人材育成なども必要だと考えます。

県は、「ワンストップ窓口」を設置し、利用者の相談を受け付け、関係機関につないでいくとのこと、また、長崎空港内に「ユニバーサルツーリズムセンター」を開設すると伺っておりますが、開設のスケジュールやサービス内容など、どのような施設になるのか、お聞かせください。

## (2) 障がい者スポーツの振興について。

県においては、スポーツを通じた交流人口の増加や地域の活性化を目指し、スポーツ合宿の誘致及び拠点化に取り組んでおられますが、障がい者スポーツについては、競技人口が少なく、受け入れられる施設も必要であることから、それほど取組が進んでいないのではないかと感じています。

これからは多様性の時代であり、SDGsの原則にもあるように、誰一人取り残さないという考えのもと、健常者のスポーツと障害者のスポーツを別のものと捉えるのではなく、同じものとして考えることが必要ではないかと考えます。

県では、今年度、「ユニバーサルツーリズムセンター」を開設し、障害者や高齢者も観光で訪れやすい環境を整えていくとのこと。

人を呼びこむということではスポーツでも同

じであり、他県から多くのパラアスリートに来てもらうことは、県内消費額を引き上げるだけでなく、県内の障害者スポーツの競技人口を増やすことにもつながるものと考えます。

また、障害者スポーツの理解を深め、積極的に本県に呼び込んでいこうという考え方が県内に浸透していけば、施設のバリアフリー化が進み、全ての人にやさしいまちづくりを顕在化することにもなり、本県の新たな魅力にもなり得ると思います。

私は、以前より諫早湾干拓調整池の本明川ボート場を、障害者のボート競技、パラローイングの競技も一緒に行えるように整備すべきと申し上げてまいりました。

2017年11月に、日本ボート協会の方が現地視察に来られた際には、「波が立ちにくいので本当に良いコース。艇庫から水面が近いので、障害者にとってありがたい。環境を整えば海外チームの合宿候補地にもなり得る。選手は練習場を探している。長崎がパラローイングのメッカになれば」などの意見を頂戴しています。

来年に開催予定の東京オリンピック・パラリンピックは、障害者のスポーツにも関心が高まる絶好の機会であります。

ぜひ、障害者スポーツの合宿にも積極的に誘致に取り組む姿勢が必要ではないかと思いますが、県としてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

## 8、ワーケーション・移住について。

子育て世代の移住について。

長崎県は、人口減少に歯止めをかけるため、近年、移住対策に力を入れていきます。21市町も積極的に移住対策に取り組み、実績も順調に伸びてきています。

移住者の実績を見ますと、20歳代から40歳代

の年齢層の割合が高く、およそ7割を占めていますが、これらの年齢層は子育て世代でもあります。

子育て世代が移住を決める際には、子育てする環境が整っていることが重要な視点であると考えますが、本県では保育士不足の現状があり、待機児童が増加している地域や、人材確保ができず閉園する施設もあるなど、地域で話を聞くと、その支援が十分ではないところもあるようです。

特に、Uターン者であれば、地元には家族や知人もいることから、子育てについても相談しやすい環境にあります。Iターン者は、その環境にないことから不安が大きいものと考えられます。その方々に対してフォローする体制も必要であります。

そこで、まず、移住者の実績において、家族構成等の内容について伺いたい。併せて、子育て世代の移住を促進するため、これまでどのような取組を行ってきたか、また、子育て世代の移住者が安心して生活でき、定住につながるようなフォローをしていく取組が必要と考えますが、県の考えをお尋ねいたします。

ワーケーション。

今回のコロナ禍において、新しい働き方としてワーケーションが注目されており、全国的に誘致の競争が始まっている状況です。

長崎県においても、市町のワーケーションの取組に対して助成をしていますが、ワーケーションも、地域のそれぞれの特色を活かし、ターゲットや目的を明確にして進める必要があると考えます。

ワーケーションでも、子育て世代をターゲットとして気軽に参加できるような環境づくりが、地域との関係を構築し、将来的に移住にも結び

ついていくものと考えますが、現在どのような取組が行われているのか、お尋ねをいたします。

9、ひとり親家庭の支援制度について。

コロナ禍の中、ひとり親家庭は、家計を支えながら子育ても一人で担っているため、就労環境の悪化などによる経済的な打撃や、学校の一斉休校などによる子育ての負担増加の影響を受けやすく、家庭環境が深刻な状況になることが懸念されました。

厚生労働省の平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告によりますと、ひとり親世帯は141万9,000世帯、そのうち母子世帯でパート、アルバイトなど非正規雇用の割合は43.8%と高く、平均年間収入は243万円です。

このような中、国は8月に、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給、児童扶養手当受給世帯へ一世帯5万円、第2子以降につき3万円を支給することになりましたが、実際には、一部申請が必要となっているものについて受給をしていない家庭があるとも聞いております。

そこで、コロナ禍においてのひとり親家庭からの相談状況がどうなっているのか、また、政府は、臨時特別給付金を再度支給する方向で検討に入りましたが、本県の受給状況と、漏れなく申請してもらうためにどのような対応を行っているのかをお尋ねいたします。

併せて、先日、あるひとり親家庭の方とお話をした際に、養育費などをもらっておらず、どこに相談していいかわからないとのことでした。本県には、ひとり親世帯の支援をしっかりと行っている「YELLながさき」が設置をされていますので、そちらにおつなぎをしましたが、その「YELLながさき」の存在を知らない方も多くいるのではないかと考えております。

このような状況の中、どのように周知を行っ

ていくのか、県の見解をお尋ねいたします。

以上、檀上からの質問はこれにてとどめ、答弁をいただいた後、対面演壇席から再質問をさせていただきます。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 　　ご議員のご質問にお答えをいたします。

ワーケーション・移住に関して、移住実績における家族構成の内訳はどうか、また、子育て世代の移住を促進するための取組、さらに子育て世代の移住者が安心して生活、定住につながるためのフォローをしていく体制をどのように整備するのかとお尋ねでございます。

社会減対策の重点施策であります移住促進策において、子育て世代のニーズに応じた情報発信や支援を行うことは大変重要であると考えております。

まず、移住者の世帯構成に関しては、調査の結果、概ね、単身世帯が約3割、夫婦など2人世帯が約3割、子育て中を含む3人以上世帯が約4割となっており、こうした実態を踏まえ、これまでも子育て世代に着目した移住促進策を講じてきたところであります。

具体的には、子育て世代を対象とした移住体験ツアーを通して県内での子育ての魅力や情報を発信するほか、子育て中の移住者の声や県内の子育て支援情報等をまとめた情報誌を作成し、移住相談等で広く活用しております。

一方、移住者が増加し定住支援の重要性が増す中で、県では、行政の手が行き届かない暮らしのサポート等にご協力いただく「ながさき移住コンシェルジュ制度」を設けております。

コンシェルジュの中には、保育士資格をお持ちの方など子育て支援に深く関わっておられる方々もあり、こうした情報の見える化に努める

など制度の利便性向上を図り、子育て世代の定住につなげてまいりたいと考えております。

今後とも、子育て世代を移住施策の重要なターゲットの一つに捉えながら、移住・定住対策の推進に全力を注いでまいりたいと考えているところであります。

そのほかのお尋ねについては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 私から、4点お答えさせていただきます。

まず、子宮頸がんワクチンにつきまして、県として、HPVワクチンの予防接種について、どのように考えているのかとお尋ねでございます。

子宮頸がんワクチンの積極的な勧奨の再開につきましては、国で引き続き検討している状況でございますが、情報提供につきましては、今年10月、定期接種の対象者等への周知に関する具体的な対応方針が示されたところでございます。

対象者への個別通知により情報提供を行っているのは、今後の予定を含めて現時点では13市町となっておりますが、引き続き、対象者がワクチン接種に関する情報を確実に入手できるよう、個別通知による情報提供を強く働きかけてまいりたいと考えております。

また、接種するかどうかの判断に当たりましては、かかりつけ医等の専門家が、本人や保護者に直接、ワクチンに関する正確な情報を説明することが有効であることから、県医師会等とも連携して、適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、不育症治療とがん患者の妊孕性につきまして、本県におきましても、がん患者の妊孕

性温存の支援を行う考えがないのかとのお尋ねでございます。

がん患者の「妊孕性温存療法」につきましては、公的医療保険の適用がなく、費用が高額であることや、その治療方法が患者や医療関係者に十分に認識されていない等の課題があると考えております。

県におきましては、治療体制が構築されている長崎大学病院とほかの医療機関との連携を促進し、治療を希望する患者が妊孕性を温存できるよう、体制の構築に努めているところでございます。

また、費用負担に対する支援につきましては、全国衛生部長会を通じて支援制度の創設を要望しているところであり、引き続き、国の動向を注視しつつ、県として必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、ケアラー支援につきまして、支援者支援の必要性の県の認識、また、県において支援者の実態を把握しているのかどうかとのお尋ねでございます。

「ケアラー」とは、在宅で無償で身内の方の看護や介護を行う者のことですが、ケアに関する精神的、身体的な負担を一人で抱え込むなど大きな負担となっており、今後の高齢化の進展により、大きな課題になってくものと考えております。

特に、18歳未満の学生等が幼い兄弟の世話や両親、祖父母のケアをする「ヤングケアラー」につきましては、介護のために学業に支障を生じるなどの課題も指摘されております。

県といたしましては、本年度、市町が実施しております在宅介護実態調査や国が実施するヤングケアラーに関する実態調査なども参考にしながら、介護、福祉の制度を有効に活用できる

よう、きめ細やかな相談・支援体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

最後に、聴覚障害児の支援について、県はどのように考えているのかとのお尋ねでございます。

聴覚障害児に対する相談、支援につきましては、難聴の原因となる別の病気への対応や、近年は人工内耳などの新しい技術による治療方法が発達しており、聴覚障害児に対して、より専門的な支援が必要となっております。

そのため、モデル事業を活用して、難聴に関する医療関係者等の協力もいただきながら、言語聴覚士によるコーディネータを設置して、医療、福祉、教育現場における連携強化を図りたいと考えております。

また、長崎大学が中核機関となって、専門知識を持った言語聴覚士を相談窓口や巡回相談の支援のために派遣することにより、地域の支援体制の充実を図りたいと考えております。

県といたしましては、モデル事業で実施した内容を検証して、本県の聴覚障害児の医療、福祉体制に反映させることにより、今後とも、支援体制の充実に向けてまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 私からは、4点お答えいたします。

まず、県として、不育症の方へ経済的支援を行う考えはないかとお尋ねですが、不育症は、約半数は偶発的なものであり、特別な治療を行わなくても出産することが可能ですが、その一方で、原因が不明で、治療法が確立していないものも多いことから、有効性や安全性が確立されている一部の検査や治療を除き、医療保険が適用されていない状況でございます。

そのため、検査や治療にかかる費用は、医療機関や個人の状況によって異なりますが、高額になる場合もあると言われており、検査や治療を繰り返すことにより、精神的、身体的負担に加え、経済的にも負担となっていると考えております。

県内市町の助成事業の状況でございますが、昨年度は島原市、大村市、南島原市の3市で実施されており、今年度から対馬市で実施されている状況でございます。合わせて4市ということになります。

現在、国において、不妊治療の支援拡充の中で、不育症に悩む方を対象とした新たな助成制度について、来年度予算に向けた検討がなされているところであり、県といたしましては、国の動向を注視しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、コロナ禍の中、ひとり親家庭からの相談状況がどうなっているのかのお尋ねですが、県のひとり親家庭等自立促進センター及び県福祉事務所における今年3月から10月までのひとり親世帯からの相談状況については2,250件であり、対前年比259件、13%の増となっております。

増加の主な要因としては、生活が苦しいなどの経済的な相談が668件で最も多く、対前年比238件、55%の増となっており、新型コロナウイルスの影響を受けているものと考えております。

引き続き、貸付金の紹介や転職等についての助言、自立支援プログラムを作成しての就労支援など、相談者の状況に応じたきめ細かな対応を行ってまいります。

次に、ひとり親世帯に支給されている臨時特別給付金について、支給状況はどうなっている

のか、また、できるだけ漏れなく申請していただくためにどのような対応を行っているのかのお尋ねですが、令和2年10月末現在の長崎県全体における支給状況は、申請が不要な児童扶養手当受給者への基本給付については、1万2,552世帯に8億4,082万円を支給し、全ての対象者に支給が完了しております。

また、収入減に伴う追加給付など申請を要する給付については、4,628世帯に2億3,980万円、予算額の27%を支給しております。

申請漏れを防ぐための対策としては、児童扶養手当受給世帯で、追加給付の申請を行っていない全ての世帯に対して、10月に申請を促すためのチラシを直接送付したところであります。

今後も、相談窓口での周知に加え、県の全世帯広報誌をはじめ、さまざまな広報媒体を活用するなど、市町と連携しながら、さらなる周知に努めてまいります。

最後に、「YELLながさき」の認知度を高めるために、どのように周知を行うかのお尋ねですが、「YELLながさき」の周知につきましては、全市町や県の福祉事務所等の窓口パンフレットを設置して配布していただくとともに、窓口で対応を行う母子自立支援員に対して、養育費の計算方法など具体的な支援方法や「YELLながさき」との連携方法について、毎年研修を行っております。

また、子どもの貧困対策として、現在作成中の支援制度や相談窓口等を掲載したパンフレットに「YELLながさき」の情報についても掲載し、市町や保育所、学校等を通じて、今年度、できるだけ早期に全ての子育て世帯に配布したいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 危機管理監。

○危機管理監(荒木 秀君) 自力での避難に苦

慮する高齢者の避難所までの移動手手段の確保対策と地区防災計画に対する県の考えについてのお尋ねですが、災害から命を守るためには危険な場所から避難する必要があるため、自力での避難に苦慮されている方の移動手手段は重要な課題であると認識をしております。

このため、避難に当たっては、家族や隣近所、自主防災組織等が支援を行うとともに、自治体が、それらの取組をバックアップしていく自助、共助、公助の役割分担が重要であり、県では、県民の防災意識の向上や自主防災組織の結成促進の取組を通じて、地域の防災力の向上に努めているところであります。

また、地区防災計画につきましても、地域の防災マップ作成や避難方法、要配慮者に対する支援計画の策定など、高齢者の避難支援に資するものであります。県内では一部の市のみの取組にとどまっていることから、他の市町に対しても地区防災計画の策定に向けた取組を働きかけてまいります。

○議長(瀬川光之君) 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長(宮崎浩善君) 私から、2点お答えさせていただきます。

まず、ペットとの同行が可能な避難所の設置について、市町へ働きかけを行っていくとのことであったが、その後の進展はとのお尋ねでございます。

さきの台風10号の際、各市町におけますペットとの同行避難に関する対応状況を検証し、同行が可能な避難所の設置に向け、県下21市町との会議を10月19日に開催いたしました。

会議では、台風当日の対応につきまして、「ペットとの同行が可能な避難所の確保ができなかった」、「一般の避難者とは区別せず受け入れた」、「同行が可能な避難所の設置について、

事前周知ができず、混乱を招いた」などの報告があり、また、「動物は、ケージに入れることや、飼い主が餌の準備や動物の世話をを行うこと」などの受入れに当たってのルールづくりが必要であるとの意見も出され、解決すべき課題の共有が図られたところでございます。

いずれの市町におきましても、ペットとの同行が可能な避難所の設置は、必要との認識が示されておりまして、台風時におけますペットとの同行避難所の確保、その事前周知、避難所の運営のあり方などについて、引き続き協議を進めていくことといたしております。

次に、野良猫の殺処分数を減らすため、県で行っている不妊化の取組状況についてのお尋ねでございます。

長崎市、佐世保市を含む本県での平成30年度における犬猫の殺処分数については、全国で3番目に多い状況となっております。

殺処分数が多い要因といたしまして、議員のご質問にもございましたように、県と両市で引き取っております動物の多くが野良猫の子猫であり、それらは幼弱過ぎて育てることが困難なことから譲渡に適さず、やむを得ず殺処分に至っているという状況であります。

そうした現状から、県、長崎市、佐世保市のほか2市3町におきましては、ボランティアや獣医師会の協力を得ながら、新たに生まれてくる野良猫を減らすための不妊化事業を進めているところであり、平成30年度は、全県下で697頭の野良猫の不妊手術が実施されております。

これらの効果もあり、平成30年度の殺処分数は、平成26年度の約50%に減少しております。

県といたしましては、引き続き、これまでの不妊化事業を進めるとともに、他の市町においても不妊化の取組が広がるよう働きかけを行い、

殺処分を減少につなげてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） 私の方から、2点お答えさせていただきます。

まず、「ユニバーサルツーリズムセンター」の概要についてのお尋ねでございます。

長崎空港内に設置を予定しております「ユニバーサルツーリズムセンター」につきましては、来年1月中旬の開設をめどに、現在、準備を進めているところでございます。

センターの運営につきましては、これまでもユニバーサルツーリズムに積極的に取り組んでこられた県内の民間団体の方が担う予定としておりまして、観光地や宿泊施設のバリアフリー情報の提供、各種福祉サービスの紹介など、県内外からの問い合わせ等にワンストップで対応できる相談窓口となります。

県と同センターの連携はもとより、引き続き、市町や関係事業者の皆さんとともに、高齢者や障害者の方に安心して県内を旅行していただけるような受入れ体制の構築を目指してまいりたいと考えております。

次に、障がい者スポーツの合宿についても積極的に誘致に取り組む姿勢が必要ではないかとお尋ねでございます。

これは議員ご指摘のとおり、パラアスリートの合宿誘致に取り組むということは、県外からの交流人口の拡大や県内の選手たちとの交流を通じた障害者スポーツの振興が期待されることから、その有効性は認識しているところでございます。

ただ、合宿の受入れに当たりましては、競技、トレーニング施設や宿泊施設におけるバリアフリー化に加えまして、選手やサポートしていた

だく方々のニーズを踏まえた適切な環境を提供していく必要がございますので、健常者の方の合宿とは少し異なる条件が求められます。

そのため、県といたしましては、まずは県障害者スポーツ協会、中央競技団体等に合宿のニーズや実施条件などを伺ったうえで、県内の市町、競技団体、その他関係者と受入れ施設や誘致ターゲット、地元でのサポート体制等について協議をすると、そういったことで合宿誘致の可能性を探ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 地域振興部長。

○地域振興部長（浦 真樹君） ワークーションにおいて、子育て世代が気軽に参加できるような環境づくりに、現在どのような取組が行われているのかのお尋ねであります。ワークーション等の受入れに先行して取り組んでいる県内の一部地域におきましては、子育て中のご家族が参加しやすい環境づくりに注力する事例も見られるようになってきております。

例えば、五島市では、ワークーションのイベント期間中、市が中心となって、市内の保育所や小学校で参加者の子どもさんを受け入れる体制づくりに取り組んでいるほか、来年1月のイベント時には、お父さんやお母さんが仕事をしている間、英語レッスンや読み聞かせ等を行う「お子様見守りサービス」を提供予定であるともお聞きをしております。

県といたしましても、こうした五島市の取組事例などを県内他地域とも共有し、横展開に努めるなどしながら、各地域の受入れ体制の質の向上などにしっかりとつなげてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） ごう議員—24番。

○24番（ごうまなみ君） 知事はじめ、各部局の部局長の皆様にご答弁いただきました。あり

がとうございます。

お時間が17分残っておりますので、通告しておりました再質問もでございますし、答弁を伺った中で、さらにお尋ねしたいことがございますので、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、先に大項目3番、ケアラー支援について、少し再質問をさせていただきたいと思っております。

ケアラー支援、必要性は、十分に認識しているというご答弁でございました。

9月定例会におきましても、山田朋子議員から、ヤングケアラーの実態調査についての質問等々ございましたし、医療的ケア児の実態把握などについてもご指摘があったところでございます。

今回、私が質問させていただいた中で、ケアラーといっても、本当にいろんな方々がいらっしゃるのと、先ほど申し上げたように独身で一人で親の介護と仕事をしていらっしゃる方、それから晩婚化によって、子育てと介護が重なってダブル介護をしている方もいらっしゃる。それから、認知症のケアをご高齢の方がなさっているという場合もありますし、また、人工呼吸器が手放せず在宅でお暮しになっている方は、やはりそのご家族のご負担も大きいかと思います。そのような方々のきめ細やかな支援というのが、やはり必要ではないかと思っております。

そのような中で、実態の把握は、今後、ヤングケアラーなどについても国の実態調査に基づいて、そこを見ながらやっていくというお答えでございましたが、長崎県独自でやっていくというお考えはないのか、お聞かせください。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 今回実施しております調査につきましては、介護保険等の見直

しの年度に合わせた在宅介護実態調査のほかに、先ほど答弁させていただきました、特に、ヤングケアラーにつきましては、非常に学業にも影響があるという大きな問題もあって、これは国全体として行っていくという調査になっております。

本県の独自の調査ということも、全国の共通の課題も当然ありますし、長崎特有の地域性、例えば離島・半島を抱えているような独自の地域性も当然あるかと思っておりますので、今後、そういった点も考えながら、必要であれば、そういった独自の調査の検討もあり得るものというふうに考えております。

○議長(瀬川光之君) ごう議員—24番。

○24番(ごうまなみ君) ありがとうございます。やはり地域性というものが大きなかぎになるところもあると思っておりますので、そのあたりは独自でやっていただきたいと思います。

それから併せて、先ほど申し上げたシングル介護とかダブル介護の方は、本当に県内にたくさんいらっしゃると思います。そのような方々の実態の把握というのは非常に難しいかと思うんです。

そこで、長崎県庁内にはしっかりとした介護関係の休暇とか、そういった制度が設けられておりますので、県庁内の制度の活用状況などについて、お尋ねをいたします。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 知事部局におきまして、昨年度でございますが、負傷、疾病、または老齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子等の介護をするためということで、これは長期と短期とございますけれども、長期の介護休暇を取得した職員は2名、短期の方の介護休暇を取得した職員は109名という形

になっています。

また、この介護休暇以外のその他の支援策といたしましては、例えば、人事異動などのタイミングも捉えまして、介護など含めました家庭事情につきまして、しっかりと確認をするとともに、必要な配慮をしているといったことのほか、柔軟に勤務時間の設定のできるフレックスタイムとかテレワークの導入、また、職員の健康相談システムを設置いたしまして、職員及びその家族の方の健康相談に対応している状況でございます。

○議長(瀬川光之君) ごう議員—24番。

○24番(ごうまなみ君) 今、県庁内の実態について、ご報告をいただきました。いただいた資料の中にもありましたが、短期介護休暇、これは有給でありますけれども、この取得者が昨年度は109名いたということでもあります。

実態の聞き取り調査なども行っていらっしゃるということでございますが、聞き取り調査をした中で、現状の109名というのは適切な人数だというふうにお考えでしょうか。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 短期の介護休暇の取得状況でございます109名という数字でございますが、こちらは年5日の範囲内で取得が可能ということでありまして、2週間以上の期間にわたりまして、先ほど申し上げた日常生活を営むに支障がある方の介護及び世話をを行うといった形になっております。

この取得条件といたしまして、1日単位、あるいは1時間単位という形で設けておりますので、109名という絶対数ということでは評価は難しいところではありますが、なるべく取得しやすいような形で運用させていただいているという状況でございます。

○議長(瀬川光之君) ごう議員—24番。

○24番(ごうまなみ君) ありがとうございます。できるだけ、せつかく設けられた制度でありますので、活用しやすい仕組みづくりをもっともっと進めていただきたいと思っております。

また、テレワークなどについても、時代がそういう時代になっておりますので、庁内でのテレワークはなかなか難しいこともあるとは思いますが、こういったところもお進めいただければと思っております。

また、これは私から、今後ぜひやってほしいことなんですが、県庁内でこういった制度があつて、こういう活用をしていますよという状況を、ぜひ民間の方にも広げていただきたい。民間でもこういった介護休暇とかが取りやすいような仕組みをつくっていただきたいと思っておりますので、ぜひこれは産業労働部などと力を合わせて、そのあたりをしっかりとやっていただきたいと思っております。

次に、犬猫の殺処分の減少に向けた取組ということで質問させていただいておりまして、先ほどご答弁をいただきました。かなり数的には減らしていただいて、平成30年度は50%減までもっていかれているということで、そのご努力には本当に感謝したいと思います。

野良猫の不妊化を進めておられるということでございますが、野良猫に不妊手術を施した後、元に戻した猫について、餌やトイレなどの面倒を見るボランティア活動があつて、このボランティア活動を行っている方も県内にたくさんおられて、これは「地域ねこ活動」と位置づけられております。この地域ねこ活動は、周辺に住む人の生活環境へ悪影響を及ぼすことを防ぐとともに、殺処分の減少につながるという仕組みとなっております。

しかしながら、こうした活動をされているボランティアの方々からお話を伺ってみますと、周辺住民の方から、単に餌を与えているだけの迷惑行為と誤解をされてしまうというようなお声もお聞きしております。

また、地域の保健所からは、地域住民からのクレームが出ているので、地域ねこ活動に対して支出される助成金は使えないと言われてしまったというお話を伺いました。

こういった中でボランティアさんは、本当に猫たちの命を守りたいというお気持ちと、地域ねこをどんどん減らして殺処分を減らしていきたいと、そういう思いで活動されているにもかかわらず、何かジレンマを感じているような状況があるというふうに伺っております。

地域ねこ活動、本当に殺処分を減らしていくためにも大変有効な活動であるので、もっとも県民の皆様方に知っていただきたいと思いますが、このためにどのようなことを行っていくのか、お聞かせください。

○議長(瀬川光之君) 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長(宮崎浩善君) ボランティアによります地域ねこ活動を円滑に進めていくためには、議員ご指摘のとおり、県民の皆様のご理解が大変重要となっております。

そのため、県におきましては、これまで広報誌への掲載やラジオ番組での紹介、また、イベント等におけますリーフレットの配布など周知を図ってきたところでございますけれども、今後、県民の皆様のご理解がさらに深まるよう、この地域ねこ活動の具体的な活動内容であるとか、その効果などにつきまして、わかりやすく広報を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長(瀬川光之君) ごう議員—24番。

○24番(ごうまなみ君) もっともっとわかりやすい周知活動を行っていくということでございましたが、先進県におきまして、例えば福岡県とかは、しっかりとしたガイドラインがホームページ上に掲載をされていて、ホームページから誰でもダウンロードできるような仕組みがあったりもします。

それから東京都で、かなりこの地域ねこ活動が活発に進められていて、殺処分の減少に本当に効果を上げているという事例もあるんですが、地域に行政が入って行って、ボランティアさんと地域住民と行政と3者が一体となった勉強会とか研修会、セミナーなどを定期的に行っているといった事例もあります。

そういった意味では、長崎県は、私は、地域ねこ活動については、少し、一歩引いた感じがいたしております。まだまだ長崎県は、殺処分に関してはワースト3位ぐらいの位置であります。ですので、もっと積極的に地域での勉強会、研修会等を定期的に開いて行っていただきたいと思っておりますが、部長、そのあたりのお考えはどうでしょうか。

○議長(瀬川光之君) 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長(宮崎浩善君) 地域ねこ活動につきまして、県下をなべて見ますと、やはり偏りが見られる部分もございます。

引き取られる動物を減らすためには、この活動をますます普及強化する必要があると考えておりまして、保健所ごとに現状の整理をするとともに、市町と協議をいたしまして、地域ごとに要因に応じた対策を実施していきたいと、そのように考えております。

○議長(瀬川光之君) ごう議員—24番。

○24番(ごうまなみ君) ぜひ、一日も早く殺処分がゼロに近づくような活動を取り組んでい

ただければと思います。

まだ少しお時間がありますので、子宮頸がんワクチンの件で少し確認なんですけれども、今、個別に通知をすると国の方から各都道府県の方に通達がきておりました、13市町で個別の通知を出されているというご答弁だったと思いますが、残りのところがまだ進んでいない、その原因はどういうところにあるんですか。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 先ほど申し上げた13市町につきましては、本年10月に、国から個別への通知の連絡がきた以降、県から各市町に情報提供し、対応を促した結果、13市町については実施している、もしくは実施予定であるということです。

残りの8市町については、まだ未定ということでございますので、再度、県の方から各市町に説明、促しているところでございます。今後、この数も進んでいくことも当然あるというものでございます。

○議長(瀬川光之君) ごう議員—24番。

○24番(ごうまなみ君) 積極的勧奨を勧めるものではないんですけれども、接種の機会を逃してしまう可能性があります。小学6年から高校1年という限られた期間の中で、3回接種をしなければならぬんです。そうすると、タイミングがずれてしまうと公的な定期接種を受けられない可能性も出てくるので、やはり私は、21市町全てにおいて同じ情報を提供するということが徹底していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、災害対策です。

半島地域での高齢者の移動手段でございます。

一点確認なんですけど、他県の事例といたしまして、タクシー協会との連携協定を結んで、自

宅から避難所までの輸送をしていただくようなエリアが出てきたりもしております。

長崎県としても、タクシー協会との連携協定は結ばれているかと思いますが、そのあたりについては、今後、こういう活動をしていただくようなお考えはないんでしょうか。

○議長(瀬川光之君) 危機管理監。

○危機管理監(荒木 秀君) 議員ご指摘のとおり、県におきましては、県タクシー協会と災害時応援協定を締結しております。

その協定では、現在、自主避難に関する輸送は対象業務と想定しておりませんので、今後、運用するとなると、協会との調整が必要となってまいります。

また、費用負担の関係とか、自主避難者が本当に不便なのか、足が不自由とか、そういう確認方法とか、解決すべき課題も多くありますので、まずは市町等の意向も踏まえながら、活用について調査をしてまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) ごう議員—24番。

○24番(ごうまなみ君) ぜひ、そのあたりも一日も早く協議を進めていただいて、ご高齢の方、また障害者の方々が命をあきらめなくて済むような体制を県としてとっていただきたいと思います。

それから、障害者スポーツの件で、今日は議長のお許しを得まして、皆様の机の上に、パラローイングのボートガイドというものを置かせていただきました。(資料掲示)

パラローイングとか障害者スポーツとかと一口に言いましても、なかなか理解が進まないかと思いましたが、置かせていただきましたが、後ほどゆっくり皆様にご覧いただければと思うんですが。

このパラローイングに関しましては、一般の健常者の方と同じコースを使ってレースが行われるものであります。今、競技人口はあまり多くないので、大きな大会などは、パラも健常者も同時に行われている状況なんです。

今回、諫早市からの要望がありまして、センターブイの設置というものを県が予算をつけてやられておりました。なぜセンターブイを設置してほしいと諫早市が要望しているのかというと、やはり地域の活性化、スポーツによる活性化が目的だということでした。

であるならば、今からどんどんと整備が進んでいくものに関しては、パラと健常者のスポーツと分けて考えるのではなく、同じに捉えていただくことによって、整備のやり方、方法が変わってくると思うんです。

なので、この本明川につきましても、少し意識を変えていただいて、車椅子の方とか視覚障害の方とかが使いやすいような整備をしていく必要があると思うんですけれども、そのあたり、部長、どうですか。

○議長(瀬川光之君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 本明川のボート練習場は、非常にボート競技のポテンシャルが高くて、今月にはナショナルチームの合宿も決定しているところでございます。

私も現地を見せてもらいましたけれど、非常に波風の影響を受けずに、それから、水辺までがすごく近いので、障害者の方にも、整備は要るのかもしれませんが、適した環境になるかもしれないと思っています。

ぜひ、ボート競技の合宿誘致には力を入れてまいりますので、今ご質問にあったように、併せて、そういった関係者のところにアプローチすると、先ほど言いました可能性を探るという

意味では、最初のモデルケースとしては非常にいいのではないかと考えていますので、地元の諫早市であるとかボート協会とも協議をしながら検討してまいりたいと思っております。

○議長(瀬川光之君) ごう議員—24番。

○24番(ごうまなみ君) 前向きなご答弁をありがとうございます。

ぜひ、今後、いろいろと新たにいろいろなものを整備していく際には、パラの視点、障害者の視点というものをしっかりと組み込んでいただきたいと思えます。

島原半島のサイクリングロードにつきましても、パラサイクリングのロードレースなどができるような整備をしていただければと思っております。

毎回、私は、もう本当に社会的少数派の人の意見を中心に質問させていただいておりますが、こういった誰一人取り残さない長崎県づくりをしていくことが、これからは重要だと思っておりますので、今後とも、ともに頑張っていければと思えます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(瀬川光之君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

— 午後 2時31分 休憩 —

-----  
— 午後2時45分 再開 —

○副議長(松本洋介君) 会議を再開いたします。引き続き、一般質問を行います。

山本由夫議員—27番。

○27番(山本由夫君)(拍手)〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

自由民主党・県民会議、島原市選出の山本由夫でございます。

私からは、大きく5項目について、一括質問します。

本日、最後の質問者で皆さんお疲れかと思いますが、どうぞよろしくお願ひします。

1、島原半島に関する重要なインフラ整備の状況について。

(1) 道路整備について。

島原道路についてです。

地域高規格道路の島原道路は、南島原市深江町から諫早インターまでの全長約50キロの自動車専用道路で、全線が開通すれば、この区間の所要時間が、従来の90分から40分へ大幅に短縮され、現在、順次工事が進められています。

地理的条件に恵まれない島原半島にとって、産業の振興、地域の活性化、緊急時の医療対応など、命と暮らしを未来へつなぐ極めて必要な念願の道路です。

おかげさまで、今年度、有明—瑞穂間が新規事業化され、全ての工区が事業化されたことで、全線開通に向けた今後の整備に地元も大きな期待を寄せています。

そこで、新規事業化区間も含めた島原道路の各工区の進捗状況と今後の事業の見通しについて、お尋ねします。

(2) 農地の基盤整備事業について。

まず、基盤整備事業の実施状況と今後の計画について、お尋ねします。

近年、全国的には、農村地域の過疎化や高齢化、農業後継者の不足などによって、耕作放棄地に歯止めがかからない状況が見られる一方で、地元の意欲のある農家からは、規模を拡大したいが、農地に接続する道路や用水がないなど、農業生産に苦勞されている声を多くいただいております。本県の農業の生産性や所得の向上、農村地域の振興を図るためには、農地の基盤整備を

早急に進めていかなければならないと考えています。

特に、島原半島は、農業産出額が県全体の4割を超える県内随一の農業地帯であり、島原市三会原地区をはじめ、基盤整備の進んだ地域では、後継者が定着し、子どもの数が増えるなどの波及効果もあらわれています。

このように農業の担い手を確保・育成して、農業を継続し発展させるには、その基礎となる基盤整備が重要であり、島原半島でも実施中の地区の早期完成や新規の基盤整備の要望が寄せられています。

そこで、島原半島における農地の基盤整備の実施状況と、特に、島原市で実施されている半島の進捗状況、また、今後の新規地区の予定について、お尋ねします。

次は、農業・農村整備事業の予算確保についてです。

国の農業・農村整備予算は、補正を合わせた総額では、大幅削減前の平成21年度を上回る規模まで回復し、本県の予算も、県当局のご尽力で、平成30年度が総額90億円、令和元年度が105億円、2年度が106億円と年々増加しており、今後とも、農地の基盤整備を計画的にしっかり進めるためには、引き続き、国及び県の予算確保が必要です。

そこで、農業・農村整備事業の令和3年度の国の概算要求の状況と、県の予算確保に向けた取組状況について、お尋ねします。

2、長崎県地方機関再編における島原振興局の見直しについて。

(1) 島原振興局の見直しに対する知事の所見。

平成20年3月の長崎県地方機関再編の基本方針に基づき、昨年末、振興局の見直しの方向性

が示されました。これによると、島原振興局については、保健所や農水産業の普及関係、普賢岳の防災や建設中の島原道路関係と土木の維持管理機能などを残すだけで、それ以外は諫早市に建設予定の県南地域事務所に集約されることになっています。

島原振興局は、50年以上にわたり、長崎県政における島原半島の振興に重要な役割を担ってきています。島原半島の住民にとって、島原振興局は、県庁であり、振興局長は、半島の知事という認識だと言っても過言ではありません。

今回の見直し案に対し、島原半島3市からは、「島原振興局という大きな柱が動くことによって、県との関係が薄くなり、島原半島が取り残される」、「地域格差を生じて、島原半島の振興に大きな影響を及ぼす」との懸念の声が挙がっており、先月には、半島3市長名で見直しに対する要望書が提出されたところです。

そこで、まず、こうした経緯や地元の要望も踏まえて、島原振興局の見直しに対する知事の所見をお伺いします。

(2) 職員の規模について。

見直し案では、県南地区の3つの振興局を諫早市に建設予定の県南地域事務所へ集約するとされていますが、長崎地区と島原地区、県央地区について、集約前と集約後では職員規模はどのように変わるのか、ご説明をお願いします。

(3) 行財政効果について。

今回の再編の最大の目的は、厳しさを増す財政状況を踏まえたさらなる行財政改革とされていますが、再編による行財政効果をどう試算し、メリット、デメリットをどのように考えているか、ご説明をお願いします。

(4) 住民や市・職員の意見について。

今回の見直し案の策定に当たって、住民や市、

振興局の職員の意見をどの程度聞いたのか。また、どのような意見だったか、ご説明をお願いします。

(5) 今後のスケジュール、進め方について。

見直し案では、今年度末頃までに再編案を策定し、来年度からは県南地域事務所の設計・建設に入るとされていますが、今後の進め方と現段階でのスケジュールについて、ご説明をお願いします。

3、観光・物産分野におけるコロナ対策の事業効果について。

(1) 事業予算の執行状況と事業効果について。

新型コロナウイルスは、社会・経済のあらゆる分野に甚大な影響をもたらしており、本県では、感染予防・拡大防止対策、生活支援及び県内経済の回復・拡大対策などの新型コロナウイルス感染症対策予算として、9月補正までに総額で1,071億円を計上し、本11月定例会でも157億円が上程されています。

このうち、経済対策について、特に、観光事業者、物産事業者の売上げが大きく減少していることから、本県では、宿泊施設の安全・安心な受入環境の整備や誘客対策として、県民による県内旅行を促進する「ふるさと再発見の旅」、また、物産事業者などを支援する「長崎よかもんキャンペーン」などを実施しています。これは、他県にはあまり見られないような事業であり、その積極的、継続的な展開については評価をしているところです。

そこで、これらの事業が当初の目的、想定どおりに進捗しているのか、現在の事業予算の執行状況と執行率がどのようにになっているのか。また、誘客対策における事業効果はどれくらいか、お尋ねします。

(2) 物産の事業効果を持続させるための取組について。

物産事業者への支援のうち、ECサイトを活用した「長崎よかもんキャンペーン」については、今回の取組で県内外の多くの方に利用され、県内の参加時業者も増え、県産品の認知度も高まったのではないかと思います。

ただ、今回の県産品消費拡大事業は、国のコロナ対策の臨時交付金で実施されており、今後、割引などがなくなった場合の反動減も心配されます。

そこで、今回の事業を一過性で終わらせることなく、事業者に対する新たな取組として、キャンペーンの終了後も引き続き利用してもらうための対策が必要だと考えますが、反動減対策や今後の販売促進について、どのように対応しようと考えているのか、お尋ねします。

(3) ウィズコロナ・アフターコロナにおける観光振興策について。

壇上では、有明海を活用した周遊対策について、お尋ねします。

現在、東京や大阪、北海道などでは、新型コロナウイルスの「第3波」がきていると言われており、今後、本県もその影響を受けることが予想されます。コロナがいつ収束するか予測がつかない中で、経済を停滞させないためには、感染防止対策を徹底しながら観光客を誘致する必要があると考えます。

これまでのコロナの影響から、今後は密を避けるため、自家用車を使った近場への個人旅行がより好まれるようになってと言われており、県内や九州内からの観光客の誘致に力を入れる必要があります。

この場合、熊本県などから有明海を活用した島原半島への観光ルートが有望だと考えます。

特に、島原半島には4つの航路があつて周遊性が高く、また、世界遺産や世界ジオパークなど、世界的な価値を持ち、熊本県との関連性も高い屋外型の観光資源もあります。

そこで、県では、これまで熊本県などからの航路を活用した観光客の誘致にどのように取り組んできたのか。

また、今後、九州他県や民間とも協力をして、有明海を活用したコースができないか、お尋ねします。

#### 4、地域包括ケアシステムについて。

##### (1) 各圏域の構築状況と課題について。

わが国では、団塊の世代が75歳以上になる2025年をめどに、高齢者の方が介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。

高齢化が全国より10年早く進んでいると言われる本県では、国の目標より2年早い2023年度に県内全市町で「地域包括ケアシステム」を構築することを目指し、長崎県版の評価基準を作成して、構築状況を見える化し、評価による課題を中心にロードマップを作成して改善に取り組んでいます。

そこで、令和元年度の各圏域の構築状況はどうだったか。また、今回の評価における県全体、また、各圏域の課題をどのように分析をしているか、お尋ねします。

##### (2) 介護人材の確保対策について。

地域包括ケアシステムの大きな課題の一つに、サービスを提供する介護人材の不足の問題があります。

自民党長崎県連政調会では、今年8月、介護

人材の確保対策について、県に対して、介護職への正しい認識とイメージアップのためのPRの強化をはじめ、資格取得、外国人材の確保、安全・安心な職場づくりへの支援などを提言しました。

県でも、「長崎県介護人材育成確保プログラム」などで介護人材の確保に取り組んでいますが、この提言も踏まえ、現在及び今後の取組について、お尋ねします。

(3) 生活支援コーディネーターについて。

地域包括ケアシステムの構築のためには、医療・介護などのサービス提供体制はもちろんです。その前提として、日常生活上の支援体制の充実・強化と、高齢者の社会参加が必要です。その中心的な役割を果たすのが、生活支援ニーズの把握、サービスの立ち上げや居場所づくりの支援、情報提供、支援者の発掘と育成、関係機関や団体とのネットワーク化などを行う生活支援コーディネーターです。

この生活支援コーディネーターについては、国において、市町村圏域の第1層と日常生活圏域の第2層にそれぞれ配置することが求められていますが、配置が進んでいない地域もあると聞いています。

そこで、本県における生活支援コーディネーターの配置状況と活動状況について、お尋ねします。

5、施策の立案における統計データの利活用について。

(1) 現状と今後の取組について。

今年は、国勢調査が実施されました。この国勢調査をはじめ、県内でも多くの統計調査が行われ、その調査結果が公表されていますが、国においては、統計データの利活用、証拠に基づく政策立案、いわゆるEBPMの必要性が指摘

されているところです。国の統計部門でも、データの利活用に前向きに取り組んでいる自治体を積極的に支援していると聞いています。

こうした中、先日、総務省の第5回地方公共団体における統計データ利活用表彰において、長崎県統計課が行った「長崎県の転入・転出に係る行動分析及び動態把握事業」が、全国で5自治体の一つとして特別賞を受賞しました。

県では、経済・社会構造が複雑化する中、課題の解決のために様々な施策に取り組んでいますが、限られた資源を有効活用し、信頼される行政を展開するためには、本県においても、こうした分析結果を活用した施策を展開する必要があります。

そこで、本県の各種施策の立案における統計データの利活用の現状と今後の取組について、お尋ねします。

以上で、壇上からの質問を終わり、ご答弁後に対面演壇席にて、提案、要望等をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○副議長(松本洋介君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 山本由夫議員のご質問にお答えいたします。

地方機関の再編、島原振興局の見直しについてのお尋ねでございます。

地方機関の再編につきましては、平成20年の時点で、市町村合併や地方分権が進んできた状況を踏まえ、県の役割は、より専門的、広域的な機能を発揮していくこととし、本土地区を県北と県南の2つの地区に分け、総合地方機関を設置する方針を定めたところであります。

これを関係市町にもご説明させていただくとともに、県議会でもご議論をいただき、各行政分野についてのご意見はありましたものの、再編そのものについては、一定ご理解をいただい

ていたものと考えているところであります。

その後、庁舎建設場所も諫早市内に確保のめどが立ったことなどを踏まえ、昨年12月、「見直しの方向性」を策定したところであります。

県の行政資源も限られる中で、組織を集約し、専門性が高く、柔軟で機動的な組織とし、重点的に進めるべき施策や事業を着実に推進できる体制の確保が重要であると考えております。

この間、関係市からは、「島原半島が取り残されるのではないか」との懸念の声も伺っているところでありますが、窓口業務や災害対応など緊急性等が高い業務のほか、基幹産業の農業普及機能などは、その体制を島原地域に存置するとともに、重要プロジェクトである島原道路については、さらなる整備推進のための現場事務所を設置して対応したいと考えております。

こうしたことも含め、県としては、これまで同様に島原半島の振興にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

なお、具体的な再編内容については、島原半島3市長連名のご要望などもいただいているところであり、様々なご意見も参考にしつつ、一方で、行財政改革としての本来の再編の趣旨を念頭に置きながら検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○副議長(松本洋介君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 島原道路の進捗状況と今後の見通しについてのお尋ねですが、島原道路については、全体延長約50キロメートルのうち、これまでに、今年3月に供用開始した諫早インター工区を含め、約19キロメートルを供用しています。

今年度は、新規事業化した有明瑞穂バイパス

を含め、県で4工区、国で1工区、合計で76億円の予算を確保し、整備を進めています。

県で施行している諫早市長野町から栗面町までの整備については、事業進捗率が9割に達し、早期完成を目指しているところです。

また、島原半島内の出平有明バイパスについては、用地取得が8割程度まで進み、埋蔵文化財の調査を行いながら、橋梁及び函渠等の工事を進めていて、瑞穂吾妻バイパスについては、設計及び用地取得、有明瑞穂バイパスでは、地元説明会を行い、測量に着手したところです。

一方、国で施行されている森山拡幅については、現在、橋梁及び地盤改良等の工事が進められており、今後も早期完成に向けて働きかけていきます。

今後、島原道路については、高速交通ネットワークの形成のため、重点的に整備を行ってまいります。

○副議長(松本洋介君) 農林部長。

○農林部長(綾香直芳君) 私の方から、農地基盤整備事業に関して、2点お答えをさせていただきます。

まず、島原半島における農地の基盤整備事業の実施状況、そのうち島原市で実施中の地区の進捗状況及び今後の新規地区の予定についてのお尋ねでございます。

農地の基盤整備事業の本年度実施地区数は、県全体で29地区あり、そのうち、島原半島地域では12地区を実施しております。

このうち、島原市で実施しております2地区の令和元年度末までの進捗状況は、事業費ベースで、三会原第3地区が92%、三会原第4地区が10%となっております。

また、島原市での今後の新規地区は、県の今年度からの5か年計画で、中原・寺中、一野、

東大、松崎の4地区を予定しており、現在、早期の事業申請に向け、県と市が連携し、事業の制度に関する勉強会の開催等を通じ、地域の合意形成を進めているところでございます。

次に、令和3年度の国の農業農村整備事業の概算要求の状況と県の予算確保に向けた取組についてのお尋ねですが、国の概算要求は、対前年度比122%の5,408億円となっております。

また、県の予算確保の取組としては、本年6月の政府施策要望において、十分な当初予算確保を重点項目として要望するとともに、去る11月7日には、「長崎県農業農村整備事業推進協議会」と連携し、予算獲得に向けた推進大会を開催したところであります。

今後とも、国の令和3年度概算要求の満額確保と本県への予算の重点配分について、あらゆる機会を捉えて、国に強く働きかけるとともに、令和2年度補正予算の確保に向けても積極的に取り組んでまいります。

○副議長(松本洋介君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 私から、地方機関の再編に関しまして、4点ご答弁を申し上げます。

まず、職員の規模について、再編前と再編後の長崎、県央、島原の人員体制はどうなのかというお尋ねをいただきました。

詳細な人員体制につきましては、再編を実施する予定の令和7年度頃にならなければ確定できないということでございますけれども、昨年の12月に公表させていただきました「振興局見直しの方向性」の策定に際におきましては、例えば、保健所等の必要な機能を現地に継続配置することですとか、あるいは本庁と振興局の役割分担というのは現行のまま、また、現在の業務量を維持するといった様々な仮定を置いたうえで積み上げた現段階の試算といたしまして、

長崎地区におきましては、再編前におきまして、約270名おりますのを、再編後は約130名、同じく県央地区につきましては、約310名を約500名、島原地区につきましては、約210名を約130名という形で想定しております。

次に、行財政効果に関しまして、再編の行財政効果をどのように試算し、メリット、デメリットをどのように考えているのかというお尋ねをいただきました。

振興局を集約することによりまして、組織の機動性あるいは柔軟性及び総合的に高度な専門性を確保することができるといったこと、重点的に推進すべき事業や災害などの課題に対しまして、集中的に人的資源を投入することができると考えております。

また、行政コストの削減効果につきましても見込んでおりまして、先ほど申し上げました人員体制の試算に基づきまして、30名程度の人員削減が見込まれるところでありまして、仮に一人当たり人件費を年間約800万円という仮定を置かせていただきますと、年間約2億4,000万円の削減効果、これはランニングコストとしてでありますけれども、そういうものがあると試算しております。

そのほか、庁舎の建設費という観点におきましては、老朽化しております長崎、県央、島原の各振興局庁舎をそれぞれ再建築する場合と比べまして、建築費用につきましては、5億円から10億円程度抑えられるというふうに考えております。

振興局の所管区域が広くなることに伴いまして、行政サービスの低下を懸念するご意見を伺っております。こちらにつきましては、県民の皆様が多く利用される窓口業務ですとか、あるいは災害対応などの緊急性等の高い業務、こち

らにつきましては、その体制ですとか機能を地域に配置するというを考えております。

また、集約後の大規模な組織も活用しながら、現場の業務に支障が生じない体制にしたいと考えております。

次に、住民や市、職員の意見ということでございまして、そういったご意見をどの程度聴取したのか、また、どういった意見だったのかというお尋ねをいただきました。

これまで機会を捉えまして、県議会の皆様、市町の皆様のご意見をお伺いするとともに、島原半島3市からのご要望等もいただいている状況でございます。

関係市からは、行財政改革という再編の必要性につきましては、一定のご理解をいただいたというふうに受け止めてございますけれども、一方におきまして、例えば「振興局という名前は残せないのか」といったご意見ですとか、あるいは「地域に目が届かないようになる」、あるいは「職員が来る頻度が少なくなるのではないか」といった不安ですとか、県民サービスの低下をご懸念される声をお聞きしているというところでございます。

県といたしましては、先ほども若干申し上げましたけれども、税の窓口ですとか保健所などの必要な機能につきましては、現地に存置するという形で行政サービスが大きく低下することがないような体制整備を図るとともに、テレビ会議の活用をはじめといたしまして、様々な取組を行うことにより、距離にとらわれないような工夫を進めていきたいというふうに考えている次第であります。

いずれにいたしましても、県行政の経営資源に限られる中でも、行政サービスを維持・向上させていくために必要な見直しであるというこ

とを丁寧にご説明を差し上げまして、ご理解をいただけるように努力をしまいたいと考えております。

なお、職員ですとか、県民の皆様のお声を直接お伺いする機会につきましては、今後、再編の具体化を進めていく中で検討していきたいというふうに考えております。

最後に、今後のスケジュール、進め方ということでございまして、どういうスケジュールで、どういう手続を踏むのかというお尋ねをいただいております。

昨年12月に公表を差し上げました「振興局見直しの方向性」におきましては、今年度末頃に県南地区の再編の実施案を策定することといたしております。その後、その実施案を基に庁舎の設計・建設に着手いたしまして、大体令和7年度頃の再編実施を目指すということで、昨年公表させていただいている次第でございます。

現在といたしましては、年度内の実施案策定に向けまして、様々なご意見をお伺いするとともに、行政運営の効率化等の効果もしっかり生み出すことができるよう、具体的な組織、機能のあり方を含めて検討を進めている状況でございます。

今後、さらに、県議会の皆様をはじめとしまして、皆様の様々なご意見をお聞きしながら、できるだけ早期に実施案を策定したうえで、その後の新庁舎の設計等に着手してまいりたいと考えている次第でございます。

○副議長（松本洋介君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） 私の方から、観光物産関係3点のご質問に対して、お答えさせていただきます。

まず、コロナ対策事業の執行状況と事業効果についてのお尋ねでございます。

観光事業者による受入体制強化の取組に対する支援につきましては、約9.6億円の予算に対しまして、現時点で約9.2億円の実績で、2,100名余りの雇用維持につながっております。

次に、宿泊事業者による衛生面の対応充実や、今後を見据えた施設の魅力向上に対しましては、約7.3億円の支援枠をいただいておりますが、延べ323の事業者の皆さんにご利用いただいております。年度末までに、ほぼ全額を活用していただけたと考えております。

また、6月から7月にかけて実施しました県独自の宿泊割引事業は、目標の24万人泊を超える約24万6,000人泊の実績となりまして、多くの県民の皆様、全国の皆様にご利用いただいております。

さらに、県物産振興協会のサイトで実施する「長崎よかもんキャンペーン」の事業では、好評のうちに終了いたしました第1弾と、10月から実施しています第2弾を合わせた販売目標額4.1億円につきましては、来年2月末までに達成する見込みであるなど、観光・物産の両分野においてコロナによる影響の抑制につながっているものと考えております。

次に、県産品キャンペーン終了後の販売促進対策についてのお尋ねでございます。

第2弾のキャンペーン開始に合わせて、リピーター対策のための購入ポイント制の導入や、購入者意見をフィードバックするためのレビュー機能を付加したほか、利便性向上を図るためのQRコード決裁機能を導入することとしております。

また、キャンペーン終了後には、購入状況などを県物産振興協会にて分析し、出店事業者とも共有するためのセミナーの開催を予定しているところでございます。

このような取組を通じまして、消費者に選ばれる商品への改善等を促すとともに、消費者ニーズに合った掲載商品の充実など、当該サイトの魅力を高めまして、キャンペーン終了後の売上げ確保につなげてまいります。

最後に、有明海航路を活用した観光客誘致の取組状況でございます。

これまで、長崎、熊本、大分、3県の連携で、熊本と島原間の航路を活用した旅行商品の造成支援などを行っております。今年度は、中部地方からの誘客促進対策として、3県を周遊する旅行商品の販売を行っております。

今後、近距離旅行の需要を取り込むためにも、特に、南九州からの有明海航路を利用した誘客に努めるとともに、令和4年秋の destinations キャンペーンに向けましては、新幹線鹿児島ルート、有明海航路、西九州ルートをセットにした旅行商品の造成なども検討するなど、ウィズコロナ、アフターコロナの旅行ニーズに合った誘客対策を講じてまいります。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 私の方から、地域包括ケアシステムにつきまして、3点お答えいたします。

まず、各圏域の構築状況につきまして、令和元年度の構築状況はどうだったのか。また、今回の評価における県全体、また、各圏域の課題をどのように分析しているのかのお尋ねでございます。

令和元年度につきましては、地域包括ケアシステムが概ね構築できた圏域が、県内124圏域の85%に当たる105圏域となり、前年度の86圏域から19圏域増加しております。

県全体の評価は、離島や過疎地域におけるモデル事業による先進的な事例の紹介や、有識者

による具体的な助言等によりまして構築が進んでいると考えておりますが、各圏域では、住民が主体となった生活支援体制の不足や地域課題の把握に課題があると考えております。

県といたしましては、地域資源が不足する地域では、特に、住民参加による生活支援が重要であることから、有識者の派遣や先進事例の共有により、各市町に対しまして支援してまいりたいと考えております。

次に、介護人材の確保に関して、現在、どのように取り組んでいるのか、また、今後、どのように取り組んでいくのかのお尋ねでございます。

介護人材の確保につきましては、将来の担い手確保のため、小中高校生に対しまして、介護の魅力伝える講話や職場体験を実施しており、令和2年度には157校で7,600人を対象に実施する予定であり、令和元年度の75校で2,600人を大幅に上回っております。

また、他業種からの参入に関しましては、ハローワークとも未経験者と事業所とのマッチングなどの連携を行っております。

今後は、本年11月の本県とベトナム国ドンア大学との覚書に基づき、ベトナムからの外国人材の確保に努め、コロナ禍における県外からの移住希望者に対しまして、多様な働き方が可能な介護事業所を紹介するなど、新たな担い手確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に、生活支援コーディネーターにつきまして、各圏域の生活支援コーディネーターの配置状況と活動状況のお尋ねでございます。

本県のコーディネーターの配置状況につきましては、市町単位の第1層は19市町で設置されておりますが、日常生活圏域単位である第2層につきましては、147圏域中で113圏域に配置さ

れております。

活動状況につきましては、例えば高齢者の買い物や通院手段として交通手段が不足している地域におきましては、コーディネーターがボランティアの確保や車両提供に関する調整等を行いまして、移動支援サービスの運営等につながっております。

今後は、未設置の市町に対しまして、コーディネーターの設置を促すとともに、研修を通じて先進事例の共有を図ることにより、全県下において地域住民が中心となった取組を進めてまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長(宮崎浩善君) 本県の各種施策の立案における統計データの利活用の状況と今後の取組についてのお尋ねでございます。

施策の立案に当たっては、課題をしっかりと分析する必要があり、例えば人口減少の克服に向けては、データに基づく人口移動の要因分析が必要であります。

今回受賞いたしました取組では、昨年度、総務省が実施する「就業構造基本調査」の調査票情報を用いまして、男女別、年代別等の属性別に分析を行い、転入・転出に関して、「家族の仕事の都合」や「結婚」を理由とする女性特有の動きなどがあることを確認できており、関係部局と共有を行ったところでございます。

さらに、県下全市町の窓口で「移動理由アンケート」を実施し、転入・転出理由等を把握することを目指しております。

このほか、昨年度から、県内大学生の県内就職意識に関する調査を行うなど、若者の県内定着に関する分析も実施しております。

県といたしましては、今後、さらに関係部局や市町と連携を図りながら、データの収集及び

利活用を進め、施策立案につなげてまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 山本由夫議員—27番。

○27番(山本由夫君) それぞれにご回答ありがとうございました。

ちょっと残り時間が想定より短くなってしまいましたので、少しカットしながら進めさせていただきます。

まず、島原振興局の見直しについてですけれども、私は、県の財政事情は理解するんですけれども、現在の案というのは、行財政効果の点でも、そして、何よりも島原半島の現状、地域の活性化、地域の思いという点で、まだ多くの疑問を持っています。

例えば、島原振興局については、まず、職員の規模、機能と地元の意見についてですけれども、全体では210人から130人と80人職員が減少する、率にして4割もの減員になっているんですが、先ほどお話があったような保健所とか農水産業の普及部門を除くと、約120人が40人ということで、3分の1になってしまうという計算になります。

さらに、この中には、プロジェクトの島原道路に係る人員などが入っていますので、現在の建設部とか農林水産部で業務に携わる人員というのはもっと少なくなってしまう。

島原半島では、大雨の際に頻繁に通行止めが起るなど、緊急に現場対応が必要な場面が数多くあります。

また、島原半島内の道路整備はまだ終わっておらず、島原道路が完成した後も、引き続き、地域高規格道路の島原天草長島連絡道路や愛野小浜バイパスを筆頭に、幹線道路の整備が必要です。

一方、先ほど話がありましたとおり、島原半

島は、県内随一の農業地帯であり、現在、半島内で12か所の基盤整備が実施中で、加えて令和6年まででも8か所の新規事業が計画されているなど、今後とも農地の基盤整備を強力に推進しなければなりません。

現在の案では、最低限といいますか、機能として土木については維持管理部門を、農業については普及部門を残すとされていますけれども、これだけではなくて、基盤整備などの現場性の強い業務や機能については残してほしいというのが、地元3市の要望です。

私は、原案やこれまでの県の対応というのは、振興局の現場もですが、市町、建設業や農業、商工業者など地元の意見を反映していないというふうに感じています。地元では、今年度末には最終的に決まってしまうんだという危機感が非常に強いです。

そこで、島原振興局の規模については、今年度末で確定ということではなく、今度とも地元3市や関係者などの住民の意見も聞いたうえで、地域が真に必要な業務を抽出し、弾力的な対応をお願いしたいと思います。この点についてのご答弁をお願いします。

○副議長(松本洋介君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 振興局の再編につきましては、先ほど知事もご答弁申し上げましたけれども、平成20年来、「基本方針」をお示し、また、当面の再編として先行実施という形で進めさせていただいております。

その際に、折に触れまして、県議会あるいは各市町等に県の考えをご説明してきたという状況でございます。

そういった中にありまして、議員が今ご指摘をいただきました地元のご心配ということもあろうかと思っております。そういった意味で

は、繰り返しになりますけれども、県民の皆様  
の身近なところにつきましては、しっかり残し  
ていくということですか、あるいは農業の関  
係につきましても、普及部門はそのまま残しま  
すし、あるいは基盤整備部門につきましても、  
これまでどおり、普及部門、集約はしますけれ  
ども、普及部門との緊密な連携ということをし  
っかりとっていきたいと思っております。

また、建設部門につきましても、道路など緊  
急対応を含めまして、県管理施設の維持管理で  
すか災害対応、こういった体制につきましては  
維持していく、あるいは大規模なことが必要な  
時の建設事業につきましても、集約した中で重  
点的に投資をしていくといった形で対応させて  
いただきたいというふうに考えております。

やはり県としましては、人的資源の限りがあ  
る中におきまして、財政状況が非常に厳しい中  
で、できるだけ早期に再編によって、ただいま  
申し上げた集約、総合的な専門性ですとか機動  
性、柔軟性を持った組織体制の構築を進めたい  
と思っております。関係機関のお話を伺う中  
におきましても、やはりご心配の声の一方で、予  
定を前倒しして推進すべきという声もいただ  
いている状況でございます。

そういった経緯ですとか状況を踏まえながら、  
具体的な再編内容につきましては、島原半島3  
市連名のご要望など、様々なご意見も参考にさ  
せていただきながら、一方で行財政改革として  
の本来の再編の趣旨といったことを念頭に置き  
まして検討を進めさせていただきたいと考えて  
おります。

○副議長(松本洋介君) 山本由夫議員—27番。

○27番(山本由夫君) ありがとうございます。  
その行財政効果ですけれども、先ほど、あくま  
でも仮定の話ということですが、長崎振

興局が270人から130人、島原振興局が210人か  
ら130人と大幅に削減される一方で、県央振興  
局には310人から500人と大幅に増員される、集  
約されることによって、3振興局のトータルの  
人員で見ると790人から760人とあまり変わら  
ない。

また、3振興局全て建て替えることを前提に、  
それとの比較で財政効果を試算されているよう  
ですけれども、それ以外の選択肢は検討してい  
ないのか。例えば、島原振興局は、耐震化工事  
を行っておりまして、5年と言わず、当分は使  
えるのではないかと、長い目で見ても、例え  
ば事務所は賃貸借の方が安く済むのではないか  
とか、そういったことは検討していないのか。  
また、公社の整理とか売却など、ほかにも検討  
べき事項があるのではないかとということです。

また、平成20年3月の地方機関再編の「基本  
方針」の際には、基本的な考え方として、交通  
通信網の整備などに応じた再編が掲げられてい  
ますけれども、平成20年度以降、島原半島の交  
通事情は、島原鉄道の南目線の廃止でむしろ悪  
化をしている。

また、現在工事中の島原道路は、鋭意ご尽力  
いただいておりますけれども、少なくとも再編  
予定の令和7年度にはまだ完成をしていない。  
生活圏域は拡大していないという前提のずれが  
あるのではないかと。

こういった中では、現場対応とか対面交渉が  
頻繁に必要な業務については、集約によって移  
動距離が長くなって、例えば諫早から3市に移  
動する県の職員だけではなくて、3市から諫早  
に移動する市の職員であったり、業者の方で  
あったり、こういった方の時間ロスとかという  
ことで、県とか3市の行財政改革に逆行するよ  
うな事態も生じてくるのではないかとということ

を懸念しています。

また、通信網の整備につきましても、ICTの進展によって、むしろ地方の出先機関に行っても本庁的な業務ができるという考え方もあるのではないかと思います。

このように、今の案というのが集約によって行財政が効率化するのか、かえって非効率になるのではないかという点で、まだ疑問があります。この行財政効果につきまして、再度、詳細に検討していただきたいと思っておりますけれども、この点いかがでしょうか。

○副議長(松本洋介君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 今回の振興局の再編でございますけれども、行財政改革といたしまして、市町村合併などによりまして、各市町の役割増大などを考慮いたしまして、県の役割は専門的・広域的な機能を発揮していくということの中で、限られた人材あるいは財政状況を一度集約いたしまして、そこから県の役割として重点的に推進すべき施策ですとか事業、こういったものに集中・特化をすることによりまして、これを着実に推進していくといった大きな目的を抱いているものでございます。

また、議員ご指摘の行財政効果につきまして、例えば、ご指摘いただきました人員削減効果、こちらは先ほど現段階の仮定を置いた試算という形で申し上げました。これは30名程度という形の規模でございますけれども、こちらは30名という数字でございますが、これまで長年にわたりまして、毎年、毎年、人員を縮減する中であります。現行革のプランにおきましても、5年間で100人という規模でございます。そういった中におきまして、再編で30人という数字自体、こちらは決して小さな数字ではないというふうに考えている次第でございます。

また、再編によりまして、おっしゃるとおり、距離的に遠くなる地域というのはあると思っております。そういったことによりまして、効率性が減じられる部分が生じることもあるということでありまして、先ほど来申し上げておりますとおり、県民への直接的な行政サービスに関しましては、必要な機能を現地に存置する計画でございます。

また、ご指摘の島原道路の建設につきましても、完成こそしていないところでありますけれども、その時分、令和7年頃におきましては、相当程度進んでいるという見込みを立てております。

あるいは、ご指摘いただきましたICTの関係、こちらテレビ会議の活用などによりまして、なるべく距離を克服していくといった改善ができるものというふうに考えております。

また、庁舎建設についても、ご指摘をいただきました。賃貸借を含めということでありまして総合的に検討した結果、現在の新庁舎の建設といったことを今描いているものでございまして、こうしたことをやる踏まえますと、再編によりまして、全体として行政コスト等の削減効果は、確実に見込まれるものと考えております。

本県の財政構造の脆弱さや厳しい財政状況といったことに照らしまして、新庁舎の建設におきましても、やはり手法の工夫といったことを検討していくこととしておりますし、もとより、収支改善につきましても、ご指摘いただきました庁舎、職員公舎の整理等も含めまして、県全体でそこは絶えず進めていくべきものというふうに考えております。

○副議長(松本洋介君) 山本由夫議員—27番。

○27番(山本由夫君) 次に、県と地方機関のあり方についてということですが、私は、離島・半島が多い本県におきましては、本庁から遠く、過疎地で地域振興が遅れている離島・半島こそ、本来振興局が必要だと考えています。

そして、その意味では、平成21年度の再編前の対馬、壱岐、五島、島原、県北の5つの地方局、振興局プラス本庁直轄体制の方が効率的でわかりやすく、本来の県と地方機関の姿だったのではないかと感じています。

今回の再編で、事務部門や管理部門が一定集約されるということについては、理解をしていますけれども、それ以外の農林や土木など、現場対応が必要で、地域の活性化に直接関係する部門については、人員や機能をできるだけ残してほしいと、そして事務所については、島原半島に県庁というべき名称を残してほしいと、知事の名代というべき職員を残してほしいというのが島原半島3市の願いです。

島原振興局は、昭和30年に地方事務所が廃止された後、昭和42年に農林・土木部門を中心に島原地域開発振興局が設置されたのがスタートだと認識しています。ぜひこういう形で名称、職員の配置も考えてほしいと考えますけれども、この点について、ご答弁をお願いします。

○副議長(松本洋介君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 振興局の再編を行ったといたしましても、これまで同様、県といたしまして、引き続き、島原半島の振興に取り組んでいくことにつきましては変わらないと考えております。

再編におきまして、ご指摘のあった基幹産業である農業振興の関係、先ほどご紹介申し上げましたけれども、普及部門と基盤整備部門の密接な連携ということもありますし、大規模プロ

ジェクトでございます島原道路建設につきましては、現場事務所を設置するといった工夫、あるいは先ほど申し上げました保健所や税務所の現地への存置といった形で、なるべく影響のないようにという形で考えております。

また、農業の関係でありますけれども、集約する機能につきましても、やはりそこが総合的な専門性及び機動性、柔軟性を持った組織体制という中におきまして、重点的あるいは集中的に事業を推進することによりまして、島原半島の振興に寄与するといったことが考えられると思っております。

いずれにいたしましても、限られた人的資源や厳しい財政状況の中におきましては、振興局の再編を含めた行財政改革をしっかりと進めていく必要がございます。行財政改革としての本来の再編の趣旨も念頭に置きながらではございますけれども、ご指摘をいただきました人員ですとか名称等を含めまして、再編案の具体的な内容につきましては、様々なご意見も参考にしながら、検討を深めてまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 山本由夫議員—27番。

○27番(山本由夫君) ここまで地元の意向を踏まえて考えを述べてきたんですけれども、もう一度、すみませんけれども、知事の方から見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○副議長(松本洋介君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほども申し上げましたけれども、私といたしましては、これまでも島原半島の振興は、大切な県政の課題であるという考え方の下、力を注いできたところでありますが、そうした考え方については、再編後においても、いささかも変わりがないところでありまして、しっかり島原半島に目を向けて、様々

なプロジェクトの推進を含めて取り組んでいかなければならないと考えているところでありませう。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、市町村合併に伴いまして、1市16町の段階と3市の段階、それぞれの基礎自治体の対応力も変わってきているものと考えているところでもあります。

一定、土木職、福祉職等を含めて専門的な人材も確保される状況にありますし、また、財政力も向上する傾向にあるものと考えているところでもあります。

よく県北、県南という比較の仕方をされますけれども、県北振興局においては、ほぼ同じ広がりを持った区域について、一貫して県北振興局で所管をしてきた経過があるわけでありませう。先ほど申し上げたように、島原は、非常に半島性が強く遠距離にあるということでありませうけれども、島原道路の整備の促進に伴いまして、これまで90分要していたものが、令和7年前後においては、1時間前後に短縮されてくるものと考えているところでもありますので、そういった動きを全般的に捉え直して、再編のあり方をしっかりと検討する必要があるものと考えているところでもあります。

再編の方向性については、引き続き、県議会をはじめ、各市町の関係の皆様方、地域住民の皆様方のお声をしっかりと聞きながら、今後、引き続き検討してまいりたいと考えているところでもあります。

○副議長(松本洋介君) 山本由夫議員—27番。

○27番(山本由夫君) ありがとうございます。やっぱり現場という感覚と、それから本庁から見ている島原半島と、島原から見ている島原半島という意味では、どうしてもずれがあるというふうに感じておりますので、これにつき

ましては、まだ時間があると思っておりますので、引き続き、3市の意見も聞いていただきたいと思ひますし、私どもも、また提案をさせていただきたいと思ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、観光振興についてですけれども、県内観光の強化という点で、再質問をさせていただきます。

6月以降の県内宿泊促進策などによって、6月、7月の宿泊施設の稼働室数が全国でトップになるなどの実績を上げ、また、県民が県内の魅力を発見する効果もあったのではないかとと思ひます。

一方、昨年の本県への宿泊旅行者を居住地別に見ると、本県は、福岡県からの旅行者が最も多く、以下、東京、大阪、長崎、熊本の順になっています。これを九州のほかの県と比較すると、鹿児島県では県内からの旅行者が最も多く、他県でも県内からの旅行者がベストスリーに入っているのに対し、本県は、県内や九州内からの旅行者の割合が少なくなっています。ここにまだ伸びしろのある市場があるのではないかと。ふるさと再発見誘客対策事業は、県内からの旅行者を増やす大きなきっかけになったと思ひますので、改めて足もとを見直し、県内や九州各県からの旅行を促す取組が必要と考えますが、県の見解と今後の取組について、お尋ねします。

○副議長(松本洋介君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 今回のコロナ感染症を踏まえすと、やはり当面の間は、公共交通機関を避けて自家用車などで行ける近距離旅行、いわゆるマイクロツーリズムの需要が高まるのではないかと考えております。

また、近場からの旅行であれば、非常に気に

入っていただければ、また行こうかというような可能性も高く、本県の課題であるリピーターの対策にもつながるのではないかと考えているところでございます。

今後、県民の皆様あるいは九州各県に向けて、本県の情報発信の強化、あるいは旅行会社に近距離旅行の商品をつくってもらう取組への働きかけなどを通じまして、ぜひそういったマイクロツーリズムの促進にも力を注いでまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 山本由夫議員—27番。

○27番(山本由夫君) ありがとうございます。

それから、安全・安心のPRですけれども、ウィズコロナの観光の最大のポイントは、安全・安心であること。

本県では、観光地受入態勢ステップアップ事業や宿泊施設安全・安心・快適化促進事業に取り組み、安全・安心な観光に向けた環境整備が一定進んできたのではないかと思います。

そこで、これらの事業の効果を活用するために、本県の感染防止に向けた取組をもっとPRして、長崎県への観光は、安全・安心だというイメージを県民や全国に広めていってほしいと思いますけれども、見解をお尋ねします。

○副議長(松本洋介君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) これもやっぱりコロナを考えると、人手を介した「おもてなし」ということよりも、「3密」を回避しながら、安全・安心なサービスという需要が高まってくると思っています。

県といたしましても、宿泊事業者の皆様が様々な安全・安心への取組、そういった取組に対して支援をしておりますし、国や県のキャンペーンに参加しております宿泊事業者の皆さん

が、感染対策はとられているかというような現地確認もしっかりしております。こういった取組を、今、「ながさき旅ネット」でも幅広く発信しておりますので、こういった情報を参考にしながら、ぜひ本県を安心・安全な旅先として選んでいただきたいと思います。

○副議長(松本洋介君) 山本由夫議員—27番。

○27番(山本由夫君) ありがとうございます。

次に、地域包括ケアシステムについてですけれども、私は、医療、看護、介護の供給側のシステム構築が一定進んでいる一方で、地域包括ケアシステムに対する住民の理解と参加が遅れていると感じています。

特に、プラチナ世代と呼ばれる55歳以上の方は、2025年にはまだ60歳前後ですけれども、日本の高齢者人口がピークになると言われる2040年には75歳以上になる世代であり、将来的にも、この世代の理解と参加が重要だと考えます。

本県では、高齢者の就業や社会参加を促進するために「長崎生涯現役応援センター」が設置され、市町においても、高齢者のボランティア活動をポイントで支援する制度がありますけれども、その対象者は65歳以上の高齢者が多く、60歳未満の参加者が少ないと聞いています。

本県が地域包括ケアシステムの参考にしてている広島県では、「広島県プラチナ世代支援協議会」というのを立ち上げて、プラチナ世代を対象に、各市町や事業所での出前講座やイベントキャンペーン、ハンドブックの作成や活動支援などの様々な事業を展開しています。

そこで、本県でも、このプラチナ世代に焦点を当てて、住民参加の促進を図る取組が必要と考えますけれども、県の見解と取組をご説明ください。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 地域包括ケアシステムといたしまして、地域住民によるボランティア等による生活支援の充実が重要となりますが、近い将来に高齢者に移行する、55歳以上のいわゆるプラチナ世代の方々が介護に関する理解を深めていただき、将来、元気な高齢者として担い手となることが期待されます。

県におきましては、「長崎生涯現役応援センター」による個別相談や出前講座によりまして、高齢者の社会参加の支援を行っておりますが、今後は、退職を間近に控えた時期に適切に情報発信することや、相談支援の機会を設けることによりまして、元気な高齢者が地域社会の社会活動に積極的に参加できるよう支援していきまわりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 山本由夫議員—27番。

○27番（山本由夫議員） ありがとうございます。ぜひ広げていただければと思います。

次に、人材確保についてですけれども、介護人材を持続的に確保するためには、将来の担い手である子どもたちへの福祉教育も重要です。

そこで、特に、将来の進路について深く考えはじめる時期である中学校段階の福祉教育の現状について、お尋ねします。

○副議長（松本洋介君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 中学校におきましては、社会科や技術・家庭科において、高齢者等の福祉に関する学習を行っております。

また、本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施ができませんでしたが、例年であれば職場体験学習として福祉施設を実際に訪れ、体験的に高齢者介護等の学びを深めております。

さらに、来年度からは、全面実施となる新学

習指導要領において、技術・家庭科で「介護」に関する学習が新たに加わることになっており、高齢者福祉に関する学びが一層充実することになっております。

○副議長（松本洋介君） 山本由夫議員—27番。

○27番（山本由夫君） ありがとうございます。ぜひよろしく願います。

ここで、事例を一つ紹介します。

雲仙市に「ながさき学びのネットワーク」という一般社団法人があります。中学生を対象に、地元の様々な職種で働く20代から40代のその中学校の卒業生が、学校の総合の時間を使って、自分の仕事や地元で働くことの魅力を伝える対話形式の事業をボランティアで行っています。

生徒は、希望職種ごとに小グループに分かれ、講師は、生徒が希望する職種に応じて派遣をしていますが、最近は医療や看護、介護の希望者が増えていると聞いています。

母校の若い先輩ということで、生徒も熱心に聞いてくれ、講師自身も母校の後輩に話をすることで、自分の仕事への責任と地元への愛着につながっているようです。

また、特に、この活動については、受講後に、生徒による保護者への報告会も予定されています。この活動は、介護に限ったものではありませんが、仕事の魅力を伝え、保護者への理解促進にもつながり、地元への就職にもつながる大変よい取組だと思います。

特に、コロナの影響で職場体験ができないような状況では、現場の仕事を伝える貴重な機会にもなると思います。

そこで、この「ながさき学びのネットワーク」のような取組もぜひ学校現場で活用していただきたいと思っておりますので、ご検討のほどよろしく願います。

最後に、施策の立案における統計データの利活用についてですけれども、長崎県には、「日本近代統計学の祖」と言われる杉 亨二という方がいらっしゃったそうです。明治5年に近代日本初の総合統計書となる「日本政表」を編成されるとともに、100年前の最初の国勢調査の実現のために生涯をかけて努力をされた方です。

何事も一朝一夕にはいかないと思いますけれども、ぜひ郷土の先人に倣い、取組を進めていただき、成果につなげていただくように要望しまして、少し時間を残しますが、質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（松本洋介君） 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 3時46分 散会 —

# 第 9 目 目



# 議 事 日 程

第 9 日 目

- 
- 1 開 議
- 2 県政一般に対する質問
- 3 上程議案委員会付託
- 4 請願上程、委員会付託
- 5 散 会

令和2年12月3日（木曜日）

出席議員（45名）

- 1番 宮島大典君
- 2番 宮本法広君
- 3番 赤木幸仁君
- 4番 中村泰輔君
- 5番 饗庭敦子君
- 6番 堤典子君
- 7番 下条博文君
- 8番 山下博史君
- 9番 北村貴寿君
- 10番 浦川基継君
- 11番 久保田将誠君
- 12番 石本政弘君
- 13番 中村一三君
- 14番 大場博文君
- 15番 山口経正君
- 16番 麻生隆君
- 17番 川崎祥司君
- 18番 坂本浩君
- 19番 深堀ひろし君
- 20番 山口初實君
- 21番 近藤智昭君
- 22番 宅島寿一君
- 23番 松本洋介君
- 24番 ごうまなみ君
- 25番 山本啓介君
- 26番 前田哲也君
- 27番 山本由夫君
- 28番 吉村洋君
- 29番 大久保潔重君
- 30番 中島浩介君
- 欠番
- 32番 山田博司君
- 33番 堀江ひとみ君

- 34番 山田朋子君
- 35番 西川克己君
- 36番 外間雅広君
- 37番 瀬川光之君
- 38番 坂本智徳君
- 39番 浅田ますみ君
- 40番 徳永達也君
- 41番 中島廣義君
- 42番 溝口芙美雄君
- 43番 中山功君
- 44番 小林克敏君
- 45番 田中愛国君
- 46番 八江利春君

-----  
説明のため出席した者

- 知事 中村法道君
- 副知事 上田裕司君
- 副知事 平田研君
- 統轄監 平田修三君
- 危機管理監 荒木秀君
- 総務部長 大田圭君
- 企画部長 柿本敏晶君
- 地域振興部長 浦真樹君
- 文化観光国際部長 中崎謙司君
- 県民生活環境部長 宮崎浩善君
- 福祉保健部長 中田勝己君
- こども政策局長 園田俊輔君
- 産業労働部長 廣田義美君
- 水産部長 斎藤晃君
- 農林部長 綾香直芳君
- 土木部長 奥田秀樹君
- 会計管理者 吉野ゆき子君
- 交通局長 太田彰幸君
- 地域振興部政策監 村山弘司君
- 文化観光国際部政策監 前川謙介君

産業労働部政策監	貞方学君
教育委員会教育長	池松誠二君
選挙管理委員会委員	堀江憲二君
代表監査委員	濱本磨毅穂君
人事委員会委員	本田哲士君
公安委員会委員長	片岡瑠美子君
警察本部長	早川智之君
監査事務局長	下田芳之君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大崎義郎君
教育次長	林田和喜君
財政課長	早稲田智仁君
秘書課長	石田智久君
選挙管理委員会書記長	大塚英樹君
警察本部総務課長	川本浩二君

-----  
議会事務局職員出席者

局長	松尾誠司君
次長兼総務課長	柴田昌造君
議事課長	川原孝行君
政務調査課長	太田勝也君
議事課長補佐	永田貴紀君
議事課係長	梶谷利君
議事課主任主事	天雨千代子君

-----  
— 午前10時 0分 開議 —

○議長(瀬川光之君) ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

饗庭議員—5番。

○5番(饗庭敦子君) (拍手)〔登壇〕 皆様、おはようございます。

西彼杵郡選出、改革21、あいばせんば、こいばせんばの饗庭敦子でございます。

今日も充実した一日になりますよう、全集中で頑張ります。

全国では、新型コロナウイルス第3波の感染が拡大していて、誰もが不安や何らかのストレスを抱えて生きております。ストレスの強さは、同じストレス要因に遭遇しても一人ひとり違います。ストレスの対処法も、ゆっくり休息する、趣味など好きなことを行う、スポーツ、コミュニケーションなど、その人によって異なりますが、日頃からのよりよい人間関係の構築が大切です。私も、人間関係を構築しながら、県民の皆様の声に耳を傾け、県政へ届けてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、知事をはじめ、警察本部長、教育委員会教育長、部局長におかれましては、県民にやさしく、わかりやすい答弁をお願い申し上げ、質問通告に従い、分割質問方式にて質問させていただきます。

1、社会的孤立について。

少子・高齢化が進行する一方で、日本の社会的孤立度は先進国トップを走っております。コロナ禍の自粛生活による社会的孤立はますます深刻化しております。

社会的孤立をなくして、孤立しそうな方々を地域全体、社会全体で支援していき、誰一人取り残さない社会の実現を目指して、子どもの未来のため、誰もが生きやすい社会になるよう、また弱者にやさしく、自殺に追い込まれる方が一人もいない長崎県になりますような取組が必要だというふうに思っております。

(1) ひきこもり支援について。

①ひきこもり支援の現状と課題 アウトリーチ型の支援について。

ひきこもりが一つの社会問題となつて久しくなりますが、現在では、若年層から中高年層ま

でと、その背景や状況は様々で、問題は深刻化しております。ひきこもりの期間は7年以上が半数を占め、ひきこもりの高齢化、長期化が鮮明となっております。若年層と中高年層合わせたひきこもりの総数は約115万人を超えることが明らかとなっております。

本県における、ひきこもり支援の現状と課題をお伺いいたします。

②ひきこもり地域支援センターへの相談について 県民への相談窓口の周知について。

どこに相談すればいいのかわからず悩みを打ち明けにくい、勇気を出して相談しても組織が縦割りで必要な支援につながりにくい、相談窓口が対応を把握していないという声も多く、残念ながら、支援が当事者や家族につながらず、解決の糸口すら見つけられないケースもあるようです。

実際に平成28年に長崎県で行われたひきこもりに関する実態調査結果の中でも、相談機関を利用した割合は3割、利用しなかった理由としては、相談機関等の情報がなかったとなっております。

県民への相談窓口の周知や普及啓発を積極的に行う必要があると思います。県は、周知や啓発をどのようにしていらっしゃるのか、お伺いします。

③長崎県子ども・若者総合相談センター「ゆめおす」について。

長崎県では、不登校、ひきこもり、ニートと、社会生活を円滑に営むうえで様々な問題や悩みに対応するため、総合的に相談を受ける長崎県子ども・若者総合相談センター「ゆめおす」の委託事業を行っております。

「ゆめおす」は、ひきこもり地域支援センターとどのように連携しているのか、伺います。

(2) 児童虐待・親の孤立支援について。

①11月の児童虐待防止推進月間での本県の取組について。

児童相談所への通告義務などを規定した児童虐待防止法の施行から約20年がたちました。児相が虐待と判断して対応する案件は年々増加し、令和元年度には約19万3,000件に達し、特に多いのは、子どもの前で配偶者に暴力を振るう面前DVを含めた心理的虐待だそうです。

長崎県でも、児童虐待は過去最多の1,053件となっております。その中で、11月の児童虐待防止推進月間での本県の取組について、お伺いします。

②新型コロナウイルス感染拡大の影響について。

コロナによる自粛、リモートワーク、職を失うなどの理由でDVが増加していることもあり、児童虐待にもその影響が出ていると思われま

す。また、問題を抱えている家庭は、コロナ禍で、より親の孤立化を深めているのではないかと思います。

コロナ禍の影響をどう捉え、どんなふうに対策をしているのか、お伺いします。

③児童相談所の体制について。

政府は、令和4年度までに、児童相談所の児童福祉司を5,260人程度にまで増やす計画で、児相職員一人が担当する虐待などの件数を40件程度にするとしています。

長崎県では、児相職員の一人が担当する件数はどれくらいか、お伺いします。

(3) 自殺対策について。

①コロナ禍における自殺対策の本県の取組について。

人の命は、何にも代えがたいものです。また、自殺は、本人にとっても、このうえのない悲劇

であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失でございます。

新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で、自殺者が増加しております。生活苦や先行き不安が理由と見られる、目立つのは非正規労働が多い女性の急増でございます。

警察庁の調べによりますと、10月の自殺者数は2,153人で、前年同月に比べ、約4割増えております。2,000人を超えたのは2018年3月以来とのものであり、6月までは前年同月比で減少傾向でございましたが、7月からは、4か月連続で前年を大幅に上回っております。

本県における自殺者数は、近年、減少傾向が続いておりましたが、現在の新型コロナウイルスの影響による自殺者数の増加を危惧する声が挙がっております。本県の自殺者数と自殺対策の取組について、お伺いします。

②私立高の自殺について。

ここ数年、長崎県で高校生の自殺が続いて起きております。とても悲しいことだと思っております。

そして、先日、平成29年に私立高校で発生した自殺に関して、学校及び県職員に不適切な発言があったと大きく報道されました。

報道によりますと、学校側が自殺を突然死として扱うことを遺族側に提案し、それを県が追認したとの内容でございました。

それはどういうことかというふうに思い、県に説明を求めましたところ、報道にある趣旨の発言があったことは事実と考えられますが、積極的に追認するという意図はなく、学校側の提案をただす目的で発言した内容に、不適切な表現をしてしまったとのことでございました。

また、担当者本人からは、発言は不適切であ

り、ご遺族に申し訳ないとの反省の弁があったと聞いております。

今回の件は、3年前の出来事ではございますが、県として、ご遺族への配慮がとても不足していたと言わざるを得ません。担当者を責めたてたいという趣旨ではございませんが、県としては猛省すべきことであり、今後、ご遺族にしっかりと寄り添った対応をしていただくよう、強く要望いたします。

その一方で、県民の方々からは、報道に対して、県は、私立高校をしっかりと指導すべきではないか、公立に対しては、すぐ対応するのに、私立だと、なぜ消極的なのか、子どもは、公立、私立に関係なく長崎県民であるので、公立と同様な対応をしてほしいなどの声がたくさん届きました。

県が私立に対して指導を行いにくい立場というのは十分理解しておりますが、自殺などの重大事態の発生時には指導すべきではないかと思えます。県は、どのような指導を私立学校に対し行っているのか、お伺いします。

③自殺予防相談窓口について。

相談窓口は、自殺予防にどのように有効に機能しているのか、お伺いします。

以上で、これ以降の質問は、対面演壇席から行います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 饗庭議員のご質問にお答えいたします。

本県のひきこもりの支援の現状と課題は何かとのお尋ねでございます。

就学や就労などの社会参加や対人交流を避ける「ひきこもり」は、本人や家族が大きな不安を抱えるだけではなく、貴重な人材の損失にも

つながることが課題であると考えており、社会全体で対応していく必要があると考えているところでもあります。

そのため、平成25年度に、「長崎県ひきこもり支援連絡協議会」を設置し、行政、医療、福祉、教育、NPO等の民間団体が連携して相談及び支援を行っております。

具体的には、若者で就労していないニートに対しては、NPOと連携しながら、自立につなげるための居場所の提供や就労支援を行い、80代の親が50代のひきこもりの面倒を見る「8050問題」に対しては、「ひきこもり地域支援センター」が中心となり、適切に介護や福祉の制度につながるよう支援をしているところでもあります。

引き続き、関係者の協力をいただきながら、ひきこもりに関する支援の充実を力注いでまいりたいと考えているところでもあります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) ひきこもり相談窓口の周知、普及啓発はどのようにしているのかのお尋ねでございます。

平成28年度の実態調査では、「どこへ相談しているのかわからず、相談機関の利用ができなかった」という本人、家族のご意見を踏まえまして、不登校ひきこもり社会資源ガイドブック「つながらんば」を作成し、県ホームページへの掲載や小・中・高等学校のほか、民生委員などに配布しております。

また、本年9月には、ひきこもりに関する理解を深めていただけるよう、県民や支援者を対象に、「ひきこもりフォーラム2020」を開催して、インターネットでも配信しております。

今後は、日頃から住民に身近な立場で相談、支援を行っております民生委員・児童委員の方々にもご協力をいただけるよう連携強化を図り、必要な方が相談や支援につながるよう、引き続き、様々なケアを通じて相談窓口の周知や啓発に努めていきたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 「ゆめおす」は、ひきこもり地域支援センターとどう連携しているのかのお尋ねですが、子ども・若者総合相談センター「ゆめおす」は、ニート、ひきこもり等社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子どもたちの教育、福祉、雇用、保健、医療、矯正、更生保護など、幅広い分野にまたがる問題への相談に対し、いわゆる「たらい回し」を防ぎ、適切な支援機関へつなぐことを目的としております。

ひきこもり地域支援センターとの連携につきましては、同センターを含む関係機関で構成する「子ども・若者支援地域協議会」を開催し、各機関の役割や活動内容を共有し、今後の支援充実に向けた課題について意見交換しているほか、ひきこもり地域支援センターが開催する「ひきこもり支援連絡協議会」に「ゆめおす」も参加するなど、双方から連携を強化し、相談者の支援が円滑に行われるよう努めております。

今後とも、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども、若者の育成支援を推進してまいります。

次に、11月の児童虐待防止推進月間中にどのような取組を行ったのかのお尋ねですが、児童虐待防止推進月間は、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、広報・啓発活動などを集中的に実施することを目的としており、具体的には、何が児童虐待に当

たるのか、また、気づいた場合の連絡先として、全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」などについて、全世帯広報誌や保育園、学校へのポスター掲示等により周知を行っております。

また、昨年度からは、県男女共同参画推進センターと共同して、DV、虐待防止のパネル展示や研修会におけるリーフレットの配布等を実施いたしております。

さらに、今年度は、月間からは遅れましたが、しつけに際しての体罰禁止のリーフレットを、市町や関係機関と連携しながら、全ての子育て世帯へ配布することとしており、今後とも、様々な広報媒体等を活用しながら、広報・啓発活動に努めてまいります。

次に、新型コロナによる影響と、それに伴う対策はとのお尋ねですが、今年3月から8月の本県の児童相談所における児童虐待対応件数については460件で、昨年の466件から横ばいの状況であります。コロナ禍の中、様々な生活不安やストレスに加え、家庭が孤立しやすい状況が増しており、DVや児童虐待の発生リスクが高い状態が続いていると考えております。

そのため、国の「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、これまでの市町や関係団体による見守り体制に加え、子ども食堂などの民間団体等にもご協力をいただき、支援が必要な家庭を定期的に見守る体制の構築に取り組んでおります。

また、児童虐待相談対応に係る県と市町との役割分担について、具体的な判断基準と手続を定めたガイドラインを策定し、11月から試行を開始したところであり、面前DVや泣き声通告については、市町が調査等を実施することで、その後の継続的な支援がより効果的になるものと考えております。

引き続き、児童虐待の防止、早期発見・早期対応に向け、市町や関係機関と連携しながら、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、児童相談所における職員が対応する件数はどうなっているのかとのお尋ねですが、児童相談所における職員一人当たりの児童虐待相談対応件数は、平成27年度は、495件を33人で対応し、一人当たり15件であったのが、令和元年度は、1,053件を37人で対応し、一人当たり29件となり、約2倍となっております。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 私の方からは、自殺対策につきまして、本県の自殺の現状と対策について、お答えさせていただきます。

コロナ禍におきまして、全国的に自殺者数が増加しております。本年10月は、前年よりも40%多い2,158人となっておりますが、本県の自殺者数は、特に前年度と大きな変動はなく、本年10月で9人、ちなみに前年同月は16人でございました。

しかしながら、経済情勢悪化など、新型コロナウイルスの感染拡大による暮らしへの影響が深まる中、今後、本県でも自殺者数の増加も懸念されることから、自殺予防対策の充実が必要であると考えております。

そのため、いのちの電話事業につきましては、相談員に対して研修を行い、資質の向上を図り、「長崎こども・女性・障害者支援センター」の相談体制につきましては、本年8月に、心のケアの相談員を1名新たに専任で配置するなど、充実を図っているところでございます。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 私の方から、私立学校の自殺について、ご答弁申し上げます。

自殺などの重大事態の発生時に、私立学校に対し、県はどのような指導をしているのかというお尋ねをいただきました。

まず、議員ご指摘をいただきました点につきましては、改めて真摯に受け止めたいというふうに考えております。

私立学校におきまして、自殺ですとか、あるいはいじめといった重大な事案が発生した際におきましては、その直後から、私立学校に対しまして、県立学校と同様でございますけれども、国や県のガイドライン、あるいはいじめの場合には「いじめ防止対策推進法」、こういったものに従いまして、速やかな自殺の背景調査、あるいはそれまでの学校自らの対応の検証などにつきまして、児童・生徒、保護者の方に寄り添って対応をするよう、学校に対して指導、助言をしているという状況でございます。

私立学校の場合には、学校と教育委員会が一体となって対応いたします県立学校とは異なる点はございますけれども、県といたしましても、児童・生徒、保護者に寄り添う姿勢を持ちまして、学校側に対しまして、積極的に指導、助言をしていく必要があるというふうに考えております。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 私からは、自殺予防相談窓口の活用状況について、お答えいたします。

自殺予防の相談窓口につきましては、学校の予防教育等でリーフレットを配布するほか、県ホームページや全世帯広報誌等におきまして、行政機関だけではなく、民間団体の窓口も含め、周知を行ってまいりました。

保健所や長崎こども・女性・障害者支援センターの相談件数は、本年4月以降、増加傾向と

なっており、11月末現在で639件となり、既に前年度417件を上回っております。

今後も、医療、教育、商工団体、警察等で構成する「自殺対策連絡協議会」におきまして、現状を共有し、関係機関と連携しながら、自殺予防に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 饗庭議員—5番。

○5番(饗庭敦子君) 答弁ありがとうございます。

それでは、幾つか再質問をさせていただきたいと思っております。

最初のひきこもりの支援の現状と課題については、NPOなどと連携して居場所をつくっているということでもございましたけれども、相談するに当たっては、なかなかひきこもりの方が相談に出向くということが難しいことがあるかと思うんですけれども、最近では、家庭訪問を中心とする「アウトリーチ型支援」が有効であるというふうに言われております。

このアウトリーチ型支援の県の取組状況をお伺いいたします。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 令和元年度に、「ひきこもり支援センター」及び中核市保健所で対応いたしました1,383件のうち、相談員が本人または家族に訪問して相談する「アウトリーチ」は255件となっております。

アウトリーチのメリットといたしましては、自発的に相談窓口に来訪できない方にも対応できることや、実際に生活空間を把握することによりまして、具体的な支援につなげられることから、本人等の希望があれば、積極的に対応しているところでございます。

また、相談員の訪問だけではなく、NPOなどの民間団体や家族会も紹介することにより、

できるだけ様々な相談や支援が受けられるよう促しているところがございます。

○議長(瀬川光之君) 饗庭議員—5番。

○5番(饗庭敦子君) アウトリーチ型支援は、もっとこれからも進めていただければというふうに思います。

次に、高齢者層というところでは、ひきこもりの「8050問題」としまして、50代のひきこもりの方、80代の親の世代の方の中では、やはり親の方、ご両親が亡くなったり、要介護状態になると、親の年金や収入で暮らしておられる方が多い中では、家計が行き詰まり、共倒れになることが多いというふうに聞いておりますけれども、こういう家計的なところでは、県としては、どのような支援を行っているのか、お伺いいたします。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 中高年のひきこもりにつきましては、長期化や高齢化に伴う介護、健康、生活困窮等の問題との複合化が課題となっております。世帯全体を包括的に支援対象と捉える視点が必要であると考えております。

地域包括支援センターや生活困窮者相談窓口の職員等も対象に含めて、中高年のひきこもりへの理解を深める研修会を開催し、介護や生活困窮を担当する市町との連携も強化したいと考えております。

なお、今年度開催した研修会におきましては、今後の支援の方策を検討するために、中高年のひきこもりに関する実態や課題を把握する必要があるとの意見があったことから、今後、親世代へ関わりがある地域包括支援センターを対象に、実態調査を行いたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 饗庭議員—5番。

○5番(饗庭敦子君) ぜひ支援を行っていただきたいというふうに思います。

時間がどんどん迫ってくるので、答弁はできれば簡潔にお願いできればと思います。

相談支援センターの件数ということで先ほどお伺いしましたけれども、(パネル掲示)これが県ひきこもり地域支援センターで、県がしていない市独自でされている長崎市、佐世保市保健所と、そして先ほど言いました「ゆめおす」長崎県子ども・若者総合相談センターの相談件数の比較でございますけれども、明らかに「ゆめおす」の相談件数が多いというところでは、「ゆめおす」に相談しやすい状況があるのかなというふうに思うんですけれども、これを捉えて、この相談件数の差というものをどのように県としては理解し、今後どのようにしていけるのか、お伺いします。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 「ゆめおす」につきましては、社会生活が困難な子どもや家族から幅広い分野の相談に応じておりまして、令和元年度の相談実績につきましては、不登校1,475件、ひきこもり1,484件を合わせると2,959件となりますが、それ以外の相談件数を合わせますと、延べ5,425件となっております。

一方、ひきこもりに関する相談につきましては、県は729件、長崎市、佐世保市の中核市で654件、合わせて1,383件となっております。

「ゆめおす」につきましては、幅広い分野の相談に応じておりますことから、ひきこもりの相談件数と比較することは困難であると考えておりますが、いずれにいたしましても、県内のひきこもり者の推計値からいたしますと、まだ十分に相談窓口につながっていない者がいるものと考えられますことから、引き続き、関係機

関と連携して周知・啓発に努めたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 饗庭議員—5番。

○5番(饗庭敦子君) 件数に関しては表にあったので、すみませんが、簡潔にお答えをお願いしたいと思います。

今言われたように、(パネル掲示)相談件数の違いもあり、もともとの連携としましては、「ゆめおす」と、ここにひきこもり地域支援センターというところで、両方窓口があり、つなげるのは、若者サポートステーション、フレッシュワーク、保健所など、いろんなところで同じところもありますし、発達障害支援センター、違うところもあるんですけれども、ここで線引きがあるんです。若者相談センターとなると概ね39歳までで、それ以外の方がこちらとなるのですが、「ゆめおす」のお話を聞くと、39歳以上の方も来られると引き受けておりますということですが、相談する側としましては、やはりそこに線引きがない方が相談しやすいのではないかと考えています。

その場合に、相談窓口を一本化して、それぞれその後につなげていくというふうに考えた方が、よりひきこもりの方が相談しやすいのではないかと考えています。県の考えをお伺いします。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 「ゆめおす」及びひきこもり地域支援センターにおきましては、それぞれの役割がございますので、窓口を一本化するのではなくて、それぞれの相談機能の特色を活かしながら、必要な場合にはお互いが連携することによりまして、支援の充実を図っていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

○議長(瀬川光之君) 饗庭議員—5番。

○5番(饗庭敦子君) 先ほども言いましたけれども、(パネル掲示)一本化することによって、ひきこもりの方が相談しやすいのではないかと、役割分担というのは、行政の都合の縦割りではないかというふうに思うんです。なので、一本化し、委託事業にすることによって、保健所の負担軽減にもつながるのではないかと考えているのですが、再度、いかがでしょうか。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) これまでも、それぞれの機能を発揮するために、連携機能強化に努めてきたところでございますので、まずはしっかりと連携機能の強化を図って、窓口のしっかりとした明確化を図っていきたいというふうに考えております。

○議長(瀬川光之君) 饗庭議員—5番。

○5番(饗庭敦子君) ぜひ、縦割りではない行政をしていただいて、一本化を強く要望したいと思います。

次に、児童虐待・親の孤立支援についてですが、児童虐待防止推進月間におきましては、リーフレットで子育て世帯へ配布しているということでございましたけれども、新しい取組として、子育て世帯というのは若い方が多いので、Youtubeや動画など、今後、SNSなどの新しい取組をしていただければというふうに思います。

次に、児童相談所の体制について、お伺いしたいと思いますが、件数が2倍になっているというところでございました。

24時間体制で休日・夜間の体制が十分なのか、また昨年お聞きした時には、時間外労働の最大時間が72.4時間というふうに言われておりましたが、現状はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 児童福祉法の改正によりまして、児童相談所の児童福祉司につきましては、段階的に増員することとなっております。

県といたしましては、しっかりと適正に相談対応ができるような人員体制に努めているところでございます。

また、残業時間につきましては、非常に厳しい状況は依然として続いております。特に、専門職の残業時間は概ね月平均60時間程度ということで、非常に厳しい状況でございます。

○議長（瀬川光之君） 饗庭議員—5番。

○5番（饗庭敦子君） その厳しい状況、負担軽減を図るために、児童相談所でのAI技術を活用した児童虐待対応を考えられないのか、お伺いします。

○議長（瀬川光之君） こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君） AIを活用した相談対応体制の構築につきましては、先進県として、三重県が本年7月より運用を開始したというふうにお聞きいたしております。また、国の方では、令和3年度の概算要求において、AIを活用した全国統一のツールを開発するということもお聞きしているところでございます。

県といたしましては、三重県の実施状況につきましては、今後検証もするというようなこともございますので、そういったことも含めまして情報収集に努めて、国の動向も注視しながら、適切に対応していきたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 饗庭議員—5番。

○5番（饗庭敦子君） ぜひ負担軽減のために導入を考えてはと思います。

次に、自殺対策について、お伺いします。

自殺対策においては、現在増えていないとい

うことではございますが、今後、解雇、雇い止めが長崎で1,013人と報道されておりますので、増加する傾向がありますので、さらなる取組をしていただきたいと思います。

そして、私立学校に関しましては、指導、助言も行っているということでございましたけれども、今後も、保護者に寄り添った対応、保護者の気持ちに配慮した対応をお願いするとともに、この自殺自体、いじめによるものだというふうに言われておりますが、最近はいじめをはじめとした様々な要因で若い方が命を自ら絶つという悲しい出来事が繰り返されているような状況でございます。

このようなことが二度と起こらないように、県として、児童・生徒への自殺防止について、どのようにしておられるのか、お伺いします。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 県教育委員会におきましては、自殺予防対策として、専門的知見を有する臨床心理士等を講師として、公私立高校、特別支援学校の教職員を対象とした自殺予防研修会等を通して、教職員の資質向上を図っているところであります。

また、ワークシート「晴れないところに気づいたら」を利用して、児童・生徒が自分の心を見つめ直すとともに、自らSOSを出せるよう実践的な教育を推進しているところでございます。

さらに、電話やSNS相談窓口等による悩みの早期発見、スクールカウンセラー等や関係機関との連携による早期解決等、教育相談体制を整えております。

今後は、これまでの取組に加えまして、外部講師による児童・生徒の心に響く講話等を取り入れるなど、命の大切さに気づかせる教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 饗庭議員—5番。

○5番（饗庭敦子君） ぜひ、子どもがSOSを出せるような環境をつくっていただければというふうに思います。

2、警察行政について。

(1) パワハラ問題について。

①佐世保署の男性警察官自殺について。

パワハラは、労働者の就業意欲の低下や精神的な障害、離職率の上昇などを引き起こす行為でございます。本年6月より「パワハラ防止法」が義務化されました。県警におかれましても取り組んでおられるものと認識しております。

その中で、先日、佐世保署の41歳の警察官が10月3日に上司2人のパワハラを示唆する遺書を残して自殺されておられます。

また、周囲の後輩にも相談していたと言われておりますが、事件から2か月が経過しておりますが、事実確認ができているのか、お伺いします。

(2) ストーカーやDV対策について。

①北松浦郡佐々町の事件について。

ストーカーの事件が、最近、警察に相談していたが、相談した後に事件になってしまったというケースが増えております。

長崎でも、11月に北松であった事件がストーカーによるものなのか、事前に警察には相談していたということがございますので、ストーカーやDVなどの相談事案の対策をお伺いいたします。

○議長（瀬川光之君） 警察本部長。

○警察本部長（早川智之君） まず、佐世保警察署の事案に関する調査状況について、お答えをいたします。

本年10月、佐世保警察署の警察官が自ら命を絶つ事案が発生いたしました。

亡くなられた職員のご冥福をお祈りするとともに、ご家族に対しまして、お悔やみ申し上げます。

本件では、亡くなった職員の遺書が残されており、県警察においては、本件について、職場内で問題となる上司の言動等がなかったかなどについて、調査を進めているところであります。

次に、ストーカー、DV関連事案の相談を受けた際の警察の対応について、お答えをいたします。

県警察におきましては、警察本部及び警察署に警察安全相談の窓口を設置し、ストーカーやDV関連事案についての相談を受け付けております。

また、「#9110」の相談ダイヤルを設け、24時間電話での相談を受け付けております。

こうした相談を受けた場合には、相談者から直接、話をよく聴取し、警察の対応や、ほかに支援を行う行政機関の紹介、被害を防止するための防犯対策などについて説明し、相談者の意向を踏まえつつ、対応を行うこととなります。

具体的な対応といたしましては、刑罰法令に触れる場合の事件検挙、「ストーカー規制法」に基づく警告・禁止命令の実施、加害者に対する警告や指導、被害者の避難の支援、110番への相談者の電話番号の登録などの措置を被害者の意向を踏まえつつ講ずることとなります。

○議長（瀬川光之君） 饗庭議員—5番。

○5番（饗庭敦子君） 佐世保の事案に関しましては、今、調査中ということがございますので、今後、明確にさせていただいて、パワハラが起きないようにしていただきたい。

昨年も、パワハラ問題で県警の方に質問させていただきましたが、被害者から相談を受ける前の段階で組織として把握できなかったという

ことで、それが課題であるというふうに言われております。

その後も何件がパワハラ事件もあっております。その中では、日常でパワハラが見逃されているのではないかと、また気づいても言い出せない雰囲気があるのではないかと感じるんですけれども、そのあたりの具体的な対策をお伺いします。

○議長(瀬川光之君) 警察本部長。

○警察本部長(早川智之君) 失礼いたしました。

具体的な対策といたしましては、本年11月、「ハラスメント防止対策強化月間」に設定いたしまして、各所属に対して、職員に対してeラーニングを実施するなど、ハラスメントを起ささないための意識づけを行っているところであります。

また、今後も、例えば来年1月に、ハラスメントの専門家をお迎えして警察署長等を対象とした研修会の開催を予定するなど、取組を強化することとしております。

また、ハラスメントを許さない職場の雰囲気が醸成されているかなどを定期的に職員に対して質問するアンケート調査を令和元年11月以降、概ね四半期に一度を目安に実施しているところであります。

このほか、職員が様々な悩みや体調の不調等について相談しやすい環境を整備することが重要であると考えており、警察本部で相談を受け付ける相談ダイヤルを整備しているほか、ご家族を含めて利用できる厚生課保健師への相談窓口を整備し、改めて職員及び家族にお知らせをしたところであります。

○議長(瀬川光之君) 饗庭議員—5番。

○5番(饗庭敦子君) なかなか意識づけが難しいところかと思えますけれども、ぜひ意識づけ

を進めていただきたいと思います。

今お話にあったハラスメントに関するアンケートなんですけれども、アンケートを実施されたことは非常によいことかというふうに思います。

しかしながら、その内部公表がされておられまして、内部公表の中では、評価が高い分と低い分と分けて公表されていると、そうすることによって、下の部署の方は、誰がこんなふうにしたんだとかいうようなことも起こり、発表後は雰囲気も悪いというふうに言われておりますので、アンケートの今後の取扱いは考えられた方がいいのではないかと思います。見解を伺います。

○議長(瀬川光之君) 警察本部長。

○警察本部長(早川智之君) お答えをいたします。

アンケートにつきましては、これを定期的実施し、各所属の取組を把握するための一つの目安といたしまして、その結果を通知し、職場環境の改善の参考として活用することとしております。

また、アンケート調査では、「職員にとって既存の相談窓口が利用しづらい」、「ハラスメントになりそうな時点で、職員が声を上げられるような相談窓口がなかった」という複数の意見がございました。

これを踏まえまして、組織内に潜在するハラスメント事案や業務上の問題点について早期に把握し、職員が働きやすい職場環境をつくるため、職員が匿名で自由な意見等を投稿することができる「長崎県警察職員意見箱」を県警察のネットワークシステムに今年10月から設けております。

また、議員ご指摘のアンケートの結果の部内

への周知のあり方につきましても、これをよく検討して対応してまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 饗庭議員—5番。

○5番(饗庭敦子君) ぜひ、働きやすい環境の県警になることをお願いしたいと思います。

ストーカー、DV対策につきましては、もっと起こる前の対策が必要かと思っておりますので、取り組んでいただければと思います。

### 3、働き方改革について。

#### (1) 時間外労働の実態と対策。

##### ①各部局の時間外労働について。

近年、関心が高まっている働き方改革でございます。民間でも様々な取組がされております。

その指導をする行政の方では、働き方改革が進んでいるのでしょうか。職員のワーク・ライフ・バランスや健康の保持は重要であり、長時間労働の是正など、働き方改革が必要と考えます。

知事部局におきまして、時間外が多い部署、また時間外労働が80時間、100時間を超える実態をお伺いします。

##### ②過重労働について。

知事部局において、過重労働防止のために、どのような対策を行っているか、お伺いします。

##### ③県教職員の働き方改革。

教職員の超勤改善の縮減に向け、小中学校では、超勤改善等対策会議にて、令和3年度までに80時間超過勤務教職員をゼロにする、県立学校においては、業務改善アクションプランで複数月平均の80時間を超える教職員をゼロにするという目標を掲げ、取り組んでおられますが、80時間、100時間超えの実態はどのようになっているのか、また長時間労働の是正をするための取組をお伺いします。

#### (2) 人口減少対策について。

##### ①県内就職について。

人口減少に歯止めをかけるためには、より職場の魅力を高め、誰もが働きやすい職場環境を整備し、県内に定着を進めていき、人口減少対策に働き方改革をつなげることが必要かと思っておりますが、具体的な対策をお伺いします。

#### (3) 非正規労働者の正社員化について。

##### ①県の考えを伺う。

非正規労働者は弱い立場にあり、正社員にしていくことが必要と考えます。そのほかにも、待遇格差など、処遇改善に取り組むことが重要であると思っておりますが、県の正社員化についての見解をお伺いいたします。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 私の方から、時間外労働の関係をお答えいたします。

まず、各部局の時間外労働に関しまして、知事部局において、時間外労働が多い部署、あるいはその実態ということでございます。

知事部局におきまして、昨年度の時間外労働勤務が多く、本年4月から9月までの時間外勤務が昨年と比べて増加をしているという主な部署といたしましては、総務部、福祉保健部、産業労働部という形でございます。

また、これらの部局におきまして、本年度の時間外勤務が80時間を超えている職員数、こちらは1か月の平均ということになりますけれども、総務部が8名、福祉保健部が6名、産業労働部が1名でございまして、同様に100時間超えの職員数につきましては、総務部が4名、福祉保健部が3名という状況でございます。

これらの人数につきましては、昨年と比べて増加しておりますけれども、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算の編成ですとか、あるいは医療・検査体制の確保といったものの

対応によるものというふうに考えております。

また、もう一点、過重労働防止を図るべく、どのような対策を講じているのかというお尋ねをいただきました。

長時間労働の是正につきましては、職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの推進、あるいは公務能率の向上といった観点から非常に重要であるというふうに認識をしております。

知事部局におきましては、事業の選択と集中、あるいは業務の外部化、RPA、AI等のICTの活用による事務の効率化等によりまして業務の見直しを進めるとともに、管理職に対する勤務時間の適正な把握、管理ですとか、業務分担の平準化の徹底、時間外勤務が多い所属に対する個別指導などに取り組んでおります。

また、新型コロナウイルス感染症対策など、臨時的な業務増につきましては、応援職員の派遣ですとか、会計年度職員の配置といった工夫をしているところでございます。

今後とも、長時間労働の是正に向けまして努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長(瀬川光之君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 教職員の超過勤務の実態と是正の取組についてのお尋ねですが、小中学校における超過勤務の本年の前期の状況は、月80時間超過勤務教職員は、全体の2.0%に当たる183人で、昨年度より3.1ポイント減少しております。

なお、月80時間超過勤務教職員をゼロにするという目標を設定したことから、月100時間超過勤務教職員については、県への報告事項から外しております。

今後とも、超過勤務のさらなる是正が必要であることから、「超勤改善等対策会議」において

成果や課題を共有するとともに、各市町において、スクール・サポート・スタッフの配置や統合型校務支援システムの導入など、実効性のある様々な取組が推進されるよう働きかけてまいります。

また、県立学校におきましては、今年度4月から7月の間、月80時間超過勤務教職員は、全体の2.7%に当たる103人で、昨年度より6.2ポイント減少しております。また、月100時間超過勤務教職員は、全体の0.1%に当たる6人で、昨年度より3.6ポイント減少しております。

昨年度末に策定いたしました「長崎県立学校における業務改善アクションプラン」に基づいて、長時間勤務の是正とワーク・ライフ・バランスを推進するため、教職員の意識改革をより一層図るとともに、各学校の実態に応じた学校行事や会議の精選、見直し等の取組や県教育委員会からの調査、照会等の削減を進めているところであります。

○議長(瀬川光之君) 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監(貞方 学君) 私からは、働き方改革について、2点お答えをいたします。

まず、県は、民間企業における働き方改革をどのように進めていこうとしているのかとお尋ねでございますが、働き方改革の推進については、平成28年1月に設置された国、県、商工団体及び労使団体で構成される「ながさき働き方改革推進協議会」におきまして、長時間労働の是正と有給休暇の取得促進や非正規労働者の処遇改善など4項目につきまして、それぞれの団体で取り組むことといたしております。

県におきましては、魅力ある職場づくりセミナーや研修会の開催、誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度(Nびか)の取得促進等に取り組んでいるところであり、こういった働

き方改革推進の取組は、県内就職率の向上にもつながっていくものと考えております。

次に、県は、民間企業における非正規労働者の正社員化について、どのように考えているのかのお尋ねでございますが、非正規雇用者の処遇改善につきましては、正規雇用を希望する非正規雇用者に対する正社員への転換等の支援が重要であると考えております。

県といたしましては、国の雇用調整助成金等を活用して雇用の維持に努めるとともに、国のキャリアアップ助成金の活用促進や職場環境づくりアドバイザーの派遣等により、非正規労働者の処遇改善について、長崎労働局や関係する民間団体とも連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 饗庭議員—5番。

○5番(饗庭敦子君) では、答弁いただきましたので、何点か質問させていただきたいと思っております。

知事部局におかれましては、ワーク・ライフ・バランスを取って行われているということでしたけれども、会計年度任用職員を増やしたり、業務の効率化を行われていますが、一方では、行政改革での人員削減が行われているというふうに思います。

その相反している中での過重労働防止には、どのように取り組んでおられるのか、お伺いします。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) お答えいたします。

県におきましては、「行財政改革プラン」に基づきまして、職員数の見直しに取り組んでいるところでありますけれども、この見直しに当たりましては、業務の外部化ですとか、総務事務の集約化、あるいは県有施設の民間等への移

譲といったことに取り組むことによりまして、効率化を図っております。そういった形で適正な人員の配置あるいは確保を図ってきたという状況でございます。

これからも適正な人員の確保を図りつつ、先ほど申し上げました長時間労働の是正ということに向けまして、様々な工夫を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長(瀬川光之君) 饗庭議員—5番。

○5番(饗庭敦子君) 今後も取り組んでいただきたいというふうに思います。

もう一つ、教職員の方で、超過勤務者の割合は減少して、一定理解でき、よいことかと思っておりますが、目標達成というのが目の前にあり、それが先行し、持ち帰り残業などの課題があり、実態が反映されていないんじゃないかという現場の声もいただきますが、実質的な働き方改革につながっているのか、お伺いします。

○議長(瀬川光之君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 先ほどご答弁申し上げたとおり、月80時間以上の超過勤務教職員の割合が年々減少していることから、校内での業務の見直しや教職員の意識改革が確実に図られているものと考えております。

しかしながら、超過勤務時間の目標を達成するために業務の持ち帰り等が行われることは、本来の働き方改革の趣旨に反するものと考えておりますので、引き続き、県教育委員会といたしましては、これまでの学校文化を変える覚悟を持って、学校に対して業務改善の提案や提言を行い、実質的な働き方改革を推進してまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 饗庭議員—5番。

○5番(饗庭敦子君) 学校文化を変えるとおっしゃっていただいたので、ぜひ学校文化を変え

ていただき、長時間勤務で過重労働にならないようお願いしたいというふうに思います。

4、新型コロナウイルス「第3波」に備えた県の取り組み。

皆さんもご存じのとおり、全国的に新型コロナウイルス感染が拡大しており、まさに「第3波」が到来している状況であるというふうに思っております。

特に、一部都道府県におきましては、病床の逼迫や重症者の増加など、医療体制に支障が出ています。

飲食業に対する時短要請やG・O・T・Oトラベル事業やG・O・T・Oイート事業の一時停止などの措置も取られております。経済に大きな影響が及んでいるのではないかと、大きな心配をしております。

本県では、今のところ、感染拡大している状況ではないというふうに理解しておりますが、今後、いつ拡大するかわからない、拡大しないように願うことではございますが、拡大を想定し、しっかりと備えておく必要があると思っておりますので、知事の見解をお伺いいたします。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) 新型コロナウイルス感染症については、11月以降、全国的に感染拡大に歯止めがかからない状況が続いており、一番新しい厚生労働省の公表によりますと、15の都道府県が病床使用率25%以上となっており、中には50%を超える自治体もあるなど、医療提供体制の逼迫度合いは高まっている状況にあります。

こうした中、本県の感染状況は、散発的な発生にとどまっており、一定感染拡大は抑えられている状況であります。今後の感染拡大の可能性を踏まえ、検査体制や医療提供体制の充実・強化を図ってまいりますとともに、徹

底した予防、拡大防止対策に取り組むことが重要であると考えております。

このため、県では、相談・診療・検査体制の整備等を図ったほか、感染の拡大状況に応じて病床を段階的に拡充し、国の示した流行シナリオに基づき試算いたしました本県の病床確保目標290床を超える最大395床を確保しているところであります。

また、冬の時期に向けた感染拡大の可能性を踏まえ、医療提供体制を圧迫することがないように、「感染段階の変化に応じて講ずべき対策の目安」を取りまとめたところであります。

感染が拡大してまいりますと、医療提供体制への負荷と併せて経済にも大きな影響を及ぼしてまいりますことから、策定した目安等に基づき必要な対策を展開し、感染予防、拡大防止に引き続き全力を注いでまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 饗庭議員—5番。

○5番(饗庭敦子君) 知事の「第3波」に備えた県の取組は理解しました。

中で、医療に対しては、具体的に言っていたかと思うんですけども、その中で、経済対策というところでは、どのように考えておられるのか、お伺いします。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 新型コロナウイルスの感染が拡大する中での経済対策ということでございます。

現在、県におきましては、累次の補正予算を編成いたしまして、経済の回復に向けましていろいろな施策を講じているところでございます。

その経済活動、例えば、キャンペーンを張るとかいう形で打っていきけるタイミングというのもしっかり見極めていく必要がございますけれ

ども、先ほども答弁申し上げました予防、拡大の防止ということと併せまして、経済の回復、拡大への道筋ということにつきましても、今後、国の予算編成ということもございますので、そういうところもしっかり見極めながら、対策を打っていきたいと思っております。

○議長(瀬川光之君) 饗庭議員—5番。

○5番(饗庭敦子君) 「第3波」に対しては、私も県議会も含めて、一緒に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

5、西彼杵道路、長崎南北幹線道路、国道207号について。

ご存じのとおり、西彼杵道路と長崎南北幹線道路は、西彼杵半島を經由し、長崎県の二大都市である長崎市、佐世保市を1時間で結び、長崎県が発展をするうえで欠くことのできない重要な道路でございます。

毎年要望を出され、いろんなことで期待されているところでございますので、進捗状況と今後の見通しをお伺いします。

そして併せて、国道207号の分も未改良区間がございまして、その分が幹線道路としての機能が低いという実情の中では、地元としましては、生活道路としての機能に加え、地域活性化を図るために、こちらもぜひ進めていただきたいと要望が出ておりますので、今後の見通しをお伺いいたします。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 西彼杵道路、長崎南北幹線道路と国道207号についてのお尋ねですが、西彼杵道路の時津工区については、令和4年度の供用に向けて工事の進捗を図ってまいります。

また、西海市大串から時津町日並までの未整備区間については、今年度内に整備の基本方針

を取りまとめることとしています。

長崎南北幹線道路の長崎市茂里町から時津町までの区間については、現在、詳細なルートやインターチェンジの構造形式などに関する技術的検討を行っているところです。

これらが整理でき次第、都市計画決定に向けた計画案として取りまとめ、早期の事業着手に向け、手続を進めてまいります。

国道207号の諫早市多良見町佐瀬から長与町岡郷の間については、現在事業中の佐瀬工区2.5キロメートルが、今年度完成することから、連続する区間の事業化について、国と協議を進めてまいります。

○議長(瀬川光之君) 饗庭議員—5番。

○5番(饗庭敦子君) 国道207号におきましては、事業化に向けて協議していただけるということで、一歩進んだかというふうに、地元としては大変うれしく思います。

今後、住民の要望を積極的に取り組んでいただければというふうに思います。

これからも、様々な住民の思いを県政へ届けたいと思いますので、住みやすい長崎県になるようお願い申し上げ、質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(瀬川光之君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

— 午前11時 2分 休憩 —

-----  
— 午前11時15分 再開 —

○副議長(松本洋介君) 会議を再開いたします。  
引き続き、一般質問を行います。

大場議員—14番。

○14番(大場博文君) (拍手)〔登壇〕おはようございます。

自由民主党・県民会議、大場博文でございます。

それでは、通告の順序に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

1、長崎県の今後の新型コロナウイルスの対応方針と取組について。

(1) 本県の今後の方針について。

全国的には東京都をはじめ、感染者の増加傾向に歯止めがかからず、また、多くの自治体で新規感染患者の発症が過去最高を記録するなど、予断を許すことができない状況で、本県も微増ながら増加し続けています。

これを受けて、新型コロナウイルス対策分科会の尾身 茂会長も、緊急提言で急速な拡大傾向を抑えるために、今までよりも踏み込んだクラスター対策などの5つのアクションを提言され、その後も注意喚起を行われています。それだけ厳しい状況に向かいつつあるとの認識だと理解しています。

まずは、「第3波」に備えた水際対策の徹底や医療体制の構築等が求められるとともに、「密閉・密集・密接」の「3密」の回避などによって感染拡大を予防しながら、社会経済活動を両立させるため、県民が一丸となって「新しい生活様式」の定着に向け、気を引き締めて感染予防対策に取り組んでいくことがますます重要になると考えております。

ただ、事業者からは、再度、緊急事態宣言等での経済の停滞や休業要請等が出されれば、もう限界などの声が多く聞かれます。

また、本県の財政状況を考えましても、これまでと同じような休業協力金の支給や事業者への支援制度は難しいのではないかと考えております。

そこで、本県においても徐々に感染が拡大し

ているような状況であります。感染拡大により社会経済活動に制限をかけないために、今後どのように対応していかれるのか、知事の基本的な考えについて、お尋ねいたします。

(2) 県内の病院等の体制について。

現在、全国的な増加を受けて、本県においても「第3波」は必ずくるとの前提で、感染の広がりを最小化する「防ぐ対策」と万全の体制で「備える対策」に取り組む必要があると考えます。

新型コロナウイルス感染症については、そのウイルスの特性や感染の程度は、以前に比べ少しずつではありますが、知識が蓄えられてきている状況ですが、依然として明らかではありません。県民が一丸となって、「新たな生活様式」の定着と、引き続き、気を引き締めて感染予防対策に取り組んでいくことが求められています。まずは、県民に対して、安心して生活していただくための対策は極めて重要です。

そこで、本県の「第3波」に備えた感染を最小限度に防ぐ検査体制等の対策や医療提供体制の確保等の対策など、現在の状況や取組について、お尋ねをいたします。

(3) 県内中小企業への対応について。

今回の新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大と、それに伴う緊急事態宣言等の措置に伴い、県内でも個人消費をはじめ、様々な企業活動に影響が生じ、県内経済は大きな影響を受けています。少しずつではありますが、県内の経済も回復の兆しが見られるものの、依然として厳しい状況であります。

今後、以前のように社会経済の活動制限レベルが引き上げられた場合、県内の各産業や企業からは、「もうもたない」、「死活問題だ」と厳しい声が聞かれます。感染拡大を予防しながら、

社会経済活動を両立させていくことは簡単なことではありませんが、このような声を聞くと、ウィズコロナとしての対策を打ち出し、その実行が重要となります。

そこで、この新型コロナウイルスの影響を乗り切るための県内中小企業、特に、経営環境が厳しいと言われている飲食業など、サービス産業の事業者の取組に対する県の対応について、お尋ねをいたします。

## 2、観光振興について。

(1) 今後の観光客受入れに向けた取組について。

日本社会にかつてないほどの被害をもたらしているコロナ禍において、感染拡大の防止と経済の両立を図るといふ難しい局面の中、県内宿泊業のみならず、環境産業に対して様々な支援策を講じてこられました。いち早く実施された県内国内向けの旅行補助金は、県内はもとより全国的にも注目を集め、非常に高い評価を得ています。

また、観光産業を機軸とする国内旅行需要喚起支援策「Go To トラベルキャンペーン」においては、一部新型コロナウイルス感染拡大の懸念の声はあるものの、経済回復と雇用確保の観点から一定の効果は上げていると感じています。

ただ一方、新型コロナウイルス感染拡大のピーク時に比べると、県内観光産業も回復傾向に向かいつつありますが、依然として厳しい状況は脱していません。

そこで、今後さらに県観光推進をしっかりとした回復軌道に乗せるためには、観光客受入れのための安全・安心を最優先とした感染拡大防止策、ポストコロナの「新しい生活様式」での観光スタイルの確立などが大切であります。

そこで、今後の観光客受入れに対する取組について、お尋ねをいたします。

(2) 2022年佐賀・長崎デスティネーションキャンペーンについて。

JRグループと長崎、佐賀両県が協力して、全面的に観光をPRする「佐賀・長崎デスティネーションキャンペーン」が、2022年10月から12月の実施が決定いたしました。

デスティネーションキャンペーンとは、JRグループ6社（北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州）と地方自治体、観光関係団体等が協力して実施する国内最大級の大型観光キャンペーンで、本県がこのキャンペーンの対象となるのは2016年以来4度目となります。

今回は、佐賀県との共同開催ですが、その効果を両県全域に波及させることが重要であります。コロナ禍に対応した旅行、また、九州新幹線長崎ルートの新開業の時期と重なることから、開業を最大限に活かす絶好の機会として活かすことが必要であります。

そこで、今後、両県がそれぞれの各市町や商工団体などと協力して、観光素材の見直しやイベントの開発、受入体制の整備など、開催に向けて取り組むとされていますが、それらの取組について、お尋ねをいたします。

また、キャンペーンで、もう一つ重要なのは地域との連携であります。県内各地域もしっかりとその恩恵を受けることができるようにすることも必要と考えますが、どのように取り組まれるのでしょうか、お尋ねをいたします。

(3) ワークেশョンに対する県の考えについて。

ワークেশョンという新しい働き方が、このコロナ禍で注目を集めています。

ワークেশョンとは、従来のようにオフィス

だけでなく、旅行先や帰省先の実家など、場所を問わずに働けるスタイルで、ワーケーションを取り入れることで、企業にも雇用者にもメリットがあると考えられています。本県へ呼び込むための取組も期待をしています。しかし、従業員のモチベーションが上がるなどのメリットが述べられている反面、Wi-Fiなどの接続に対するセキュリティー対策などリモートワーク環境に適した設備改修も必要となるなど、一定の整備費用も必要となっておりま

そこで、本県の働き方改革の一環となるワーケーションを受け入れることにより、本県が得られるメリットについて、どのように考えているのか、お尋ねをいたします。

(4) Team Nagasaki Safetyとの連携について。

長崎市、佐世保市、雲仙市では、旅館ホテル組合、観光協会、市で、官民一体のチームで宿泊客の皆様へ安心・安全な宿泊を提供するための認証制度「Team Nagasaki Safety」を立ち上げられました。コロナ禍での「新しい生活様式」や新しい旅行形態が求められていることを受けての取組と理解しています。

この大きな点は、長崎大学による受入れガイドラインの監修、協力のもと、新型コロナウイルス予防対策の取組による安全・安心を広くアピールしている点だと思います。

認証された宿泊施設のスタッフ従業員は、具体的な予防対策をビデオ教材で学び、認証に当たっては、審査員が実地審査を行い、認証後も定期的な審査で、安心・安全に取り組むとされておりま

今後、長崎県内の各観光地への広がりが期待できることから、県の関わりも重要となり、さ

らなる連携が必要と考えますが、この取組に対する県の考えをお尋ねいたします。

3、島原半島の振興について。

(1) 島原振興局の統合について。

今回、県は、平成20年に策定した「長崎県地方機関再編の基本方針」に基づき、島原振興局を仮称県南地域事務所への再編を予定されています。

厳しい県財政状況の中、一定の理解はするものの、島原半島は、半島の地理的条件、道路網、交通体系の脆弱さや雲仙・普賢岳、島原道路の早期完成など多くの課題を抱えています。

今回の再編は、一次産業を中心とした産業構造に加え、住民サービスや経済活動に与える影響は大きなものがあると考えています。

人口減少も進み、半島の地域経済の活性化、地方創生の推進、新型コロナウイルス感染防止対策、経済活動の回復など進めるためには、これまで以上に県との連携、協力が不可欠となるため、一定の振興局機能が必要と考えています。

そこで、今回の振興局の再編について、以下の件について、どのように考えているのか、お尋ねをいたします。

①島原道路等の整備を推進するための機能と体制について、②農業生産基盤の整備、事業推進に必要な体制の配置と豪雨災害等での農地災害等への対応について、③治山事業に関する機能と新たな管理システムの推進に必要な機能配置について、④雲仙・普賢岳の防災・減災対策として、国直轄により整備された砂防設備の管理に必要な体制について、⑤県管理施設の機能の維持と自然災害等での対応について、⑥島原半島内に若者定着促進協議会の存続と若者定着を推進するための各種事業の継続について、以上、お尋ねをいたします。

(2) 島原道路の取組と半島内の道路網の整備について。

地域高規格道路島原道路の整備は、地域住民の生活の安心・安全を図るうえからも大変重要な道路であります。今年、島原市有明町から雲仙市瑞穂町が新規事業として採択され、半島住民は、一日も早い完成、供用開始を願っています。

そこで、その中でも現在の島原道路、有明・瑞穂間の取組状況について、お尋ねをいたします。

また、現在、半島では、島原道路を最優先として整備されております。ただ、ほかの半島の道路整備も早い取組が必要なものばかりであります。南端の南島原市は、諫早インターまで相当な時間を要し、救急医療の観点からも島原道路の延伸としての島原天草長島連絡道路（深江町から口之津港間）の早期事業化が求められています。

また、雲仙市愛野町から小浜町は、急峻な地形のため、災害により通行止めなどの交通規制が余儀なくされ、適当な迂回路がないなど、住民生活に深刻な影響を及ぼしています。こういった半島の脆弱な道路状況の解決のため、半島全体の道路網の整備への取組は必要と考えますが、県の考えをお尋ねいたします。

(3) 過疎法の延長について。

地域社会の基盤が変動し、生活水準や生産機能の維持が困難となっている過疎地域の対策を担う「過疎地域自立促進維持特別措置法」が、2021年3月末で期限切れとなります。

現在、その過疎法を延長し、新型コロナウイルス対策も織り込んだ新たな過疎対策が実施される見通しとなっております。これまでは、この法律で過疎地域の地方公共団体の国庫補助率

がかさ上げをされ、過疎対策事業債の元利償還金を大幅に地方交付税で措置するなどの政策が講じられてきました。これにより人口減少など厳しい状況にある地方の自治体は、自治体運営を何とかできていた状況にありますが、今回、人口要件など過疎地域の指定要件の見直しなどにより、場合によっては全過疎から一部過疎に変わることが予想され、そうした場合、自治体としての今後の計画など大きく変更を余儀なくされる事態も危惧されています。「制度の見直しではなく、延長を」との声もあります。

そこで、本県の過疎地域の継続的な振興のためにも、現行制度の堅持を国に対し強くお願いしたいと思っておりますが、これまでの要望活動の取組状況と国等の検討状況について、お尋ねをいたします。

(4) 漁業の振興について。

半島内水産業についても、「緊急事態宣言」による外出自粛や飲食店の休業要請などの影響を受け、水産物の外食向けの需要が大幅に低下するなどにより、荷動きが鈍くなったことによる在庫の増加や魚価が大きく下落するなどしています。

現在、様々なキャンペーンによる観光客等の回復により、水産物の需要は徐々にではありますが、回復しておりますが、以前の水準に戻るまでには相当の時間が必要ではないかと考えています。

今後、コロナ禍において、ウィズコロナを考えたときに、水産物の流通を促進するための対策が必要と考え、鮮魚主体から、これを加工、保管して、需要を見ながら販売する方向へのシフトが必要と考えています。

そこで、県として、水産物の販売拡大対策をどのように講じていくのか、お尋ねをいたしま

す。

また、今年、新型コロナウイルスや大雨災害等により大きな被害を受けた島原市内の漁協の経営基盤の強化のためには、陸上養殖施設の取水環境の改善、さらには栽培漁業施設の整備も必要と考えますが、県の考えをお尋ねいたします。

4、本県の特定技能外国人材のコロナ禍での状況について。

県内の農業の生産現場においては、技能実習生を含めた外国人材が多数就労している状況にあります。特に、県では、労働力不足を解消するため、「株式会社エヌ」による特定技能外国人材の受入れを進めています。

農業において労働力の確保が重要ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、技能実習生や特定技能外国人材の入国ができない状況が続いていたことから、受入れが多い島原半島を中心とした生産者の皆様は、人材の確保に不安を感じているのではないかと考えています。

そこで、農業の生産現場において、技能実習生と特定技能外国人材の現状をお尋ねいたします。

また、県では、特に、特定技能外国人材の入国を進めていますが、それらの状況を踏まえ、今後の人材確保に向けてどのように対応しようとしているのか、お尋ねをいたします。

5、災害対策について。

(1) 宿泊施設との災害協定の活用について。

大規模災害時に高齢者や妊婦らの避難所を確保するため、長崎県は、本年5月、県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を結ばれました。

今年の台風9号、10号では、「経験したことのない台風」などの報道と新型コロナウイルスへ

の懸念もあり、ホテルなどに分散避難する人が相次ぎました。その大きな理由は、建物が頑丈なうえ、個室なので、新型コロナウイルス感染症対策も取りやすいなどあったようですが、近年の災害が大規模になる傾向があり、今後はこのような動きが顕著になってくると考えられます。

現在では、65歳以上の高齢者や障害者、妊婦等の要配慮者等らが主な対象となっておりますが、このようにホテルの活用が避難の一つのあり方として受け入れられている現状を考えると、協定のさらなる活用促進に向けた取組が必要と考えています。

そこで、協定の今後の運用方法と活用促進について、お尋ねをいたします。

6、県立の教育施設について。

(1) 県立世知原少年自然の家の検討状況について。

青少年教育施設は、青少年の健全育成に重要な役割を担う施設と認識をしております。

本県では、県立の5施設のうち、「佐世保青少年の天地」を除く4施設が、設置から40年以上が経過し、今後、大規模改修を行う時期を迎えることから、「佐世保青少年の天地」にその機能を集約することとし、「世知原少年自然の家」の廃止を表明されました。

そのことを受けて、佐世保市をはじめ、「世知原少年自然の家」を利用されている関係自治体より、県に存続に向けた要望が出されています。

そういった状況の中、さきの議会で「一定の時間をかけて検討して、その結果を踏まえて関係者の皆様方のご理解を得られるような動きをしたい」とのことでしたが、その後の検討状況等について、お尋ねをいたします。

壇上よりの質問は、以上で終わります。

なお、答弁の次第によりまして、対面演壇席より再質問を行います。

○副議長（松本洋介君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 大場議員のご質問にお答えいたします。

社会経済活動に制限をかけないために、今後どのようにコロナ禍に対応していくのかとのお尋ねであります。

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響による本県の厳しい経済状況を踏まえ、県では、これまで感染症の予防・拡大防止と社会経済活動の回復を図るために必要な対策を講じてきたところであります。

感染症の予防・拡大防止対策として、検査体制や医療提供体制の充実・強化を図るとともに、県民の皆様や事業者の方々に対しては、「新しい生活様式」の実践やガイドラインの徹底、感染防止対策への支援策などを講じてまいりました。

併せて、県内経済の回復に向けて、県独自の誘客促進キャンペーン等による観光の活性化や県産品の消費拡大、製造業の事業拡大や生産性向上への支援等を実施してきたところであります。

今後は、これらの取組に加え、社会経済活動の活性化と感染予防の両立に向け、県民の皆様が、心理的不安により移動や経済的活動を過度に制限することなく活動していただけるよう長崎大学と連携して、人々の行動の場面ごとに行動規範を策定し、周知を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、長期化するコロナ禍においては、県民一丸となって新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止に取り組み、社

会経済活動への影響を最小限にとどめながら、その回復・拡大につなげていくことが重要であると考えており、こうした認識を県民の皆様方と共有し、必要な対策の推進に全力を注いでまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長から、お答えをさせていただきます。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 私から、本県の「第3波」に備えた検査体制や医療提供体制の現在の状況や取組について、お尋ねがございましたので、お答えさせていただきます。

本県の検査体制は、離島を含む全ての医療圏の医療機関等にPCR検査装置等の導入を推進し、年内には1日に2,100件の検査が可能となります。

また、発熱患者が各地域で受診できるよう、専用の診察室で診療、検査を行う医療機関を、11月末で283施設を指定しておりますが、年内に300施設を指定し、1日に約6,000件の簡易検査ができる体制となります。

病床につきましては、感染拡大の状況に応じて計画的に確保する体制を既に構築しており、ピーク時に想定される入院患者286人に十分対応可能な395床の病床を確保し、軽症者向けの宿泊療養施設も離島を含めて10施設352室を確保するなど、万一の感染拡大時に備えた医療提供体制を構築しているところでございます。

○副議長（松本洋介君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 私の方からは、県内中小企業への対応について、お答えいたします。

県内中小企業、特に、飲食業などサービス産業の事業者の取組に対する県の対応についてのお尋ねでございます。

コロナ禍において、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、業種別ガイドラインの遵守に向けた事業者の取組を支援するとともに、営業継続や新たな販売手法への転換など、再起を目指す取組を支援しております。

また、飲食店が行う換気・空調設備等の整備や商店街内にある飲食店などの事業者が取り組む「3密」回避に係る施設改修等への支援も実施しており、安全・安心に飲食や買物などができる環境を整備することで、誘客につなげてまいりたいと考えております。

飲食店等の消費拡大を図るうえで、消費者の感染を不安視する心理的負担を軽減することが重要でありますので、引き続き、事業者の皆様に対し、業種別ガイドライン実践の周知徹底を図るとともに、新型コロナウイルス感染症による影響を注視し、国の施策も見極めながら県内サービス産業の早期回復に努めてまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 私の方から、観光関係で4点お答えさせていただきます。

まず、今後の観光客受入れの取組についてのお尋ねでございます。

観光需要の回復を目指すうえでは、宿泊施設における安全・安心への取組が最も重要になりますので、国や県の観光キャンペーン参加施設に対しましては、感染症対策の実施状況について現地確認を行ったところでございますが、来年度以降も事業者に対しましては、県が実施した確認項目に沿った定期的なセルフチェックを促してまいりたいと考えております。

また、今後の新たな旅行需要の取り込みに向けましては、現在、ご当地グルメの開発などにも取り組んでいるところでございますので、こ

れを契機として、今年度実施できなかった市町におきましても、引き続き同様の取組を進めてまいります。

さらには、当面は近距離旅行の需要が高まるものと考えておりますので、九州各県向けの情報発信を充実させるなど、コロナ禍を踏まえた対策を強化してまいりたいと考えております。

次に、デスティネーションキャンペーン開催に向けての取組についてのお尋ねでございます。

本キャンペーンを推進する組織といたしまして、去る10月30日に長崎・佐賀両県共同の実行委員会を発足させ、11月24日には、県内の市町や観光関係団体、経済団体等など115の団体からなる本県の実行委員会を立ち上げたところでございます。

今後、県実行委員会内に地域別の部会を設けまして、体験型コンテンツの充実やおもてなしの向上、周遊旅行商品の造成等について検討し、キャンペーン期間中においていただいた方々に感動を持ち帰っていただき、また来ていただけるような魅力ある素材づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、検討に当たりましては、令和4年秋のキャンペーン期間中にとどまらず、その後の国民文化祭やIRの誘致なども視野に入れながら、キャンペーン後にも残る観光素材を創出していくという強い思いを持って取り組んでまいりたいと考えております。

そしてまた、そのデスティネーションキャンペーンで、県内各地域も恩恵を受けるようにすることも必要ではないかというお尋ねでございます。

今回のキャンペーンにつきましては、沿線地域はもとより、県内各地域にその効果を波及させたいと考えているところであり、これは佐賀

県とも共通した認識でございます。

このため、長崎・佐賀両県を周遊いただくための様々なルートを検討していく予定でありますけれども、現時点で想定しておりますのが、例えば、新幹線西九州ルートから有明海航路を経て鹿児島ルートへ、あるいは山陽新幹線を利用して関西圏から離島地域へ、福岡から唐津経由で県北地域へ、そして、佐賀から有明海沿いを経由して島原半島へなどのルートを検討しているところでございます。

そのほかにも、より多くの方々に県内各地の魅力を体感していただけるよう、引き続き、検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、T e a m N a g a s a k i S a f e t yの取組に対する県の考え方へのお尋ねでございます。

本制度は、地域一丸となった感染症対策を誘客にも結びつけようとする取組で、他の地域のモデルになるものと考えております。県の感染症対策と併せて、公式のW e bサイト「ながさき旅ネット」においても紹介しているところでございます。

県といたしましては、現在、制度に参加していない市町に対しましても、既に取り組んでいる3地域の事例を情報提供するなど、多くの方々に安心して本県を訪れていただけるよう、地域の取組を促してまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) ワークーションを受け入れることにより、本県が得られるメリットについて、どのように考えているのかのお尋ねであります。ワークーションにつきましては、滞在期間や仕事との関係などに関して様々な形態が想定され、多様な効果が見込ま

れるものと考えております。

例えば、新たな旅のスタイルの定着が、より多くの旅行機会の創出や滞在期間の長期化につながり、観光消費の拡大にも寄与することが期待されます。

また、滞在期間中に地域住民の方との交流や地域課題と接する機会などを設けることによって、関係人口施策としての効果が高まり、実際に移住につながる事例も出てきているところであります。

このため、県といたしましては、長期滞在に対応するための宿泊施設の客室改修支援等に取り組むほか、県内市町の受入体制づくりを進めるなど、今後とも、ワーケーションの推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 振興局再編に関しまして、振興局見直しにより、島原道路等の整備、農業生産基盤の整備等について、どのようにするのかというお尋ねをいただきました。

議員のご指摘の6点につきましては、半島の3市からもご要望いただいているところでございます。県の経営資源が限られている中におきまして、組織を集約いたしまして、限られた人的資源を効果的、効率的に配置をし、総合的に高度な専門性、あるいは柔軟性、機動性を発揮できる体制を確保いたしまして、必要な事業に対しまして着実に推進をするとともに、災害等の課題にもしっかりと対応したいと考えているものでございます。

まず、お尋ねのありました道路等の関係でございますけれども、道路等の建設改良事業自体につきましては、基本的には組織を集約するという想定でございます。島原道路の建設につきましては、半島内でも最も重要なプロジェクト

の一つでございますので、集中的に事業を推進するために、現場事務所の設置を検討してございます。

また、雲仙・普賢岳の防災・減災のための砂防施設、あるいは県道等の県管理施設の維持管理部門につきましては、安全・安心を支えるとともに、県民相談窓口といたしまして、現地に存置することといたしております。

次に、基幹産業でございます農業に関しまして、農業普及部門はそのまま存置して、営農を積極的に推進するとともに、農業基盤整備事業につきましては、重点的に事業を推進するためにも、集約を一旦いたしまして、総合的に高度な専門性及び柔軟性、機動性を持つ集約体制としたうえで、これまで同様、普及部門と緊密に連携をいたしまして、一緒に現地対応等を行いたいと考えてございます。

また、農地災害等への対応、治山事業に関する機能や林業に関する技術指導等につきましては、集約後に拡大をした体制を柔軟に活用いたしながら機動的に対応してまいりたいと考えてございます。

最後に、若者定着の促進につきましては、県としましても、重要な施策として取り組んでいるところでございます。体制は集約をする予定でございますけれども、集約後におきましても、引き続き、地元市と連携をしながら実施したいと考えてございます。

県といたしましては、再編後におきましても、島原半島全体のさらなる振興を推進していきたいと考えてございます。

○副議長(松本洋介君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 島原道路の取組と半島内の道路網の整備についてのお尋ねですが、島原道路の有明瑞穂バイパスは、今年度新規事

業化されたことから、8月に有明町、国見町及び瑞穂町において地元説明会を行い、現在、測量に着手しています。

延長が10.4キロメートルと大規模であるため、地元の協力を得ながら早期に工事着手できるよう進めたいと考えています。

また、深江町から口之津港までの整備については、南島原市の観光や産業の振興を図るうえからも重要であることは認識しており、島原道路の事業進捗を見極めながら、整備の方向性について、国や地元と協議を行ってまいります。

一方、愛野町から小浜町間については、地域の皆様が、交通事故や災害発生時などにおける救急活動等に対して不安を抱えていると認識しており、今年度より国も含めて議論を進めています。

今後も、実施可能な整備のあり方や手法の検討について、県としても積極的に取り組んでまいります。

○副議長(松本洋介君) 地域振興部政策監。

○地域振興部政策監(村山弘司君) 新たな過疎法制定に係る、これまでの要望活動の取組状況と国等の検討状況についてのお尋ねでございます。

新たな過疎法の制定等につきましては、重点要望項目に掲げ、県過疎地域自立促進協議会や他県との連携も図りながら、現行過疎地域を継続して対象とすることを基本に、一部過疎地域やみなし過疎地域の堅持も含め、早い段階から要望活動を重ねてきたところでございます。

こうした中、国の過疎問題懇談会におきまして、過疎地域の要件に関して、人口減少率の基準年の見直しなどの提言がなされ、現在、国において、その詳細な制度設計が議論されている状況であります。

なお、人口減少率の基準年につきましては、人口動態の変化等を踏まえ、現行の35年を、昭和50年、または昭和55年に見直すことが検討されております。

今後とも、国などの動きを注視しながら、本県過疎地域の持続的発展につながるよう、取り組んでまいります。

○副議長(松本洋介君) 水産部長。

○水産部長(斎藤 晃君) 私から、漁業の振興について、2点お答えさせていただきます。

ウィズコロナの中において、県として、水産物の販売拡大対策について、どのように取り組んでいくのかのお尋ねでございますが、コロナ禍による在宅時間の増加など生活様式が変わる中、水産物の消費は、量販店や生協、ネット通販等で伸びており、こうした需要に対応していくことが必要となっております。

このため、県としては、量販店や生協等のバイヤーと連携し、消費者の簡便性、保存性といった需要に対応した商品づくりと必要な機器整備を支援するとともに、web商談会への出展支援やネット通販等の利用促進につながる情報発信にも取り組んでまいります。

また、養殖魚や大量に漁獲された水産物の滞留等に対応するため、長崎県漁連による加工、保管、販売の取組強化に加え、漁協や養殖業者等による加工施設の整備や食品業者の設備導入に対しても支援することにより、県産水産物の販売促進を図ってまいります。

次に、陸上養殖施設の取水環境の改善や栽培漁業施設の整備も今後必要であるが、県としてどのように考えるのかのお尋ねでございますが、島原漁協のアワビ陸上養殖については、本年7月の豪雨による海水の塩度濃度の低下が原因でへい死が発生したため、現在は、閉鎖循環

方式を併用している施設に集約して事業を継続しております。

漁協では、県の養殖業継続・再生緊急対策事業により、アワビ種苗の導入を進めていますが、安定的に生産を続けていくためには、海水を取水する井戸を増設する必要があると伺っているところであります。

今後、漁協が施設の改善を進めていく場合は、市とも十分に協議しながら支援について検討してまいりたいと考えております。

また、種苗放流につきましては、有明海の資源回復を図るうえでも重要と考えており、栽培漁業施設の整備につきましては、まずは漁協や市のご意見を伺ってまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 農林部長。

○農林部長(綾香直芳君) 私の方から、農業分野の外国人材について、2点お答えをさせていただきます。

まず、農業の生産現場における技能実習生と特定技能外国人材のコロナ禍での現状はどうかのお尋ねでございますが、今年の2月以降、新型コロナウイルスに伴う入国制限によりまして、本県においても新たな外国人材を確保できない状況でしたが、現在では入国制限が徐々に緩和され、一定期間の隔離などを条件として入国が可能となっております。

こうした中、本県の技能実習生の現状につきましては、県内の監理団体からは徐々に受け入れを再開している状況であるというふうに伺っております。

また、特定技能外国人材につきましても、農業サービス事業体「株式会社エヌ」が、11月から新たに10名の外国人材の受入れを再開し、県内の農家等に派遣され、にんじんの収穫作業等

に従事しているところであります。

次に、今後、特定技能外国人材の確保にどのように対応しようとしているのかとお尋ねでございますが、現在、「株式会社エヌ」では、既に県内で従事している24名に加えまして、さらに114名の外国人材の面接を終えておりまして、今後、入国手続などを経て、県内の農家に順次派遣することとしております。

県としましては、引き続き、「株式会社エヌ」を通じた外国人材の確保に取り組むとともに、JA等関係団体と連携をしながら、農業現場の労働力不足を解消し、農家の所得向上を図ってまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 危機管理監。

○危機管理監(荒木 秀君) 宿泊施設との災害協定に関する今後の運用方法と活用促進に対する県の見解についてのお尋ねですが、災害時における宿泊施設の提供に関する協定は、当初は災害により避難所に避難されたものの、健康上等の理由から一定期間の避難生活が不安な要配慮者に対し、ホテル等の宿泊施設を提供することを想定しておりましたが、コロナ禍における分散避難先としても有用であることから、市町に対し、一時的な避難先としての活用を促しております。

しかしながら、台風10号接近の際には、市町が活用する以前に、住民自らが避難先としてホテル等を選択されており、ほとんどが満室の状態であったと承知しております。

県としましては、事前に予測される台風等の災害に対し、要配慮者を含めた避難者が安心して避難生活を送ることができ、また、旅館、ホテル側にもメリットが生まれるような活用策について、市町や旅館ホテル組合と協議を重ねてまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 「世知原少年自然の家」の廃止表明後の検討状況についてのお尋ねですが、本県の青少年教育施設は、県立5施設のほか、「国立諫早青少年自然の家」、長崎市が設置しております「日吉自然の家」、県から新上五島町に移譲した「上五島海洋青少年の家」の計8施設があり、青少年の健全育成に寄与しているところであります。

「世知原少年自然の家」の廃止後の対応について、現在、「佐世保青少年の天地」への受入体制の確保等の検討を進めており、両施設の宿泊実績をもとにしたシミュレーションや、「佐世保青少年の天地」の自然環境を活かした幅広い年齢層に活用いただけるプログラムの開発を行っているところであります。

○副議長(松本洋介君) 大場議員—14番。

○14番(大場博文君) ご答弁ありがとうございます。

それでは、少し時間がありますので、再質問をさせていただきたいと思いますが、まずは知事、今のコロナ禍において大変難しいかじ取りだと思います。

全国でもテレビ等々で新型コロナウイルスの感染拡大、こういった情報が流されるたびに、県民の皆様も「本県では大丈夫か」と、そういうふうになられることもあろうかと思っておりますので、先ほど各理事者からも答弁をいただきました。「本県では、しっかりとした対策を取っている」とご自身でもおっしゃられましたので、そういったことを踏まえて、これからも感染拡大防止に向けて邁進していただくようお願いいたします。

そういったこともありまして、本県のしっかりとした判断というのが、全国的にも評価はさ

れているところであろうと思いますので、引き続きお願いをいたします。

そこで、この県内の産業の声としても、先日利用したタクシーの運転手の方から、現在の状況を短時間の移動中ではございましたけれども、話をされました。「何とか10月、GoToトラベルキャンペーンで東京が対象になった時に、本当に長崎の経済も動き出した。ようやく収入も1日3万円を超える日も出たりとか、めどが立ってきたところで、この報道がなされて、本当に1日の利用者数がもう激減をした。この状況が続くと、年末に対して、私たちはどうしたらいいんだろう」というふうな不安な声でございました。

そういったこともありますので、先ほどの対策等を含めて、しっかりと長崎県は取るという認識でお願いしたいと思いますが、知事、再度そのご決意をお願いいたします。

○副議長(松本洋介君) 知事。

○知事(中村法道君) ご指摘のように、県内の感染状況は、比較的順調に推移してきているものと考えているところでありますが、やはり全国の中には感染拡大地域があり、そういった地域から足を延ばしていただくことに関する不安感をお持ちの方々もいらっしゃるの事実であります。

一方、また、長崎県の状況については、より正確にご理解いただいて、安全・安心な状況にあるということを理解したうえで本県にお出かけいただけるよう、そのためには、また受入体制をしっかりと構築していかなければいけないと考えているところであります。

○副議長(松本洋介君) 大場議員—14番。

○14番(大場博文君) ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いをいたします。

それでは、観光振興についてでございます。

先ほど受入れについて、主に国内対策、近隣の旅行であるとか、そういうふうな対策が述べられました。

国民の皆様、県民も含めて、国内というのは、新型コロナウイルスに対する認識もある程度統一できるかと思うんですが、旅行でもう一つありますインバウンド、外国人旅行者の対応についてであります。

現状とすれば、国の方も一部条件つきの中で対象国を拡げていこうという動きもありますし、また、来年予定をされております東京オリンピック・パラリンピックを契機として、そういったインバウンドの流れが加速するおそれもあります。

その状況の中でも、今、海外ではワクチン開発も進み、イギリスの方ではもう来週からそのワクチンの提供がされる等々の、少し明るい状況は見えつつあるものの、そういったインバウンドの動きに対しては、やはり国内旅行よりも少し慎重にならざるを得ないのかなという状況がありますが、ただ、動きとしては、そういった対策も含めてインバウンド受入れに対する対応は考えておかなければいけないと思いますが、このコロナ禍の終了に向けて、その後のインバウンドの受入体制については、どのようにお考えになられておりますでしょうか。

○副議長(松本洋介君) 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監(前川謙介君) コロナ後における訪日旅行につきましては、地理的に近いアジアから回復すると見込まれておりました、旅行形態につきましても個人旅行化がさらに進んでいくものと予測されております。

こうしたことから、重点市場でございます東アジアを中心に、現地プロモーションに加えま

して、個人の興味、関心に直接訴求するデジタルプロモーションといった情報発信の強化に取り組んでまいりますことといたしております。

また、コロナ後の価値観や旅行スタイルの変化を踏まえまして、安全・安心の取組の発信や新しい体験コンテンツの提案を行いますとともに、公共交通機関やレンタカーを利用した個人旅行者の周遊促進に向けまして、関係事業者と検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長(松本洋介君) 大場議員—14番。

○14番(大場博文君) ぜひよろしくお願ひいたします。

先日も質問でありました、このインバウンドに対してクルーズ船といったところの対応も必要になってきますので、併せての対応をお願いしたいと思います。

次に、島原半島の振興についての島原振興局の統合についてであります。

この島原振興局というのは、半島という地理的なハンディがありながら、そして、歴史的な背景によりまして、早くから長崎県の中で地域振興のために設置をされた振興局であります。

先ほど質問をしました6項目、これは総務部長からも答弁がありましたが、島原半島3市から出された要望の中の質問、要はそれだけ島原半島の3市の市長をはじめ、この統合について様々な不安を抱えているというのが実情であります。

また、あの半島内の各業界、また各市民の皆様の声等も集めますと、本当に多くのこの統合に対する声というのが寄せられていると感じております。

確かに、平成20年からこの計画があつて、県の財政改革のもと、その計画自体は理解いたし

ますが、そこに対しては、やはりそういった地元の皆さんの理解と、そして、その声をその計画の中へしっかりと落とし込みをして反映をさせていくことが必要ではないかと思っております。

先日の同僚の山本由夫県議の質問でもありましたが、そういった県のこれまでの流れは踏まえつつも、やはりそこには地元とのしっかりとした話合いが必要と考えますが、総務部長、これからの進め方について、そういったことについてはいかがお考えでしょうか。

○副議長(松本洋介君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) お答えいたします。

私自身、3市のご要望ですとか、直接のお話を伺い、また、今議会におきましても、こうした形で議論をさせていただく中で、島原半島の皆様が抱えられる思いということを受け止めさせていただいているという状況でございます。

振興局の再編につきましては、県行政の経営資源が限られる中におきまして、行政サービスを維持向上させていくために必要な見直しであるということでありまして、引き続き、丁寧にご説明を申し上げまして、ご理解をいただくよう努力を進める一方で、より具体的に課題ですとか、ご懸念の点を伺いまして、理解を深めさせていただきたいと考えてございます。

いずれにしましても、今後とも、県議会はじめ、各市町など関係皆様のご意見もお伺いをしつつ、本来の再編の趣旨を念頭に置きながら、再編の具体的な内容について検討を深めてまいりたいと考えてございます。

○副議長(松本洋介君) 大場議員—14番。

○14番(大場博文君) まずは、本当に地元の声をしっかりとお聞きいただきたいと思います。そういった中で、やはりこの離島・半島の多い

長崎県として、その振興局が置かれてきた意味というのはあるかと思えます。離島の振興、そして、半島の振興、あそこにも13万人を超える人口がまだまだおまして、その中で第一次産業を中心とした各産業がございます。そういったものを背景として、やはりそこにお住みの方は、島原振興局がそこにあるということが一つの、住民が非常に助かってきた、そういうふうな背景がありますので、そういったものはぜひお酌み取りいただきたいと思えます。そこで、先ほどご答弁いただきましたが、しっかりと3市をはじめ、半島の住民の声を吸いあげていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

次に、過疎法の延長についてであります。

もう来年には過疎法の期限がくるということで、国においてはその議論が大詰めになってきているかと思えます。

先ほどの答弁の中で、基準年として考えられていました35年を今度昭和50年にするか、昭和55年にするかというふうな、要は人口の減少に合わせて、そういったことが言われておりますが、ただ、その基準年のあり方によって、全国のそういった過疎になる地域が変わってくるということをお聞きしております。

その例としまして島原市をとりますと、仮に昭和50年を基準年とされた場合とするならば、島原市と合併しました旧有明町は、これまでの過疎ではなく、一部過疎ということに認定をされてしまいます。もう合併してちょうど15年を迎えようとしておまして、もう長い期間、一つの行政体として、島原市として運営してきた中で、今度の見直しによって、そういうふうな今度は弊害が出てきます。旧島原市は、過疎の認定がされ、もう一つの旧有明町は、一部過疎

として、非常に難しい市政運営で、財政的に難しいところ、大きな影響が出てくるとされておりますので、そういうふうな状況で、今、私たちには、私も含めてその検討状況しかきておりません。

そこで、改めて、要はもともとの過疎法の延長をお願いしたいと、もともと過疎であったところはそのまま過疎として認めてほしいというのが、各自治体の願いだと思えますが、そういった働きかけをさらに強く国に対して行っていただきたいのと、今のもう少し詳しい検討状況等、また、そういった対応状況等がわかりましたら、お知らせいただきたいと思えます。

○副議長（松本洋介君） 地域振興部政策監。

○地域振興部政策監（村山弘司君） 人口減少率の基準年が仮に昭和50年になされた場合、現在、検討中の他の様々な前提の条件にもよりますけれども、島原市の旧有明町が過疎地域から外れる可能性が生じてまいります。

一方で、基準年の見直しと併せて、国の国勢調査の確定後に、基準年を昭和55年として追加指定をされることとございますとか、過疎地域から外れる地域の経過措置として、これは2年間程度は過疎債の発行額が全額維持される措置なども検討されているところであります。

引き続き、情報収集に努めまして、関係市町とも共有を図りながら、国にも適切に要望を行いながら努めてまいりたいと思っております。

○副議長（松本洋介君） 大場議員—14番。

○14番（大場博文君） 2年間の暫定措置をもって経過を見るということだろうと思えますが、その間でも、要はその2年後の先に対しても不安が残るものでありますので、まずは現在として望むところは、過疎であるところはもう状況は変わらないと思えます。過疎として、引き続

きの認定をいただくようなご努力をぜひお願いしたいと思います。

それでは、県立教育施設の「世知原少年自然の家」についてであります。

今回も指定管理者として「佐世保青少年の天地」、「世知原少年自然の家」、「千々石少年自然の家」が出されますが、島原半島に「千々石少年自然の家」があるということに関連しまして質問させていただきますが、先ほど壇上で言いましたように、あの周辺自治体は存続を望まれております。

私たちが視察で伺わせていただきまして、利用状況については、近隣の小中学校合わせてほぼ100%に近い、本当に高い率で活用をされておりますので、自治体がそういうふう存続を望まれるのは当然だろうと思いますが、現在ある程度の時間をしっかりとかけながらも検討して、自治体に説明をしていく、今、検討状況を説明されましたが、今後の進め方については、そういうふうなことでどのように考えておられますでしょうか。

○副議長(松本洋介君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 「世知原少年自然の家」の廃止に関しましては、これまでも関係自治体や地元の方々に対し説明を行うとともに、ご意見を伺ってきたところであります。

今後とも、先ほど申し上げたような検討状況を踏まえたところで、可能な限り時間をかけて丁寧に説明を行い、ご理解をいただくよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長(松本洋介君) 大場議員—14番。

○14番(大場博文君) 方針としては、そうありながらも、ただ、自治体としては本当に存続を望まれております。一つありましたように、稼働率、本当に高いんですね。令和元年度の監

査報告でもありましたように、ほかの施設は利用目標が割れているのに、「世知原少年自然の家」に対しては、もうほぼ目標以上を達成している。そうすると、「佐世保青少年の天地」にそれだけの受入規模が可能か、また、「世知原少年自然の家」をそういうふうな対応をした場合での、その以降の施設をどうするのか、そういった問題等々いろいろ出てきますので、やはり自治体との十分な話し合いが必要だと思いますので、その辺はまずは期限ありきではなくて、しっかりと話し合いをしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で、質問を終わります。(拍手)

○副議長(松本洋介君) 午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時16分 休憩 —

-----  
— 午後 1時30分 再開 —

○副議長(松本洋介君) 会議を再開いたします。

この際、知事から、大場議員の一般質問における答弁において、一部、訂正したい旨の申し出がありましたので、発言を許可することいたします—知事。

○知事(中村法道君) 午前中の質疑における大場議員に対する私の答弁におきまして、「県内の感染状況は比較的順調に推移してきているものと考えている」旨のお答えをさせていただきましたが、不適切な表現でありました。

「比較的低調に推移してきている」といった趣旨に、お詫びして訂正をさせていただきたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○副議長(松本洋介君) 午前中に引き続き、一般質問を行います。

堀江議員—33番。

○33番(堀江ひとみ君) (拍手)〔登壇〕 日本共産党の堀江ひとみです。

県民から寄せられた要望をもとに、以下、質問いたします。

1、知事の政治姿勢について。

(1) 核兵器禁止条約の発効確定に対する見解。

①核兵器禁止条約を批准する国が50カ国に達し条約の発効が確定した。知事の見解は。

3年前の2月定例会、私は知事に、「ヒバクシャ国際署名、広島・長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名を街頭で訴える考えはありますか」と質問しました。

知事は、「県民の会の皆様とも相談しながら、いずれかの時期に、私自身も直接県民の皆様にお話しする機会をつくってまいりたい」と答弁し、実際にその後、長崎市内で街頭に立ち、県民に署名の呼びかけをされました。

そうした知事の姿勢は、被爆県長崎の知事として高く評価をさせていただきます。

平均年齢80歳を超えた被爆者は、生きている間に何としても核兵器のない世界を実現したいと切望しています。

被爆者をはじめ、核兵器廃絶を願う国際世論と運動は、粘り強い取組で世界の国々を動かし、「核兵器禁止条約」の発効に必要な批准50か国達成となりました。

2021年1月22日に、条約は効力を発します。核兵器禁止条約の発効によって、核兵器が国際法によって禁止されるのです。核兵器は、もはや道義的に許されないだけでなく、法的に許されないのです。

化学兵器や生物兵器も、違法なものとして、使用や製造が制限され、そして廃絶へと進んで

きました。核兵器禁止条約の発効は、廃絶への重要な一歩と考えます。

核兵器禁止条約の発効が確定となったことについて、知事の見解を求めます。

○副議長(松本洋介君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 堀江議員のご質問にお答えいたします。

核兵器禁止条約の発効に対する私の見解についてのお尋ねでございます。

平成29年7月に国連において採択された「核兵器禁止条約」が、多くの国々に批准され発効することは、国際社会における核兵器廃絶に向けた新たな枠組みとして意義深いことであると考えております。

また、これは県内の被爆者をはじめとする関係の皆様方が、全ての国に対し、同条約の批准を求める「ヒバクシャ国際署名活動」に継続して取り組んでこられたご努力の賜物であり、そのご尽力に対し、心から敬意を表したいと思っております。

核兵器廃絶のためには、核兵器が三度使われてはならない兵器であるということ、肌身を通して、正しく理解していただくことが極めて重要であると考えております。

私たち長崎県民は、これまでも機会を捉え、世界中の皆様に対し、長崎を訪問され、被爆者の声に耳を傾け、被爆の実相に触れていただき、原爆の悲惨さと非人道性を正しく理解していただくよう訴えてまいりました。

今後も、「長崎を最後の被爆地に」との強い思いのもと、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

その後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○副議長(松本洋介君) 堀江議員—33番。

○33番(堀江ひとみ君) ②被爆県ナガサキの知事として、国に対し、核兵器禁止条約の批准を求める考えはないか。

核兵器禁止条約の発効確定は、反核運動、平和運動に携わる立場からすれば、核兵器を非難し、その廃絶を主張する法的根拠が与えられるということです。核兵器は、違法であると、あらゆる機会に堂々と訴えることができますし、また、そうしなくてはなりません。核兵器禁止条約を根拠に、世論と運動をさらに大きくすることが必要です。

発効する核兵器禁止条約を最大限活かしていくためにも、唯一の戦争被爆国である日本政府が条約の批准をすることは、最大の焦点となります。

国に対し、核兵器禁止条約の批准を求める考えはないか、知事の見解を求めます。

○副議長(松本洋介君) 知事。

○知事(中村法道君) 県としては、これまでも「長崎の惨禍を繰り返さない」という思いのもと、世代を超えて被爆の実相を語り継ぎ、平和の発信に力を注いでまいりました。

今回、核兵器禁止条約が多くの人に批准され、発効することを機に、核兵器廃絶への国際的な機運が高まり、一日も早く核兵器が廃絶される日が来ることを願っているところであります。

しかしながら、その一方で、同条約は、核兵器保有国をはじめとした批准を行っていない国には、その効力が及ばず、核軍縮に取り組む国際社会に分断をもたらすことも懸念されているとされております。

核兵器廃絶を実現してまいりますためには、関係国が互いの信頼のもとに、ともに議論し、ともに行動していくということが重要であると考えております。

そういった意味で、国は、核兵器保有国と非保有国の橋渡し役として積極的にリーダーシップを発揮し、核軍縮の進展に向けた国際的な議論に貢献していくとの姿勢を示されているところであります。

県といたしましては、国に対し、唯一の戦争被爆国としての立場から、今後の議論の中で主導的な役割を担っていただき、私どもの悲願である核兵器廃絶という具体的な成果へとつながるよう、さらに積極的なお取り組みをいただきたいと考えているところであります。

○副議長(松本洋介君) 堀江議員—33番。

○33番(堀江ひとみ君) 今議会も、この問題は深堀議員からも質問があつて、知事も同じような趣旨で「橋渡し」という言葉を使っています。この「橋渡し」という言葉なんですけど、問題は、何のために、どんな橋を架けようとしているかです。

核兵器禁止条約は、核兵器を違法とするものであり、核兵器を廃絶する立場に立っています。核保有国は、核兵器は手放せないとの立場です。なくすと、なくさない、向いている方向が180度違う立場を「橋渡し」できる論理はありません。そもそも「橋渡し」が成り立つ問題ではないのです。

「橋渡し」が核軍縮の話し合いのテーブルに着くことを意味するならば、新たに橋を架けなくても、国連総会、NPT再検討プロセス、さらにはジュネーブ軍縮会議など、両者が席を同じくして議論する場は幾らでもあります。

日本政府が主張する橋渡しは、こうした核兵器廃絶に向けた議論ではありません。廃絶を究極の課題として永遠のかなたに先送りしたうえで、合意できるほかの課題を探そうというものです。それは、核兵器禁止条約という対立軸と

は別の土俵を持ち出すことで、核兵器禁止条約を求める運動の勢いをそぎ、核保有国への風当たりを和らげようとするものにほかなりません。このことを、唯一の戦争被爆国という誰も否定できない看板を掲げてやっていることに罪の深さがあると指摘する方もいます。

国に対し、「橋渡し」、その言葉に曖昧にするのではなくて、知事が被爆県の知事として、核兵器廃絶の立場に立っている、そうであれば、核兵器禁止条約を批准するよう、日本政府に、被爆県知事の立場として求めていると私はいいます。

改めて、知事の見解を求めます。

○副議長(松本洋介君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほども申し上げましたような基本的な国の考え方のもと、国の方は、最終的にはやはり核兵器のない世界の実現を目指していくと、これは明言をされているわけでありまして、したがって、核兵器禁止条約の枠組みの中で活動を進めていかれるのか、あるいは、ご承知のとおり、これまでの枠組みでもありましたNPTの枠組みのもとで活動を続けていこうとされているのか、これは核兵器保有国、非保有国との間のわだかまりも感じられるような状況の中で、国として判断をされたものと理解をいたしているところであります。

最終目的が一日も早く達成されるよう、私も、被爆地として強く期待をいたしているところであります。

○副議長(松本洋介君) 堀江議員一33番。

○33番(堀江ひとみ君) 私は、国の態度は態度として、被爆県知事として、今回の核兵器禁止条約を批准するよう国に求めてほしいというふうに質問いたしましたが、知事は、そのことについては明言を避けました。

次の質問に移ります。

(2) 陸上自衛隊・水陸機動団の誘致について。

①水陸機動団は「日本版海兵隊」であり、アメリカ軍と一緒に殴りこむ恐ろしい部隊ではないか。被爆県ナガサキの知事が誘致を求めることではないと思うがどうか。

私は、被爆県長崎の知事として、水陸機動団の誘致を求めるのはいかななものか、この立場で質問いたします。

9月定例会、そして昨日と、陸上自衛隊水陸機動団の誘致を求める質問が続いています。

知事は、そうした要望に応えて、今年8月、防衛大臣に陸上自衛隊水陸機動団の長崎県内への配備を要望しています。

要望書によれば、「水陸機動団1個連隊の追加配備は、地域社会の活性化とともに多大な地域経済効果をもたらし、本県の復興に大きく寄与するため、地域を挙げて歓迎する」としています。水陸機動団の配備を人口増加や経済活性化で捉えていいのか、私は疑問です。

2018年3月27日、米強襲揚陸艦部隊と一体となって海からの殴り込みが可能となる水陸機動団が、佐世保の陸上自衛隊相浦駐屯地を中心に創設され、国内外で訓練をしています。

水陸機動団は、離島への侵攻に対して、上陸、奪回、確保するための本格的な水陸両用作戦能力を備え、日本版海兵隊と言われています。こうした危険な任務を持つ部隊が、被爆県長崎に既に誘致されていることに納得がいきませんが、さらに水陸機動団の誘致を求めることは、被爆県長崎の知事として、とるべき姿勢なのかと疑問です。

知事の見解を求めます。

○副議長(松本洋介君) 知事。

○知事(中村法道君) この水陸機動団を、いわゆる日本版海兵隊と言われているとお触れになりましたけれども、確かに水陸両用の作戦能力や装備を備えているという面では、米海兵隊との共通点は見られるところでありましょうが、国外に部隊を出して自国を守るアメリカの海兵隊と、専守防衛の基本方針のもとで、国内の離島奪回を主任務とする水陸機動団とは、その使命において全く異なるものであると理解をいたしております。

多くの国境離島を有する本県にとって、こうした使命を持つ水陸機動団の配備は、むしろ心強い存在であるものと受け止めているところがあります。

佐世保市に新編された水陸機動団は、地域経済の振興のみならず、ご家族を含めて地域との良好な関係を築いておられ、地域コミュニティの維持、活性化にも貢献されているものと認識をいたしているところであり、こうしたことから、残る1個連隊の誘致に向けて活動を進めてきたところであり、引き続き、実現を目指してまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 堀江議員一33番。

○33番(堀江ひとみ君) 日本版海兵隊、そういう認識を知事は持っている、しかし、任務が違うんだということで誘致をしたいと言われました。

水陸機動団の配備は、2013年12月、当時の安倍内閣が閣議決定した「新防衛大綱」に基づき、陸海空、3自衛隊を一体的かつ迅速に運用する統合機能防衛力の配備です。

島嶼、大小の島々の意味の島嶼防衛、離島奪回などの勇ましい言葉を使って脅威をあおるのではなく、軍事対軍事の対抗ではなく、平和外交を望むことを、被爆県の知事として、国に求

めていただきたいと強く申し上げて、次の質問に移ります。

(3) 石木ダム事業について。

①「こうばるで生きていく」と住民は決意している。工事を中断し、反対住民と話し合いをする考えはないか。

半世紀にわたる石木ダム事業反対を貫いている住民の一人は、ダム予定地の川原で生き続けると決意しています。

「私たちは、菜の花、彼岸花、コスモスなどが野辺に美しく咲くように草刈りをします。コスモスの種を保存し、次の年に備えます。初夏にはホテルが飛び交うように川を汚さず、真夏には子どもたちが川で思いきり遊べるように川辺の草取りをします。おいしい米や野菜がとれるように、毎日毎日、土を耕し、草を抜き、水をやります。

毎年毎年、毎日毎日、同じことのように見えても、その一つひとつの作業の中に、一緒に暮らす家族の顔、遠くに住む子どもたちの顔、一緒に収穫を喜び合う近所の人たちの顔を浮かべ、川原の自然に感謝しています。

この土地、自然、そして暮らしを守ってきたのは、私たち13世帯だけではありません。父や母、おじいちゃん、おばあちゃん、そして何代も前のご先祖様、何十年も何百年も共に生きて守ってきました。私たちは、川原を次の世代に引き継ぐために預かっているのです。

私は、先祖が育て、守り抜いてきた川原の暮らしに満足しています。何ひとつ不自由はありません。むしろ、自分も年を重ね、新しい楽しみや川原の良さを発見しています。

私たちの仲間も同じです。私たちは、今の暮らしに満足し、この場所に仲間とともに暮らし続けたい。ここで人生を全うし、次の世代に引

き継いでいく人生を選んでいる」と言いきりません。住民の皆さんは立ち退きません。

知事は、議会開会日、「反対住民の方々に対し、ご理解、ご協力をいただけるよう引き続き努力を重ねてまいります」と説明をされました。

そうであるなら、反対住民の皆さんが求めている、工事を中断し、話し合いをする考えはありませんか。見解を求めます。

○副議長(松本洋介君) 知事。

○知事(中村法道君) 反対住民の皆様方との話し合いについては、平成30年1月、川棚町において、反対地権者の方々から、「事業の白紙撤回が前提でなくてもいいので、話を聞いてほしい」という申し出をいただき、ぜひそういった機会を設けていただきたいというお話をさせていただいたところであります。時間がかかりましたけれども、昨年9月には面会が実現したところであります。

面会の当日は、反対住民の方々のお話を聞くだけの形となりまして、私の思いを伝えることはできず、質問に対する回答もさせていただきませんでした。

その際、今後も面会を続けてほしいとのご提案もありましたので、私の方からも、面談の機会をいただきたいということでお手紙を差し上げ、また、土木部長を派遣して繰り返し面談のお願いをしてきたところでありますが、「工事中止と事業の白紙撤回が話し合いの条件である」と主張され、実現するに至っていないところであります。

しかしながら、最近の新聞報道によりますと、白紙撤回が話し合いの条件ではないとの発言がなされたと同っているところであり、その真意を確かめたうえで、今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 堀江議員—33番。

○33番(堀江ひとみ君) 真意を確かめてということですが、長崎新聞のインタビューに住民の方、岩下さんが11月20日に答えておられますが、現時点の工事の中断、話し合いの結果として、白紙に戻ることを望んでいるけれども、工事は続けながら話し合いに応じろというのは、これは対等とは言えないんだと。だから、工事を中断して話し合いをしてほしいということ。

そうしますと知事は、真意を確かめてということであれば、長崎県も工事を中断する考えはあるということですか。住民が求めているのは、工事を中断して話し合いに応じてほしいということを行っているんですが。

工事を中断しなかった、これまで長崎県が、だから、話し合いに応じてこなかったんですけども、工事を中断する考えがあるということ。今、答弁されたのか、真意を教えてください。

○副議長(松本洋介君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほども申し上げましたように、一旦は、事業の白紙撤回が前提でなくてもいいので、話し合いの機会を設けてもらいたいというお話をお伺いして、具体的な相談に入りましたところ、白紙撤回が前提であるということで、なかなか面談の機会はいただけなかったわけでありまして。

そしてまた、面談の直後にも、改めてそういった機会をいただきたいということでお願いをいたしました。事業の白紙撤回が前提であるということをおっしゃって、面談の機会がいただけない状況になっているわけでありまして、繰り返し、そういった状況でありましたので、まずはやはり直接、その真意を確かめさせていただきたいと考えているところであります。

○副議長(松本洋介君) 堀江議員—33番。

○33番(堀江ひとみ君) 真意を確かめたいということですので、ぜひ真意を確かめていただいて、工事を中断し、話し合いに応じてほしいという住民の意向を酌んでいただきたいということを要望したいと思います。

②行政代執行が可能になっている現在、行政代執行に対する知事の見解。

そのうえで、土地収用法に基づけば、住民が立ち退かない場合、知事が行政代執行で住民を追い出すことが可能です。住民の立ち退き期限が過ぎて一年余り、知事は、石木ダムは、令和7年度の完成を目指したいと開会日に説明をいたしました。行政代執行に対する知事の見解を求めます。

○副議長(松本洋介君) 知事。

○知事(中村法道君) 行政代執行につきましては、これまでも申し上げてまいりましたとおり、事業の推移を見極めながら、それ以外に解決の方策がないという段階で、改めて総合的かつ慎重に判断をしなければならないと考えているところであります。

私としては、円満な形で土地を明け渡していただくことが最善であるという考え方には変わりがないところでありまして、今後も、反対住民の方々のご理解とご協力を得るための努力を引き続き重ねてまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 堀江議員—33番。

○33番(堀江ひとみ君) 今後も、ご理解とご協力を得るための努力を重ねたいという知事の答弁でしたが、私は、ぜひ住民の皆さんの願いに応じて、先ほど申し上げましたように、工事を中断し、話し合いをしてほしいと、その願いに応じていただきたいと改めて要望します。

と同時に、佐世保市の水は足りています。長崎市の人口に比べ6割の佐世保市、長崎市と同

じ人口規模で水需要計画を立てている、ここが問題です。川棚川の過去の洪水被害は、河川改修で対応できると知事が答弁しています。

ふるさとに住み続けたいだけという県民を追い出してダムを造ることは、絶対にあってはならない。石木ダムの建設中止を、この場で再度求めておきたいと思います。

次の質問に移ります。

2、県民の暮らしを下支えする土木事業について。

県民の暮らしを下支えする土木工事、その土木工事の結果、県民のこれまでの暮らしが大きく変わり、むしろ生活環境が悪くなつてはなりません。しかし、悪くなった事例について質問します。

(1) 長崎市・急傾斜地崩壊対策工事。

①「こんなに変わるなら同意書に署名はしなかった」との県民の思いに対する見解は。

長崎市、地域を特定することは差し控えます。私は、急傾斜地崩壊対策工事は、命を守る重要な工事と認識しています。

急傾斜地の樹木を伐採し、崩壊しないよう対策が取られました。私に訴えられたのは、急傾斜地の上に住んでおられる方でした。

「がけ下の人たちは安全になりましたが、がけの上の私たちは安全でなくなりました。

今年の台風9号で被害を受け、補修しましたが、台風10号でも被害が出ました。今までなかったのですが、日常の生活にも影響が出ています。家庭菜園や花など育てることもできなくなりました。被害は、私の家だけでなく近所も出ています。

確かに、私は、工事の前に同意書に署名をしました。しかし、こんなにも変わるなら『うん』と言わなかった。同意書を撤回したい」と訴え

ました。

急傾斜地崩壊対策工事は、とりわけ十分な説明が必要です。十分な説明がされたのかとの県民の疑問に対する見解を求めます。

○副議長(松本洋介君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 急傾斜地崩壊対策事業は、県民の安全・安心の確保に直結する事業であり、一定規模以上のがけ地について、所有者に代わって県が法面保護などの対策工事を実施しているものです。

工事の実施に当たっては、前もって土地の無償提供や斜面上の草木の伐採について、同意をいただくとともに、伐木により風当たりが強くなることなどもご説明しながら進めています。今後も、より丁寧な説明を心がけ、地域の皆様にご理解いただけるよう努めてまいります。

○副議長(松本洋介君) 堀江議員—33番。

○33番(堀江ひとみ君) 工事後、どのような風当たりとなるか、図面で説明するというのは、これは難しい問題だというふうに思いますが、今、部長が答弁したように、理解を得るために、ぜひ十分な説明をお願いしたいと思っています。

②境界線を明らかにする対応は取られているか。

私に訴えられた方は、年金暮らしの中で、個人で防風ネットを立てたいと希望しています。急傾斜地は長崎県所有で、個人との境界線を明らかにすることが必要です。

境界線を明らかにする対応はとられているのか、見解を求めます。

○副議長(松本洋介君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 急傾斜地崩壊対策工事の実施箇所は、周辺民有地の境界線について、多くの場合は事業完了時に境界杭の設置等を行っています。事業途中であっても、地権者

の方からの依頼があれば対応したいと考えています。

○副議長(松本洋介君) 堀江議員—33番。

○33番(堀江ひとみ君) そうしますと、要望があれば対応したいということは、例えばこの事例、個々の事例に比べるとということにはならないんでしょうけれど、境界線を明らかにする対応はとられているのかということでは、これはとられていると理解していいですか。再度、答弁を求めていいですか。

○副議長(松本洋介君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 本件工事の現在の状況は、詳細は把握できていないところがありますけれども、一般的に、工事が完了してからではなくて、工事の途中であっても、境界立会いのもと、境界杭を設置することは可能であります。

○副議長(松本洋介君) 堀江議員—33番。

○33番(堀江ひとみ君) 可能であるのなら、対応していただきたいことを申し上げたいと思います。

(2) 諫早市・西部台(第一工区)における一宅地の擁壁工事。

①県民が擁壁の損傷に気づき、改修工事实施と原因究明を求めた時、長崎県はどのような対応をとったか。

長崎県住宅供給公社は、良好な居住環境のもとにまちづくりを行い、賃貸住宅の管理業務を行い、長崎県の住宅政策の一端を担っていると認識しています。その公社に対し、県民が訴訟を起こさなければならなかった事例であり、県議会へは報告されていない事例について質問します。

長崎県住宅供給公社が分譲、販売した宅地、家屋を購入した県民が、2002年に引き渡しを受

けました。そして、入居7年目に、宅地擁壁の亀裂を業者より指摘をされ、擁壁の損傷に気がつきます。

長崎県住宅課と住宅供給公社に対し、宅地擁壁の改修工事の実施、原因解明を求めたものの拒否をされ、2013年、長崎地裁への提訴となります。そこから福岡高裁、そして最高裁の上告破棄となるまでに7年に及ぶ司法での争いとなり、今年10月、長崎県住宅供給公社が県民に損害賠償を行う判決が確定をしました。

そこで質問します。

県民が、擁壁の損傷に気づき改修工事の実施と原因解明を求めた時、どのような対応をとったのか、答弁を求めます。

○副議長(松本洋介君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 平成21年11月に、長崎県住宅供給公社の分譲住宅を購入された方から、県に対して、擁壁の損傷について、公社に調査、補修をさせるよう要望がありました。

県は、公社に調査を指示したところ、擁壁に損傷はあるが、安全性に問題はなく、また、無償での補修はできないとの報告を受けました。

これを不服とした購入者から、県に対し再度要望があり、県は、公社に対し、建築基準法に基づく施工状況の報告を求めた結果、当該擁壁は「著しく保安上危険である」とは言えないと判断し、購入者にお伝えしました。

一方、公社は、擁壁の損傷の原因が特定できなかったものの、補修の必要性があったことから、改めて購入者と協議を試みましたが、不調となり、その後、裁判に訴えられました。

○副議長(松本洋介君) 堀江議員—33番。

○33番(堀江ひとみ君) 私は丁寧に対応したんだというふうな答弁をしたんですよね、今の答弁はですね。

②県住宅供給公社に賠償命令が出たことは、違法な工事であったということであり、改修工事命令を長崎県は出すべき、に対する見解。

そこに至るまでの県民の訴え、それから公社、住宅課の訴えがそれぞれあるんですが、ここは本会議でありますので、細かいところは言えないんですけども、最終的な判決文を平たく言い直せば、問題の土地には、擁壁の地盤の強度を確保しなかった長崎県住宅供給公社の過失により、大地震が発生した場合に擁壁が傾く可能性があること、また、擁壁には放置すれば落下する危険があるひび割れ、剥離が現にあることから、建物敷地としての基本的、安全性を損なう瑕疵があるとしています。つまり、違法な工事であったということで、住宅供給公社に損害賠償命令が出たと理解をします。

そこで質問します。

改修工事命令を長崎県は出すべきではないかと私は思うんですが、見解をお示してください。

○副議長(松本洋介君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 公社が販売した宅地の擁壁は、建築基準法に定められた基準に沿って設計されたものであり、工事後の検査においても、同法に適合していることが確認されており、違法性はないものと考えています。

県としては、公社に対し、建築基準法に基づく是正等を求める考えはありません。

なお、県住宅供給公社は、裁判所の確定判決に基づき、地盤改良及び擁壁表面のひび割れ、剥離の補修に要する費用について、既に支払いを済ませております。

○副議長(松本洋介君) 堀江議員—33番。

○33番(堀江ひとみ君) 住宅供給公社に損害賠償命令が出たことは、ご存じですか。

○副議長(松本洋介君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 把握しております。

○副議長(松本洋介君) 堀江議員—33番。

○33番(堀江ひとみ君) このことについては、賠償命令が出たけれども、違法な工事ではなかったというわけですね。

違法な工事だったから賠償命令が出たんじゃないのか。(発言する者あり)

○副議長(松本洋介君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 今回の裁判で言う不法行為とは、令和2年2月28日の福岡高裁の判決文の中で、民法第709条のことを指しており、建築基準法のことではありません。

なお、民法第709条は、「故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と規定されておりますので、この裁判では、公社の故意または過失に対する損害賠償を請求されたものだと認識しております。(発言する者あり)

○副議長(松本洋介君) 堀江議員—33番。

○33番(堀江ひとみ君) 要は、賠償命令が出た、これは事実ですね。判決として、それは確定しているんだから。

けども、それは、建築基準法に違反した違法な工事ではなくて、別の形での違法な工事だから、私が言っている改修工事命令には至らないということですね。そういう見解ですか。

○副議長(松本洋介君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 県からは、建築基準法に基づき是正等を求めるかどうかというところの判断になるかと思っております。本件は建築基準法上は問題ないというふうに考えております。

○副議長(松本洋介君) 堀江議員—33番。

○33番(堀江ひとみ君) それは私と見解が違

うところなんですけど、本会議ということもあって、これ以上細かくはできないんですけど、いずれにしても、損害賠償命令を住宅供給公社が受けているということ、これは事実なんですよ。そういうことがあっていいのか。

それは建築基準法の範疇じゃないと、私からすると言い訳をしていますけれども、安全・安心な住宅を提供するというのが住宅供給公社の仕事でしょう。でも、実際は、建築基準法は、取り出さなくても、別の法を取り出して損害賠償をやりなさいと言われていたんだから、その点については、私は、誠実に対応すべきだということを強く申し上げておきたいと思います。

次の質問に移ります。

3、サンゴ漁業の許可について。

①漁業許可が死亡した父親から息子へ相続された事例で、サンゴ漁をやったことがない息子が船舶も乗組員も入れ替えて漁をすることを、長崎県が許可したのは問題がないのか、との意見に対する見解。

定数漁業であるサンゴ漁は、五島振興局管内で5隻だけが漁業許可を持っています。

五島市在住の数人の方より相談がありました。「今までサンゴ漁に従事してきた。今回、許可が、死亡した父親から息子に相続されたが、息子は、新たに船を造り乗組員も替えた。息子は、今まで別の漁をしており、サンゴ漁をしたことがない。(発言する者あり) こうした実態も把握して、長崎県は息子の許可を認めたのだろうか」との訴えでした。

五島市在住の方たちは、サンゴ船の漁労長をはじめ乗組員の皆さんです。サンゴ漁業の許可が父親から息子に相続され、船舶も乗組員も替えられた事例です。

今年6月1日は、許可一斉更新でした。長崎県

は、許可に当たって、どのような審査を行ったのか、答弁を求めます。

○副議長(松本洋介君) 水産部長。

○水産部長(斎藤 晃君) 県といたしましては、書類審査のほか、許可申請者と面談いたしまして、操業実態や今後の経営計画について確認する等、つまりサンゴ漁業が十分にできるというふうなものを確認いたしましたうえで、慎重に審査をしまして許可を行ったものであります。

今後、サンゴ漁業をはじめ、漁業の許可に当たりましては、十分な審査を実施してまいります。(発言する者あり)

○副議長(松本洋介君) 堀江議員一33番。

○33番(堀江ひとみ君) 十分に審査をいたしましたよという話ですが、十分に審査をしたのに、私に相談を寄せた方とは別の方がまた、五島市在住の方ですけれど、長崎地裁に訴状を出されていますよね。(発言する者あり)

五島市在住で、6月のサンゴ漁許可を受けることができなかつた方が、許可を受けることができなかつたのは不当であり、長崎県の許可基準は明らかにされていないとして、長崎地裁に訴状を提出しているという情報が私のところにも寄せられました。

訴状によれば、2016年にサンゴ漁業許可方針が一部改正され、これまで30隻あった許可数が5隻となったこと。

「違反した者に許可の取り消しの措置をする」、この文面も削除されたこと。

根拠となる総漁獲努力量が設定されていないまま5隻と許可数を固定していること、例えば高知県は、毎年の漁獲努力量、漁獲実績量から、毎年許可数を変更しているのではないかという指摘。

また、現在許可を受けている者を優先する許

可のあり方は、新規参入を阻害しており不合理、違法ではないか。

漁業実績、水揚げ量をどう判断しているのか。

さらに、許可の審査基準が公にされていない。例えば高知県は、審査基準及び許可に必要な事項が定められ、ホームページで公開されている。

(発言する者あり) 長崎県は、調整規則以外の基準は公にされていない等、指摘をしています。

質問通告後にこうした情報が私に寄せられたので、ここで質問はできませんけれども、いずれにしても、サンゴ漁業の許可については県民から強い疑問が寄せられています。十分に、そして誠実に対応していただくことを強く求めたいと思います。

4、障がい者にやさしい公共交通機関について。

(1) JR九州のダイヤ改正により車椅子利用者が「予約なしでは列車を利用できない時間帯が発生すること」への見解。

①障がい者にやさしい公共交通機関の観点から、事前の予約がなければ乗車できないことをどう考えるか。

今年3月のダイヤ改正により、全国的にJRの駅窓口において営業時間の短縮が行われ、曜日、時間帯によっては駅員の不在の状況が起きています。そのため車椅子利用者は、駅員不在の時間帯は事前の予約を強いられ、自由に列車を利用できない状況です。

私に相談を寄せられたAさんは、今年9月、長崎市内での仕事を終え、JRで帰宅しようとした際、駅員に、下車する駅の営業時間の変更になり、今の時間は車椅子は利用できないと切符代を返金される対応を受けました。

さらに、予約をしていないので対応できないと断られ、運賃の2倍以上の費用をかけ、タク

シーでの帰宅を余儀なくされました。

Aさんは、「予約をすればいいといっても、予約時間は、朝9時から夕方6時までに決められている。仕事が時間内に終わらないとすれば、夕方6時以降になってしまう。何より、車椅子だからという理由で、なぜ予約しなくてはならないのか、行動の自由を制限されるのか」と訴えました。

そこで、質問いたします。

障害者にやさしい公共交通機関の観点から、事前の予約がなければ乗車できない、このことについて、どう見解をお持ちですか。答弁を求めます。

○副議長(松本洋介君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 障害者差別解消法では、民間事業者に対しまして、「障害のある人の求めがあった場合は、過度な負担にならない範囲で障害の特性に応じ合理的配慮を行う」とされており、国において、事業者ごとの合理的配慮に関する指針が定められております。

その指針の中で具体的な事例が示されており、例えば、「車椅子等を使用して列車に乗車する場合、段差が存在し、係員が補助を行っても上下移動が困難等の理由により、利用可能駅、利用可能列車、利用可能時間等の必要最小限の利用条件を示す」ことは、「不当な差別的取扱いに当たらないと考えられる事例」となっており、今回の事案である「駅員が不在である時間帯で介助を求める際に、事前に連絡、予約を求める」ことが、直ちに合理的配慮に反するものとは思われませんが、まずは障害者の立場で困っている現状を事業者が認識することが重要であり、お互いの理解を深めていくことが必要ではないかと考えております。

○副議長(松本洋介君) 堀江議員—33番。

○33番(堀江ひとみ君) 平たく言えば、差別解消法には触れていないけれど、障害者の立場に立ったら困るよねと、そういう回答ですか。

私は、福祉保健部長ですので、法の解釈どうこうということよりも、障害者に優しい公共交通機関の観点からどうかということ、そういう意味での、法の解釈どうこうよりも、障害者の立場に立つということで、もっと寄り添った答弁がほしかったなと思うんですが、その点はどうですか。

○副議長(松本洋介君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) いずれにしましても、それぞれの立場での認識をしっかりと理解して、お互いができることを進めていくということが、まずは重要ではないかというふうに考えておりますので、お互いの理解を深めていくようなことが必要ではないかというふうに考えております。

○副議長(松本洋介君) 堀江議員—33番。

○33番(堀江ひとみ君) ②現状の制度の中で、急な乗車の場合は乗客が乗車する便を遅らせることになる場合もあるが、対応は可能である。現行制度を徹底してほしいとの声を、JR九州に届ける考えはあるか。

長崎県福祉のまちづくり条例は、「全ての人が個人として尊重され、安心して暮らし、社会参加のできる地域社会の実現は、私たち県民全ての願いであり、こうした社会を実現するために、障害者の行動を妨げているさまざまな障害を取り除き、全ての人が自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるよう取り組む必要がある」とうたっています。

Aさんは、「現状の制度の中で、急な乗車の場合は乗客が乗車する便を遅らせることになる

場合もあるが、対応は可能であるとなっており、そうであれば、まずは現行制度の中でできることを徹底してほしい」と訴えました。

まず、JR九州に、こうした声を届ける考えはありませんか。

○副議長(松本洋介君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) JR九州におかれましては、車椅子を利用される方への対応といたしまして、駅員が勤務している時間帯につきましては、その駅の係員が、お客様が乗り降りをされる際の介助等を行い、駅員が不在となる時間帯におきましては、可能な限り、ほかの駅から係員を派遣するなどして対応されているというふうに伺っております。

今回、車椅子の方が乗車できなかったご指摘の事例につきましては、その時の駅員の対応に誤りがあったこと、そしてまた、今後、社内において、これまでと同様の対応マニュアルに沿った対応をすることを徹底するということがJR九州に確認をさせていただいたところがあります。

○副議長(松本洋介君) 堀江議員—33番。

○33番(堀江ひとみ君) 最後が、マスクをしているから、よくわかりませんでした。

要は、JR九州に、現状を徹底してほしいと。

今の答弁を聞くと、対応した一駅員の対応が悪かったかのような答弁にも聞こえましたが、「現状できることは徹底してほしい」、このことをJR九州に届ける考えがありますか。再度、答弁をお願いしていいですか。

○副議長(松本洋介君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) 今回のご質問を受けまして、私の方でも、今回の事案について確認をさせていただいたところ、JRの対応については、現行、これまでの対応と何ら変わっ

てはいないと。

ただ、今回の事案につきましては、その時に対応された駅員の対応に誤りがあったということで、従来どおり、これまでどおりのサービスを行うということについては、改めて社内でも徹底をすると、私どもはお話をお伺いしたということでございます。

○副議長(松本洋介君) 堀江議員—33番。

○33番(堀江ひとみ君) つまり、JR九州にこうした声を届ける考えはありますかという私の質問に対して、もう通告をしたので、JR九州にはもう届けていますということですね。

JR九州に届けて、返ってきた回答が、その駅員に徹底するということなんですかね。

要はね、一駅員にとかという駅員の対応じゃなくて、実際できるわけだから、予約をしなくてもですよ。時間帯であれば、乗る便を遅らせても。

例えば、別の駅から駅員を配置して、希望する駅に降りることが今現在でも可能なんです。だから、それを徹底してほしいとAさんは訴えているんですけど、そういう意味での徹底ですよ。知らなかった駅員の方、その人に徹底するのではなくて、同じように対応してほしい。

変わっていないと言いながら、対応は変わっているじゃないですか。そのことを私は、あえて本会議で言っているのだから、改めてJR九州に、現状を徹底してほしいということを要望していただけますか。

○副議長(松本洋介君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) 先ほど申し上げました徹底をするというのは、今回の事案をお聞きしまして確認したところ、もう既にJRといたしましては、この案件について確認をし、本来であれば対応すべきであったところを、当

時の対応が誤りであったということで、それはその駅員の方だけではなくて、社内として改めて、同様のサービスを提供するというところについては社内で確認をすると、既にもう徹底をするというお返事を私どもはいただいたということでございます。

○副議長（松本洋介君） 堀江議員—33番。

○33番（堀江ひとみ君） 徹底するということですね。経緯を見守りたいと思います。

③JR各駅の開業時間（窓口）を、ダイヤ改正以前に戻してほしいとの声を、JR九州へ届ける考えはあるか。

そのうえで、JR九州では、全568駅のうち304駅が無人駅となり、大分市内では9月に、駅の無人化で列車の利用が制限され、移動の自由を侵害されたとして、障害者がJR九州に損害賠償を求めて提訴したとの報道もあっています。

私は、駅員不在の状態をつくるダイヤ改正が問題だと思います。公共交通機関は、利用者があって成り立つのではないかと考えます。

私は、JR各駅の窓口営業時間を、せめてダイヤ改正以前に戻していただきたいと思います。こうした声をJR九州に届ける考えはありますか。

○副議長（松本洋介君） 地域振興部長。

○地域振興部長（浦 真樹君） JR九州におきましては、今年3月のダイヤ改正に合わせて、県内で8つの駅の営業時間を変更して、窓口や改札業務を行う時間が短縮されたということになっております。

これは、同社におけます経営判断のもと、ダイヤ改正や営業時間の短縮などが行われていると、私どもは認識をしております。県といたしましては、障害のある方々も含め利用者の利便性については配慮いただくよう、JR九州の

方にもお伝えはしたいと考えておりますけれども、営業時間をダイヤ改正以前に戻してほしいということでの要請をすることは考えておりません。

○副議長（松本洋介君） 堀江議員—33番。

○33番（堀江ひとみ君） 私は、要請してと言っていないじゃないですか。こういう声をJRに届ける考えはありませんかと、どうしてそこであなたが判断するのか。

県民から、JR九州に対して、ダイヤ改正前に戻してほしいという声が届いていますということを書いてほしいということですよ。

JRの判断ですよ、おっしゃるとおりに、経営状況に対して。

でも、私がここで言っているのは、長崎県がわかったかのように、8つの駅が無人駅になったけれども、障害のある方も含めて県民にとって利用しやすいようにしてほしいということは言うけれど、私がここで言うところの、せめてダイヤ改正以前に戻してほしいと、県議会本会議でこういう意見が出ましたと、それは言えないということですか。

○副議長（松本洋介君） 地域振興部長。

○地域振興部長（浦 真樹君） 県議会でご議論がっておりますことは、当然ながら、これはオープンでございますので、JR九州は承知できると思いますし、こういうご議論があったということをお伝えすることであれば、それは私どもの方でもできると思います。

○副議長（松本洋介君） 堀江議員—33番。

○33番（堀江ひとみ君） 私の質問は、JR各駅の窓口営業時間を、せめてダイヤ改正以前に戻していただきたい、このことをJR九州に届けてほしいということを質問しているので、今、部長は、これは伝えるということですね。それ

はもう公にしているからということではなくて、答弁としてどうですか。

○副議長(松本洋介君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) 質問があったという事実を伝えてくれということであれば、質問がありましたということはお伝えしたいと思います。(発言する者あり)

○副議長(松本洋介君) 堀江議員—33番。

○33番(堀江ひとみ君) 質問があったので、JR各駅の窓口営業時間をせめてダイヤ改正以前に戻してほしいということで、これはぜひ伝えてほしいというふうに思います。

いずれにしても、障害を持っている方たちの立場に立って、ぜひ、この問題は対応していただきたいということ、(発言する者あり)私は強く要望したいと思います。

時間が余っておりますけれども、質問項目は終わりですので、以上で、質問を終わりたいと思います。

○副議長(松本洋介君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、14時40分から再開いたします。

— 午後 2時25分 休憩 —

-----  
— 午後 2時40分 再開—

○議長(瀬川光之君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

宮島議員—1番。

○1番(宮島大典君) (拍手)〔登壇〕皆様、こんにちは。

オールながさき、宮島大典でございます。

このたび、今定例会ラストの、いや、2020年大トリを飾る出番を与えていただきましたことに感謝を申し上げます。

3日目の最後の質問でお疲れのことと思いま

すけれども、おつきあいのほど、よろしくお願い申し上げます。

質問に入ります前に、今年もあとひと月を切り、一年を振り返る時期となりましたが、今年は、何と申しましても、世界全体が新型コロナウイルス感染症に揺れた一年でありました。

本県でも、昨日までに273名の方の感染が確認されましたが、改めてお亡くなりになられた方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、感染された皆様方に対し、お見舞いを申し上げます。

また、これまでの間、県におきましては、中村知事を先頭に、庁内一丸となって積極的にこの難局に立ち向かっていただきますことに深く敬意を表します。

それでは、以下、通告に従い質問いたしますが、これまでの質問と重複する部分もあろうかと思いますが、明快なご答弁をお願いいたします。

1、新型コロナウイルス感染症対策関連。

(1) “第3波”到来に対する認識と臨む姿勢について。

11月18日、全国の新規陽性者数が2,179人と過去最多を更新し、1日の新規陽性者数がはじめて2,000人を超えて以来、感染は、北海道、首都圏、関西・中京圏を中心に拡大し続けています。確たる定義はないものの、専門家からは、「第3波が到来した」との認識が示されています。

第1波、第2波との違いも見受けられ、感染者の数のほかにも、若年世代から中高年世代への感染が増えていることにより、重症者数が増加していることや、医療・介護施設でのクラスターが続発するなど、ウイルス自体の感染力や毒性等に変化が出ている可能性も否定できなく

なっています。

現時点では、九州については、福岡県を含めて他の感染拡大地域ほどの状況ではないものの、少しずつ数は増えており、他地域の急速な拡大を見れば、いつ何時、同様な状況にも陥りかねないことと認識いたしております。

そこで、現下の状況を本県としてどう認識し、どのように対処していくのかを知事にお伺いをいたします。

## （2）医療・検査体制について。

入院医療体制について。

感染が大きく拡大をしている地域を中心に、新型コロナウイルス感染者の入院を受け入れる医療機関では、病床が逼迫してきており、特に、多くの医療従事者による治療が必要となる重症患者の増加により、医療提供体制に大きな影響が生じている地域が出ていますと仄聞をいたします。

本県においては、感染拡大に応じて新型コロナウイルス感染者の入院病床を段階的に確保する計画を策定し、各地域の感染状況に応じて病床を確保しており、県のホームページでは、毎日、各医療圏で確保している病床や入院患者数を公表しておられます。

県内の入院医療体制を周知、公表することは、全国的に感染拡大が続き、病床が逼迫する地域もある中で不安に感じている県民に安心感を与えるものと考えます。

そこで、県内では、感染拡大に応じてどのような入院医療体制を確保していくのか。また、医療提供体制への影響が大きい重症患者用の病床数の確保状況がどのようになっているのかをお尋ねいたします。

検査体制について。

新型コロナウイルス感染症の検査体制につい

ては、県において、医療機関や検査機関へのPCR検査装置やLAMP法検査装置の導入を支援し、8月には、一日当たり約1,200件、年度末までには約2,500件の検査が可能が体制を構築しているとお聞きしています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためには、検査が可能な件数を拡充するだけでなく、発熱等の症状がある方や感染者の濃厚接触者など、検査の必要な方が県内のどこにいても迅速に検査を受けることができる体制の整備が重要ではないかと考えます。

そこで、改めて県内におけるPCR等検査の体制について、県としてどのように構築しようとしているのか、お伺いをいたします。

高齢者施設対策について。

先に申し述べたように、今回の感染拡大の中では、医療機関や介護施設、障害者福祉施設における大規模クラスターの発生も目立ちはじめてきました。いち早く寒さを迎えた北海道だけでなく、関東や関西でも医療・介護クラスターは続発し、もはや、いつ、どこで起きても不思議ではない状況にあります。

特に、高齢者について、基礎疾患と同様に重症化リスクが高いとされており、高齢者施設への対策強化は、極めて重要と考えます。

本県では、独自に入所系施設への新規入所者の入所前のPCR検査等の実施について補助を行う取組をしていることを改めて多としたいと思いますが、さらなる対策強化が必要とも考えます。

例えば、施設職員の健康管理に一層力を入れたり、職員の体調に異変が感じられたらシフトの変更を行うなどの措置も必要でしょうし、また、施設職員の皆様方のPCR等の検査も必要でありましょう。

なにより、万が一の事態に備え、クラスター発生時の対応を事前に決めることを強化するなどの対策を取るべきと考えます。

そこで、県として、これら高齢者施設の感染予防対策について、どのように考えているのかをお尋ねいたします。

緊急医療体制について。

新型コロナウイルスの感染拡大時には、救急患者を受け入れる医療機関においても、新型コロナウイルスへの感染を想定した対応が必要ではないかと考えます。

また、季節性インフルエンザの流行期と重なる年末年始を迎えるに当たり、各地域においても、新型コロナウイルス感染症に対応できる医療提供体制を検討しておく必要があると考えます。

そこで、新型コロナウイルス感染を想定した県内における救急医療体制がどのようになっているのか。

また、年末年始の地域の医療体制について、県としてどのように対応しようとしているのか、お尋ねいたします。

### (3) 経済・雇用・生活対策について。

観光業対策について。

新型コロナウイルス感染症の影響により、本県経済は、大きなダメージを受けました。特に、観光業を主要産業とする本県では、感染拡大当初の壊滅的な観光客数の落ち込みにより、他県と比べても景気の下がりぐあいは大きかったと見受けられます。

そうした状況を踏まえ、本県では、独自に県民限定で「ふるさと再発見の旅～宿泊施設応援キャンペーン～」を展開し、観光業の支援を行ったことは、他の地域のホテル・旅館業の方々からうらやましがられるほどのすばらしい

施策であったと思います。

その後も、県内の各自治体でのキャンペーンの実施、そして、G o T oキャンペーンと対策が続いていますが、これまでの観光業の回復状況をどのように捉えているのかをお伺いいたします。

また、これから必要な対策として、G o T oキャンペーンの恩恵の少なかった価格帯が比較的安い施設向けの対策や、団体旅行へのインセンティブ、特に、延長も検討されていますが、G o T oキャンペーン終了後の切れ目のない対策の実施などが挙げられようかと考えますが、県として、今後の方針についての考え方を聞きしたいと思います。

県立大学等新卒者新規就職支援について。

今年度の新規就職につきましては、コロナ禍の影響で大変厳しい状況にあると聞きます。

長崎県立大学においても、10月末現在で求人状況が全国で1,139件、これは対前年同時期比で21.2%の減少、県内では189件で、こちらも30.5%の減と、数字のうえでも、その現状が見て取れます。

そして、就職内定状況については、同じく10月末現在で内定率74.2%と、対前年同時期比で7.4%の減少となっています。

昨年の最終内定率が99.2%でありますので、厳しい状況ながらも、それに近づける強力な取組を願うところであります。

また、県内企業においては、こうした就職氷河期にこそ、いい人材が集まるという過去の状況に鑑みて、積極的な採用を期待いたしますが、このような現状を踏まえ、県として、大学等と一体となって、どのような就職支援を行っていくのかをお尋ねいたします。

さらに、コロナ禍の収束が見通せない中、来

年の就職にも大きな影響が想定されます。

今年度の状況を踏まえ、早めの対策が望まれますが、これから就職活動を迎える学生に対して、どのような支援を行っていくのか、併せ、お伺いをいたします。

医療・介護従事者等への医療対策について。

新型コロナウイルス感染症対策では、大変ご苦勞なさってきた医療・介護・福祉従事者の皆様方には、国民一様に感謝の意を表しております。そして、国では、そうした方々への慰労金の支給を実施いたしました。

本県では、7月から支給が開始され、今般の補正予算でも対象者の増加に伴う措置がなされています。

そこで、お尋ねしますが、現在の支給状況について確認をしておきたいと思えます。

また、長引くコロナ禍によって医療等関係者の皆様のストレスは続いている状態にあります。GoToキャンペーンで人の移動が促進される中でも、それを横目に自らの職務のためにと自粛生活を続けておられる皆様方には、改めて頭の下がる思いであります。

そうした皆様の事情を考えれば、さらなる対応を考える必要があると考えますが、国の動向もあろうかと思えますが、県としての見解をお伺いしたいと存じます。

(4) 教育行政について。

学校における感染予防対策について。

学校における感染予防対策については、8月の県内でのクラスター発生もあり、各校で鋭意取り組まれてきたと存じますが、感染状況が落ち着いてきたこともあり、「3密」対策やマスク着用等に少し緩みが出てきているようにも感じます。

これから冬を迎えるに当たって、予防対策を

どのように実行していかれるのか。登校した生徒の検温と健康管理の現状、当初より強く推奨されてきた手洗いの習慣化も含めて、県教委の指導強化の方針について、お尋ねをいたします。

学校行事の実施について。

コロナ禍における今年度の学校行事については、多くの学校が従来の内容を見直しつつ実施したと仄聞しています。学校生活の中で、学校行事が極めて重要な位置を占めることを鑑みるに、今後の感染拡大の状況いかによるところが大きいです。今年度の経験を基にして、生徒目線に立った実施を強く望みますが、今後の学校行事の取組をどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

GIGAスクールの推進について。

GIGAスクール構想については、コロナ禍によって、国において当初の計画時期を前倒しにして進められています。

本構想は、学校教育のあり方そのものを変革すると言われ、極めて画期的な事業であるがゆえに、その一日も早い実現が望まれます。

事業の内容については、これまでも本会議や委員会などで議論がなされ、進め方や課題なども明らかにになってきました。一方で、先進地域などの取組を見る時に、管内の教育の地域格差の是正の目的から離れて、さらなる格差を是正する可能性も出てきています。

そこで、改めて教員の研修や保護者を含めたICTリテラシーの構築などの課題の解決に向け、事業のこれまでの進捗状況と今後の目指す方針について、教育委員会の見解をお伺いいたします。

2、観光振興について。

(1) IRの推進について。

世界各国のIR施設は、少なからず新型コロナ

ナウイルス感染拡大の影響を受けていると言われてきました。しかし、経営の現状は徐々に回復してきており、今後のワクチン開発への期待が強まる中、アフターコロナを見据えた対応が既にはじまっていると聞きます。

現状では、我が国の観光、特に、インバウンドについては、厳しい状況にあるものの、政府は、2030年の訪日外国人観光客6,000万人の目標を変更せず、施策の牽引者であった菅総理の誕生により、この政策は一層強化されるものと予想します。

そして、この政府目標を達成するためにも、観光振興の起爆剤と位置づけられてきたIRの実現が大いに期待されるところです。

そこで、アフターコロナを見据えたIRの誘致について、どのように考えているのか、知事にお伺いをいたします。

IRが整備されることで多くの観光客、特に、海外からのお客様が多く訪問されることとなり、地域住民の皆様には、治安の悪化や青少年に対する影響を心配される向きもあります。

去る11月11日、地元早岐地区において、「九州・長崎IR安全安心ネットワーク協議会準備会」の第1回会議が開催され、地域住民の代表者をはじめ、医療相談機関やPTA連合会など、幅広い団体の皆様方が参加され、「お互いに連携を図りながら、懸念される事項に対する検討を行っていく」との方針が示されたことは、大変すばらしい取組だと思います。

そこで、改めてこの安全安心ネットワーク協議会の設置目的と今後の取組について、お尋ねをいたします。

## (2) 西海国立公園の利活用について。

国においては、「明日の日本を支える観光ビジョン」を進める中、環境省で策定された「国

立公園満喫プロジェクト」の方針によって、選定された国立公園において、ステップアップ事業を展開、訪日外国人を引きつける取組が実施されています。

この方針に沿うように、本県でも国立公園の魅力の充実強化に取り組んでできていると拝察をしますが、先日も委員会の県内調査で雲仙国立公園を訪問しましたが、様々な事業をなされていることを評価申し上げたいと思います。

県内のもう一つの国立公園である西海国立公園においても取組がなされていることを多とする一方、本県最大の特色とも言える海をさらに活かしたステップアップができないものかと常々感じております。

現在、佐世保市の鹿子前・船越地域周辺では、マリンスポーツを楽しむ愛好者の方々が、県外を含めて多く来訪されています。しかし、その皆様からは、トイレや食事をするような休憩所といった設備がないことを残念がる声などがよく寄せられます。

コロナ禍において、マイクロツーリズムの推進が言われるようになり、また、来春にはつくも苑跡地に観光公園が暫定オープンする中で、地域観光を面として広げる意味でも、海を活用した受入環境の整備や利用の促進が重要と考えますが、県の見解をお聞きいたします。

## (3) 観光振興インフラ整備について。

観光振興を行ううえで、いわずもがな、交通アクセス体系を充実させることが不可欠です。IR事業を推進するうえでのインフラ整備の重要性に鑑み、県では、これまで周辺道路網の整備を促進されてきました。

そこで、県道141号ハウステンボス線をはじめとする周辺道路の整備状況について、また、長崎空港とのアクセスにおいて、重要な役割を

担う東彼杵道路への取組について、それぞれお尋ねいたします。

3、県北地域の文化芸術、スポーツの振興について。

(1) 芸術文化の振興について。

芸術文化の充実度は、地域の生活の充実のバロメーターでもあります。Iターン、Uターンをした人、しようとする人の話を聞くと、「都会と比べて、好きなミュージシャンのライブが見れないし、美術の展覧会もあまり見れない」といった芸術文化の格差を言う人が多く、かくいう私も、その一人です。

その意味では、その振興は、本県最大の課題である人口減少対策にも大きく資する重要な政策だと痛感します。

一方、本県は、多様な歴史的、地理的な背景を有しており、芸術文化を醸成するに適した環境であることは、論をまちません。

また、県北地域でも、キリシタンゆかりの世界遺産や、平戸・三川内焼、波佐見焼など、特色のあるものが存在します。中核地の佐世保では、鎮守府の歴史やジャズなどの米国文化といった国際色豊かな文化があります。

県民が豊かな生活を送るうえで、美術に直接触れる機会や文化活動を生で見る場が多くあることが重要で、これまでも推進されてきたところかとは存じます。

そこで、県として、地域の特色ある芸術文化振興策の構築が肝要かと考えますが、県北地域に対して、これまでどのような振興策を行い、今後、どのように取り組もうと考えているのか、お尋ねいたします。

(2) スポーツの振興について。

スポーツの振興は、文化芸術と同様に、人生をより豊かにし、今日の健康長寿社会を支える

重要な要素であります。

青少年の健全育成、住民や地域の交流のみならず、国際交流にも資するものであるとともに、ビジネスとしての側面では、雇用の創出など経済的効果を生んでいます。

特に、コロナ禍で沈滞する社会にあっては、人々への元気と希望を見出してくれる貴重な存在と確信をいたします。

スポーツの様々な効果を考えるならば、その振興は、教育、福祉保健、国際、産業など多面的に捉える必要があると考えます。

また、それぞれの地域において、それぞれの特色を活かしたスポーツ振興も不可欠であると思います。

県北地域では、これまで歴史的、社会的な背景や、関係者の様々な尽力もあり、武道や球技などのスポーツが推進されてきました。

また、先にも述べましたように、海洋スポーツのメッカともなり得るような自然環境も有しております。

ちなみに、県北地域でのスポーツ振興に中核的な役割を担ってきた佐世保市総合グラウンドにつきましては、昭和44年の長崎国体の開催に合わせて建設がなされ、現在、建設後50年を経過しました。立地地域の活性化も相まって、今後、リニューアルの必要性も出てくるかと思えますので、県においても、ご認識とご支援をお願いしておきます。

以上、このような特色を活かして、県北のスポーツ振興を考えるべきと考えますが、県としての今後の方針をお尋ねいたします。

4、安全安心の地域づくりについて。

(1) 消防団の充実強化について。

近年、自然災害の激甚化が進む中で、今年も「7月豪雨災害」や台風9号、台風10号によって、

本県も大きな被害を被りました。そして、その中で今回も消防団員の皆様が避難誘導や警戒活動など、人命を守る重要な活動に奔走していただきました。

一方、団員数については、人口減少や産業構造の変化、住民意識の変化等で、年々、減少の一途をたどっています。

我が国特有の崇高な消防団組織を充実するために、各市町においても勧誘活動等を進めておられますが、県においても、地域防災力の向上のために、これまでどのような取組をなされてきたのか。また、今後の方針について、お伺いをいたします。

以上で、壇上からの質問を終了し、残余の時間につきましては、対面演壇席で再質問を行わせていただきます。

ご清聴まことにありがとうございました。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 宮島議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の現下の状況をどう認識し、どのように対処していこうとしているのかとのお尋ねであります。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、11月以降、首都圏や関西圏などを中心に全国的に顕著な増加傾向が見られ、九州においても、徐々に増加しております。

本県においては、散発的に感染者が発生しておりますものの、そのほとんどは県外由来であり、クラスターの発生もないことから、現時点では市中での感染が拡大している状況ではないものと受け止めておりますが、散発状態が続いておりますので、注視していく必要があるものと考えております。

そのため、県としては、県内において感染が

拡大した場合に備えてまいりますとともに、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症が同時流行した場合に備えて、現在、医療提供体制、検査体制の整備に全力を注いでいるところであります。

今後も、引き続き、長崎大学や県医師会などの関係団体、関係機関と連携しながら、離島を含む県内全ての医療圏において、県民の皆様が安心して受診、検査、療養ができる医療提供体制、検査体制の構築に全力を注いでまいりたいと考えております。

また、アフターコロナを見据えたIR誘致について、どのように考えているのかとのお尋ねであります。

海外のIR施設では、新型コロナウイルス感染症の影響により、営業自粛や休業を余儀なくされるなど、一定の影響が生じたと伺っておりますが、入場時の検温や動線の工夫、機器類の消毒等の措置を講じたうえで、順次、営業が再開されており、業績回復に向けた動きが広がっていると伺っております。

また、国内外のMICE施設では、対面での参加とオンラインでの参加を組み合わせた「ハイブリッド型」と呼ばれる開催手法が、ウィズコロナ時代の新たなMICEのあり方として注目を集めております。

こうした中、政府が掲げる我が国のIR開業の目標は、「2020年代半ばから後半」とされており、多くの事業者は、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、我が国への参入に意欲を持っておられるものと受け止めております。

我が国におけるIR導入の意義は、世界各国から観光客を集め、来訪者を国内各地に送り出すことで、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するということであり、新型コロナウ

イルス感染症収束後の観光活性化を図るうえで大きな役割を果たすことができるものと期待しております。

県といたしましては、本県のみならず、九州の観光振興に大きく寄与し、我が国の発展にも貢献できる九州・長崎IRの実現に向けて、引き続き、力を注いでまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 私から、新型コロナウイルス感染症対策関連で、6点お答えさせていただきます。

まず、県内では感染拡大に応じてどのような入院医療体制を確保していくのか。また、医療提供体制への影響が大きい重症患者用の病床数の確保状況はどのようになっているのかのお尋ねでございます。

現在、本土地区は、今後、感染者の増加の可能性あることから、フェーズ2として90床を確保し、離島地域におきましては、今後の感染者の発生に備えてフェーズ1として16床を確保しておりますが、今後、感染が拡大した際には段階的に増やしていくことになります。

感染ピーク時であるフェーズ4では、国の推計では、最大286人の入院患者、このうち重症患者21人が見込まれますが、入院病床は、これを上回る395床を確保しており、このうち重症患者用として27床を確保しております。

今後、長崎大学や県医師会などの関係団体、医療機関等とも連携いたしまして、感染状況に応じた医療提供体制を確保してまいります。

次に、県内におけるPCR等検査体制をどのように構築しようとしているのかのお尋ねで

ございます。

これまで県環境保健研究センターなどの検査機関のほか、医療機関等への検査機器の導入を推進し、11月末までに県内の37か所で1日に約1,900件を検査できる体制を整備しており、年内には一日当たり約2,100件の検査が可能な体制を構築する予定です。

また、専門医療機関だけではなく、地域のかかりつけ医で検査ができるよう、県医師会等のご協力を得て、かかりつけ医で唾液の検体を採取し、長崎大学病院等で検査を実施する体制を構築しており、現在、離島を含めて全ての医療圏において、403の医療機関で検査が可能となっております。

そのほか、全ての医療圏でドライブスルー方式等で検査を行う「地域外来・検査センター」を設置し、検査体制の充実を図っております。

今後とも、長崎大学及び県医師会とも連携して、検査が必要な方が迅速に検査を受けられる体制を整備してまいります。

次に、県として高齢者施設の感染予防対策について、どのように考えているのかのお尋ねでございます。

高齢者施設のクラスター感染を防止するため、これまで長崎大学の専門家と連携して感染予防について直接施設を指導するほか、マスク、消毒液の購入経費や新規の入所者に対するPCR検査の費用について支援しております。

また、感染者を早期に発見し、感染拡大を防止するため、職員や利用者の健康管理を行うN-CHATの導入を進め、体調不良者は速やかにかかりつけ医等に相談することを促しております。

さらに、感染症が発生した場合に備え、施設に派遣する感染症医療チームを養成し、介護

サービスを継続するための介護職員の派遣について、関係団体と覚書を結んでおります。

県といたしましては、引き続き、高齢者施設の感染防止対策を徹底していきたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症を想定した救急医療体制はどのようになっているのか。また、年末年始の地域の医療体制について、どのように対応しようとしているのかとお尋ねでございます。

県では、これまでに46の二次救急医療機関等が実施する院内感染防止対策や新型コロナウイルス感染症が疑われる救急患者を受け入れるために必要な設備、整備を支援しており、県内全ての医療圏におきまして、新型コロナウイルス感染症に対応する救急医療体制を構築しているところでございます。

具体的には、救急医療機関で患者を受け入れる際には、新型コロナウイルス感染症であることを想定して対応できるよう、医療従事者の感染防護や簡易検査キットを活用するなどの対策を行うこととしており、そのための支援を行っております。

年末年始の地域医療体制につきましては、通常の体制に加え、感染の疑い患者等にも対応できるよう、現在、地域の基幹病院や郡市医師会など、関係機関と受入れ体制についての協議を進めており、適切な体制を確保してまいりたいと考えております。

また、慰労金の支給状況についてのお尋ねでございます。

県では、医療機関に勤務する医療従事者や、介護施設、障害福祉施設等の職員に対しまして、慰労金を支給しておりますが、本年7月21日より申請受け付けを開始して以来、11月末時点で、

約70%の対象者に支給しております。

医療分の申請期限が本年12月28日でございますので、改めて周知に努めるとともに、申請されていない場合には、県からも施設に対して直接連絡するなど、徹底を図りたいと考えております。

最後に、医療・介護従事者等の方々のために、さらに支援が必要ではないかとお尋ねでございます。

新型コロナウイルスの感染者が全国的に増加している中、医療や介護、福祉サービスの従事者の方々におかれましては、長期にわたり、ご自身のみならず、ご家族も含め、自粛した生活の下、従事いただいているものと認識しております。

また、感染拡大が長期化すれば、医療関係者の身体的、精神的負担は、さらに大きくなると考えられます。

現在、首都圏や関西圏をはじめといたしまして感染拡大が続いていることから、県といたしましては、国に対しまして、慰労金の対象期間の延長や支給対象の拡大など、今後の感染拡大状況に応じた柔軟な対応について、引き続き、全国知事会を通じて要望したいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 私の方から、観光、文化、スポーツの関係で、4点お答えさせていただきます。

まず、観光業の回復状況をどのように捉えているかとお尋ねでございます。

本県の宿泊者数は、5月に対前年比1割強と最も多く落ち込みましたが、県独自の「宿泊割引キャンペーン」や国の「Go Toトラベルキャンペーン」によりまして、6月以降は回復傾向

にあります。

月別に見ますと、6月が対前年比4割強、7月が6割強、8月は第2波の影響もあり、4割強と落ち込みましたが、9月には7割強まで回復してきております。

現在、全国的には感染者数が増加している地域もあり、今後も予断を許さない状況であります。引き続き、感染症対策と誘客対策を併せて進めることで、現在の回復傾向を確かなものにしていきたいと考えております。

次に、G o T o トラベル終了後の県の今後の取組方針はとのお尋ねでございます。

G o T o トラベル事業は、国におきまして、期間の延長も検討されておりますが、県内事業者の皆様からは、終了後の反動減を心配するご意見もいただいております。

また、九州各県におきましても、宿泊割引などの反動減対策を検討している状況にもございますので、国の第3次補正予算の活用も視野に入れながら、本県独自の観光キャンペーンや近距離旅行など、当面の需要への対応策、あるいは修学旅行の方面変更の動きを本県に取り込むための支援策、こういったものについて検討してまいりたいと考えております。

次に、県北地域における芸術文化の振興についてのお尋ねでございます。

これまでも県北地域におきましては、県美術館等により「移動展」や「遠隔授業」、あるいは「県美術展覧会」の開催など、優れた美術作品の鑑賞機会の提供に努めますとともに、若者が主体となって取り組むダンスイベントや演奏会等の文化芸術活動などにつきましても支援をしてきたところでございます。

現在、本年5月施行の「文化観光推進法」を活用した文化施設の機能強化や文化資源の磨き

あげ、周遊する仕組みづくりの検討を進めているところでございます。今後、その中で、ご質問にもありました佐世保市の鎮守府をはじめ、県北地域の歴史、文化の魅力を感じていただけるような取組に注力してまいりたいと考えております。

最後に、県北地域におけるスポーツの振興についてのお尋ねでございます。

コロナ禍において、県民の皆様がスポーツを実施する機会が少なくなる中、総合型地域スポーツクラブの担う役割は重要であります。特に、県北地域におきましては、先進的に取り組むクラブがあることから、その活動をしっかりと後押しすることで、地域住民の健康増進や生きがいづくりを図ってまいります。

また、佐世保市では、東京オリンピックにおけるスペインハンドボールチームの事前キャンプ受け入れを進めておりまして、世界のトッププレーヤーに子どもたちが触れ合う機会を提供することなどによりまして、競技力の向上や国際的感覚を養うことにもつなげてまいりたいと考えております。

さらに、恵まれた自然環境を活かしたアウトドアスポーツの推進や、佐世保市におきましては、指導者が多い空手を素材としました国内外からの合宿誘致にも取り組んでまいります。

県といたしましては、こうしたスポーツの力を活用した地域振興につきまして、県北地域をはじめ、各自治体や関係機関と連携を図り、積極的に推進してまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 県立大学におきまして、今年度の就職内定状況を踏まえ、どのような就職支援を行っていくのかというお尋ねをいただきました。

長崎労働局の発表によりますと、10月末時点におきまして、県内の大学生全体の就職内定率につきましては、前年同期比7.7ポイントの減少という状況であります。

先ほどご紹介いただきましたとおり、県立大学も7.4ポイントの低下ということでありまして、大変厳しい状況にあるというふうに認識しております。

大学におきましては、これまでコロナ禍に対応しまして、オンラインでの面接指導ですとか、あるいは合同企業面接会を実施するほか、県派遣のキャリアコーディネーターを活用するなど、学生の就職支援に取り組んできている状況でございます。

現在も就職活動を続けている学生に対しましても、大学職員が個別に面接をしたうえで、県内企業の採用情報を提供いたしまして、企業見学をあっせんしております。今後も、きめ細やかな支援を継続してまいりたいと考えております。

また、これから就職活動を迎える学生に対しましても、オンライン面接への対応を指導するとともに、就職が内定した4年生との座談会の開催ですとか、オンライン面接用のパソコンブースの設置など、効果的な就職活動対策を講じてまいります。

○議長(瀬川光之君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 教育行政について、私から、3点お答えを申し上げます。

まず、学校での新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、学校における新型コロナウイルス感染症対策については、国が示す「衛生管理マニュアル」に基づき、順次、実施してきたところであり、今後、本マニュアルは、冬の感染防止対策を盛り込んだ内容に改訂

されることになっております。

これを受けて県教育委員会では、全国的に感染拡大が見られる中、感染防止対策が不十分にならないよう、マスクの着用や手洗い、検温等、これまでの基本的な取組を徹底するとともに、換気に伴う室温の低下への対策などについて、学校の実情に応じた取組を行うよう、通知することとしております。

次に、今後の学校行事のあり方についてのお尋ねであります。議員ご指摘のとおり、学校行事は、極めて教育的意義が大きいものと認識しております。

県立高校においては、今年度、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮し、十分な対策を講じたうえで、学校行事を実施してまいりました。

今後は、コロナ禍において、時間短縮や規模縮小など、様々な工夫をしながら実施してきた取組を各学校で検証し、集団活動を通して主体性や協働性等を育成するという学校行事の意義を踏まえ、生徒の成長に資する行事の充実に努めてまいります。

最後に、教員等のICT活用指導力の向上についてのお尋ねであります。

教員のICT活用指導力の向上のために、県では、市町、大学、民間等による協議会を新たに立ち上げ、市町間の情報共有や連携を図ることとしました。

第1回協議会では、文部科学省や先進地域とオンラインでつながり、具体的な教員研修や保護者への働きかけについて協議を深めたところであります。

GIGAスクール構想の推進に当たり、本県では、「一人の子どもも、一人の教員も取り残さない」ということをテーマとし、今年度から教員の周知啓発を目的とした研修動画を作成、

配信するとともに、端末を用いた実地研修等に  
取り組んでまいります。

○議長(瀬川光之君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) I Rの推進について、  
安全安心ネットワーク協議会の設置目的と今後  
の取組についてのお尋ねでございます。

I Rの実現に当たりましては、懸念される事  
項に対し、官民の関係者がしっかりと連携して  
万全の対策を講じることが重要でありますこと  
から、去る11月11日、依存症対策や青少年の健  
全育成、治安維持対策、組織犯罪対策の4分野  
で活動する団体が協働して、懸念される事項の  
最少化に向けた検討を行う「九州・長崎 I R 安  
全・安心ネットワーク協議会準備会」を設置し、  
第1回の会議を開催いたしました。

本準備会には、I Rに対する立場にかかわら  
ず、幅広い主体に参加していただいております、本  
県へのI R整備を想定し、周辺地域における安  
全安心の確保並びに快適な生活環境の整備に向  
けた建設的な検討を行い、検討結果については、  
区域整備計画にも反映してまいります。

なお、I R事業者決定後は、当該事業者もこ  
の準備会に参画することとしており、各団体と  
の緊密な連携と適切な役割分担の下で効果的な  
対策を講じていただくこととしております。

また、本準備会については、区域認定獲得後、  
速やかに協議会へ移行することとしておりまし  
て、協議会発足後は、各種施策の検討に加え、  
実行と検証、さらには改善に至る一連の役割を  
担っていただき、地域住民の皆様とともに、安  
全・安心で快適なまちづくりを目指してまいり  
たいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長(宮崎浩善君) 西海国立公  
園は、海を活用した受入環境の整備や利用の促

進が重要と考えるが、県としてはどのように考  
えているのかのお尋ねでございます。

西海国立公園は、九十九島などの島々や、複  
雑な自然海岸が織りなす美しい海の自然公園で  
あり、マリンスポーツなどが盛んであります。

そのため、国や市町と連携を図りながら、利  
用拠点であります鹿子前などにおきまして、ト  
イレや駐車場等の受入環境の整備を実施すると  
ともに、佐世保市小佐々町におきまして、カ  
ヤックセンターを整備し、海の自然体験プログ  
ラム等の提供を行い、利用の促進に努めてきた  
ところであります。

県といたしましては、西海国立公園における  
海の利活用は重要と考えており、今後も関係機  
関と連携を図り、体験プログラムの充実や情報  
発信等による利用の促進に取り組んでまいりた  
いと考えております。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 観光振興を図る道路  
整備についてのお尋ねですが、I R誘致に伴う  
周辺道路の整備については、施設開業に間に合  
うように、今年度から県道ハウステンボス線や  
南風崎停車場指方線の測量設計を進めています。

また、国で実施している国道205号針尾バイ  
パスについては、今年3月に江上交差点の立体  
化工事が完成し、交通渋滞の解消が図られてい  
るところであり、残る区間についても、一日も  
早い完成を国へ要望しているところです。

一方、東彼杵道路については、今年度より事  
業化の前段階となる計画段階評価に着手される  
ことになっており、早期事業化が図られるよう、  
関係市町と一体となって地域の実情や事業の必  
要性を国に訴えてまいります。

○議長(瀬川光之君) 危機管理監。

○危機管理監(荒木 秀君) 県における地域防

災力向上のための消防団に対するこれまでの取組と今後の方針についてのお尋ねですが、これまでも消防団へ入りやすく、活動しやすい環境を整備するため、消防団員を雇用する事業所との連携を強化するための講演会、大学生などへ向けたセミナー、女性消防団員の研修会の開催や、消防団協力事業所のPR動画の作成、消防団と自主防災組織の連携強化のための図上訓練などを実施してまいりました。

今後は、さらに市町の若年層に向けた勧誘活動に対する支援を強化するとともに、事業所における消防団活動に協力していただくインセンティブをさらに高める施策に取り組み、消防団活動の充実強化を図ってまいります。

○議長(瀬川光之君) 宮島議員—1番。

○1番(宮島大典君) それぞれにご答弁をいただきまして、ありがとうございます。少し時間もございますので、再質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、医療・介護等の従事者への医療対策であります。

ただいま部長から、それぞれの皆様方に対してのこれまでの対策、そしてまた、今後の取組についてもご答弁をいただきました。

昨日でありますけれども、一部の報道では、G o T oキャンペーンが大幅に延長されるというような報道もございまして、経済の活性化、あるいは観光の振興という意味においては、大変朗報だなというふうな思いをすると同時に、申し上げましたとおり、医療・介護従事者の皆様方には、やはり少し複雑な思いがあられるんじゃないかなと思っております。

もちろん、この間、ワクチンや治療薬というものが効果を発揮して、通常の平穏な生活というものが戻るということであれば大変望ましい

ことではありますが、しかしながら、もし現下のような状況が続いていくのであれば、やはり関係者の皆様方への様々な対策を、もちろん国も取るのでありましようけれども、地元でも考えていかなければならない、県も積極的に取り組んでいかなければならないというふうに改めて申し添えたいと思っております。

そういう中でありますけれども、知事におかれましては、これまで折に触れまして、こうした関係者の皆様方に対してのおねぎらいの言葉というものを発信しておられるわけでありまして、改めて、こうしたG o T oキャンペーンがらみでの、こうしたご苦勞をいただいております皆様方に対しての思いというものがあるのか、お聞きしたいと思っております。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) 本県で新型コロナウイルス感染者が発生して以来、大変厳しい環境の中で県民の命と健康を守るために懸命の努力を重ねてきていただいております医療関係者の皆様方、そしてまた、高齢者や障害者のために、介護、福祉サービスを継続して提供いただいております施設等職員の皆様方には、改めて心から敬意を表し、感謝を申し上げたいと思っております。

特に、8月の発生ピークの頃には、従事者の皆様方やご家族の方々に対する心ない差別や誹謗中傷も見られたところであり、精神的にも大変なご苦勞があったのではないかと拝察をいたしているところであります。

また、自らも感染リスクを背負いながら、懸命に患者や利用者のために最善を尽くしてこられ、また、会食への参加、あるいは県外への移動等も厳しく自粛されるなど、まさに本県の医

療や福祉の現場は、皆様方の献身的な努力と使命感によって支えられているものと認識をいたしております。

これから年末年始を迎えてまいりますけれども、県民の皆様方には、改めて誹謗中傷、差別をなくして、こうした関係皆様方に対する感謝の気持ちを持って、その活躍を支えていただけるよう、重ねてお願いをしておりますと考えているところであります。

○議長(瀬川光之君) 宮島議員—1番。

○1番(宮島大典君) ありがとうございます。知事のお気持ちや、その姿勢は、きっと関係者の皆様方の心にも届いたというふうに確信をいたします。

次に、IR事業について、お伺いいたします。

IR事業につきましては、このコロナ禍の影響でどのような状況になっていくのか、非常に心配をした向きもありました。

しかしながら、改めて国から今後のスケジュールというもの、また、方針というものが示されたことによって安堵いたしておるところであります。

しかしながら、この時期が約9か月ばかりずれたことによって、いろいろな変化というものが出てこようかと思えます。一説によれば、これまで候補地として名乗りを挙げてなかった地域が、新たに名乗りを挙げてくる可能性があるということも言われておまして、そういう意味からも、選定につきましては大変厳しい場面になってくるんじゃないかというふうにも見てとれるところであります。

そうした中、本県としましては、このスケジュールが後ろ倒しになったということをぜひ前向きに捉えていただいて、この間にしっかりとこれまでであった問題、特に、課題の解決に取

り組んでいただきたいなというふうに思っております。

特に、本県のIR事業での最大の課題と言われておりますのが交通アクセス、これをどうやって整備をしていくのか、ここが一番の課題ではなかったかなというふうに思うわけであります。

したがって、この間、この課題の解決に向けてしっかり取り組む姿勢を強力に示すべきではないか。具体的に申し上げれば、来年度の予算に向けて、この交通体系、インフラ整備というものをパッケージとして内外にしっかりと打ち出していく必要があるのではないかと、このことを強く感じるところであります。県としてのご見解をお伺いしたいと思います。

○議長(瀬川光之君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) ご指摘がございましたように、九州・長崎IRの整備を見据えた時に、交通アクセスの改善ということは非常に大事な問題でありますし、国の区域選定の中でも重要な評価基準の一つに位置づけられておりますので、最優先で取り組んでいるところでございます。

先ほど、土木部長から答弁がありましたような陸路についての様々な整備の検討も進めておりますし、それから、空路については、国内外からの集客の玄関口となります長崎空港の受入れ機能の強化ということ、それから、空港からIR候補地への船での海上輸送の強化、そういった点についても具体的な内容について関係者と協議を進めているところでございます。

そういった中で、来年度、令和3年度の予算におきましても、この区域整備計画の作成と並行いたしまして、こういった交通アクセスの改善に向けた測量でありますとか、いろんな調査、

そういったことも並行して進めまして、必要な準備をしっかりと整えながら、区域整備計画に反映していこうと考えておりますので、こういった予算につきましても、今後、さらに当初予算に向けて検討を深めて、これを区域整備計画申請に際してしっかりと反映をして、そして九州・長崎IRの姿勢として示せるように取り組んでいきたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 宮島議員—1番。

○1番(宮島大典君) ありがとうございます。もう改めて申すまでもなく、このIR事業につきましては、選定されるということがあくまでも目標であります。

したがって、これまで厳格なルールによっていろいろな事業を進めていかなければならないという反面、しっかりとアピールし、そして、選定されるような状況をつくるということ、これが何といても肝要でありますので、今、部長が申し上げられたように、これからはしっかりとこの問題について積極的に取り組んでいただきたいことを重ねて要望申し上げます。

そしてもう1点、お伺いをしたいと思います。

県北の文化芸術、スポーツの振興についてであります。これについては知事にお伺いしたいと思います。

いろいろと振興策をとっていただいております。つきましては、了といたしたいと思います。それが伴う施設を整備することも一方で重要であるかと思っております。

今日は、突っ込んで申し上げませんでしたけれども、やはり県北の地域において、文化芸術、あるいはスポーツの施設が、ややもすれば脆弱であるということを感じておまして、何とかこの整備をしたいという強い思いもある

うかと思っております。

もう、いろいろとは申し上げませんが、このスポーツや芸術文化の力というものは大きくて、また、観光客を呼び寄せるという意味でも、県内にとどまらず、地域では佐賀西部あるいは北部、また、福岡の西部、そうした大きなエリアで集客ができる要素もあって、そういう意味からも、いい施設ができないかなということを感じておるところであります。

スポーツ施設においては、県南には、ビッグN、あるいは総合運動公園があります。しかし、県北には、県立武道館はありますけれども、大きな大会を催すようなキャパシティもございません。また、市の総合グラウンドも、今申し上げましたとおりに老朽化が進んでおります。

また、これまで地元からは、県の美術館の分館なども造ってもらいたいというような要望もあっておりますけれども、なかなか難しい状況でもあります。

そういう意味では、30年前は、よく「南高北低」という言葉が県政や、あるいは議場の中で言われておりました。そういう時代だというふうには思いませんけれども、しかし、地元の方からは、どうしても、そうした温度差があるというような感じがしている。

そういう意味では、知事におかれては、県北の様々な施設整備を含めた振興策というものに積極的に取り組んでいただきたいということを強く思うわけではあります。知事のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) 県南県北にかかわらず、それぞれの地域の活性化を目指して、様々な具体的な検討を進めるということは、極めて意義

深いことであると考えております。

まずは、それぞれの地域の皆様方が、どういった将来に対する展望、希望をお持ちであるのか。これからはしっかりと佐世保市をはじめ、関係の皆様方と意見交換しながら、どういった機能整備を進めていけばいいのか。

私も、佐世保市の方で開催されております「させぼ未来フォーラム」にも参加させていただいているところでありますので、そういったご議論等をお伺いする中で、県としても協力できることはしっかりと協力していかなければいけないと考えているところであります。

○議長(瀬川光之君) 宮島議員—1番。

○1番(宮島大典君) 知事におかれても、いろいろと県北のことにも目配りをさせていただいているというふうに感謝申し上げたいと思います。

ぜひ、3期目の中村知事のレガシーとして何か施設等もご検討をいただきたいことを重ねて要望申し上げたいと思います。(発言する者あり)

時間も残っておりますけれども、早くお帰りいただきたいと思いますので、以上で、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(瀬川光之君) 以上で、県政一般に対する質問を終了いたします。

次に、さきに上程いたしました第122号議案乃至第154号議案及び第156号議案乃至第158号議案につきましては、お手元の議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、第5号請願「介護・障害福祉サービス報酬単価の引上げと、人材確保に資する処遇改善施策の拡充と弾力化に関する請願書」ほか2件が提出されておりますので、これを一括して上程いたします。

ただいま上程いたしました請願につきましては、お手元の請願付託表のとおり、文教厚生委員会及び農水経済委員会に付託いたします。

次に、各委員会は、お手元の日程表のとおり、それぞれ開催されますようお願いいたします。

以上で、本日の会議を終了いたします。

明日より12月17日までは、委員会開催等のため、本会議は休会、12月18日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 3時41分 散会 —

# 第 24 日 目



# 議 事 日 程

第 24 日 目

- 
- 1 開 議
- 2 第160号議案上程
- 3 知事議案説明
- 4 第160号議案 質疑・討論、採決
- 5 委員長審査結果報告、質疑・討論、採決
- 6 意見書上程、質疑・討論、採決
- 7 議員派遣第82号上程、採決
- 8 議会閉会中委員会付託事件の採決
- 9 閉 会

令和2年12月18日（金曜日）

46番 八江利春君

出席議員（33名）

- 1番 宮島大典君
- 2番 宮本法広君
- 4番 中村泰輔君
- 6番 堤典子君
- 10番 浦川基継君
- 17番 川崎祥司君
- 18番 坂本浩君
- 19番 深堀ひろし君
- 20番 山口初實君
- 21番 近藤智昭君
- 22番 宅島寿一君
- 23番 松本洋介君
- 24番 ごうまなみ君
- 25番 山本啓介君
- 26番 前田哲也君
- 27番 山本由夫君
- 28番 吉村洋君
- 29番 大久保潔重君
- 30番 中島浩介君
- 欠番
- 32番 山田博司君
- 33番 堀江ひとみ君
- 34番 山田朋子君
- 35番 西川克己君
- 36番 外間雅広君
- 37番 瀬川光之君
- 38番 坂本智徳君
- 39番 浅田ますみ君
- 40番 徳永達也君
- 41番 中島廣義君
- 43番 中山功君
- 44番 小林克敏君
- 45番 田中愛国君

欠席議員（12名）

- 3番 赤木幸仁君
- 5番 饗庭敦子君
- 7番 下条博文君
- 8番 山下博史君
- 9番 北村貴寿君
- 11番 久保田将誠君
- 12番 石本政弘君
- 13番 中村一三君
- 14番 大場博文君
- 15番 山口経正君
- 16番 麻生隆君
- 42番 溝口芙美雄君

説明のため出席した者

- 知事 中村法道君
- 副知事 上田裕司君
- 副知事 平田研君
- 統轄監 平田修三君
- 危機管理監 荒木秀君
- 総務部長 大田圭君
- 企画部長 柿本敏晶君
- 地域振興部長 浦真樹君
- 文化観光国際部長 中崎謙司君
- 県民生活環境部長 宮崎浩善君
- 福祉保健部長 中田勝己君
- こども政策局長 園田俊輔君
- 産業労働部長 廣田義美君
- 水産部長 斎藤晃君
- 農林部長 綾香直芳君
- 土木部長 奥田秀樹君
- 会計管理者 吉野ゆき子君
- 交通局長 太田彰幸君

地域振興部政策監	村山弘司君
文化観光国際部政策監	前川謙介君
産業労働部政策監	貞方学君
教育委員会教育長	池松誠二君
選挙管理委員会委員長	葺本昭晴君
代表監査委員	濱本磨毅穂君
人事委員会委員長	水上正博君
公安委員会委員	片岡瑠美子君
警察本部長	早川智之君
監査事務局長	下田芳之君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大崎義郎君
教育次長	林田和喜君
財政課長	早稲田智仁君
選挙管理委員会書記長	大塚英樹君
警察本部総務課長	川本浩二君

-----

議会事務局職員出席者

局長	松尾誠司君
次長兼総務課長	柴田昌造君
議事課長	川原孝行君
政務調査課長	太田勝也君
議事課長補佐	永田貴紀君
議事課係長	梶谷利君
議事課主任主事	天雨千代子君

-----

— 午前11時 0分 開議 —

○議長(瀬川光之君) ただいまから、本日の会議を開きます。

この際、知事より、第160号議案の送付がありましたので、これを上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の追加議案説明書を配付いたしておりますので、ご確認をお願いいたします。

お諮りいたします。

ただいま上程いたしました第160号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」につきましては、議会運営委員会において、ご了承を得ておりますので、この際、委員会付託、並びに質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、第160号議案は、原案のとおり可決されました。

これより、さきに各委員会に付託して審査をお願いいたしておりました案件について、審議することにいたします。

各委員長の審査結果については、配付のとおりでございます。

まず、総務委員会の付託議案について、審議いたします。

この際、念のため申し上げます。

本委員会と文教厚生委員会及び環境生活建設委員会、並びに農水経済委員会に分割して付託いたしておりました第153号議案「長崎県総合計画 チェンジ&チャレンジ2025」につきましては、農水経済委員会の審議後に、一括して審議することにいたします。

お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会の付託案件について、審議いたします。

お諮りいたします。

各案件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決、請願は、それぞれ採択されました。

次に、環境生活建設委員会の付託議案について審議いたします。

お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、農水経済委員会の付託案件について、

審議いたします。

この際、本委員会と総務委員会及び文教厚生委員会、並びに環境生活建設委員会に分割して付託いたしておりました第153号議案「長崎県総合計画 チェンジ&チャレンジ2025」について、討論につきましては、後ほど、書面にて配付いたさせます。

それでは、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することにご賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君） 起立多数。

よって、第153号議案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

その他の案件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決、請願は、採択されました。

次に、予算決算委員会の付託議案について、審議いたします。

お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第156号議案「令和2年度長崎県一般会

計補正予算（第10号）」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君） 起立多数。

よって、第156号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第157号議案「令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第2号）」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君） 起立多数。

よって、第157号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第158号議案「令和2年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第2号）」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君） 起立多数。

よって、第158号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、お手元に配付いたしております「動議

件名一覧表」のとおり、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議が提出されておりますので、これを一括して議題といたします。

お諮りいたします。

各動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、動議は、それぞれ可決されました。

次に、山田朋子議員ほか7名より、「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書案」が、お手元に配付いたしておりますとおりに提出されておりますので、これを直ちに議題といたします。

提案理由説明及び討論につきましては、後ほど、書面にて配付いたさせます。

それでは、採決いたします。

本動議は、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君） 起立少数。

よって、本動議は、否決されました。

次に、八江利春議員ほか42名より、「特定複合観光施設（IR）区域整備にかかる意見書案」が、お手元に配付いたしておりますとおりに提出されておりますので、これを直ちに議題といたします。

提案理由説明及び討論につきましては、後ほど、書面にて配付いたさせます。

それでは、採決いたします。

本動議は、可決することに賛成の議員の起立

を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君） 起立多数。

よって、本動議は、可決されました。

次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております議員派遣第82号のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

次に、各委員会から議会閉会中の付託事件として、お手元の一覧表のとおり申し出があつておりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

以上をもちまして、本定例会の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和2年11月定例会を閉会いたします。

— 午前11時10分 閉会 —

議	長	瀬	川	光	之		
副	議	長	松	本	洋	介	
署	名	議	員	浅	田	ますみ	
署	名	議	員	中	村	泰	輔

---

(速記者)

(有)長崎速記センター



# 配 付 資 料



賀 詞 (案)

皇嗣殿下におかれましては  
菊花香る佳き日に  
立皇嗣の礼をあげさせられましたことは  
誠に慶賀にたえないところであります  
ここに長崎県議会は 県民を代表して  
謹んでお祝いを表します

令和二年十一月二十五日

長 崎 県 議 会

賀 詞 (案)

天皇陛下におかせられましては  
菊花香る佳き日に  
皇嗣文仁親王殿下の立皇嗣の礼をあげさせられ  
皇位継承者としての地位を内外に宣明されましたことは  
誠に慶賀にたえないところであります  
ここに長崎県議会は 県民を代表して  
謹んでお祝いを表します

令和二年十一月二十五日

長 崎 県 議 会

上 程 議 案 件 名 表

議 案 番 号	件 名
第122号議案	令和2年度長崎県一般会計補正予算(第9号)
第123号議案	令和2年度長崎県営林特別会計補正予算(第1号)
第124号議案	令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算(第1号)
第125号議案	令和2年度長崎県交通事業会計補正予算(第2号)
第126号議案	令和2年度長崎県流域下水道事業会計補正予算(第1号)
第127号議案	長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例
第128号議案	自然公園内県営公園施設条例の一部を改正する条例
第129号議案	長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例
第130号議案	長崎県畜産産関係手数料条例の一部を改正する条例
第131号議案	長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
第132号議案	権利の放棄について
第133号議案	権利の放棄について
第134号議案	権利の放棄について
第135号議案	権利の放棄について
第136号議案	権利の放棄について
第137号議案	訴えの提起について
第138号議案	公の施設の指定管理者の指定について
第139号議案	公の施設の指定管理者の指定について
第140号議案	当せん金付証券の発売について
第141号議案	公の施設の指定管理者の指定について
第142号議案	公の施設の指定管理者の指定について
第143号議案	公の施設の指定管理者の指定について
第144号議案	公の施設の指定管理者の指定について
第145号議案	契約の締結の一部変更について

議 案 番 号	件 名
第146号議案	公の施設の指定管理者の指定について
第147号議案	公の施設の指定管理者の指定について
第148号議案	公の施設の指定管理者の指定について
第149号議案	公の施設の指定管理者の指定について
第150号議案	諫早市テニス場の事務の受託に関する協議について
第151号議案	公の施設の指定管理者の指定について
第152号議案	公の施設の指定管理者の指定について
第153号議案	長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について
第154号議案	第3期ながさき農林業・農山村活性化計画について
第155号議案	長崎県教育委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて
第156号議案	令和2年度長崎県一般会計補正予算(第10号)
第157号議案	令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算(第2号)
第158号議案	令和2年度長崎県流域下水道事業会計補正予算(第2号)
第159号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
第160号議案	令和2年度長崎県一般会計補正予算(第11号)
認 定 第 1 号	平成元年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について
認 定 第 2 号	平成元年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について
認 定 第 3 号	平成元年度長崎県交通事業会計決算の認定について
発 議 第 197 号	長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例
議 員 派 遣 第 82 号	議員派遣の件

発議第197号

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年11月25日

議会運営委員会委員長 中島 浩介

長崎県議会議長 瀬川 光之 様

改正後	<p>(期末手当) 第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、退職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
改正前	<p>(期末手当) 第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、退職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

第2条 長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	<p>(期末手当) 第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、退職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
改正前	<p>(期末手当) 第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、退職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

第1条 長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年長崎県条例第60号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

委員会開催日程表

月 日	曜	開 会 時 刻	委 員 会 名	場 所
11.25	水	13:00	総務委員会	委員会室1
			文教厚生委員会	委員会室2

(提案理由)  
国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、議員の期末手当について所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。  
(施行期日等)

附 則

(1)～(4) 略

散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の167.5を乗じて得た額に、6月に支給する場合には100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

請願付託表

委員会名	請願番号	件名	提出者	紹介議員
文教厚生委員会	第5号	介護・障害福祉サービス報酬単価の引き上げと、人材確保に資する処遇改善施策の拡充と弾力化に関する請願書	長崎県社会福祉法人経営者協議会 会長 佐藤 正明	中島 浩介 山下 博史
文教厚生委員会	第6号	「薬局の従事者に対する慰労金」に関する請願書	一般社団法人長崎県薬剤師会 会長 田代 浩幸	浅田ますみ 前田 哲也
農水経済委員会	第7号	我が国の領海・排他的水域内の安全な漁業活動の実現を求め、意見書提出についての請願	日本会議長崎 専務理事 北村 芳正	山本 啓介 大場 博文

(計 3件)

委員会開催日程表

月日	曜日	開会時刻	委員会名	場所
12月8日	火	10:00	総務委員会	委員会室 1
			文教厚生委員会	委員会室 2
			環境生活建設委員会	委員会室 3
			農水経済委員会	委員会室 4
12月9日	水	10:00	総務委員会	委員会室 1
			文教厚生委員会	委員会室 2
			環境生活建設委員会	委員会室 3
			農水経済委員会	委員会室 4
12月10日	木	10:00	総務委員会	委員会室 1
			文教厚生委員会	委員会室 2
			環境生活建設委員会	委員会室 3
			農水経済委員会	委員会室 4
12月11日	金	10:00	総務委員会	委員会室 1
			文教厚生委員会	委員会室 2
			環境生活建設委員会	委員会室 3
			農水経済委員会	委員会室 4
12月14日 (予備日)	月	10:00	総務委員会	委員会室 1
			文教厚生委員会	委員会室 2
			環境生活建設委員会	委員会室 3
			農水経済委員会	委員会室 4
12月16日	水	11:00	予算決算委員会 (分科会長報告、採決)	議場

## 総務委員会委員長報告

総務委員会委員長 山口 正

総務委員会の審査の結果、並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第132号議案、「権利の放棄について」ほか、9件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましてもいずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第132号議案乃至第136号議案の「権利の放棄について」に関し、それぞれの債権者には、連帯保証人がいない理由などもあり、債権を放棄することのだが、そもそもはじめてから連帯保証人は付けていなかったのかとの質問に対し、基本的に貸付時は、連帯保証人を付けることになるが、債権者の償還能力を見極めて、連帯保証人を付けるかどうかを判断する貸付制度もあるため、第133号議案に関する分は、その判断によりつけていなかった。

結果的にいずれの案件も、様々な事情により連帯保証人がいない状況となったことなどにより、債権の回収が困難になったものであるとの答弁がありました。

これに対し、未収金対策について努力している点は評価したいが、貸し付ける段階の審査が重要なので、債権者の状況や連帯保証人のあり方なども含めて慎重に行うべきであるとの意見がありました。

次に、第138議案「公の施設の指定管理者の指定について」に関し、土石流被災家屋保存公園は、雲仙・普賢岳噴火災害の土石流被災建構をそのまま保存した全国的に珍しい施設であり、今後もしっかりと保存すべきであるが、特に、屋外の施設は経年劣化が進んでいることから、県は施設管理者として、今後の施設保存や補修等についてどのように考えているのかとの質問に対し、整備以来20年以上が経過し、経年劣化が進んでいることから、本年11月に「補修等整備のあり方検討委員会」を開催し、今後の方向性について協議したところである。

今後、1、2回の検討委員会を開催し、特に屋外の施設をどうするか検討していただき、それを踏まえて今後の方向性を判断していきたいとの答弁がありました。

次に、第153号議案、「長崎県総合計画チャレンジ&チャレンジ2025について」に関し、大学生の県内就職率の数値目標について、前回の目標を下回る数値を設定しているが、その目標設定に至ったことに対する県の見解はどの質問に対し、これまでも目標を掲げて取り組んできたが、現在の実績は基準値よりも下回っており、非常に厳しい状況に置かれている。

今回設定した数値目標は、教育機関の現場など関係者間で、互いが目標を共有しながら達成を目指して取り組んでいくことが一番大事との認識のもと、関係機関とも議論を重ねながら、目標を設定したところであるが、目標値が下がることについては重い問題だと認識しているため、設定した目標よりさらに高みを目指して取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事項一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、警察本部関係について、サイバー犯罪対策に関し、高校生がサイバーセキュリティボランティア授業を行う事業について、その対象や内容、実績などはどのようなものか。また、それを今後どう展開していくのかとの質問に対し、高校生が、小・中学生に対してインターネットの正しい活用などの授業を行うものであるが、まずは、ボランティアの趣旨に賛同していただく県内の高校生に対し、相互協力協定を結んでいるIT企業の専門家から詳しい知識の教育を行っている。それに高校生が自分たちの考えを入れながら、いかに小・中学生に理解してもらえかなかなどを検討したうえで授業を行っているものである。

現在、9校が賛同し、86名のボランティアがあり、昨年は49回、計4,637名の小・中学生に授業を行ってきた。今後は、コロナ禍を見据え、オンライン化に向けた取り組みにも積極的に進めるなど、事業の継続を図りたいとの答弁がありました。

これに関連し、サイバー犯罪には県境がなく、国全体で対応すべきでもある。県警のみならず、国や関係機関と連携して、対策を強化すべきであるとの意見がありました。

次に、企画部関係について、「特定複合観光施設（IR）」に関し、IRの誘致は、最大の企業誘致であるため、これまでも、知事がIR事業者と積極的に面談すべきであると主張していた。

今回、新たな事業者対応指針において、知事等を対象に追加するに至った背景は何かとの質問に対し、国が示した基本方針の修正案や、これまでの議会のご意見を踏まえ、一定のルールのもと、新たな対応指針を作成したものである。今後、事業者から要請があれば、IR担当の政策監や課長の同席のもと、対応指針に沿って、面談の場を調整してまいりたいとの答弁がありました。

以上のほか、一、ストーカー犯罪対策について、一、人口減少対策について、一、Society5.0

の推進について、一、新たな行財政改革に関する計画素案についてなど、総務行政全般にわたり、活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、総務委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしく願っています。

令和2年11月定例会

## 文教厚生委員会委員長報告

文教厚生委員長 深堀 ひろし

文教厚生委員会の審査の結果、並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第127号議案「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例」ほか5件であります。

慎重に審査いたしました結果、第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」のうち関係部分につきましては、起立採決の結果、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

その他の議案については、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

また、第5号請願「介護・障害福祉サービス報酬単価の引き上げと、人材確保に資する処遇改善施策の拡充と弾力化に関する請願書」及び第6号請願「『薬局の従事者に対する慰労金』に関する請願書」につきましては、いずれも異議なく、採択すべきものと決定されました。

なお、第5号請願の採択に伴い、本委員会として、別途、「介護・障害福祉サービス報酬単価の引き上げと、人材確保に資する処遇改善施策の拡充と弾力化に関する意見書」提出方の動議を提出しておりますので、よろしく願っています。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、第153号議案のうち関係部分に関し、魅力ある私学づくりについて、私立学校の経常費助成について、長崎県は、全国ではじめて生徒一人当たりの単価補助配分方式を取り入れているが、少子化に伴う生徒数の減少は、私立学校の経営に大きな影響を及ぼすと思われる。また、国の補助事業も長崎方式を取り入れた時期とは、大きく変わっている。令和2年現在、長崎方式をどのように認識しているかとの質問に対して、本県の補助方式は、基礎額一校当たり、1,800万円を配分し、小規模校にも配慮した制度となっている。今後の中学校卒業生の見込数は、1万2,000人前後で、数年は推移すると見込まれていることから、急激

な補助金の減少は想定されない状況である。

また、この制度は、国費あるいは、交付税措置の状況が大きく影響するが、私学を振興する立場として、将来の人口減少への対応も含め、今後の国における制度の改正及び予算措置の状況もつぶさに注視しつつ、私学関係の方と相談しながら、長期的展望を見据え検討していきたいとの答弁がありました。

次に、感染症対策に資する介護ロボット等導入促進事業について、9月補正で構築したこの事業は、高いニーズがあると考え、現在の状況及び次年度以降の取り組みはどのようになっているのかとの質問に対し、10月から介護事業者に対し、募集を行っており、予算額2億円を大きく上回る事業計画が提出されている。事業者のニーズを踏まえ、今後も予算確保を含め、介護ロボットの導入支援を積極的に進めていきたいとの答弁がありました。

次に、保育士・保育所支援センターのマッチングシステムを活用した潜在保育士の再就職支援について、このマッチングシステムを利用した取組の実績が上がっていないと見受けられる。アンケートを実施したとのことだが、どのような課題が見えたのかとの質問に対し、県内の潜在保育士と思われる約7,900人にアンケートを行い、15.5%、約1,200人に回答をいただいた。

その中で、678人の勤務経験者からの回答では、退職した理由としては、結婚・妊娠・出産といったライフイベントがきっかけであり、その中でも仕事と家事、育児の両立の難しさとの理由が多かった。

また、「働きたい」との回答が243人あり、特徴的であったのが、「非正規で働きたい」との回答が7割で、希望する勤務時間は短く、給与水準もそれほど高いものを望んでいない方が多いことがわかった。これらの結果を今後の課題として取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、第144号議案「公の施設の指定管理者の指定について」に関し、長崎県立総合体育館、長崎県宮野球場、長崎県小江原射撃場の指定管理者に長崎DS・スポーツ協会グループが選ばれているが、これまでの指定管理者の導入効果は、どうだったのかとの質問に対して、利用者へのサービス向上、施設の有効活用が図られ、利用者数の増加や、県負担額の縮減などの効果が出ているとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で、論議がありました。主な事項について、ご報告いたします。

私立高校における自死について、私学の独自性は、学習やスポーツ等、生徒が持ち得る能力を最大限に発揮できるよう公立高校にはない教育を行うことにあり、人権侵害に関するこ

とまで独自性を与えられているとは思えない。行政の介入に限界があることは理解するが、制度の問題点に対して、国への指摘や働きかけなど、県としてできることはないのかとの質問に対し、県の学校に対する対応としては、制度の範囲内で指導に取り組んできた状況であるが、第三者委員会報告書の学校法人の受け入れは、進展していない。制度の限界や問題点については、文部科学省と議論をしつつ、遺族に寄り添いながら、今後も粘り強く、学校法人側と接していきたいとの答弁がありました。

次に、文化庁の文化芸術による子供育成総合事業について、長崎県はもとと活用してほしいという要望があったが、この事業の内容と教育委員会の役割は、どのようになっているのかとの質問に対して、この事業は、巡回公演事業、芸術家派遣事業、コミュニケーション能力向上事業、夢・アート・アカデミー事業という4つの事業で構成されている。経費は、文化庁が負担するため、実質的な負担は少ない。学校から希望が多いのは、巡回公演事業で、オーケストラやミュージカル、伝統芸能などの演目から、各学校が選定し、県を經由して文化庁へ申請している。年度当初の校長会や夏の校長会理事会のほか、市町の社会教育担当者等で、事業の活用を周知しているところであるとの答弁がありました。

これに対し、経費がかからず、子どもたちに一流の演劇や様々なジャンルの演目を鑑賞してもらえ、この事業について、ぜひ、多くの学校で、活用してもらえよう広報活動に努めていただきたいとの要望がありました。

また、別途、本委員会から、「安心安全な教育環境のための少人数学級について」及び「不妊治療への保険適用の拡大について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、あわせてよろしくお願いたします。

以上のほか、一、県立大学の県内就職率について、一、次期総合計画における全国学力・学習状況調査について、一、教育のデジタル化について、一、公立高校卒業予定者の就職について、一、不登校等児童生徒における支援事業について、一、ミライ0n図書館の来館者の状況について、一、長崎県立長崎図書館郷土資料センター（仮称）の進捗状況について、一、口腔がん対策について、一、介護人材の確保について、一、子育て世代包括支援センターの設置についてなど、教育及び福祉保健行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、文教厚生委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

## 環境生活建設委員会委員長報告

環境生活建設委員会委員長 山本 由夫

環境生活建設委員会の審査の結果、並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会が審査いたしました案件は、第128号議案「自然公園内県営公園施設条例の一部を改正する条例」ほか8件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましましては、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第129号議案、「長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」に関し、新型コロナウイルス感染症防止対策として、港湾区域へ入港する船舶に対し、乗員の感染等に関する情報収集を行うとのことだが、どこが受け持つのか。また、日本船、外国船の両方に対して行うのかとの質問に対し、全国的な感染拡大や船舶の寄港地で感染が拡大している場合に、県港湾職から港湾利用者に対して情報の提供を依頼することとなり、国内船、外国船の両方についての実施を考えるとの答弁がありました。

さらに、外国船は、情報の収集が難しいのではないかとこの質問に対し、国際クルーズ船の場合、船舶代理店から係船等の許可申請が出されるため、その代理店等に情報提供をお願いする形になるとの答弁がありました。

次に、第147号議案「公の施設の指定管理者の指定について」に関し、長崎交通公園の指定管理者候補である一般社団法人長崎県安全運転管理協議会は、どのような活動を行っている団体なのかとの質問に対し、事業所を対象に、安全運転に関する研修や啓発活動を行うなど、現在の指定管理者である一般財団法人長崎県交通安全協会と連携して交通安全活動を行ってきた団体であるとの答弁がありました。

次に、第149号議案「公の施設の指定管理者の指定について」に関し、県営住宅の家賃収入に対して、指定管理料が高いという印象がある。指定管理者の選定に当たって費用の上限は設定していないのかとの質問に対し、他の指定管理施設では、過去5年間の実績等で上限

を設定する場合があるが、県営住宅の場合はエレベーターの台数増により法定点検費用が増える等、過去とは違う新たな費用が出てくるケースもあるので、その上で費用がどうかというところも選定における採点要素の一つにしているとの答弁がありました。

さらに、業務内容について、維持管理以外で、家賃の徴収や滞納者への督促等を入れることは検討しているのかとの質問に対し、滞納者への対応は県の家賃徴収員が行っており、指定管理者もこれに協力する形で家賃の徴収業務に当たっているとの答弁がありました。

これに対し、民間の管理業者も幅広いノウハウと知恵を持っているので、将来的には民間の活用についても検討していただきたいとの意見がありました。

次に、第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」のうち関係部分に関し、成人の週一回以上のスポーツ実施率について、数値目標を65%から54%に下方修正した理由は何かとの質問に対し、当初は、国の目標に合わせて設定したが、スポーツ推進審議会より、本県の実態に応じた実効性のある取組による実現可能な目標を設定すべきとの指摘を受け、令和元年度の全国実績を超える54%を目標値とした。

具体的な取組としては、総合型地域スポーツクラブを拡大充実し、会員数を増やしていきたいとの答弁がありました。

また、県とNPOなど多様な主体との協働実施件数については、現在、県内でNPO法人等がどれだけ登録され、活動状況はどうか。また、今後5年間にNPO法人等に対して、どのような取組を行っているのかとの質問に対し、NPO法人は、令和元年度末現在で506団体あり、そのうち、福祉施設等を運営する事業系の団体が約半数を占め、それ以外の団体においても、様々な分野で活発に活動している。

今後、行政とNPO法人等が協働のあり方や必要性を認識し、地域課題解決などに取り組む団体の掘り起しや育成を行うとともに、協働サポートデスクを活用したマッチングに取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、土木部関係について、入札の状況については、辞退や不調・不落が多いとのことだが、県としてどのように受け止めているのか。また、建設業界からはどのような意見が出され、どのように対応するのかとの質問に対し、不調・不落の発生により、事業進捗の遅延、線越の増加、再入札による事務量の増加が懸念される。建設業界からは、技術者、下請業者が不足するため、工事の平準化が必要であるとの意見が出ている。

長崎県の平準化率は、他県に比べて低く、今後、国から出された九州の統一目標である0.8を目指していくとともに、入札制度の改革や担い手対策等を進め、不調・不落の問題が

## 農水経済委員会委員長報告

農水経済委員会委員長 近藤 智昭

少しでも改善するよう努めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、文化観光国際部関係について、「ながさきスポーツビジョン（2021-2025）素案」に関し、基本方針であるスポーツを通じた地域の活性化については、パラリンピック、障害者スポーツについての記載を増やし、合宿の誘致等を進めてはどうか。また、障害者スポーツとプロスポーツの連携というのにも必要ではないかとの質問に対し、障害者スポーツと通常のスポーツを分けて考えているわけではなく、合宿の誘致等については歓迎する姿勢である。また、島原市がパラリンピックの合宿を受け入れる際にイベントを計画されているので、その中でV・ファアレーン長崎や長崎ヴェルカにご賛同いただき、一緒に取り組めるようなことを検討していきたいとの答弁がありました。

以上のほか、一、子育て応援住宅支援について、一、よかもん・よかみせキャンペーンについて、一、観光振興対策について、一、令和3年度の重点施策についてなど、環境生活建設行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、環境生活建設委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

農水経済委員会の審査の結果、並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第130号議案「長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例」ほか5件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

また、第7号請願「我が国の領海・排他的水域内の安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願」につきましては、異議なく、採択すべきものと決定されました。

なお、別途、国に対し、「我が国の領海・排他的水域内の安全な漁業活動の実現を求める意見書」提出方の動議を提出しておりますので、よろしくお願いたします。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、第151号議案「公の施設の指定管理者の指定について」に関し、長崎県東京産業支援センターの指定管理者においては、前回に引き続き1社の申請しかなかったとのことだが、募集について十分な周知対応を行っていたのかとの質問に対し、前回の申請が1社のみであったことから、今回は、県のホームページ上での募集に加え、全国自治体の指定管理者情報を取りまとめたポータルサイトに掲載するなど首都圏の業者へ向けた周知にも取り組んできたところであるとの答弁がありました。

これに対し、首都圏に支社や支店を持っている県内の企業もあるため、県内企業に対する応募の働きかけも行ってほしいとの意見がありました。

次に、第154号議案「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画について」に関し、生産性の高い農林業産地の育成の中で、スマート農林業技術の導入による産地の維持拡大とあるが、今年10月に国からスマート農業推進総合パッケージが示されており、国と県のスマート農業の方向性は一致しているのかとの質問に対し、スマート農業の方向性は同じであるが、本県は特に中山間地域や離島を多く抱えているため本県の地域にあった技術の開発、改良、

○第153号議案「長崎県総合計画チャレンジ2025について」に対する討論

議案名 第153号議案 長崎県総合計画チャレンジ2025について	会派名・議員名 日本共産党 堀江 ひとみ 議員	【反対討論】
		<p>日本共産党の堀江ひとみです。</p> <p>ただいま議題となりました第153号議案「長崎県総合計画チャレンジ2025について」、以下の理由で反対いたします。</p> <p>長崎県総合計画は、一言で言えば、地域活性化を長崎県でどうつくるか。県民がそこに住み続けられるかどうか。一人ひとりの県民が元気に暮らせるかどうか。結果として、県民の消費購買力をあげ、長崎県民だれもが幸せになるための計画です。5年に一度、県議会で議決されます。</p> <p>1、今回の総合計画が、これまでと違う視点は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策です。テレワーク、テレビ会議、オンライン、これらはコロナ拡大防止策としても促進される施策ですが、もともと示されていた施策です。</p> <p>現在、長崎県内でも新型コロナウイルス感染者数は、増加の一方であり、クラスターの発生も見られます。定期検査も含め、徹底したPCR検査の実施で、県民の安心安全なくらし、医療、事業を守る。そのための財源確保を国に強く求める。との文言も明記すべきです。</p> <p>2、実現可能な計画とは思えません。</p> <p>長崎県の近未来像として、九州新幹線西九州ルートの開業、国際クルーズ港の整備、陸・海・空の交通ネットワーク拡充、アジアの核となる拠点となる人が訪れ、交流で賑わうと（IR）の誘致の実現で、世界や県外から長崎県に多くの人が訪れ、交流で賑わうとされています。はたして、どれだけの県民がそうした長崎県を描けることができようか。新幹線の開業と言っても武雄温泉までで、博多に行くには乗り換えなくてはなりません。コロナ禍のなか、世界のIR・カジノ市場は壊滅的打撃を受けています。世界から県外から、多くの人が長崎県を訪れる近未来像は描けません。</p> <p>3、交流人口より定住人口に、もっと重点を置き、そのことが県民に見える計画にしてください。</p> <p>人口減少対策。長崎県が一貫してチャレンジしていることと理解します。人口減少と言われるなかで、人口が実際に増えている自治体は何が違うか。いろいろと分析できるところが、子育て施策等「特化している」「他と違うことをやっている」ことです。子ども医療費の対象年齢は、長崎県内の自治体はすでに中学校まで、さらに高校までと拡大しています。</p> <p>しかし長崎県は、いまだに就学前年齢が対象です。県内自治体が定住人口を増やすことを応援する、長崎県の計画にしてください。</p> <p>災害に強く、命を守る強靱な地域づくりとして、石木ダム建設促進を掲げています。定住人口をふやすべき長崎県が、現に住んで生活している県民を追い出して、ダムをつくるというのですから、県民の理解は得られません。「ふるさとを守る。ここに住みたいだけ」という、県民の願いに応える計画にしてください。</p>

実証を進めることとしておられるとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

長崎県栽培漁業センターについて、先月、農水経済委員会において、栽培漁業センターを視察してきましたが、このセンターの県としての位置付けはどのようなものかとの質問に対し、栽培漁業センターについては、放流用の種苗を生産し安価に安定して供給するとともに、資源管理も含め栽培漁業の推進に欠かせない重要な施設と認識しているとの答弁がありました。

これに対し、施設については、建設から40年以上が経過し老朽化が進んでいるようである。本県にとっては非常に重要な施設であるため、必要な予算を確保しながらメンテナンスを行い有効に活用してもらいたいとの意見がありました。

次に、トラフグの養殖について、総合水産試験場においては養殖トラフグの付加価値や生産コストの削減を目指し、トラフグの新品種開発の取組みを行っているとのことだが、その内容はどのようなものかとの質問に対し、現在、トラフグの肝臓の状態を血液性状から判定し、えさの内容を調節する技術開発に取り組んでいる。また、飼育技術の改善と併せて、白子をつた全てオスのトラフグ種苗を開発し、平成30年度から養殖試験を実施しているところである。今後も長崎らしい特産種として付加価値向上につながる技術開発に取り組みたいとの答弁がありました。

以上のほか、農水経済行政全般にわたり熱心な論議がわされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、農水経済委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

いずれにしても、本計画では5年先、一部の特定企業や特定地域は潤っても、県民  
だれもがしあわせにとはならないと指摘し、反対討論といたします。

議 案 名	第 1 5 3 号議案 長崎県総合計画チャレンジ&チャレンジ2025について
会派名・議員名	自由民主党 ころまなみ 議員 【賛成討論】
	<p>自由民主党会派を代表いたしましたとして、第 153 号議案「長崎県総合計画チャレンジ&amp;チャレンジ2025について」に関しまして、賛成の立場で意見を申し上げます。</p> <p>本県を取り巻く情勢は、人口減少、少子化・高齢化の急速な進行や、Society5.0の進展、自然災害の頻発、そして新型コロナウイルス感染症による県民生活への影響など、絶えず変化しております。</p> <p>計画的に県政運営を行うためには、そうした変化や課題を見据えながら、本県の強みを積極的に活かす視点で、めざす姿や展開する施策、具体的な目標を示し、県民、企業、大学などと連携・協働しながら目標の達成に向けて取り組んでいくことが重要であります。</p> <p>中村知事は、平成 28 年度にスタートした現在の総合計画で「人、産業、地域が輝くたくましい長崎県づくり」の理念のもと、人口減少対策や県民所得向上対策、そして新幹線の開業や I R の誘致といったプロジェクトの推進など、本県の活性化に向けて様々な施策を展開してこられました。</p> <p>その結果、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録や、本県への移住者の増加、誘致企業による雇用計画数の増加など具体的な成果が現れているほか、新しいまちづくりや産業づくりも着実に進んでおります。</p> <p>これからの 5 年間は、人口減少社会への対応や新型コロナウイルスの影響といった課題解決に遅滞なく取り組んでいくとともに、まちや産業の変化という新たな動きをチャンスと捉え、地域の活性化に結びつけていくことが求められます。</p> <p>「長崎県総合計画チャレンジ&amp;チャレンジ 2025」は、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として掲げ、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」、「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」という 3 つの柱の下、10 の基本戦略と 47 の施策を展開されております。</p> <p>計画の特徴として、社会や時代の動きを見据え、様々な産業分野における労働力不足対策や、健康長寿対策の推進など 2040 年問題への対策に取り組みすることとされているほか、Society5.0 の実現や SDGs の推進といった施策も盛り込まれております。</p> <p>大きな課題である新型コロナウイルス感染症を踏まえた施策としては、病床の確保や検査体制の充実といった医療体制の整備や感染症防止対策、そして、新しい生活様式に対応するためのテレワークやオンライン活用といった視点での取組、さらには、都市部から地方への人の動きをとらえたワーケーション等の誘致や、企業の B C P 対策としての拠点分散の動きをとらえた企業誘致の推進などが具体的に打ち出されております。</p> <p>また、まちや産業が大きく変化する時期を迎える中、新幹線の開業効果の拡大、I R 整備による地域経済の活性化や雇用の創出、A I ・ I o T ・ ロボット関連産業や航空機関連産業など新たな基幹産業の創出といった、チャンスを活かすための施策についても積極的に推進することとされております。</p>

## 予算決算委員会委員長報告

予算決算委員長 大久保 潔重

予算決算委員会の審査の結果、並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託された案件は、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」ほか7件でございます。

慎重に審査いたしました結果、第156号議案、第157号議案及び第158号議案につきましては、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

また、その他の議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務分科会では、令和3年度実施の県職員採用試験に関し、職員の採用について、新たな試験制度に向けて、周知するための予算が計上してあるが、試験内容等を見直すこととした背景と、その結果として、どのような効果が見込まれるのかとの質問に対し、採用試験のうち、大学卒業程度の行政職（特別枠）については、様々な学部の学生が受験しやすい試験内容で実施してきたが、近年、応募者数が伸び悩んでいる。このため、民間企業を志望する学生が、より一層受験しやすい試験内容へ見直し、試験内容を多くの民間企業が導入している「SPI3」という試験に変更するとともに、試験の実施時期を早めることにより、民間企業と本県採用試験との併願をしやすいものとする。

本年59名であった応募者について、既に同様の変更を行った他県を例にすると、来年は約400名程度まで増加するものと見込んでいるとの答弁がありました。

次に、文教厚生分科会では、「高校生の離島留学推進事業」に関し、離島留学生在が、実家に帰省後、帰島した際に実施するPCR検査に要する経費の補助について、何名の生徒が対象となり、どのような仕組みとなっているのかとの質問に対し、離島の医療体制を守るという趣旨から離島留学実施校5校について、島外からの入学者151名全員を対象とし、病院企業団と連携を取りながら実施したいと考えている。生徒が、帰島した際に発熱等がある場合

この計画の策定にあたっては、有識者による懇話会、次代を担う高校生や大学生との意見交換会、地域別の意見交換会、県民アンケート、パブリックコメントなど幅広い意見の聴取に努められております。

また、「つながり、ささえ、つくる長崎」というキャッチフレーズのもと、県民と一緒になって長崎の未来を切り拓いていこうという思いを強く示されており、県議会におきましても、本年6月定例会において計画素案骨子、9月定例会において計画素案について議論を行い、本定例会に提案された計画案に議会の意見を反映させたところであり、本定例会の各常任委員会におきましても、真剣な議論が活発に行われ、関係部分が原案どおり可決されております。

以上のことから、私は、この計画が、県民がふるさとを誇りに思えるような長崎県づくりに向けた県政運営の指針として、大きな役割を果たしてくれればと期待して、賛意を表明するものであります。

知事におかれましては、県民や県議会と強い目標を共有しながら一体となってこの計画を推進し、力強い長崎県づくりに全力を尽くしていただくと期待するものであります。

以上、第153号議案に対する賛成意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。賛成の討論とさせていただきます。

審 査 報 告 書

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和2年12月11日

総務委員会委員長 山口 経正

議長 瀧川 光之 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 132 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
第 133 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
第 134 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
第 135 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
第 136 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
第 137 号 議 案	訴えの提起について	原案可決
第 138 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 139 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 140 号 議 案	当せん金付証券の発売について	原案可決
第 153 号 議 案	長崎県総合計画「チェンジ&チャレンジ2025」について (関係分)	原案可決

計 10件 (原案可決 10件)

は、民間の宿泊施設で様子をみる場合もあると考えている。

また、生徒、保護者の了解のもとに実施したいと考えており、費用負担については、全額を公費で対応することとしておられるとの答弁がありました。

次に、環境生活建設分科会では、交通事業者への使用料支援給付事業に関し、今回、係船料の補助を受ける航路事業者は、前年度と比べてどれくらいかの損害があるのかとの質問に対し、支援対象の9事業者の年間係船料1億1千万円のうち、今回、その約55%の6千万円を支援することとしている。要件として、新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年の同月比で売上が30～50%落ちているところは半額、50%以上落ちているらば、その月の分を全額支給することとしており、トータルでは、年間概ね3割から5割の損害を受けていることが想定されているとの答弁がありました。

次に、農水経済分科会では、災害復旧費に関し、今年9月の台風9号及び10号により被災した平漁港の浮桟橋について、今後どのようなスケジュールで復旧していくのかとの質問に対し、浮桟橋については、杭が2本折れていることから、新たに、2本、海中に打設する必要があるが、時間の要することから、現在のところ、令和3年12月の復旧を予定しているところであるが、島民の足となる高速船が就航・着岸する場所であることから、復旧に向けての体制を整え、早期復旧に努めたいとの答弁がありました。

これに対し、今後、同規模の台風がきた場合、同じような被害が出ないよう併せて防波堤の整備も行ってもらいたいとの意見がありました。

以上のほか、補正予算に関し、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

## 文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和2年12月10日

文教厚生委員会委員長 深堀 ひろし

議長 瀬川 光之 様

記

### 1 議案

番号	件名	審査結果
第127号議案	長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例	原案可決
第141号議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第142号議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第143号議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第144号議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第153号議案	長崎県総合計画チャレンジ2025について (関係分)	原案可決

計 6件 (原案可決 6件)

### 2 請願

番号	件名	審査結果
第5号	介護・障害福祉サービス報酬単価の引き上げと、人材確保に資する処遇改善施策の拡充と弾力化に関する請願書	採択
第6号	「薬局の従事者に対する慰労金」に関する請願書	採択

計 2件 (採択 2件)

## 環境生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和2年12月10日

環境生活建設委員会委員長 山本 由夫

議長 瀬川 光之 様

記

### 1 議案

番号	件名	審査結果
第128号議案	自然公園内県営公園施設条例の一部を改正する条例	原案可決
第129号議案	長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第145号議案	契約の締結の一部変更について	原案可決
第146号議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第147号議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第148号議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第149号議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第150号議案	諫早市テニスコートの事務の受託に関する協議について	原案可決
第153号議案	長崎県総合計画チャレンジ2025について (関係分)	原案可決

計 9件 (原案可決 9件)

## 農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和2年12月10日

議長 瀬川 光之 様  
農水経済委員会委員長 近藤 智昭

議長 瀬川 光之 様

記

### 1 議案

番号	議案名	件名	審査結果
第130号	議案	長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第131号	議案	長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第151号	議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第152号	議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第153号	議案	長崎県総合計画チェーンズ&チャレンジ2025について(関係分)	原案可決
第154号	議案	第3期ながさき農林業・農山村活性化計画について	原案可決
計 6件 (原案可決 6件)			

### 2 請願

番号	請願名	件名	審査結果
第7号	我が国の領海・排他的水域内での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願		採択
計 1件 (採択 1件)			

## 予算決算委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和2年12月16日

議長 瀬川 光之 様  
予算決算委員会委員長 大久保 深重

議長 瀬川 光之 様

記

### 1 議案

番号	議案名	件名	審査結果
第122号	議案	令和2年度長崎県一般会計補正予算(第9号)	原案可決
第123号	議案	令和2年度長崎県営林特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第124号	議案	令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第125号	議案	令和2年度長崎県交通事業会計補正予算(第2号)	原案可決
第126号	議案	令和2年度長崎県流域下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第156号	議案	令和2年度長崎県一般会計補正予算(第10号)	原案可決
第157号	議案	令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算(第2号)	原案可決
第158号	議案	令和2年度長崎県流域下水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
計 8件 (原案可決 8件)			



重 力		議 決
種 類	提 出 年 月 日	文 教 厚 生 委 員 会 令 和 2 年 1 2 月 9 日
件 名	意 見 書	安 心 安 全 な 教 育 環 境 の た め の 少 人 数 学 級 に つ い て
要 旨		<p>新型コロナウイルス感染症対策として、「新しい生活様式」を学校現場においても導入することが求められているが、現在の学級編制基準では、感染拡大防止のために児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難であることから、その対応が学校現場において大きな課題となっており、感染拡大終息後も次なる感染症等の緊急時にあっても、子どもたちの豊かな学びを持続的に保障するための教育環境をつくることが急務となっている。</p> <p>令和2年9月8日に開催された政府の教育再生実行会議の初等中等教育ワーキング・グループにおいては、ポストコロナ期も見据え、令和時代のスタンダードとしての「新しい時代の学びの環境の姿」を描き、特に、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備や関連する施設整備等の環境整備を進める方向で議論するとともに、今後、予算編成の過程において、関係者間で丁寧に検討することを期待するとの成果文書がとりまとめられたところである。</p> <p>さまざまな課題を抱えた子どもたちが増える中、一人ひとりに行き届いた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しているが、教育の機会均等を保障するためには、国が責任を持つ少人数学級の推進とそれのための教職員定数改善を行うことが重要である。</p> <p>よって、国に対して、「新しい生活様式」に沿った安心安全な教育環境をつくり、新型コロナウイルス終息後も感染症対策と子どもたちの成長・発達及び学びの保障を両立していくために、義務標準法を改正し、早急に義務教育における30人以下の学級編制が可能となるよう教職員定数の充実と教室確保を国の責任で行うよう強く要望するものである。</p> <p>なお、文案の作成及び提出の諸手続きについては、議長に一任する。</p>
提 出 先	政 府 ・ 国 会	

重 力		議 決
種 類	提 出 年 月 日	文 教 厚 生 委 員 会 令 和 2 年 1 2 月 1 0 日
件 名	意 見 書	介 護 ・ 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 報 酬 単 価 の 引 き 上 げ と 、 人 材 確 保 に 資 す る 処 遇 改 善 施 策 の 拡 充 と 弾 力 化 に つ い て
要 旨		<p>人口が減少し、超高齢化社会に突入した我が国は、新型コロナウイルス感染症の発生により、これまでの生活様式に大きな変化を強いられることとなった。ウィズコロナ時代と言われる中においても、地域社会を守り、豊かなものにしていくためには、持続可能な社会保障制度の確立が必要不可欠である。</p> <p>しかし、社会保障費の伸びが続く中において、政府が設置した財政制度等審議会においては、介護サービス施設・事業所の経営状態からは、プラス改定をすべき事情は見いだせないとの見解などを示した。このことは、コロナ禍における感染拡大防止対策に懸命に取り組み続ける施設・事業所の負担や職員のストレスを酌量せず、現場の経営実態とは乖離したものであり看過できない。</p> <p>介護の現場においては、コロナ禍以前から経営難となつている施設・事業所が多く、また職員の賃金が全産業平均と乖離があることなどにより深刻な人材確保の状況にある。</p> <p>よって、国に対して、すべての国民がコロナ禍においても、安心して良質な介護・障害福祉サービスを受けられるよう、下記の事項について強く要望するものである。</p>
記		<p>1 経営基盤の強化と感染症対策を継続するための報酬単価の引き上げ</p> <p>2 介護・福祉人材の確保に資する処遇改善施策の拡充と弾力化</p>
提 出 先	政 府 ・ 国 会	な お 、 文 案 の 作 成 及 び 提 出 の 諸 手 続 き に つ い て は 、 議 長 に 一 任 す る 。

重 力		請 義	
種 類	意 見 書	提 出 年 月 日	農 水 経 済 委 員 会 提 出 年 月 日
件 名	不妊治療への保険適用の拡大について	令和2年12月10日	令和2年12月9日
要 旨	<p>日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6979人となり、前年に比べて過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたことになり、また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がると、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4893件と過去最高となった。</p> <p>国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療費助成事業」が創設され、その後助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。</p> <p>厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めて緊急に解決しなければならぬ喫緊の課題である。</p> <p>よって、国に対して、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く要望するものである。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないよう十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。</li> <li>2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。</li> <li>3 不妊治療と仕事の両立のできる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。</li> <li>4 不育症及び不妊治療への保険適用、または助成についても検討すること。</li> </ol> <p>なお、文案の作成及び提出の諸手続きについては、議長に一任する。</p>		
提 出 先	政 府 ・ 国 会		

重 力		請 義	
種 類	意 見 書	提 出 年 月 日	農 水 経 済 委 員 会 提 出 年 月 日
件 名	我が国の領海・排他的水域内の安全な漁業活動の実現について	令和2年12月9日	令和2年12月9日
要 旨	<p>令和2年5月8日、日本固有の領土である尖閣諸島周辺の領海内に侵入した中国海警局の公船2隻が、日本領海内で操業中の我が国漁船に接近し追尾する事態が発生した。さらに、10月11日、中国の公船2隻が、尖閣諸島海域の日本領海内で操業中の我が国漁船に再度接近する事態が発生した。我が国の海保の巡視船が間に中国公船に対して退去するよう警告を続けたが、中国公船は日本領海内に52時間以上居座り続けた。</p> <p>中国公船は、日本領海内への侵入や長時間の居座り、日本漁船への接近の繰り返しなどの活動を明らかに強めている。さらには現在、中国は、全国人民代表大会で領海警備に関する武器使用を拡大する法律の改正案を上程し、中国が一方的に主張する「領海」からの退去勧告に従わない船に対する武器使用を即時可能にしようとしている。このままでは、日本漁船の安全はますます脅かされることが危惧される。</p> <p>我が国の漁業活動を脅かす事態は、日本の排他的経済水域にある日本海・大和堆でも発生している。同海域では中国漁船の違法操業が繰り返されている。水産庁が退去勧告を行っている数は、本年1月～9月に2,586回のほ。これは、前年同期の726回から約3.6倍に激増している。この状況に、9月30日、水産庁は、日本の漁業船に対し中国漁船が特に多い大和堆西側に入域しないように要請するという異常な事態となった。</p> <p>このままいけば、各地の水域で中国に限らず外国船の違法操業が広がり、多くの日本の漁業者が甚大な被害を受け、生活にも支障が生じる事態となる恐れが強い。本県は、全国でも最も多くの国境離島・離島を有し、周辺海域で漁業に従事する県民も多い。その安全な漁業活動を守ることは、極めて重要な課題である。本県五島海域の領海内では、近年中国漁船の立ち入りが続き、更には違法操業を行った中国漁船が摘発される事件が発生してきたことも記憶に新しい。</p> <p>よって、本県議会は、本県漁業者をはじめとする県民の生命・安全並びに日本の領土・領海・排他的経済水域を守る立場から、国に対して、中国公船の我が国領海内への侵入や中国漁船の違法操業が繰り返されないよう中国政府に対し強く働きかけるとともに、我が国の漁業者が安全に操業できるような整備・海上警備の一層の強化を行い、我が国の領海・排他的経済水域における漁業活動の安全確保について適切な措置を速やかに講ずることを強く要望するものである。</p>		

	なお、文案の作成並びに提出の諸手続については、議長に一任する。
提出先	政 府 ・ 国 会

## 動 議

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和2年12月9日

議 員	山 田 朋 子	議 員	山 口 初 實
議 員	深 堀 ひ ろ し	議 員	坂 本 浩
議 員	堤 典 子	議 員	饗 庭 敦 子
議 員	中 村 泰 輔	議 員	赤 木 幸 仁

長崎県議会議長 瀬川 光之 様

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書（案）

人類史上初めて核兵器の全面禁止を明文化した「核兵器禁止条約」の批准国が50か国に達し、令和3年1月に条約の発効が確実となりました。

被爆者の方々の「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」という強い思いが国際社会を動かす、批准50か国の達成につながったものと確信いたします。

核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求める「ヒバクシャ国際署名」は、本年9月に長崎県内の目標署名数である50万筆を達成しました。また、10月1日現在で世界の164の国・地域から国内の1,733都市を含む7,961都市が加盟する平和首長会議は、各国に対し、同条約に署名・批准するよう訴え続けています。

また、ローマ教皇フランシスコ台下が昨年11月24日に長崎を訪れ、「核兵器は、今日の国際的また国家の安全保障への脅威に関してわたしたちを守ってくれるものではない、その心に刻んでください。人道的および環境の観点から、核兵器の使用がもたらす壊滅的な破壊を考えなくてはなりません。核の理論によって促される、恐れ、不信、敵意の増幅を止めなければなりません。」と、政治をつかさどる指導者に伝えられました。

8月9日の「長崎平和宣言」にあるとおり、核兵器禁止条約は「核兵器をなくすべきだ」という人類の意思を明確にした条約です。この条約の内容を包括的で実効性の高いものにしていくには、核保有国をはじめ、より多くの国が条約に参加しなければなりません。

よって、国におかれては、非核三原則を堅持しつつ、立場の異なる国々の橋渡しに努め、各国の対話や行動を粘り強く促すことにより、核兵器のない世界の実現に向けた国際社会の取組をリードするよう、次の事項に取り組みられることを強く要望いたします。

記

1. 唯一の戦争被爆国として一日も早く核兵器禁止条約の署名・批准を行うこと。
2. 唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約に核兵器保有国も非保有国も参加出来るような環境整備のため、オブザーバーとして締約国会議及び検討会議に参加すること。
3. 締約国会議の開催にあたっては、最後の被爆地長崎で開催するよう働きかけること。
4. 唯一の戦争被爆国として、常に国際社会の先頭に立ち、あらゆる努力を尽くすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

長崎県議会

〇「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書案」に対する提案理由説明

動議名	核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書（案）
会派名・議員名	改革21 堤典子 議員 【提案理由説明】
改革21、社会民主党、堤典子でございます。	
会派より動議として提出しております「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書（案）」について、提案理由の説明をさせていただきます。	
2017年7月に採択された核兵器禁止条約は、今年10月24日、ついに発効に必要な50か国に達し、来年1月22日に発効することとなります。	
条約は核兵器の開発から使用まで幅広く禁止するもので、核を使用するとの威嚇の禁止も盛り込まれています。このことは、核抑止力という考え方を否定するものです。	
また、前文の中に、核兵器の犠牲者（ヒバクシャ）や核実験被害者の「受け入れ難い苦痛や損害」に留意すると明記しています。日本語に由来する「ヒバクシャ」という文言が盛り込まれていることは、筆舌しがたい経験を、核廃絶や平和への願いを世界に発信し続けてきた広島、長崎の被爆者の思いがくみ取られたことにほかなりません。	
核兵器禁止条約が発効しても、その内容が締約国以外に及ぶことはありません。アメリカ・ロシア・中国をはじめとした核保有国と、日本をはじめ、その「核の傘」の下にいる国は参加していません。これまで批准した50か国は人口も経済規模も小さな途上国が大半を占めています。しかし、条約が発効すると、「核は絶対悪」であり、「核兵器のない世界こそがあるべき姿だ」という共通認識を世界に広めることとなります。批准国がさらに増えれば、核保有国への圧力となつて、対人地雷やクラスター爆弾と同様、人道に上せない兵器とする可能性は十分にあります。	
世界には今も約1万3400発の核兵器が存在し、削減交渉は停滞したままです。その9割を保有する米ロは新型核兵器の開発を競い、中国の台頭もあって、新たな軍拡競争が始まっています。核使用の危険性は高まる一方です。	
日本は世界で唯一の戦争被爆国として、核保有国と非保有国の橋渡し役を自任してきました。1994年から連続27回、国連に核兵器廃絶決議案を提出し、今年も12月7日に採択されました。しかし、賛成は昨年より10か国少ない150か国、反対4、棄権35となり、核兵器禁止条約の発効が確実となつた今、それに参加せず及もしない日本の決断への支持は広がっていません。	
被爆から75年、これまで「生きているうちに核兵器の廃絶を見届けたい」と願いながら、多くの被爆者が亡くなりました。被爆者の平均年齢は80歳を超え、被爆体験の風化も言われています。条約への参加を求める「ヒバクシャ国際署名」は県内で目標としてきた50万筆を超えました。「再び被爆者を生み出すことがないよう、命のある限り核兵器も戦争もない世界に向けて歩み続ける」とする被爆者の決意に、私たち長崎県民は応え、長崎を最後の被爆地にしなければなりません。	
米国の核の傘の下にあつても、核兵器の恐怖や非人道性を最も認識している立場から、日本は条約に参加し、核廃絶の議論に耳を傾け、核保有国に対して条約を敵視せず対話せよと働きかけるべきであり、これこそが文字通りの橋渡しであると考えます。	
よつて会派8名の総意として、本県議会において、日本政府に対し、核兵器禁止条約	

に署名・批准をし、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けて最大限の努力を果たすことを求める意見書案の提出に至りました。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書案」に対する討論

動議名	核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書(案)
会派名・議員名	自由民主党 山本 啓介 議員 【反対討論】 <p>自由民主党の山本啓介です。</p> <p>先に上程されました「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書(案)」について、反対の立場で意見を申し上げます。</p> <p>2017年国連総会において採択されました、核兵器を法的に禁止する初めての国際条約「核兵器禁止条約」は来年1月22日に発効されます。</p> <p>国際社会におけるこの変化は、最後の戦争被爆国である我が国の惨劇を、被爆者の方々自らが世界に伝え、訴え、核のある世界ではいずれの国民も等しく、その悲劇が訪れる可能性があることや、核兵器の非人道性を共有し、多くの共感を生んだ結果であろうと思います。</p> <p>長年にわたり、ご努力ご尽力されました関係者の方々から心からの敬意を表します。</p> <p>我が国は保有国による核軍縮と非保有国における不拡散を目指すNPT体制を前提として「核兵器のない世界」を目指してきました。</p> <p>我が国政府は「唯一の戦争被爆国として核兵器のない世界の実現に向けた国際社会の取り組みをリードする使命を有しており、同条約が目指すゴールは共有している。」としつつも、「抑止力の維持、強化を含めて、現実の安全保障上の脅威に適切に対処しながら、地道に現実的に核軍縮を前進させる道筋を追求していく」との考え方を示しています。</p> <p>「核の傘」や「核抑止力」によって平和が享受されているのではなく、それはただ戦争のない、攻撃を受けない時間を過ごしているだけの指摘もあらうかと思えます。</p> <p>しかしながら、この構造と友好国の取り組みが、我々の当たり前の日常を生み出していることは間違いないと思います。</p> <p>「核兵器のない世界の実現」に向けた取り組みは、この地球上に核兵器が存在している現実から、スタートしています。</p> <p>核兵器を禁止するという新たな国際規範を受け入れるためには、乗り越えなければならぬ我が国を取り巻く世界全体の安全保障の均衡があります。</p> <p>「核なき世界」へ向けて、これまでも絶えることのない思いをつないでこられた被爆者の方々の取り組みに日本政府は、具体的な行動でこたえなければなりません。</p> <p>我が国の安全保障や国際的な立場について国民に対して明確に、そして丁寧に説明を果たし、核保有国と非保有国の「橋渡し」としての具体的な役割・行動を世界に示すよう、私たちは政府に求めてまいりたいと思います。</p> <p>同じ思いを頂上に仰ぎ見ながら登り方が違う状況であります。</p> <p>新たな国際規範は、「核の傘」に代わる新たな安全保障体制の構築を必要とします。</p> <p>本意見書が求める趣旨は、現時点での我が国の安全保障に影響することを含んでいることから、賛成することはできません。</p> <p>以上、反対討論といたします。</p> <p>議員各位のご賛同賜りますようお願い申し上げます。</p>

動議名・議員名	核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書 (案)	【賛成討論】
日本共産党 堀江 ひとみ 議員		<p>日本共産党の堀江ひとみです。</p> <p>ただいま議題となりました「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書案」について、賛成の立場で討論いたします。</p> <p>核兵器禁止条約の批准国が50カ国に達したとき、長崎原爆被災者協議会副会長の横山照子さんは、次のようなところの声を語っています。</p> <p>「勇気を持って自らの被爆体験を国内外で語り、『核兵器のない世界を見たい』、『世界中のどこにも再び被爆者をつくってはならない』と訴えながら、亡くなっていった一人ひとりの姿が浮かんできました。被爆者の75年の願いと活動が実を結び、一歩前へ進みました。4歳で被爆した私は今年で79歳、私たちが被爆者に残された時間はそう長くはありません。唯一の戦争被爆国の日本政府は、条約を批准すべきです」。</p> <p>核抑止論。核兵器を国家安全保障に必要不可欠なものとして、核兵器で敵国を脅し、敵国の行動を制御し、自国を攻撃させないようにして、自国の安全を確保しようという「理屈」です。国家安全保障のための抑止力というのは、軍事力強化のための呪文です。抑止力強化のかけ声が核軍拡競争につながっています。わが国でも、抑止力強化として「敵基地攻撃能力保有論」が主張されています。</p> <p>そもそも「核抑止論」が普遍的な理屈であれば、米国以外に核兵器は広がらなかつたでしょうし、現在も核拡散の心配などいらないでしょう。「核抑止論」は、事実を冷静にみれば、すでに完全に破綻しているのです。</p> <p>核兵器禁止条約。そんな法規範をつくってもムダだという人もいますが、生物兵器も化学兵器もクラスター弾も、国際条約によって禁止されて以降、使用されてはいません。国際法は国際政治を拘束する道具として機能しているのです。すでに生命保険主要4社、大手銀行などが、核兵器製造・関連企業への投融資を自制しているとの報道がされています。</p> <p>「二度とヒバクシヤはつくらない」「この星から核兵器をなくす」という、気高い理想と、どのような抵抗をも乗り越えるという不屈の運動が、核兵器禁止条約の発効確定となりました。「ヒバクシヤは私たちがだけにしてほしい。高齢となった被爆者の思いにこたえるためにも、また、地球の存続と将来世代のためにも、一刻も早く、核兵器を廃絶しなければなりません。</p> <p>同主旨の意見書は、すでに長崎市議会、長与町議会など自民党、公明党会派も賛成し採択されており、議員各位のご賛同をよろしく願っています。</p>

動議名・議員名	核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書 (案)	【反対討論】
公明党 宮本 法広 議員		<p>公明党の宮本法広です。</p> <p>会派を代表して、「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書 (案)」について、反対の立場で意見を申し上げます。議員各位のご賛同を賜りたいと存じます。</p> <p>「平和ほど、尊きものはありません」「平和ほど、幸福なものはありません」「平和こそ、人類の進むべき、根本の第一歩でなくてはなりません」、公明党は、結党以来、今日まで平和主義として人間主義を掲げ、「大衆とともに」の政治を貫いています。</p> <p>よって被爆地長崎の県議会として、「核なき世界の実現」に向けて一丸となって取り組んでいく必要があると考えます。</p> <p>核兵器の開発から保有、威嚇そして使用までの全てを禁止する核兵器禁止条約が来年1月22日に発効します。これにより打ち立てられる、「いかなる場合も核兵器の使用を禁止する」との規定には、非常に大きな歴史的意義があります。</p> <p>公明党は同条約について、「わが国のヒバクシヤの皆様の声が、国際的な規範として結実したもの」として高く評価し、条約の発効が「核兵器は違法」とする国際社会の機運を高め、核軍縮の進展を後押しすることを期待しています。</p> <p>ただ、日本は、日米安保条約のもとで安全保障をアメリカの核抑止力に依存する立場であり、核保有にこだわらぬ朝鮮の隣国という現実から、政府は同条約に批准していません。被爆地長崎として、日本政府が同条約に批准しないことに批判や疑問の声が挙がることは、至極当然のことと考えます。特にヒバクシヤの皆様はこの条約の推進に力を注がれています。核兵器によるあまりにも非人道的な被害、そして被爆地からの声を政府は最大限に尊重すべきと考えます。</p> <p>その一方、同条約は、核兵器保有国をはじめとした批准を行っていない国にはその効力が及ばず、結果として、核軍縮に取り組み国際社会に大きな分断をもたらしていることも事実です。核を廃絶するためには、核軍縮のプロセスが不可欠で、核保有国の理解と取り組みがない限り、このプロセスはたどりません。よって、核保有国と非保有国の溝を埋めていく作業が極めて重要であり、唯一の戦争被爆国である日本が、核軍縮を進め核兵器廃絶に向けた国際社会の取り組みをリードする使命を果たすためにも、両者間の「対話による真の橋渡し役」を積極的に担う必要があると考えます。</p> <p>具体的には、核兵器保有国も参加している核拡散防止条約 (NPT) 再検討会議で、日本が合意形成をリードすることです。</p> <p>そのためには、今後開催される締約国会議および検討会議に、政府もオブザーバーとして参加し、さらに同会議の開催を「長崎を最後の被爆地に」との思いを込めて長崎市に誘致することを願い、去る10月21日、会派代表名で公明党代表とともに、外務大臣に要望書を提出したところで、</p> <p>「核のない世界を構築する」という思いに全く変わりはありません。しかしながら、核兵器廃絶に向けたアプローチが異なることから、反対の討論とさせていただきます。</p> <p>議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。</p>

動 議

特定複合観光施設（IR）区域整備にかかる意見書(案)

長崎県議会においては、平成24年10月に統合型リゾート導入にかかる法整備の早期実現にかかわる意見書の決議・提出を全国に先んじて行うなど、これまでその導入に関し、真剣な議論を重ねてきた。

県においても、平成26年3月に誘致推進の方針を示し、国会や政府に対して、法制度の早期整備を求めるとともに、九州各県や経済界に対して、理解と協力を求めてきた。

こうした取組は、九州各県議会議長会や九州地方知事会等における長崎県へのIR導入についての決議などの理解と協力を獲得することにつながり、長崎県だけでなく九州一丸となった取組へ広がりがつづつある。

政府においても、これまで法制度整備等の諸準備が進められ、令和2年10月には、IR導入にかかわる基本方針(案)の修正並びに区域認定申請期間(案)にかかわるパブリックコメントを行うなど、具体的なIR導入に向けた考え方が示されたところである。

その中では、IR整備に対する国民の信頼と理解を確保する観点から、設置運営事業者となるIR事業者における反社会的勢力の徹底排除などの廉潔性の確保や、国や都道府県等に對して、収賄等の不正防止に向けて、公平、公正かつ透明性をもって、IR事業者の選定を行うための接触ルールの制定などが求められている。

一方、県議会については、県が区域整備計画の認定申請を行う際には県議会の議決が必要とされるなど、非常に重要な役割を課されている。

よって、長崎県議会としても、長崎県議会議員の政治倫理に関する条例に基づき、議員一人ひとりが、より一層のコンプライアンス意識の徹底を図り、本県のみならず九州の発展に資するIRの導入に関し、県に対して、今後の事業者公募にあたり、下記の事項について、真摯に取り組みよう強く要請する。

記

1. IR事業者等との接触にあたっては、厳格なルールを策定するとともに、その遵守を徹底すること
2. IR事業者の公募・選定の手続きについては、公平性・公正性、透明性を十分確保すること
3. IR事業者に対し、反社会的勢力の排除やコンプライアンス確保の徹底を義務づけるとともに、高い廉潔性を有するIR事業者を選定すること

以上、意見書を提出する。

令和2年12月 日

長崎県議会

特定複合観光施設（IR）区域整備にかかる意見書(案)を別紙のとおり

提出する。

令和2年12月10日

議員	八江利春	議員	愛国功徳
議員	小林克敏	議員	中山智達
議員	溝口英美雄	議員	坂本永達
議員	中島廣義	議員	徳外間雅広
議員	山田博司	議員	浅田ますみ
議員	山田朋子	議員	山口初實
議員	西川克己	議員	前田哲也
議員	川崎祥司	議員	中島浩介
議員	深堀ひろし	議員	大久保潔重
議員	山本啓介	議員	松本洋介
議員	ごうまなみ	議員	山本由夫
議員	吉村洋	議員	麻生隆
議員	宅島寿一	議員	近藤智昭
議員	山口経正	議員	宮島大典
議員	坂本浩	議員	宮本法広
議員	大場博文	議員	石本政弘
議員	中村一三	議員	響庭敦子
議員	堤典子	議員	浦川基継
議員	久保田将誠	議員	山下博史
議員	北村貴寿	議員	中村泰輔
議員	下条博文		
議員	赤木幸仁		

長崎県議会議長 瀬川 光之 様

○「特定複合観光施設（IR）区域整備にかかる意見書案」に対する提案理由説明

動議名・議員名	特定複合観光施設（IR）区域整備にかかる意見書（案）	中島 浩介 議員 【提案理由説明】
自由民主党・県民会議	自由民主党・県民会議	<p>自由民主党・県民会議の中島浩介でございます。</p> <p>会派を代表して、「特定複合観光施設（IR）区域整備にかかる意見書（案）」について、ご説明いたします。</p> <p>長崎県議会においては、平成24年10月に統合型リゾート導入にかかる法整備の早期実現にかかる意見書の決議・提出を全国に先んじて行うなど、これまでその導入に関し、真剣な議論を重ねてまいりました。</p> <p>こうした中、中村知事は、県内外の経済界や教育・防犯団体など、38団体の皆様と丁寧な意見交換を実施され、IR導入のメリットやデメリットなどについて慎重に検討を進めてこられました。人口減少や県民所得の低迷といった、非常に厳しい社会経済状況の中、こうした課題を克服するため、IR導入に伴い懸念される事項に万全の対策を講じるとともに、交流人口の拡大や新たな雇用の創出、地域経済への波及効果など、本県の振興が期待され、さらには観光立国の実現という国策にも貢献できることから、平成26年3月の県議会でIR誘致推進の方針を示されました。</p> <p>政府においても、これまで法制度等の整備が進められ、令和2年10月には、基本方針の修正案にかかるパブリックコメントを行うなど、具体的なIR導入に向けた考え方が示されたところであります。</p> <p>その中では、IR整備に対する国民の信頼と理解を得る観点から、IR事業者における反社会的勢力の徹底排除などの徹底性の確保、或いは、国や都道府県等に対して、収賄等の不正防止に向けて、公平、公正かつ透明性をもって、IR事業者の選定を行うための接触ルールの制定などが求められております。</p> <p>そこで、本県へのIR区域整備に向けた今後の事業者公募にあたり、県に対し、次の3項目について取り組むよう求めるものであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. IR事業者等との接触にあたっては、厳格なルールを策定するとともに、その遵守を徹底すること</li> <li>2. IR事業者の公募・選定の手続きについては、公平性・公正性、透明性を十分確保すること</li> <li>3. IR事業者に対し、反社会的勢力の排除やコンプライアンス確保の徹底を義務づけるとともに、高い廉潔性を有するIR事業者を選定すること</li> </ol> <p>以上について、意見書を提出するものであります。</p> <p>議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p>

○「特定複合観光施設（IR）区域整備にかかる意見書案」に対する討論

動議名	特定複合観光施設（IR）区域整備にかかる意見書（案）	中島 浩介 議員 【反対討論】
日本共産党	日本共産党	<p>日本共産党の堀江ひとみです。</p> <p>ただいま議題となりました「特定複合観光施設（IR）区域整備にかかる意見書案」につきまして、以下の理由で反対いたします。</p> <p>本意見書は、IR・カジノの導入に関し事業者公募にあたっての対応を、長崎県に要請する内容です。</p> <p>IR事業者との接触は、厳格なルールを策定するうえ遵守徹底すること。公募・選定の手続きは、公平・公正・透明を確保すること。高い廉潔性の事業者を選定すること。いわばIR事業者公募にあたり、しごく当然当たり前のことを、担当課は言われなくてもすでに十分承知していることを、なぜわざわざ決議するか。素朴な疑問です。意見書には「議員一人ひとりが、より一層のコンプライアンス意識の徹底を図り」とありますが、よもや長崎県議会議員がIR事業者との疑惑を問われることがあってはなりません。いづれにしても本意見書は、IR・カジノ導入を前提としており、賛成できません。</p> <p>カジノは、製造業でもなければサービス業でもありません。おそらく、パチンコや競馬と同じ産業「娯楽業」に分類されることになるでしょう。しかし、身を持ち崩したり家計を破綻させたりするような産業を「娯楽業」と呼ぶのが適切でしょうか。カジノは、パチンコなどと比較にならないほど、身の破産と紙一重の関係です。ギャンブル依存症の県民をつくるIR・カジノは、佐世保のハウスステテンポスに似ていません。</p> <p>新型コロナウイルス感染症により、世界のカジノ市場は壊滅的打撃を受けています。鳥畑与一静岡大学教授は、「今なすべきは、高収益のカジノ市場の復活を期待して時をムダにすることではなく、コロナ後の日本経済の展望や、世界のカジノ市場の変貌の検証を通じて、カジノに依存しない観光戦略の再構築と地域経済発展策の再構築」と指摘します。</p> <p>2018年に成立した「カジノ実施法」では、第10条にカジノの有効期間は10年、10年経過後の有効期間は5年と明記しています。実際は、「有効期間を超えた期間を定めることが可能です」。担当課に確認しましたが、長崎県は事業期間を35年と定めています。カジノを導入すれば、半永久的に営業できるのです。県議会の議決は、県民のくらしを左右する重要な議決となります。IR・カジノに頼らない観光政策、地域振興政策を求めて、意見書反対討論いたします。</p>

動議名・議員名	特定複合観光施設（IR）区域整備にかかわる意見書（案）
自由民主党・県民会議	大場 博文 議員 【賛成討論】
	<p>自由民主党・県民会議の大場博文でございます。</p> <p>会派を代表いたしますとして、「特定複合観光施設（IR）区域整備にかかわる意見書案」について、賛成の立場で意見を申し述べ、議員各位のご賛同を得たいと存じます。</p> <p>特定複合観光施設、いわゆるIRについては、地域経済に大きなインパクトをもたらす、交流人口の拡大のほか、新たな雇用創出や定住人口の増加が見込まれるものであり、県勢浮揚の好機であることから、行政、議会、さらには民間が一体となって、強力で誘致を進めているところであります。</p> <p>このようなか、去る10月9日、区域整備計画の認定に関する基本的事項等を定める国の基本方針の修正案が公表されました。</p> <p>この基本方針は、普総理を本部長とする政府のIR推進本部の決定を経て、年内にも正式に策定・公表されることが見込まれており、全国3箇所を上限とするIRの誘致レースが、いよいよ本格化するものと考えております。</p> <p>こうした政府の動向等を踏まえ、本定例会において中村知事は、来年1月にも、IR事業者の公募を開始することを表明されました。</p> <p>厳しい地域間競争を勝ち抜き、区域認定を獲得するためには、パートナーとなるIR事業者の選定が大変重要なポイントであると言われており、県議会といたしましても、より多くの事業者が応募され、健全な競争が行われることで、区域認定を勝ち取ることができ、事業者が選定されることを強く希望するものであります。</p> <p>さて、IR事業者の公募が目前に迫る中、国の基本方針の内容について、いま一度確認したいと思いますが、「国及び都道府県等は、民間事業者がIR事業者を選定されることを目指した働きかけに対し、収賄等の不正行為を防止するとともに、公正性及び透明性の確保を徹底して、IR施設の整備を推進しなければならない」とあり、万が一、これに抵触するよう不正行為が行われた場合には、IRの計画自体が水泡に帰すことにもなりかねないわけであります。</p> <p>このため、国の基本方針においては、IR事業者に対し、コンプライアンスの確保が求められるとともに、国や都道府県等に対しても、IR事業者等との厳格な接触ルールの策定が求められております。</p> <p>一方、国会議員や我々県議会議員は、接触ルールの対象とされておりませんが、県議会については、区域整備計画の認定申請にかかわる議決を行うなど、IRを実現するうえで、非常に大きな役割を担っております。</p> <p>このようなかから、我々県議会としても、議員一人ひとりが長崎県議会議員の政治倫理に関する条例の内容をいま一度確認し、条例が定める規範に則った行動を心がけることが肝要であると認識しております。</p> <p>こうしたことを前提に、本意見書は、知事に対し、まず、事業者との厳格な接触ルールの策定とその遵守の徹底、次に、IR事業者の公募・選定手続における公平性、公正性及び透明性の確保、さらには、反社会勢力の排除やコンプライアンス確保の徹底をIR事業者へ義務づけるとともに、廉潔性の高い事業者を選定することを求めるもので</p>

あり、こうしたことは、IR区域整備に対する県民の皆様のご信頼確保と理解促進にも資することから、賛意を表明するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議員派遣の件（案）

下記のとおり議員を派遣する。

令和2年12月18日

記

九州各県議会議員交流セミナー

1 目的 九州各県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うことにより、政策提案能力その他議会機能の充実を図るとともに、議員間の親睦を深め、ともに九州の一体的な発展と地方主権の確立をめざす

2 期 日 令和3年2月8日（月）から

平成3年2月9日（火）まで

（2日間）

3 派遣先 福岡県

4 派遣議員名 田中 愛国 小林 克敏 中山 功 山田 博司  
 山田 朋子 川崎 祥司 石本 政弘 堤 典子  
 久保田将誠 浦川 基継 北村 貴寿 下条 博文

委員 会 名	付 託 事 件
総務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員会、現地調査及び要望活動                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理、防災、危険物の規制等に関する事項について</li> <li>・重要施策の企画及び総合調整に関する事項について</li> <li>・特定複合観光施設（IR）に関する事項について</li> <li>・職員的人事、勤務条件、給与、福利厚生等に関する事項について</li> <li>・行政改革、情報公開等県の行政一般に関する事項について</li> <li>・県の予算、財政、果税その他の財務に関する事項について</li> <li>・政策評価に関する事項について</li> <li>・公有財産に関する事項について</li> <li>・秘書、広報及び広聴に関する事項について</li> <li>・地域・行政情報化その他他部の主管に属しない事項について</li> <li>・離島・半島及び地域の振興に関する事項について</li> <li>・県内市町の行政、財政、選挙に関する事項について</li> <li>・土地対策に関する事項について</li> <li>・交通運輸に関する事項について</li> <li>・県庁舎の跡地活用に関する事項について</li> <li>・出納及び物品調達に関する事項について</li> <li>・議会事務局に関する事項について</li> <li>・監査事務に関する事項について</li> <li>・人事委員会に関する事項について</li> <li>・労働委員会に関する事項について</li> <li>・警察の組織及び運営に関する事項について</li> <li>・交通安全、防犯対策の推進に関する事項について</li> <li>・公安委員会に関する事項について</li> </ul> </li> </ul>
文教厚生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員会、現地調査及び要望活動                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校及び県立大学（公立大学法人）に関する事項について</li> <li>・福祉保健行政の企画及び総合調整に関する事項について</li> <li>・社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査に関する事項について</li> <li>・医療政策に関する事項について</li> <li>・医療人材の確保等に関する事項について</li> <li>・義務行政に関する事項について</li> <li>・高齢者施策の推進に関する事項について</li> <li>・障害者施策の推進に関する事項について</li> <li>・原簿破壊者対策等の推進に関する事項について</li> <li>・子どもに関する総合的な施策及び調整に関する事項について</li> <li>・教育委員会に関する事項について</li> <li>・教職員の定数、勤務条件及び福利厚生等に関する事項について</li> <li>・県立学校の施設及び設備に関する事項について</li> <li>・義務教育及び高校教育に関する事項について</li> <li>・特別支援教育に関する事項について</li> <li>・生涯学習に関する事項について</li> <li>・学芸文化に関する事項について</li> <li>・保健体育に関する事項について</li> <li>・競技力の向上に関する事項について</li> </ul> </li> </ul>

委員会名	付託事件
環境生活建設	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化振興に関する事項について</li> <li>・世界遺産に関する事項について</li> <li>・観光振興に関する事項について</li> <li>・物産流通振興に関する事項について</li> <li>・国際関連施策の推進に関する事項について</li> <li>・スポーツ振興に関する事項について</li> <li>・県民生活及び環境に関する施策の企画及び総合調整に関する事項について</li> <li>・県民との協働推進等に関する事項について</li> <li>・入権・同和問題に関する事項について</li> <li>・男女共同参画に関する事項について</li> <li>・交通安全の企画、交通安全運動等に関する事項について</li> <li>・統計に関する事項について</li> <li>・生活衛生に関する事項について</li> <li>・食の安全・安心及び消費者行政に関する事項について</li> <li>・環境保全等に関する事項について</li> <li>・生活排水対策及び水資源政策に関する事項について</li> <li>・廃棄物対策に関する事項について</li> <li>・自然環境に関する事項について</li> <li>・道路及び河川に関する事項について</li> <li>・まちづくりに関する事項について</li> <li>・土砂災害対策に関する事項について</li> <li>・住宅及び建築に関する事項について</li> <li>・県土地開発公社に関する事項について</li> <li>・県住宅供給公社に関する事項について</li> <li>・県道路公社に関する事項について</li> <li>・港湾、空港その他土木に関する事項について</li> <li>・県営交通事業に関する事項について</li> </ul>
農水経済	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業の振興に関する事項について</li> <li>・労働に関する事項について</li> <li>・雇業技術の振興に関する事項について</li> <li>・水産業に関する事項について</li> <li>・漁港漁場に関する事項について</li> <li>・農業に関する事項について</li> <li>・林業に関する事項について</li> </ul>
予算決算	<p>○委員会、要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計、特別会計及び企業会計予算並びに決算について</li> </ul>
議会運営	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の運営に関する事項について</li> <li>・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について</li> <li>・議長の諮問に関する事項について</li> </ul>
離島・半島地域振興特別	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島・半島地域振興対策</li> <li>・有人国境離島法対策</li> <li>・離島地域航路・航空路対策</li> </ul>
観光振興・交通対策特別	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IR対策</li> <li>・新幹線対策</li> <li>・観光振興対策</li> <li>・国際戦略</li> <li>・交通対策</li> </ul>
人口減少・雇用対策特別	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会減対策</li> <li>・人材確保対策</li> <li>・若者・女性対策</li> </ul>

# 配 付 資 料